第二部　勞働者運動

概　說……一四一
第一篇　勞働爭議……一四一
等一章　鑛●工●交通業勞働者の爭議……一四一
第一節　爭議の大勢……一四一
第二節　主要なる爭議……一四七
第三節　特に重要なる爭議の顚末……一五四
第二章　農業勞働者の爭議（小作爭議）……一五九
等一節　爭議の大勢……一五九
第二節　特に重要なる小作爭議……一七〇
第三節　小作調停……一七四
第三章　中間階級者の爭議……一九四
第四章　婦人勞働者及職業婦人の爭議……一九五
第二篇　勞働運動……一九六
第一章　工●鑛●交通業勞働者の運動……一九六
第一節　共通運動……一九六
第二節　勞働團體各箇の運動……二〇三
第二章　農業勞働者の運動……二三〇
第一節　全國的農民組合の運動……二三〇
第二節　地方的及其他の農民組合の運動……二三八
第三節　農民の政治運動……二四一
第三章　中間階級者の運動……二四四
第四章　婦人勞働者及職業婦人の運動……二四六
第五章　勞働者教育運動……二四七
第三篇　勞働組合……二四七
第一章　工●鑛●交通業勞働者の組合……二四九
第一節　主要なる勞働組合……二五〇
第二節　其他の勞働組合……二五五
第二章　農業勞働者の組合……二五五
第一節　全國的農民組合……二五九
第二節　主要なる地方的及其他の農民組合……二六四
第三章　中間階級者の組合……二六六
第四章　職業婦人の組合……二六六
附主要勞働組合一覽表……二六七
第四篇　產業組合及勞働者の自立運動……二九一
第一章　產業組合……二九一
第一節　產業組合一般狀況……二九一
第二節　產業組合の事業及運動……二九二
第三節　植民地に於ける產業組合……二九四
第二章　消費組合……二九五
第一節　消費組合一般狀況……二九五
第二節　消費組合の事業と運動……二九六
第三章　勞働者の自立運動……二九七
第五篇　無產政黨……二九七
概　說……二九七
第一章　共通運動……二九八
第一節　府縣會議員選擧及府縣會內の活動……二九八
第二節　共同戰線及合同問題……三一一
第二章　無產政黨各個の運動……三一三
第一節　全國的無產政黨……三一三
第二節　地方的無產政黨……三三一
主要無產政黨一覽表……三三五

第二部(勞働者運動)統計表

第一表　勞働爭議統計（當研究所調査）

其一　業態及月別表

其二　業態及府縣別表

其三　業態及原因別表

其四　業態及經過別表

其五　業態及結果別表

第二表　勞働爭議統計(社會局調査)

其一　業態及爭議種別表

其二　府縣別爭議種別表

第三表　小作爭議統計(社會局調査)

第四表　中間階級者及婦人勞働者爭議統計(當研究所調査)

其一　主要爭議月別表

其二　主要爭議原因別表

其三　主要爭議經過別表

第五表　勞働組合及組合員數(社會局調査)

第六表　產業組合統計(農林省調査)

其一　產業組合累年表

其二　產業組合員數及出資金累年表

其三　產業組合員職業別累年表

其四　產業組合事業累年表

概說

昭和二年度に於ける勞働運動の一般的傾向を敍するに當つて、看過することの出來ないのは金融恐慌の事實である。これは我が財界未曾有の混亂として、また我が經濟組織の一大轉換を表徵する重大なる出來事として、勿論勞働運動の上にも著しい影響を與へずにはゐなかつた。昭和二年度に於ける勞働運動の一般的傾向が、一方に於ては「前年度に表はれた諸傾向の尖鋭化」と見られながら、他方に於てはヨリ重大な轉換に依つて新しい發足點をなさんとする萠芽を認め得るのは、專らこの事實に基づく。

資本の意識的攻勢は、政府の反動的政策と相俟つて、愈〻露骨にその鋒鉦をあらはし始めた。これは多年の辛苦に成つた勞働者農民の牙城への肉迫として表明せられてゐる。

經濟戰線に於ける進出の不能は、期せずして無產政黨運動に主力を注がしむる結果となつて、あらゆる對立抗爭にも拘らず、無產政黨が飛躍的の進展をなした事實はこれを雄辯に物語つてゐる。普選初頭の府縣議戰に於ける無產政黨の意外なる進出は、單に國民の好奇心を以て論ずべきものではない。

然し乍ら、金融恐慌は、無產階級陣營內の對立抗爭の激化と、無產階級戰線の統一の要望と云ふ、二個の相矛盾する傾向をも生ぜしめた。金融恐慌の破壞的の意義を高調するものと、然らざるものとの見解の相異である。唯、後者に代表せられた戰線統一の實踐的要望は、昭和三年度に於て急速に具體化せんとする傾向の胚種をなすものと思はる。

これ等の壓迫と戰線の分裂にも拘らず、組織勞働者の數量的增大、御用組合の階級的組合への發展、中間階級者の意識的分子の無產階級への接近、婦人勞働者及び職業婦人への階級的意識の漸次的浸透は、時代の趨向として看過することが出來ない。殊に無產政黨の進出は、かゝる分野に於ける更に目覺しい進展を準備するであらう。

要するに本年度に於ける勞働運動は、前年度來發展し來つた諸傾向の上に、更に新なる飛躍の契機を含むものとして注目すべきものがある。勿論政治的運動の分野に於て最も語るべきものあるが故に、本年鑑もそれに力點をおいて忠實に報告するに努めた。

第一編　勞働爭議

第一章　工・鑛・交通業勞働者の爭議

第一節　爭議の大勢

金融恐慌以來極度に不況化した經濟界の狀勢は、資本の攻勢に依る爭議を頻出せしめ、資本家の意識的對抗策と官憲の

彈壓的態度とは、爭議の結果を概ね慘敗に終らしめた。殊にその爭議の結果、組合の解體、意識的分子の一掃等が具體化せられつゝあるの事實は、資本家官憲の眞意の那邊にあるかを窺知せしむるであらう。また、爭議の勃發が小工場に多く大工場は偶々勃發するも紛議の程度に止まるのは、恐慌の餘禍を最も多く蒙つたのがこれ等の小工場であるのと、大工場勞働者の地位が彼等をして漸く反動化せしめんとしつゝある事實に負ふものではあるまいか。この後の事實は尙將來の考慮を要すること勿論である。

爭議業態別件數　當研究所の調査によれば、昭和二年度に發生したる爭議件數五七五件にして、その中工場勞働者の爭議(四三五件)(就中染織工業(一一八件)首位を占め、金屬工業(一一四件)これに次ぐ)が最も多きを占めてゐる。今これを各業態別に前年度に於ける爭議件數と比較すれば次の如くである。

業態別	件數 大正十五年	件數 昭和二年
工業 工場工業 染織工業	六七件	二八件
機械器具及金屬工業	二三	二四
化學工業	三六	三四
飲食物工業	一九	一八
雜工業	八七	一〇五
鑛業	三	六
交通業	三五	四五
官公業	二五	六二
特別工業	三七	四九七
計	三三	一九
家內工業	四	五
合計	四四	三六
水上交通業	四八	四一
陸上交通業	七	五
計	四	三
通信、交通業	二	一八
工場その他	四九	五七
計		
總計		

すなはち全體として見る時は一一六件の增加を示して居り(本年度分にはこれを加ふれば八二件の增加)、これを業態別に見る時は、金屬工業、飲食物工業、陸上交通業に於て僅少の減少を見たる外は全て增加を示してゐる。就中染織工業に於ける增加が最も顯著である。

爭議月別　當研究所の調査に依れば、昭和二年度中爭議の最も多かつた月は三月の七一件(一二・三%)であり、四月の六二件(一〇・八%)これに亞ぐ。最も少なかつたのは十二月の二〇件(三・五%)である。注目すべきは例年の型を破つて三

四月に爭議の最も多かつたことである。財界の動搖と何等かの關係を見出し得ると思はれる。

これを前年度と比較表示すれば

工・鑛・交通業（實數）　工・鑛・交通業（百分率）

	全體 大正十五年	全體 昭和二年	全體 大正十五年	全體 昭和二年
一月	二七	五七	五・九	九・九
二月	三五	三五	七・六	六・一
三月	三四	七一	七・四	一三・三
四月	二五	六二	五・四	一〇・八
五月	三四	五五	七・四	九・六
六月	二五	五三	五・四	九・二
七月	四六	六〇	一〇・〇	八・〇
八月	六〇	五六	一三・一	九・七
九月	六〇	四六	一三・一	八・〇
十月	四五	三六	九・八	六・三
十一月	四一	三八	八・九	六・六
十二月	二七	二〇	五・九	三・五
總計	四五九	五七五	一〇〇	一〇〇

更にこれを各業態別に見るに、多少の差異あるも略〻全體の傾向に合致してゐるのを見る。（附表第二部統計表第一表其一參照）

爭議分布　當研究所の調査に依れば、爭議の發生したる道府縣は合して四十三であり、殆んど全國に普及してゐる。最大多數を占めるものは東京の九六件（二六・七〇％）であり、大阪の七二件（一二・五二％）、兵庫の五六件（九・七四％）、神奈川の四二件（七・三〇％）これに亞ぐ。即ち關東關西の兩產業中心が殆んど爭議の大部分を占めてゐる。今件數の比較的多きものをこつて前年度と比較すれば左の如くである。

	實數 大正十五年	實數 昭和二年	百分率 大正十五年	百分率 昭和二年
東京	一三	九六	二四・四	一六・七
大阪	八	七二	一九・二	一二・五
兵庫	六	五六	一五・七	九・七
神奈川	五	四二	一二・五	七・三
愛知	三	二八	七・五	五・〇
埼玉	一	一四	二・五	四・二
北海道	三	三	七・五	四・〇

尙詳しくは第二部統計表第一表其二を見よ。

爭議原因　爭議中資本家の挑戰に發したるもの三二八件（五七・〇％）、勞働者の要求に基づくもの二四七件（四三・〇％）であり、受動的原因の飛躍的の增加を見ることが出來る。

	資本家の挑戰に端を發するもの	勞働者の要求に端を發するもの	資本家の挑戰に端を發するもの	勞働者の要求に端を發するもの
	實數		百分率	
昭和二年	三八件	二四七件	五七・〇%	四三・〇%
大正十五年	三〇	三三九	四七・九	五二・一
同　十四年	一九七	一九八	五〇・〇	五〇・〇
同　十三年	一三七	六三四	一七・八	八二・二
その他	四	五七	〇・六	
計	三八	五七〇		

更に受動的原因に就て、その内容に立ち入つて觀察すれば次の如くである。

昭和二年中爭議受動的原因細別

		全爭議百中占むる割合
工場閉鎖	三件	五・四%
解雇反對	七六	一三・六
解雇手當要求	二二	三・六
組合員解雇及び組合壓迫	四一	七・一
休業手當要求	一三	二・三
賃銀不拂	二八	四・九
收入減反對	一〇一	一七・六
待遇改惡反對	一一	一・九

收入減反對最も多く、解雇反對これに亞ぐ。以て一般の趨勢をトするに足るであらう。今これを表示すれば次の如くである。

各業態別爭議百中占むる割合

	大正十五年	昭和二年
工業		
工場工業		
染織工業	五〇・七	四七・八
機械器具及金屬工業	四九・二	六三・二
化學工業	五五・四	七〇・三
飲食物工業	四七・四	五五・六
雜工業	五〇・六	六七・一
特別工業	—	五〇・〇
計	五〇・三	六〇・七
家內工業手工業	六〇・〇	六二・九
合計	—	六一・〇
鑛業	五二・二	三一・六
交通業	—	四〇・〇
水上交通業	—	三〇・六
陸上交通業	三二・五	三一・七
計		

官公業 通信、交通業	—	二〇・〇	
官公業 工業その他	—	天・五	
計	九・一	三・三	
總計	四七・九	五七・〇	

各業態別の爭議原因中、受動的原因に屬するものゝ細別は第二部統計表第一表其三として收錄せるが故にこゝに省略する。

次に勞働者側の要求に端を發したる能動的原因に就て、その內容を見るに、待遇改善最も多く(九〇件、全體の一五・七%)賃銀値上(八六件、全體の一五・〇%)これに亞ぐ。

昭和二年度爭議能動的原因細別

	件數	全爭議百中占むる割合
賃銀値上	八六件	一五・〇
解雇手當制定要求	一五	二・六
退職手當制定要求	五	〇・九
健康保險問題につき	九	一・五
待遇改善要求	九〇	一五・七
組合確認要求	八	一・四
感情的原因	三	五・七
その他	一	〇・二
合計	二四七	四三・〇

通業の八〇・〇%であり、最も低きは化學工業の二九・七%である。これを前年度と比照して表示すれば次の如くである。

各業態別爭議百中占むる割合

	大正十五年	昭和二年
工業 織工業	四九・三	四二・二
工業 機械器具及金屬工業	五〇・八	五六・八
工業 工場工業 化學工業	四四・六	二九・七
工業 工場工業 飲食物工業	四二・六	四四・四
工業 工場工業 雜工業	四九・四	三二・九
工業 工場工業 特別工業	一〇〇・〇	五〇・〇
工業 工場工業 計	四九・七	三九・三
工業 家內工業及手工業	四〇・〇	三七・一
工業 合計	—	三九・〇
鑛業	—	五六・四
交通業 水上交通業	四七・八	五六・四
交通業 陸上交通業	—	六〇・〇
交通業 計	—	六九・四
官公業 通信及交通業	六八・七	六八・三
官公業 工業その他	—	八〇・〇
官公業 計	—	六一・五
總計	九〇・九	六六・七
總計	五二・一	四二・〇

次に各業態別に依る爭議原因中、能動的原因の細別は第二部統計表第一表其三に收錄せるが故に、こゝには省略する。

爭議經過　勞働爭議の戰術として使用せられるものは、盟休、怠業、示威運動の三者をその主要なるものとする。而して昭和二年度中に於ける戰術別爭議件數は次の如くである。

	實數			比例（全爭議百中占むる割合）		
	單獨行使	併用せられたるもの	計	單獨行使	併用せられたるもの	計
盟休	二六五件	一〇六件	三七一件	四六・一	一八・四	六四・五
怠業	三三	三七	六九	五・六	六・四	三・〇
示威運動	四〇	九九	一三九	七・〇	一七・四	二四・〇
紛議に止りしもの	—	—	三三	—	—	二・四

即ち盟休最も多く六四・五%を占め、怠業最も少く一二・〇%に過ぎない。而して併用方法を見れは盟休及び示威運動の併用最も多く七八件（一三・六%）を占め、怠業、示威が最も少く九件（一・五%）である。更に紛議の一二三件（二一・四%）の多數に上つたのは資本の攻勢を語るものであらう。

更にこれを工・鑛・交通業全體、工場工業、機械器具金屬工業等に就て見れば、

	實數			比例（各業態別爭議百中占むる割合）		
	工・鑛・交通業全體	工場工業	機械器具及金屬工業	工・鑛・交通業全體	工場工業	機械器具及金屬工業
盟休	三七一件	二六〇件	五件	六四・五	五九・八	四八・二
怠業	六九	三七	六	一一・四	一二・五	一六・七
示威運動	一三九	九九	四	二四・〇	二五・七	二六・九
紛議に止りしもの	三三	一一	一	二・四	二・五	二・七

即ち、前年度と比較して見る時は、怠業及び盟休が減じ、示威運動が著しく增大してゐる。爭議の戰術の著しく深刻化したことを物語るものではあるまいか。

次に業主のこれに對する對策を見るに大體次の如くである

	實數			比例（各業態別爭議百中占むる割合）		
	工・鑛・交通業全體	工場工業	機械器具金屬工業	工・鑛・交通業全體	工場工業	機械器具金屬工業
工場閉鎖	三件	二六件	三	五・四	六・四	一〇・五
解雇	九一	六四	一七	一五・八	一四・七	一四・九
解雇閉鎖	八	七	—	一・四	一・六	…

解雇最も多く、工場閉鎖これに亞ぎ、解雇閉鎖は最も少な

怠業	六九	五〇	一九	一一・五	一六・七	一四・六
示威運動	一三九	一三	三	二四・四	二五・七	二八・九

（備考）本表に於ては單獨及び併用を合算せり

これを更に前年度と比較すれば

	各業態別爭議百中占むる割合				
	工・鑛・交通業全體		工場工業		機械器具金屬工業
	大正五年	昭和二年	大正五年	昭和二年	大正五年	昭和二年
盟休	六四・七	六四・五	五九・八	六〇・〇	四八・二	
怠業	一五・〇	三・〇	一五・六	二・五	二〇・八	一六・七
示威運動	一七・二	二四・四	一七・九	二五・七	一八・三	二六・九

い。これを前年度と對比すれば、

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體 大正五年	工・鑛・交通業全體 昭和二年	工場工業 大正五年	工場工業 昭和二年	機械器具金屬工業 大正五年	機械器具金屬工業 昭和二年
工場閉鎖	五・四	五・四	四・八	六・四	一四・二	一〇・五
解雇	二一・四	一五・八	二一・四	一四・七	一八・三	一四・九
解雇閉鎖	二・二	一・四	二・八	一・六	五・八	—
計	二九・〇	三二・六	三〇・〇	三一・七	三八・三	二五・四

すなはち、解雇、解雇閉鎖の各項に亙つて何れも減少の傾向にある。ひとり工場閉鎖のみ工場工業に於て增加を示してゐるのは注目に値する。

爭議結果　爭議の結果は不明なるものが甚だ多いが、當研究所の調査に依つて歸趨の明かなるものに就てその結果を見るに、妥協最も多く全爭議の三五・五%弱を示し、業主に有利な解決したるもの二一・六%弱にしてこれに亞ぐ。概して業主に有利に解決したものと見ることが出來る。

更に各業態別に就てこれを見るに、勿論多少の差異あるも傾向は略々同一である。即ち次表の通りである。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體	工場工業	機械器具金屬工業
被傭者に有利解決	一七・九	一九・一	一八・四
業主に有利解決	二六・八	二一・六	二五・〇
妥協	二四・二	二五・五	二一・二
不明	三五・〇	三二・六	三七・二
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇

更にこれを前年度と比較して見るならば次の如くである。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體 大正五年	工・鑛・交通業全體 昭和二年	工場工業 大正五年	工場工業 昭和二年	機械器具金屬工業 大正五年	機械器具金屬工業 昭和二年
被傭者に有利解決	二一・一	一七・九	二一・六	一九・一	二三・三	一八・四
業主に有利解決	三六・八	二一・六	三六・八	二一・八	三四・二	一八・四
妥協	二四・二	二五・五	二四・一	三七・二	二三・五	四一・二

妥協の率の高くなつたことの目立つ外、大體に於て前年度の傾向と大差なきことを見ることが出來る。

尙勞働爭議に關する當研究所調査及社會局調査の諸統計は第二部統計表第一表及第二表として下に掲げてある。

第二節　主要なる爭議

1　工場工業に於ける主要勞働爭議

一、染織工場

(工場名)	(發生月)	(參加人員)	(關係せる勞働團體)
東京毛織南千住工場(東京)	一月	二〇〇	關東合同

溝口メリヤス工場（東京）	一月	八〇	三重合同	一〇〇
笹川紡績第二工場（三重）	一月	一〇〇	染物勞働	五〇
市田友禪工場（京都）	一月	五〇	相生勞働	三〇
林屋染色工場（群馬）	二月	三〇	組合聯合	七二
東京メリヤス工場（東京）	二月	七二	中部評議會	
愛知織物會社（愛知）	二月		大阪評議會	三〇〇
大阪メリヤス工場（大阪）	二月	三〇〇	堺金屬	
岸和田紡績堺工場（大阪）	二月		札幌合同	五〇
富山織物模範工場（富山）	二月	八一	中部評議會	五〇
駒野製糸工場（北海道）	三月	五〇	同上	五〇
羊毛精製會社（愛知）	三月	五〇	評議會	五〇〇
愛知織物千種工場（愛知）	三月	五〇	三重合同	
日本絹糸紡績大宮工場（埼玉）	三月	五〇〇	大阪紡績	
岸和田紡績津工場（三重）	三月			
泉州織物會社（大阪）	三月			
吉見紡織會社（大阪）	三月			
大和シャツ會社（神戸）	三月			
國武絣工場（福岡）	三月	四〇〇	九州合同	
倉敷紡績松山工場（愛媛）	三月	七〇〇	評議會、勞農黨	
青柳製糸工場（群馬）	三月	六〇		
青山製糸場（長野）	三月	四〇		
猪名川染色工場（兵庫）	三月	一五〇	組合同盟	
日本原毛會社（東京）	四月	二〇〇	關東合同	
東京モスリン沼津工場（靜岡）	四月	三〇〇		
木村友禪工場（兵庫）	四月			
丸一製糸工場（愛知）	四月			
東洋モスリン龜戸工場（東京）	五月			
佐久間製糸工場（愛知）	五月			
武田友禪工場（大阪）	五月			
大阪ヴォイル會社（大阪）	五月			
佐野紡績會社（大阪）	五月			
日本毛織印南工場（兵庫）	五月			
群馬社製糸場（群馬）	六月			
日本紡績橋場工場（東京）	六月			
洛西方百友禪工場（京都）	六月			
富士瓦斯小名木川工場（東京）	七月			
田中友禪工場（大阪）	八月			
大阪メリヤス晒工（大阪）	八月			
洛西友禪工場（京都）	八月			
由一製糸場（長野）	八月			
智里館製糸場（長野）	八月			
富士紡本庄工場（埼玉）	八月			
松岡メリヤス工場（東京）	九月			
中央毛織工場（岐阜）	九月			
沔谷製糸工場（宮城）	九月			
松陽製糸工場（島根）	九月			
東京ベルベット會社（東京）	十月			
野村製糸工場（愛媛）	十月			
日本紡績		五、〇〇〇	東京紡績	一六〇
		四〇	評議會	四、八〇〇
友禪工		四五	日本紡績	一、〇〇〇
評議會		一三	友禪工	一〇〇
總同盟			總聯合	二、〇〇〇
誠和會			染物勞働	
			總同盟	一、一〇〇
			南信勞働	一〇〇
			日本紡績	一、〇〇〇
			東京合同	六〇
			總同盟	三〇〇
			仙臺勞働組合	五〇
				一〇四
			關東合同	五〇
				二〇〇

東洋紡四貫島工場（大阪）　十月　二、〇〇〇　總同盟
丸和人絹織物會社（福井）　十一月　二〇〇　社民黨
山保毛織物工場（群馬）　十二月　二〇〇

二、金屬工場

中山亞鉛工場（兵庫）　一月　五〇　總同盟
日蓄川崎工場（神奈川）　一月　　神奈川鐵工
村松時計工場（東京）　一月　二〇〇　關東金屬
大日本自轉車會社（東京）　一月　一五〇
小澤眼鏡工場（千葉）　一月　一〇〇　總同盟
西川衡器製作所（大阪）　二月　四〇　總同盟
上田鑄造工場（大阪）　二月　　評議會
大同電氣特鋼工場（愛知）　二月　一〇〇　名古屋勞働
伊藤鑄物工場（埼玉）　二月　二〇　東京鐵工
米子製鋼所（鳥取）　三月　一〇〇
和氣鐵線工場（大阪）　三月　一五〇　大阪金屬
日本樂器會社（靜岡）　三月　一、一〇〇　勞農同志會
北川ベル工場（神奈川）　三月　　關東金屬
大華工具會社（神奈川）　三月　五〇　京濱勞働協會
大川鑄物工場（栃木）　三月　三〇　關東陸造
三笠線釘會社（奈良）　四月　　評議會
松山工作所（愛媛）　四月　五〇　松山合同
安川電機製作所（福岡）　四月　五〇〇　評議會
富士電機會社（神奈川）　四月　六〇〇　評議會
高等工藝木工部（東京）　四月　七〇　關東木工
小樽地方造船工（北海道）　四月　二八〇　小樽造船
錨釘會社（廣島）　五月　二〇　自由聯合
乾鐵線工場（兵庫）　五月　四〇〇　組合同盟、評議會
赤線檢溫器工場（東京）　五月　　關東勞働協議會
加藤鑄物工場（東京）　五月　九八　東京鐵工
富岡鑄物工場（埼玉）　五月　　關東合同
伊藤鑄物工場（埼玉）　五月　六〇　尼崎勞働
兼重製鋼所（兵庫）　六月　一〇〇　評議會
阪東式調帶會社（兵庫）　六月　七〇　總同盟
S・K鈴木電球工場（東京）　六月　五二　評議會
日本光學會社（東京）　六月　一三〇
高木鐵工場（大阪）　七月　五〇　評議會
笹村製綱所（大阪）　七月　二四二
宇佐美自轉車工場（愛知）　七月　八二　東京鐵工
東京トタン板鍍金工場（東京）　七月　四〇　一般勞働
大阪錫電解工場（大阪）　八月　五〇　一般勞働
上林製作所（大阪）　八月　三一　大阪一般
近森電解工業所（大阪）　八月　一、二〇〇　評議會、芝浦勞働
芝浦製作所鶴見工場（神奈川）　八月　二八〇
横濱フォード工場（神奈川）　八月　一〇〇
東京市木造船工場（東京）　八月　一五〇　評議會、總同盟
小穴電機製作所（東京）　八月

東京耿瑯會社（東京）	八月	二〇	總同盟	七〇〇
關口鑄物工場（埼玉）	八月	一三〇	總同盟	四〇〇
中山亞鉛工場（兵庫）	九月	一〇〇	總同盟	四〇
日本鋼管會社（神奈川）	九月	二、〇〇〇	總同盟	一三〇
尙工舍時計工場（東京）	九月	三〇	關東金屬	
屋井乾電池工場（東京）	九月	一八〇	關東金屬	四〇
高田鑄物工場（福岡）	十月		九州合同	三五
川北電機會社（大阪）	十月		純向上、評議會	三五
明治電氣工場（東京）	十月	一八〇	總聯合	六〇
佐藤鐵工所（東京）	十月	三〇	東京合同	一六〇
日立製作所（山口）	十一月	八〇〇	勞友會	三〇
大藪クロム鍍金所（兵庫）	十一月	三〇		一三〇
東京建鐵會社（東京）	十一月	一四七	關東金屬	三五
白楊社自動車工場（東京）	十一月	一〇〇	關東金屬	一六〇
栗原電機製作所（東京）	十一月	三〇	評議會	二〇〇
伊藤鑄物工場（埼玉）	十一月	四〇	關東合同	五五
				三〇〇

三、化學工場

高木合名會社（兵庫）	一月		姫路合同	
東亞ゴム會社（兵庫）	一月	三六		
米田膠工場（奈良）	一月	二〇	水平社	
三好硝子工場（大阪）	一月	一〇〇	總同盟	
島田硝子工場（大阪）	一月	二五〇	總同盟	
瀨戸地方陶畫工（愛知）	一月		製陶同盟	
明石地方製瓦工（兵庫）	二月		製陶同盟	
加藤陶器工場（愛知）	二月		製陶同盟	
長上硝子工場（兵庫）	三月		九州合同	
竹田製油工場（熊本）	三月		農民組合	
宇智郡瓦工組合（奈良）	三月		評議會	
酒井ガラス工場（大阪）	三月			
三田屋セルロイド工場（大阪）	三月		評議會	
富田硝子工場（大阪）	三月		關東合同	
帝國硝子會社（東京）	三月			
塚本硝子工場（宮城）	三月			
大日本麥酒製瓶工場（北海道）	三月		製陶勞働	
上品野陶工（愛知）	四月			
大海村瓦工場（石川）	四月			
ライジングサン工場（神奈川）	四月		總同盟	
帝國セメント工業所（東京）	四月		關東合同	
帝國燐寸工場（兵庫）	四月			
石川製油工場（熊本）	五月			
中國製紙工場（廣島）	五月		九州合同	
岩橋皮革會社（大阪）	五月		廣島合同	
淡路製紙工場（兵庫）	五月		大阪一般	
小田切ゴム工場（兵庫）	六月		向上會	
八幡瓦工（滋賀）	六月		評議會	

S・Kガラス工場（東京）　六月　七〇　総同盟
花木ゴム工場（東京）　六月　四〇　評議會
山陽燐寸會社（廣島）　七月　三〇　廣島一般
ライジングサン工場（神奈川）　七月　一〇〇　總同盟
秋元皮革會社（東京）　七月　七〇　東京革工
東亜エナメル工場（兵庫）　八月　四〇
磐城セメント會社（福島）　八月　七〇
明治製革工場（東京）　九月　一〇〇　東同盟
平田硝子工場（東京）　九月　四〇　關東化學
淡路製陶工場（兵庫）　十月　一〇〇　向上會
品野陶工場（愛知）　十月　窯業勞働
品川白煉瓦工場（福島）　十月　三〇　組合同盟
谷川ゴム工場（兵庫）　十一月　三〇　評議會
東明製壜會社（兵庫）　十二月　四〇

四、飲食物工場

淺田醬油工場（東京）　一月　一五〇　關東醸造
鳥海醬油工場（千葉）　一月　同
朝日酒造工場（北海道）　四月　二五
野田醬油會社（千葉）　四月　關東醸造
旭ビール吹田工場（大阪）　五月　二〇〇　評議會
日東製氷會社（東京）　五月　一五〇　總同盟
久留米製氷會社（福岡）　九月　二

松月堂製菓工場（東京）　九月　八〇
日清製粉會社（栃木）　九月　二〇　關東醸造
野田醬油會社（千葉）　九月　二〇　關東醸造
石倉醬油工場（埼玉）　九月　三〇　勞農黨
鹿兒島菓子會社（鹿兒島）　十一月　總同盟
大日本ビール鑛泉會社（兵庫）　十二月

五、雜工場

眞崎鉛筆工場（東京）　一月　七五　東京合同
秀飯社（東京）　一月　六〇　出版勞働
都島木管製造所（大阪）　一月　一〇〇
嚴手毎日新聞社（嚴手）　二月　二四
德島市內下駄職工（德島）　二月
福島民友新聞社（福島）　三月　三〇　福島合同
服部製材工場（愛知）　三月　六〇　木材勞働
洲本貝釦工場（兵庫）　三月　四〇〇　向上會
尼崎製材會社（兵庫）　三月　八〇　尼崎勞働
廣島市內木履工（廣島）　三月
行田足袋工（埼玉）　四月　四〇
金澤市金箔業（石川）　四月
材總製材所（愛知）　四月　一〇〇　評議會
三田屋刷子工場（大阪）　四月　大阪勞働組合
大阪鞄工（大阪）　四月　三八〇　鞄自助會

日本煉炭工場（長野）	四月	六一	九州合同	三四
つちや足袋工場（福岡）	四月	五〇	九州合同	一五〇
伊豫新報（愛媛）	四月	一五	松山合同	五〇
茨城民報社（茨城）	五月	二〇		三三〇
深川製材所（東京）	五月	三五〇	關東木材	印刷工
國民新聞社（東京）	五月	一〇	出版勞働	六三
小村製材所（大阪）	五月	二五	木材勞働	一五
日本化學漆器工場（兵庫）	五月	三六	評議會	二〇
箸箱職工（廣島）	五月	二五	廣島一般	
池永釦工場（奈良）	五月	八一	瓦工、一般勞働	
松本足袋工場（埼玉）	六月	六〇		
東京臺紙會社（東京）	六月		出版勞働	關東電氣
忍町足袋工場（埼玉）	七月		評議會	四一
安藤製版所（大阪）	七月		俸給生活者	關東電氣
京都刷子製作所（京都）	七月			三〇〇
東北石膏會社（福岡）	八月	一五	勞農黨	組合同盟
白鳥製材工場（愛知）	八月	四〇	評議會	
河井燐寸軸工場（兵庫）	八月	一〇〇		
藤岡貝釦工（兵庫）	八月	五〇	向上會	四〇
賀茂貝釦工（兵庫）	八月	一〇〇	淡路合同	組合同盟
長島製材工場（東京）	九月	九五	關東木材	二五〇
大阪足袋工場（大阪）	九月	二五〇	足袋工	總同盟
洲本クレー工場（兵庫）	九月	三〇	淡路合同	一〇〇
淺井製材工場（福岡）	九月	一五〇	總同盟	二五〇
德島市下駄職（德島）	九月	三〇		四〇
關西木工會社（和歌山）	十月	一五〇		
行田足袋工場（埼玉）	十一月	三三〇	埼玉合同	
やまと新聞（東京）	十一月	五五	印刷工	
金木製材製函工場（靜岡）	十一月	一五	勞農黨	
藤永活版所（山口）	十一月	二〇	印刷工	
友文社印刷場（東京）	十二月			

六、特別工場

東京電灯會社（東京）	一月	四一
東京電灯芝浦工場（東京）	七月	三〇〇
東部電力會社（福島）	八月	

2　家內工業及手工業に於ける主要爭議

（工業者種類）	（發生月）	（參加人員）	（關係せる勞働團體）
多治見陶器荷造人夫（岐阜）	一月	四〇	組合同盟
神岡水電工事場（岐阜）	一月	二五〇	總同盟
長崎港漁船夫（長崎）	一月	一〇〇	
相模運輸荷揚夫（神奈川）	二月	二五〇	
妻木村荷馬車（岐阜）	二月	四〇	
銀山除雪人夫（北海道）	三月		
岡山驛仲仕（岡山）	三月		

瀬戸町陶器荷造夫（愛知）	四月	三〇〇			
撫養鹽田夫（徳島）	四月		撫養鹽田		
三井物産石炭仲仕（愛知）	五月	二〇〇			
九州汽船十井道工場（長崎）	五月	一三三			
長崎合同運送仲仕（長崎）	五	二〇〇	組合同盟		
吉塚驛仲仕（福岡）	五月	四四			
三井物産貯炭部（北海道）	六月	二五			
小樽通船從業員（北海道）	六月	三、〇〇〇	小樽合同、農民組合		
平塚驛仲仕（神奈川）	六月	三五			
神奈川砂利會社（神奈川）	六月	六〇			
深谷合同運送仲仕（埼玉）	八月	一六			
有馬鐵道人夫（兵庫）	八月	一、二〇〇			
白鳥驛仲仕（愛知）	八月	一〇〇	名古屋勞働		
倉吉驛仲仕（鳥取）	八月	四〇			
三菱鑛業石炭仲仕（長崎）	八月	六〇	日勞黨		
汐留驛仲仕（東京）	九月	四〇〇	組合同盟		
高山線鐵道人夫（岐阜）	十月	二六〇			
武生合同運送仲仕（福井）	十月	五〇	勞農黨		
敦賀港仲仕（福井）	十月	六〇			
大阪街路電灯夫（大阪）	十月	五〇	評議會		
靜岡仲仕（靜岡）	十二月	六〇	濱松合同		
高島鹽田夫（徳島）	十二月	一〇〇			

3 鑛山に於ける主要爭議

（鑛山名）	（發生月）	（參加人員）	（關係せる勞働團體）
入山炭坑（福島）	一月	五六〇	鑛夫組合
磐城炭坑（福島）	一月		鑛夫組合
尾吉澤鑛山（秋田）	三月		鑛夫組合
好間炭坑（福島）	三月		鑛夫組合
福岡炭鑛會社（福岡）	四月		
三井炭坑（福島）	四月	五〇〇	鑛夫組合
入山炭坑（福島）	四月	五〇〇	鑛夫組合
萬田炭坑（福岡）	五月	三〇〇	鑛夫組合
玉城炭坑（福島）	五月		
水澤鑛山（岩手）	七月	一〇〇	
千原鑛山（愛媛）	十月	一〇〇	
猪高村亞炭坑	十二月	四六〇	

4 交通業に於ける主要爭議

一、水上交通業

（會社船舶名）	（發生月）	（參加人員）	（關係せる勞働團體）
小野汽船會社（兵庫）	二月	三五	日本海員組合
日本郵船司厨部	三月		司厨同盟
大阪商船東成丸（鹿兒島）	九月	三四	日本海員組合

二、陸上交通業

訪諏自働車會社（長野）	一月	三		
京濱電鐵會社（東京）	一月		自治會	
兩丹自動車會社（京都）	三月	三〇		
第一タクシー（愛知）	五月	三六		
京濱電鐵會社（神奈川）	六月	五〇		
藤相鐵道會社（靜岡）	六月	一〇〇		
南海電鐵會社（大阪）	七月	二、四〇〇	南海同志會	
福井自動車會社（福井）	七月	四〇		
相武自動車會社（神奈川）	九月	二		
東京乘合實用タクシー（東京）	十月	三五〇		
旭自動車會社（神奈川）	十一月	三〇		
九水電氣會社（福岡）	十一月	三〇〇		
札幌電氣軌道會社（北海道）	十一月	二六〇		
勢能妃見電車（兵庫）	十二月	九〇	組合同盟	
王子電車（東京）	十二月	三三〇	自治會	
東京市清掃人夫（東京）	九月	一三、〇〇〇	從業員組合	
横濱市電氣局（神奈川）	九月		共和會	
横濱水道從業員（神奈川）	九月	三〇〇		

5　官公業に於ける主要爭議

	（發生月）	（參加人員）	（關係せる勞動團體）
横濱市水道土木從業員（神奈川）	二月		
新潟運輸事務所（東京）	三日		鐵道從業員
東京市土木衛生從業員（東京）	三月		從業員組合
函館市營給水從業員（北海道）	五月	二四	
東京市製管工場（東京）	七月	一三〇	從業員組合

第三節　特に重要なる爭議の顚末

日本郵船會社司厨部爭議——東京市麹町區丸ノ内日本郵船株式會社原因は待遇改善の要求。嘆願書提出——三月三日罷業開始——三月十八日、罷業終結——五月四日。

爭議の原因　郵船會社の司厨部員からなる郵司同友會は三月三日神戸海岸通二丁目郵司同友會本部に幹部會を開き、左記の嘆願書を白仁社長に提出し、三月十八日までに回答を求めた。

嘆願條項

(一)退職手當金の增額——勤續滿二十五ヶ年における最高支給額は甲五千圓、乙四千圓、丙三千圓、廿ヶ年以上のものに對しては相當額を支給すること

(二)年度手當金增額——半期毎に月俸の一ヶ月分支給

(三)雇入期間中病氣下船者に對しては本人の入院中および治療後內地歸着日までの給料の支給、以上屬員全般に適用のこと

(四)司厨見習の最低給料を七十圓とすることゝ給仕最低給料を三十圓とし、料理人及びベーカーの最低給料を四十圓とすること

(五)洗濯人及び司厨長の乘組すざる船舶の首級を乙種階級に改むること

(六)貨物船乘組一等料理人を二等料理人として使用せざること

（七）給仕の最高給料額を撤廢し級別に依る給料差額を廢すること。

（八）公休日の制定勤續一ヶ年に對して十日以上。

然るにこの嘆願書の回答日である三月十八日に井上郵司同友會長が郵船本社に到つて回答を迫り拒絶せられたので即日横濱支部事務所に於て協議し結果總同盟下船を宣告するに至り、罷業狀態に入つた。

經過　罷業狀態に入ると共に郵司同友會本部は全船の司厨部員に向つて下船の命令を發した。爭議團より發表した爭議人員は左の如くである。

下船日時	船名	下船港	人員	出帆の有無（×印出帆）
十八日夜	香取丸	神戸	八六	×
同	伊豫丸	同	二五	×
同	丹波丸	横濱	三五	
同	銀洋丸	同	四五	×
同	天洋丸	同	九八	×
同	リマ丸	同	二	×
同	マラツカ丸	同	一〇	
同	鳥羽丸	同	二	
同	加茂丸	同	三六	
同	鳥取丸	同	二	
同	横濱豫備	同	五〇	
同	神戸豫備	神戸	三	
十九日夜	豐國丸	横濱	一七	
同	セイロン丸	同	一〇	
二十日夜	加賀丸	神戸	一〇	
同	榛名丸	門司	九	
二十一日	博多丸	同	三五	
同	生駒丸	同	二七	
同	春日丸	神戸	五	
同	神奈川丸	横濱	三七	
同	筑波丸	同	二〇	
二十二日	摩耶丸	神戸	二	
同	長崎丸	同	七九	
同	上海丸	長崎	七九	
同	飛鳥丸	大阪	五	
二十三日	山城丸	同	九	
同	熊野丸	神戸	五五	
同	本社食堂	東京	三	
二十四日	八幡丸	横濱	三	
同	安藝丸	神戸	三	
二十五日	波南丸	同	八三	×
同	タアバン丸	同	六	
二十六日	蘭貢丸	同	七	×
同	近江丸		四	
累計			一、一五四	

以て爭議の規模を知ることが出來やう。爭議團はこれ等の罷業團員を大阪府下三島郡山田村の全日本農民組合同盟、兵庫縣聯合會横濱會館、東京日勞黨本部等に分宿せしめて持久戰に入つた。この間爭議團は日本勞働總聯合を介して日本海員組合に共同戰線を申込み、自由法曹團を介して支那人雇傭問題に抗議を提出し、また當時來朝中の戴天仇を通じて海工會側から支那人雇傭を妨止せんとした。然るに支那人雇傭の妨止先づ失敗し、爭議のバロメーターとした大洋丸及び加茂丸が相續いて出帆して以來は、勢ひ爭議團は受け身の立場に立たざるを得なかつた。

この間二三の調停者が表はれたが何れもものにならず、唯海員組合濱田氏と金杉英五郎氏との調停は稍好望に見えたがこれも結局失敗に終つた。爭議團は第二段の戰法として持久戰の戰法を採り、或は宮内省を訪問し、或は行動を行ひ、演說會を開いて氣勢を添えたが。かくて罷業は益々深刻化したが、四月二十三日非上同友會長は郵船横濱支部長との間に無條件妥協の交渉を進めたので計らずも問題を起し爭議團の結束にひゞが入つたが、遂に五月四日望月遞相の斡旋に依つて罷業四十八日にして解決するに至つた。

解決條件　五月四日望月遞相斡旋の下に爭議團代表と郵船の武田專務との會見の結果、左の條件を以て解決した。

覺　え　書

一、郵司同友會は歎願書を撤回し同時に爭議を中止すること

二、郵船會社は郵司同友會員が郵船に乘船申込みを受けつけた後、成るべく速に乘船又は豫備編入に努力すること

三、郵船會社は除名者七十二名に相當の手當金（四萬圓）を支給すること、尙除名者は追て本人の申出に依り相當の時期においてその採否を決すること

本爭議中の出來事　本郵船爭議は我國未曾有の海上爭議として各方面から注目された許りでなく、この爭議には殆んど全勞働團體があげてこれを應援したのである。唯郵司同友會と盟友の立場に立つ日本海員組合がいち早く中立の態度を表明し初めから終りまで袖手傍觀してゐたので、鈴木勞働代表が爭議中の郵船賀茂丸に乘船して出帆したのとは、非難の聲が高かつた。鈴木代表の乘船に對しては總同盟から「我が鈴木勞働代表は傳へらるゝが如き抗議を受けたることはなく事實無根である。且つ今に至つて乘船を變更する時は旅費に於て五千圓ほどの損失となり、かゝる多額の損失は我等無產階級の堪える所でない云々」と云ふ聲明書を出した。またこの爭議中、支那南方政府の代表者戴天仇を通じて、支那コックの傭入れを妨止せんとしたのは本爭議の國際化として注目に値する。

小樽海陸仲仕爭議——小樽市全部の海陸仲仕の罷業。罷業開始——六月十一日。罷業終結——七月五日。

原因　北海道小樽市濱名艀船部人夫三十三名は五月分賃銀少額のため生活困難なりとして雇傭者の濱名甚五郎氏に對し十圓宛の增額方を要求し拒絕せられたので六月十一日より罷業を決行した。然るに濱名艀船部は直に前記の艀業者を解雇したので、小樽合同勞働組合の後援を得て飽くまで戰ふことを決意し、一方小樽合同勞働組合は小樽の全勞働者に向つて同情罷業の指令を發した罷業者の要求條

項は左の如くである。

要求條件

共通的のもの　一、規定賃銀割引絶對反對。一、艀一割戻撤廢。一、十時間制實施。一、時間外勞働五割增。一、水揚高の公開。

艀業部。一、規定賃銀割引絶對反對。一、勤務十時間。一、公休日制定。一、掛船夜間勤務歩增撤廢反對。一、水揚の公開。

倉庫部。一、倉庫に關する諸經費は倉庫主負擔。二、倉庫係の負擔は倉庫主負擔。

石炭部。一、時間制度確立。一、水揚高の公開。一、現場供金反對。一、時間外割增。一、救濟會促進。一、暴風雨天の日には三割增。

經過　六月十八日に至り小樽の海陸仲仕組合は組合の命令に依つて續々と罷業を斷行し、爲めに小樽驛及び手宮驛に於ける石炭その他荷物の運送は一時全く停止せらるゝの狀態になつた。二十二日には艀船人夫及び陸仲仕、倉人夫、石炭人夫として當時使用のもの二三三名中一二五一名罷業し、その外自由勞働者一五〇〇名中七〇〇名も罷業に參加し、事實上小樽市は總罷業狀態に入つた。これに對して雇傭者側は人夫を他地より募集して對抗し一方官憲も事態容易ならずとして小樽合同勞働組合の幹部を續々檢束し始めたので遂に警官隊と爭議團との衝突を見るに至つた。その間兩館の勞働者も同情罷業を起して立つべしとの風説があり、事態益々險惡に赴くかと見られたが、雇傭者側の人夫傭ひ入れて罷業切崩くが次第に功を奏し、六月末には不完全ながらも運輸狀態が回復したので罷業團はいたく氣勢を挫かるゝに至つた。かゝる一方道會議長秋山垣吾氏、前商業會議所會頭森正則氏等十一名は調停運動を開始し、爭議の終結に努力したが、遂に七月五日に至り調停效を奏して左の如き協定の成立を見るに至つた。

解決條件　七月四日より五日にかけて八回に亘る交渉の結果成立するに至つた解決條件は左の如くである。

一、爭議交渉の相手としては罷業人夫代表者十名を選ぶこと

二、無條件復業希望者は勞資協調の精神を表示したる誓約書を書入れることゝして出來得る限り復業せしむること

三、復業し能はざる者に對しては金三十圓を給與す。但し復業勸告せるにも拘らず復業せざるもの或は自己の勝手にて復業せざるものには一切の支給をなさず。

四、規定賃銀割引撤廢に就ては商業會議所及び商工聯合會に陳情し貨主と折衝の上目的貫徹に努力すること

五、公務負傷治療費親方負擔は調停成立即時實施し、公休日制定は各現場に於て調停成立後一ヶ月以内に實施すること。水揚高の公表は第四項の解決と共に實施すること

六、自由勞働者の公傷負傷は定夫に準す

意義　この爭議は、我が國にあまり類例のない全勞働者の總同盟罷業であつたと云ふこと、然かもそれが二十五日の久しきに渡つたと云ふことで、いたく世間の耳目を聳動した。本年度に於ける勞働運動の一面を表徵する罷業の形成として蓋し注目すべきものであらう。

磐城炭坑會社爭議　福島縣石城郡內郷村磐城炭坑株式會社。罷業開始――一月十五日、罷業終結――二月十八日。

原因　建康保險組合に關し坑夫側に被保險者同盟を組織し保險料の雇主全額負擔を主唱し來つたが、會社は一月十三日同運動の首謀者山代吉宗氏を解雇したので同人は直に福島合同勞働組合、日本鑛夫組合の支持を得て一月十五日馘首反對會社糺彈演說會を開き、十六日小野田炭坑全山勞働者大會を開き要求書提出の決議をした。

經過　かくて山代氏等は連日演說會を開いて氣勢をあげたが、一方同氏が評議會系なる所より同地方一帶を地磐にする日本鑛夫組合との間に紛擾をかもし、鑛夫組合側は好間その他に演說會を開いて氣勢をあげ、期せずして全磐城炭坑に罷業が擴大するに至つた。一月二十六日山代氏等五名の實行委員は要求條項を會社に提出したが何等の回答に接せず、遂に三十日には綴、高阪、內郷、小野田の各炭坑が一齊に起つて罷業に入つた。越えて二月一日、日本鑛夫組合は評議會系の應援を排除して爭議の統制をなし、改めて會社側に要求を提出したがこれまた何等の回答に接しなかつた。のみならず會社側は罷業團の切り崩しに着手し、暴力團を雇つて鑛夫組合に對抗せしめたので俄然罷業は惡化し、九日會社の御用團體たる磐炭會員と爭議團とが會社前に於て大衝突をなし遂に流血の慘事をひき起し爭議團は百二十餘名の檢束者を出し九十名を騷擾罪で起訴した。十一日爭議團代表高田勇之助、渡邊寅雄の兩名は上京自由法曹團を介して東京地方裁判所に小山檢事總長を訪問して事實を陳情し、十四日には三輪辯護士外三名は爭議地の實地檢證をなし、絕對公平の取締を要求するところがあつた。かくて罷業開始以來二十餘日を經て益々惡化するかに見えた同爭議も、仙臺鑛山監督局武藤鑛政課長の調停に依つて二月十八日午前七時半に至つて遂に妥協が成立するに至つた。

解決條件　本爭議に於ける要求條件は前述の如く前後二回提出せられてゐる、最初は山代一派の提出したものであり、第二回目は鑛夫組合の手に罷業の統制が移つてから提出されたものである。本年度に於ける對立鬪爭爭議の典型的なるものとして、兩要求を併せて採錄し、解決條件と比照に便せんとす。

要求條件（一月二十六日）

一、山代、栗屋、佐々木三君の復職。二、飯場制度の撤廢、組長制度の徹底的改善。三、賃銀値上。四、衛生設備の完備。五、長屋の改善。六、坑內作業設備完全。七、全從業員及家族の醫療無料。八、白米の改善。九、醫師の不親切なる行爲改善。一〇、本爭議に犧牲者を出さゞること。一一、豫後備召集の場合はその當日は賃銀の半額支給。一二、簡閲點呼の際日給全額及旅費を負擔すること。一三、勞働時間の短縮。一四、勤續手當の制定。一五、鶴燒賃銀及安全燈會社負擔。

要求條件（二月一日）

一、佐々木、栗屋の兩名を復職せしむること。二、解雇手當制の勤續手當の增額。三、賃銀値上。四、衛生設備の完備。五、長屋の改善。六、坑內作業場の設備を完全にすること。七、全從業員のその家族の醫藥料を無料にすること。八、食料配給及配給方法を嚴正

にすること。九、醫者の不親切なる行爲改善。一〇、鶴燒賃銀及安全燈料の會社負擔。一一、勞働時間の短縮。一二、豫後備召集の場合はその當時の稼動賃銀の半額支給。一三、簡閲點呼の際は日當の全額及び旅費支給のこと。一四、山代吉宗君の馘首手當を足尾銅山の例に據らしむること。一五、飯場制度の撤廢。一六、爭議に關し犧牲者を出さゞること。

この要求條項に對する解決條件は左の如くである。

解決條件

一、相當に考慮す。二、磐炭會側の要求もあるを以て同會の回答を得て後回答す。三、拒絶。四、五、六、實施に着手しつつあり。七、拒絶。八、九、考慮。一〇、拒絶。一一、勞働規定に準じて行ふべし一二、一三、拒絶。一四、山代個人としての交渉には應じがたし。一五、一六、拒絶。

山代吉宗には解雇手當として千四百圓を給與し、その他の一五名の解雇者には一人當り百五十圓を給與すること。

收監されたものは全部解雇しその家族には六十圓乃至八十圓を贈り、爭議團には金一封を贈ること。

△組製糸工場爭議——長野縣諏訪郡平野村岡谷△組製糸工場。罷業開始——八月三十日、罷業終結——九月十七日。

原因　現業長山岡增美、副現業長二科德郎氏等は日本勞働總同盟全日本製糸勞働組合諏訪合同勞働組合に加盟し、その第十五支部を工場内に組織したが、會社側が山岡增美に對して突如解雇したので組合側は八月二十八日別項の如き嘆願書を提出したが會社側の拒絶するところとなり、剩へ會社側は組合切崩しの策をとつたので、遂に八月三十日總同盟罷業に入つた。

嘆願書（拔萃）

一、勞働組合加入の自由を認めて下さい。二、組合員なるが故に轉勤或は職務上の地位を低下せざる樣願ひます。三、組合員なるが故に絶對解雇せざるやう願ひます。四、（略）。五、食料及衞生上に對しては改善を願ひます。六、娯樂設備。七、賃銀の値上。

經過　會社側は飽くまで敵對的な態度を採り、八月分の給料を裁判所に供託し、九月八日には工場を閉鎖して寄宿舍にある罷業職工に對しては斷然食糧の支給を絶つた。この會社側の强硬手段は效を奏し、爭議の長引くと共に歸國者相次ぎ、十三日食糧を絶たれてからは殘留する女工僅に九名のみとなり他は全て歸國して了つた。この間平野村々長その他の調停者が出て、縣廳に嘆願する所あつたがものにならず、九月十六日には爭議團暴行の風說がとんだので警察側は爭議團本部を襲ひ幹部を總檢束した。かくて爭議團は如何ともすることが出來ず、萬策つきて解散式を行ひ、團員に自由行動を採らしめ爭議は惨敗た終つた。

第二章　農業勞働者の爭議（小作爭議）

第一節　爭議の大勢

近年の小作爭議は小作料の一時的減免の域を脱し、個人的交渉の跡を絶ち漸次組織ある團體行動に移り、しかも地方局

部的より殆ど全國的に且つ連年不斷に存續するに至つた。この小作農民の組織的鬪爭に對して地主も亦從來の主從觀念から脫却し、爭議の溫情的解決より權利主張に推移し防戰に力めたが、最近は地主も亦團體を組織して立ち却て攻勢に轉ずるかの觀を呈するに至つた。かゝる兩階級の對峙は勢ひ一方には法廷戰を酣ならしめ、他方農民運動をして經濟鬪爭より政治鬪爭への方向轉換を餘儀なく爲さしめたのである。

本年度に於ける小作爭議を全體的に見て著しき傾向と目すべきものは、地主の强硬なる攻勢的態度卽ち立毛差押、立入禁止、土地引揚等の農民にとつての致命的な强制執行が到る處にすばらしく增加して行はれたこと。而してこれを阻止せんが爲めに大衆的運動は隨所に演ぜられ、そのあるものは暴行、騷擾等の不祥事を惹起した例を尠しとしないこと。かくて奈良縣及び其他二、三の地方では「訴訟にたよるな、法律にたよるな、大衆行動によつて解決せよ」等のスローガンが掲げられるに至つたこと。これらがその主要なるものであらう。

かくの如く爭議を激化せしめた內面的理由は遠く且つ根深いのであるが、特に今春の未曾有の金融恐慌による地主の逼迫は地主階級を擧げて爭議を深刻化せしめ、從つて又小作農民は相次ぐ法廷戰の敗訴を繰返へすに至つたことに因由するのではあるまいか。

要するに金融恐慌は單に都市に於ける各層に對して異常なショックを與へたのみでなく、變つた姿に於て農村に激浪を捲き起したことは見逃し難い事實であらう。

尙ほ爭議調停法はその成立當時に於てはこれを排斥する態度に出た農民團體も、近時寧ろ進んで之を利用せんとするに至つたやうである。これは爭議戰術の變更のみならず、立法の効果より見ても注目さるべき現象であらう。

爭議の件數と其分布　社會局調査に係る昭和二年（同三年二月十日迄に報告着の分――以下同樣）中發生の爭議件數は一、三〇〇件であつて、之を前年度の同調査に對比すれば正に五五〇件の激減を示してゐる。大正十年以來昨年まで累年遞增の傾向を呈し來つた爭議が遽にかくも急激なる減少を呈示したことは、農民運動の一大轉向と觀るべきか、或は報告未着數の多きに基くか、或は又爭議に對する調査の標準が變更されしものか、其他に何等かの事情が伏在するものか、これらに對する疑問は依然として疑問のまゝに止め置くの外ないが、要するに右數字のみによつて爭議減退の曙光と見做すことは早計であらう。本年度に發生せる爭議の件數高によつて府縣別に列擧すれば。

兵庫	一五二（一一・七%）	大阪	一四二（一〇・九%）
岐阜	一四〇（一〇・八%）	奈良	一三三（一〇・三%）
新潟	三一（九・三%）	福岡	六六（五・一%）

愛知	五九	四七（四・五%）	香川
島根	四二（三・二%）	三九（三・〇%）	北海道

の順位であり、之に次ぐものは山梨、福井、京都、和歌山、愛媛、群馬、岡山、秋田、神奈川である。此に全國を數區に分ち爭議分布の狀態を示せば左の如くである。

		件數	割合(%)
近畿中國地方	近畿地方	四八三	三七・一
	中國地方	八六	六・六
		五六九	四三・八
中部地方	東海道地方	一〇一	七・八
	東山道地方	一八一	一三・九
	北陸道地方	一四九	一一・五
		四三一	三三・一
關東地方		六一	四・七
九州地方		八四	六・五
四國地方		七六	六・〇
東北地方		三八	二・九
北海道地方		三九	三・〇
計		一、三〇〇	一〇〇

備考　近畿地方（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山）、中國地方（岡山、廣島、山口、鳥取、島根）、東海道地方（三重、愛知、靜岡）、東山道地方（山梨、長野、岐阜）、北陸道地方（新潟、富山、石川、福井）、關東地方（茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木、東京、神奈川）

以上に就て見れば前年同樣近畿地方は最高位を占めて依然代表的爭議地帶であり、東山道之に次ぎ他は一高一低であるが、北海道が從來の例を破つて割合に爭議の多くなつたことは注目すべきであらう。次に爭議件數の比較的多き府縣のみを抽出して昨年度のそれと比較すれば、

	件數 昭和元年	件數 昭和二年	全爭議百中占むる割合 昭和元年	全爭議百中占むる割合 昭和二年
兵庫	三三六	一五三	一八・一	一二・七
大阪	三〇六	一四二	一六・五	一〇・九
岐阜	一五七	一四〇	八・五	一〇・八
奈良	一六〇	一三三	八・六	一〇・三
新潟	一八五	一三一	一〇・〇	九・三
福岡	五三	六六	二・八	五・一
愛知	五一	五九	二・七	四・五
香川	六三	四七	三・三	三・六
島根	三	四二	一・一	三・二
北海道	二	三九	一・一	三・〇

昨年に於ける爭議多き府縣は本年も同樣に多く、著しき增減を示さずして一高一低してゐる。更に地區別に就いて前年と對照すれば左の如くである。

		割合(%)	
近畿中國地方	近畿地方	四七・九	三七・一
	中國地方	五・六	六・六
		五三・五	四三・八

中部地方 東海道地方	五・〇	七・八
中部地方 東山道地方	一〇・九	三・九
中部地方 北陸道地方	一一・三	一一・五
中部地方	二七・二	三三・一
關東地方	六・三	四・七
九州地方	三・五	六・五
四國地方	五・八	六・〇
東北地方	二・六	二・九
北海道地方	一・一	三・〇

これによれば近畿中國地方は可なりの減少を呈せるに反し中部地方、九州地方及北海道地方は稍增加を示してゐる。昨年度では爭議皆無の地方に爭議の發生を見たが、本年は反對に東京、岩手、高知、大分、鹿兒島、沖繩の一府五縣は爭議の發生を見ないことになつてゐる。最後に本調査は發生數を擧げたもので從前よりの經續的爭議の有無ではない。從つて本年度爭議發生皆無とされてゐる高知、大分、鹿兒島等に於ては從前よりの經續爭議で可なり激烈なものもあつたやうである。

「備考」　月別による爭議件數は社會局の纏つた發表を得ないので遺憾ながら之を除くことゝした。

爭議要求事項　爭議の原因に關しては社會局の發表には之を省略されてゐるので、農林省のそれに就て見られんことを望む。

本年度の要求事項を見るに全要求事項の約七割は小作料の一時減額であり、之に次ぐものは永久減額（一一・九%）であつて、全要求中の約九割近くは昨年度と同樣に小作料減免に關するものである。この他小作契約の繼續（七・八%）の要求が比較的多數を占め永小作權の獲得（〇・五%）が小數にして も要求のあつたこと等は注意すべき現象であらう。要求事項の統計を表示すれば左の如くである。

要求事項	實數 昭和元年	實數 同二年	割合(%) 昭和元年	割合(%) 同二年
小作料一時減額	一、五八四	九四三	八一・六	六九・二
小作料一時免除	三	一四	〇・一	一・〇
小作料永久減額	一三三	一六二	七・八	一一・九
小作料增額反對	一〇	二〇	〇・五	一・五
納米格下俵裝等に就ての制限緩和 込米廢止	七	三	〇・三	〇・二
奬勵米其の他之に類するものゝ給付又は增額	二六	三	一・七	〇・二
小作人の特別なる支出に對する補償	四	八	〇・二	〇・六
小作契約の繼續	六一	二	三・一	〇・一
小作權の確認又は賠償	—	一〇六	—	七・八
永久小作權の獲得	—	三	—	〇・二
其の他	八一	七	四・一	〇・五
計	一、九四一	一、三六三	一〇〇	一〇〇

「備考」　要求事項は一係爭に一或はそれ以上を含むが故に爭議件數とは合致しない。

前年度と比較すれば小作料一時減に於て減少し、永久減及小作契約繼續に於て增加を示してゐる。その他に於ては大した高低なく、唯前年度に於て皆無であつた小作權の確認並に永小作權の獲得の要求事項が僅少の數ながら現はれてゐる。

（第二部統計表　第三表參照）

爭議關係人員及耕地　社會局發表に係る昭和二年の爭議關係人員及耕地を示せば左の如くである。

		昭和元年	同　二年	增減（△）率
關係人員	地主	二七、六九二（人）	一六、二六五（人）	△ 〇・四二三
	小作	一〇六、五四六	六二、九二五	△ 〇・四〇九
	計	一三四、二三八	七九、一九〇	△ 〇・四一〇
耕地	田	六五、四七七（町）	三九、二九二（町）	△ 〇・三九九
	畑	二、九七二	三、二三四	〇・〇八七
	其他	五七	四七	△ 〇・一七五
	計	六八、五〇七	四二、五七四	△ 〇・三七八

前年度に比して耕地中畑を除いては耕地に於ても爭議關係人員に於ても悉く減少を示してゐる。

次に農林省發表「第三次小作年報」中より「地主小作人關係の趨勢の趨勢を摘錄して參考に供しよう。

地主小作人關係の趨勢（農林省發表）

從前に於ける地主小作人の關係は多くは地方の慣習に從ひて平穩裡に推移し概して溫情的協調的精神に支配せられ時に當年の不作等に因る小作料の一時的減額免除の爲偶發的に爭議を惹起したることありたるも常に一局部一時的に限られたり然るに輓近殊に歐洲大戰後時勢の變遷に伴ひ一面に於ては農家經濟の逼迫等の事由に依り他面に於ては各種の社會運動、思想の變動等の影響を受け地主小作人の關係漸く變化し來り舊來の慣習のみに委す能はず進んで法律上互に權利を主張し或は溫情的精神を失ひ對抗的性質を有する團體を組織し以て各々其の利益を擁護せむとするに至り小作爭議も小作條件に關し計畫的に發生するに至り其の件數も急激に增加しつゝあるのみならず其の質に於ても漸次深刻の度を加へ小作其の他小作條件の一時的取極めに止まらず永久的改定の要求を目的とするもの尠なからず又其の小作爭議の手段に於ても各種の團體的行動を執るのみならず法廷上の論戰も著しく增加し或は團體的行動が感情の衝突等の爲時に常軌を逸して農村社會の秩序を亂し農村自治を害するに至れるものなきに非らざるの狀況を示すに至り地主小作人間の問題は我が農村問題の中心たるの觀を呈するに至れり然れども一度激甚なる爭議を惹起したる後に於て再び協調的精神に依り相當融和しつゝあるの事例もなきに非ざるなり。

小作爭議の件數及分布狀況

一、件數　小作爭議が一般に喧しくなりたるは大正六、七年頃にして大正十年より急激に其の件數を增加し爾來年々增加の傾向を辿り以て今日に及べり今大正六年後に於ける小作爭議の件數を示せば

左の如し、但し毎年自一月至十二月一年間の發生件數を示す。

大正六年	八五件	大正七年	二五六件
大正八年	三二六件	大正九年	四〇八件
大正十年	一、六八〇件	大正十一年	一、五七八件
大正十二年	一、九一七件	大正十三年	一、五三二件
大正十四年	二、二〇六件	大正十五年（昭和元）年	二、七五一件
昭和二年	一、六六五件（昭和三年一月十日報告到達現在）		

尙最近三ヶ年に於ける爭議の參加人員及關係土地面積を示せば次の如し（但し昭和二年は次年一月十日迄の報告の分を計上せり以下同じ）

	大正十四年	大正十五年	昭和二年
參加人員 地主	三、〇〇一人	三九、七〇五人	一九、三四人
參加人員 小作人	一三四、六四六	一五一、〇六一	七二、七五五
參加人員 合計	一六七、六四七	一九〇、七六六	九一、〇八九
關係土地面積 田	九一、五三七・五町	九〇、三四一・六町	四〇、五三三・五町
關係土地面積 畑	四、三五六・八	四、八六六・六	四、六八一・七
關係土地面積 其の他	四六・一	四四三・六	八七・一

二、小作爭議の分布狀況　次に爭議の地方的分布狀況を見るに大正六、七年頃は爭議地方極めて狹少なる範圍既ち濃尾地方、近畿中國、四國九州の一部に限られしが其の後年を重ぬるに從ひ漸次關東北陸、山陰其他の地方にも波及し今や小作爭議の發生せざる地方殆んど之れなき狀況なるも其の件數の多少の分布は年の作況其の他地方的事情に因り年々相當の變動あるを免かれざるなり今最近に於ける小作爭議の件數及性質より通觀したる主要爭議の府縣を擧ぐれば左の如し。

兵庫、大阪、新潟、奈良、岐阜、京都、福岡、埼玉、香川、愛知三重、鳥取、山梨。

更に各府縣中大正十五年に於ける爭議件數を其の多きもの及び少きものより順次十府縣を揭ぐれば左の如し。

爭議多き地方

府縣名	件數
(一)兵庫	三九五
(二)大阪	三八四
(三)新潟	二二三
(四)奈良	二〇九
(五)岐阜	一九一
(六)京都	一四〇
(七)福岡	一一六
(八)埼玉	一一六
(九)鳥取	八四
(十)島根	七

爭議少き地方

府縣名	件數
(一)沖縄	—
(二)千葉	—
(三)長崎	一
(四)鹿兒島	一
(五)岩手	二
(六)大分	二
(七)青森	三
(八)宮城	三
(九)佐賀	四
(十)茨城	八

而して從來に於ける爭議の發生狀況を見るに著しき小作爭議殆んど無く極めて平穩なりしが如き地方にも時に突如として爭議勃發し瀰蔓する事例屢々存せり。即ち小作爭議は小作條件の永久的改善又は一時的變更を目的として互に其の主張を强要するの結果惹起するものなるが故に小作條件にして改善せられざるに於ては其の素因永

く潜在するものと言はざるべからずされば今日爭議を見ざる地方と雖も決して永久に樂觀を許さざるなり然れども小作爭議勃發の動機及誘因は却て他に存すること少なからず即ち人文發達の程度、交通の便否、商工業の發達、思想の變遷等に依り他より先に小作爭義の發生すること多きを以て現在小作爭議なき地方と雖必ずしも小作條件改善せられたるものと云ふ能はず何時小作爭議の勃發を見るに至るや之れを豫期することを能はざるなり。

小作爭議の原因及要求事項

一、小作爭議の原因及誘因

小作爭議の原因は各地方に依り又は各事件に依り異り決して單純同一にあらず或は數個の遠因近因複在することあるも其の根本的の原因と見るべきは小作條件に關し地主小作人の經濟的利害關係相反し加ふるに小作制度の不備缺陷、農業の收益薄少、物價の昂騰及生活の向上に伴ふ家計の困難、思想の變遷諸種の社會運動の勃興等にして其の誘因としては災害其の他の原因に因る農作物の不作最も多く小作料高率小作料の滯納又は小作地の引上小作地立入禁止又は立毛差押の執行等を其の主なるものとす然れども近時各種農民組合激增し之が介在せる地方に於ては其の宣傳に基き小作人が模倣的に爭議を惹起したる場合少なからざるなり今小作爭議の原因及誘因別爭議件數を示せば左の如し。

原因別小作爭議件數比較表

	大正十四年 件數	大正十四年 割合%	大正十五年 件數	大正十五年 割合%	昭和二年 件數	昭和二年 割合%
不作	一、三八〇	六二・五六	一、九五七	七一・一四	八八六	三三・三
高率	二五五	一一・五六	一八〇	六・五四	一三六	八・一七
引上	一七二	七・八〇	三二六	一一・四九	三五七	三・四四
並模倣	一二七	五・七六	九〇	三・二七	七四	四・四五
思想の變化	四六	二・〇八	三	一・一六	二五	一・五〇
勞賃多く收支不償	三九	一・七七	七	〇・二五	七	〇・四二
用水費其の他の負擔加重	三五	一・五九	四九	一・七八	四五	二・七〇
小作料滯納	二三	一・〇四	六	〇・二三	三	〇・一八
小作料不統一	二三	一・〇四	三	〇・八〇	八	〇・四八
產米檢査込米奬勵米關係						

小作料値上	二	〇・九五	三	〇・四四	一六	一・三八
耕地整理關係	一三	〇・五九	三	〇・四四	三五	〇・三〇
小作農收益薄少	一〇	〇・四五	一五	〇・五五	九	〇・五四
生計困難	五	〇・二三	五	〇・一八	三	〇・七二
農產物價格下落	一	〇・〇四	四八	一・七四	七五	四・五〇
其の他	五六	二・五四	二、七五一	一〇〇	一、六六五	一〇〇
計	二、二〇六	一〇〇				

「備考」小作爭議は單一の原因に因りて起るものと數個の複合せる原因に因りて起るものとあれども右數字は各爭議一件に付主たる原因と看做さるべきもの一個のみを採りて計上したるものなり

二、小作人の要求、小作爭議に於ける小作人の要求も種々ありて決して單純ならず或は小作契約の繼續、小作權又は永久小作權の確認若くは賠償其の他小作條件の維持改善、社會的地位の獲得等に關するものあれども經濟上の利益分配問題即ち小作料に關するもの最も多きは言を俟たず即ち小作料に關するものは大正十四年に於て爭議總件數二千二百六件の內千九百七十七件（九割）、大正十五年（昭和元年）に於て爭議總件數二千七百五十一件の內二千三百八十七件（八割三分）に達する有樣なり今最近三ヶ年に於ける小作人の要求別件數を示せば左の如し。

要求別小作爭議件數比較表

	大正十四年 件數	大正十四年 割合%	大正十五年 件數	大正十五年 割合%	昭和二年 件數	昭和二年 割合%
一時的小作料減額	一、四四	六五・四六	二、〇二一	七三・一〇	九八六	五九・二〇
永久的小作料減額	四五一	二〇・四四	二五二	九・一六	一八三	一〇・九九
小作料値上反對	二〇	〇・九一	三	〇・四四	三	一・三三
込米廢止	三	〇・五四	四	〇・一四	一	〇・〇六
奬勵米增加	六	〇・二七	九	〇・三三	三	〇・一八
肥料代耕作費賠償	二	〇・五〇	五	〇・一八	三	〇・一八

納米の格下又は俵装の更正	四	〇・一八	一	〇・四〇	五	〇・三〇					
小作料統一又は改定	二四	一・〇九	二〇	〇・七三	二五	〇・九〇					
小作契約繼續	一三	五・九八	二〇五	七・四五	二九	一六・七六					
小作權又は永小作權確認若くは賠償	三〇	一・三六	一〇八	三・九三	六七	四・〇四					
賃收の分配又は刈分	七	〇・三二	四七	一・七一	八	〇・四八					
小作米の貸與	九	〇・四一	二	〇・六六	三	〇・一八					
其の他	五六	二・二四	四六	一・六七	九〇	五・四一					
計	二、二〇六	一〇〇	二、七五一	一〇〇	一、六六五	一〇〇					

而して小作料輕減の要求は從來は作柄不良の年に於てのみ起り而も其の輕減要求率は僅少なるか或は込米端米等の廢止若くは輕減の程度に止まるもの多かりしも近年は漸次輕減要求率を增加し且作柄の如何に拘はらず年々繰返し之が要求を爲すもの相當之あるに至れり即ち從來不作の場合に於ける輕減要求率は普通二割乃至三割なりしが最近に於ては漸次其の率を增し四、五割に及び甚しきは七、八割減の要求を爲すものあり殊に奈良、愛知、京都、兵庫、大阪、三重、岐阜、新潟、岡山等には其の要求率相當大なるものあり。

次に永久的小作料減額の要求は大正十年頃迄は極めて僅少なりしが大正十二年頃より著しく其の數を增加して一時は爭議總件數の二三割を占むる狀態なりしが最近は其の要求の貫徹容易ならざる等の事情に依り小作人は一時的減額要求を年々繰返して永久的減額の實質を收めむとするものありて永久減の要求は却つて減少を示しつゝあり。

更に最近殊に大正十四年以來特に顯著なる現象とも見るべきは地主側より耕地返還を要求するもの著しく增加したることにして大正十三年に於ては僅かに二十五件（爭議總件數の一分六厘强）なりしが大正十四年は百七十二件（爭議總件數の七分八厘）、大正十五年（昭和元年）は三百十六件（爭議總件數の一割一分五厘）を占め昭和二年に入りては更に增加して三百五十七件（次年一月十日迄に報告ありたる分）（爭議總件數の二割一分四厘）に上れる有樣なり。

斯の如く地主の土地返還請求の增加したる理由を見るに地主が累年の爭議の煩を遁れんが爲又は農民組合運動の脅威より遠ざからんが爲或は小作料收入の不安定又は其額の減少其の他地主の生活逼迫等の關係より地主が自ら耕作を爲さんとするに因るもの最も多く其の他小作地の賣却を理由とするものあり又特殊の地方に於ては鐵道、軌道の敷設、都市擴張に伴ふ住宅、工場の敷地等の爲に土地引上を爲すもの相當數あり。

小作人は之に對して小作の繼續を主張し或は小作權又は永小作權の確認を主張し若し返還を餘儀なくせらるゝときは地主に對し作離

料等を要求するものあり而して此の種の爭議は昭和二年度の分につき之を觀るに福岡、大阪、兵庫、新潟、秋田、山形等の諸府縣に於て多く之を見る。

小作爭議の手段及經過

小作人の要求方法は個人的懇願の態度より漸次團體的對抗の態度となり爭議紛糾せる場合に於ては暴行、脅迫に依る一時的强要手段を執ることなきに非ざるも近年は寧ろ小作料不納同盟、小作米共同保管、小作地不返還等の申合を爲し地主が訴訟を提起せる場合には各種の抗辯方法を講じ組合には顧問辯護士を置きて之に對抗する等持久的手段を選ぶに至り又多衆に依る示威運動、小學校兒童同盟休校消防組合員辭職、公租公課滯納申合等を爲し以て社會の輿論に訴へむとするもの尠なからざるなり。

地主も亦團體を以て小作人に對抗するを例とするも地主側に於ては土地所有段別に著しき差異あるのみならず在住地主と不在地主との別あり又小作米を唯一の收入と爲すものと然らざるものとありて相互の間に利害一致し難きものあり加之平素農業を自營するに何等の準備なき者等あるが爲同一の步調を以て行動を終始することと容易ならざるの事情にあり從つて小作人組合に比し尙未だ鞏固なる團體の組織少なき有樣なり然れども近時地主は個々の小作人に交渉するの煩を避くるが爲小作地の管理を目的とする組合又は會社を組織するもの相當あり。

爭議の紛糾せる場合に於て地主側の執る手段としては先づ小作料請求の催告狀を發し小作人之に應ぜざるときは小作料請求訴訟を提起し之に伴ふ現物若くは稻立毛の假差押を執行し又耕地返還請求訴訟を提起し土地立入禁止假處分に附し以て飽迄も小作人に對抗せむとす。

小作爭議の結末

爭議の結末は爭議が未だ激甚ならざる地方或は餘り紛糾せざる事件に在りては當事者双方のみの直接交渉又は委員代表者等の折衝に依りて圓滿妥協するものありと雖調停法に依り或は仲介者に依りて調停せらるゝもの亦尠なからず即ち大正十五年爭議總件數二千七百五十一件の內解決數二千百六十九件（昭和二年八月末日迄の報告に付きて見るに當事者双方の直接交渉により解決したるもの八百八十四件（解決總件數に對する割合四割）を占め折衝の結果個人交渉に移りしもの五十一件（割合二分四厘）にして其の他過半數千二百三十三件割（合五割七分）は小作調停法に依り申立を爲し或は仲介者（主として小作官、町村長又は役場吏員、區長、又は部落總代、地方有志者）等の調停に依り解決したるものなり。

然れども爭議の執拗なるものにありては未解決の儘繼續せられ其の件數亦相當多數に上るを見る昭和二年の「未解決」の割合比較的多きは爭議發生後未だ時日を經過せざるが爲にして此等の中には尙調停の著手なきもの或は目下調停中のもの大部分を占む。

尙爭議紛糾を極めたる事件或は前年前々年より本年に持越されたる事件の中には双方共に頑强にして各自說を固執して讓らず數次の

調停も遂に不調に終り事態頗る困難に陥り解決の曙光今尚全く見出し難きものあり斯の如き事情の下に爭議が荏苒繼續せらるゝときは双方持久的手段を講ずるに至り或は訴訟の提起となり長時日と多額の費用を費し或は狂暴なる手段に出で陰險執拗なる方法を採り事態益々紛糾し人心廢頽して農村は益々困憊を極め遂には町村の自治をも阻害するの場合なきにあらず、今最近三ヶ年に於ける爭議の結末を表示すれば左の如し。

小作爭議結末比較表

	大正十四年 件數	大正十四年 割合%	大正十五年 件數	大正十五年 割合%	昭和二年 件數	昭和二年 割合%
妥協	一、六三五	七三・六六	二、〇三五	七三・六一	八四七	五〇・九三
要求貫徹	四二	四・二三	一〇一	三・六七	四九	二・九四
要求撤回	二六	一・一八	二〇	〇・七三	九	〇・五四
耕地返還	三	〇・五四	一四	〇・五一	四	〇・二四
自然消滅	一六	〇・七三	九	〇・三三	五	〇・三〇
未解決	四二四	一九・六七	五八二	二一・一五	七五一	四五・〇五
計	二、二〇六	一〇〇・〇〇	二、七五一	一〇〇・〇〇	一、六六五	一〇〇・〇〇

【備考】 大正十四年の件數は大正十五年十一月末日、大正十五年の件數は昭和二年八月末日、昭和二年の件數は昭和三年一月十日報告到達現在の統計にして同日以後に於て解決したる件數も相當多く、現在(昭和三年二月十日報告到達現在)尚未解決に屬するものは十四年三百五十五件十五年四百六十九件あり。

右の内最も多きは妥協に依り解決せるものにして未解決の件數亦尠からざるなり。

更に右統計中大正十五年發生の爭議に付きて其の内容を觀るに小作料減額要求率と決定率の明かなりしもの千六百四十九件中一時的減額要求は總件數の九割(一、四八八件)に上り永久的減額要求は總件數に對し僅に一割(一六一件)に過ぎず小作料一時的減額の要求は二割乃至五割(三割減要求を最多とす)の間に在るもの大部分(七〇%)を占め其の決定は一割乃至四割(一割五分減を最多とす)の間に落着したるもの大部分(八八%)を占む。

小作料永久的減額の要求は一割乃至三割(三割を最多とす)の間に在るもの大部分(七八%)を占む其の結末は一時的減額に決定せるもの相當(四一%)あるも過半(五九%)は永久的減額の決定をなし其の中一割乃至二割の永久減をなしたるもの大部分を占む(永久減の決定をなせるものゝ約七〇%にあたる)

次に同じく十五年發生の小作地引上要求に因る小作爭議三百四十三件に付て之が結果を觀るに小作契約を繼續せるもの最も多く九十一件を占む賠償を條件として耕地の全部又は一部を返還せるもの七十六件、地主の全部返地要求に對し無賠償にて一部返地をなせるもの二十九件あり更に無條件にて耕地の全部を返地せるもの十六件あるも爭議關係耕地の狹少なるもの多し(百四件は尚未解決に屬す)(昭和二年九月調査)

小作爭議に關する民事訴訟

小作爭議の未だ紛糾せざる平易なる事件にありては當事者間の直接示談にて圓滿協調するもの多けれども其の執拗なるものに在りて

は地主は訴訟手段に依りて飽迄法廷に於て黑白を爭はんとして諸種の訴訟を提起するものにして此の種の訴訟事件も小作爭議の激增と共に最近著しく增加せるを見る即ち最近に於ける其の激增の趨勢を示せば次の如し。

年次	件數	年次	件數
大正十二年	一、六九六	大正十三年	一、九八四
大正十四年	二、三二九	大正十五(昭和元)年	四、一八四
昭和二年	四、八四九(昭和三年二月十四日報告到達現在)		

即ち大正十二年に於ては千六百九十六件のものが昭和二年と至りては既に殆んど三倍に近く增加せるの狀況なり。

而して此等小作爭議に關する訴訟事件の最も多きは、三重、香川、愛媛、岡山、新潟、島根、鳥取、岐阜、兵庫、大阪、京都、奈良の諸府縣にして小作爭議の激甚なる地方と略一致するを見る。

次に此等訴訟事件の種別を見るに小作料請求に關するもの最も多く土地返還に關するもの之に次ぐ然れども最近土地返還に關するものの漸次增加の傾向にあり今最近に於ける訴訟件數を示せば次の如し。

事件の種別	大正十四年 件數	大正十四年 割合%	大正十五年 件數	大正十五年 割合%	昭和二年 件數	昭和二年 割合%
小作料請求	一、八八二	八〇・八一	二、五八二	六一・七一	二、四七〇	五〇・九四
土地返還	三六七	一五・七六	一、三四六	三二・一七	二、三二三	四七・六八
耕作禁止	三	〇・一三	三九	〇・九三	五	〇・一〇
小作權確認	一〇	〇・四三	七	〇・一七	六	〇・一三
其の他	六七	二・八七	二一〇	五・〇二	五六	一・一六
計	二、三二九	一〇〇・〇〇	四、一八四	一〇〇・〇〇	四、八四九	一〇〇・〇〇

次に地主側が小作爭議の對策として此等訴訟事件に伴ふ土地立入禁止假處分或は稻立毛又は其の他の動產假差押等の手段を執るに至りしことは最近の傾向として特に注目に値すべし即ち內務省警保局の調査に依れば次表の如くにして逐年激增するの傾向あるを見る。

年次	土地立入禁止假處分 件	稻立毛假差押 件	動產假差押 件
大正十二年	一	四	—
大正十三年	一九	三四	—
大正十四年	一四	三九	四二七
大正十五年	一三	四五	五九
昭和二年(自一月至九月)	九	一七	一〇

即ち大正十二年には僅々數件に過ぎざりしものが大正十四年に入りては一躍數百件に上り今後益々增加する傾向にあるものゝ如し。而して此等の假處分、差押に對しては小作人側は之が反對請願運動、演說會の開催等を行ひ極力反對の氣勢を揚げ又其の執行に當りては小作人側は諸種の方法を以て執行を阻止し爲に往々暴行騷擾事件を惹起し社會の耳目を聳動することすら稀ならず。

第二節　特に重要なる小作爭議

昭和二年中に於ける小作爭議の注目に値すべきものゝ二三を抽出し、その經過及び結果の大要を叙述して本年度における爭議の一般的傾向を窺知するの資に供しよう。

山添小作爭議——岐阜縣本巢郡山添村、大正十四年十一月十七日發生、昭和二年十二月六日解決。

同村における小作人等は、大正十四年の仲秋小作組合を創立して大和農民組合に加盟したが、次いで十一月十七日に至て同年度小作料の二割減を要求した。

然るに地主側においては右の要求に應じ難しとなして之を峻拒し、かつ大正十五年二月末日迄に小作料を納付すべき旨の通告を發し、萬一納米せざる場合には直ちに小作契約解除の擧に出づべき事を嚴達した。

斯く地主側において讓歩の意なきを知るや、小作人等は先づその掟米の共同保管をなし、次で同十五年三月掟米を俵十四圓九十錢にて賣却し、右金額を保管し之を軍資金として爭議は愈〻持久戰に入つた。

とゝにおいて、地主側は斷然法律戰を決意し、同月五日小作料の請求訴訟を提起し、更に同年八月に至て賃貸契約解除の通告を發すると共に土地返還請求訴訟を提起した。

小作側にあつても益々結束を固うして防訴に努むると共に十二月に至て同年度小作料三割減を要求した。仍て地主側は最後の手段として同月十九日に至て小作人の有體動産及び大正十五年度産米に對して假差押を執行し、更に翌昭和二年十月十六日においては債權保全の目的を以て稻毛の假差押を執行した。

次いで十一月十五日假差押を受けたる稻立毛の換價處分を申請し、十九日許可せらるるや執達吏は裁判所の勸告もあれば一應小作人側にその買受方を交渉したが、小作側にあつては反當二十圓說を固持し、地主並に裁判所の見積價格との差額甚しく到低妥協の見込なきを以て同月二十二日裁判所は民事訴訟法の適用による任意處分の方法により、反當四十八圓にて之を地主に賣却し、地主側は超えて三十四日その刈取に着手した。

これを聞知して集合せる數十名の小作組合員は、豫めこのことあるを察知して爲さしめたる立毛轉賣の公正證書を提示して地主の不法を詰り、事態やゝ急を告げたるを以て現場に急行せる柴田警察署長は兩者間を斡旋して取敢へず地主をしてその刈取を中止せしめると同時に小作人の退散を命じた。併しこの事は早く既に近在の組合員に傳へられたるを以て、被等小作人は刻々群集し來り、同日夕方には五六百名に達し夜分に人つては優に一千名を超えたるも、警戒嚴重なりしと組合員の自重的態度とにより嵐の前の平靜を保ち、來援せる組合員中六百名は本村並に文珠村の組合員宅に分宿した。

然るに同夜十時半頃地主筑間久次郎氏方の垣根より發火して納屋（三間に五間半）を全燒し長家門を半燒した。最初の火の手の揚るや、近隣の小作組合員は多く後難を惧れて之を傍觀せるため、偶々駈けつけたる組合員外の知人のみにては頗る手薄にして、奢れる猛火に對して施す術なくやがて隣村よりポンプ四臺を引き具して馳せ參じたる消防組も水利不便のため消火意の如くならず午前零時半頃漸くにして鎭火するを得た。地主筑間氏は不日必らず小作人の襲來あるべきを豫想し當夜も夕刻門を鎖し用意怠りなかつたが、消火には多く效を奏せなかつたやうである。

警察當局は失火原因の糺明、關係者召喚、集團小作人の解散等紛議に紛議を重ねたる結果、大塚小作官は斡旋大に努め、十二月六日

左記條項によつて調停の成立を見るに至つた。組合員は同夜直ちに規定の掟米を本村農業倉庫に納入すると共に、地主側も訴訟取下の手續を了り平穩裡に刈取の終了を告げ、かくて一先時天下の耳目を聳動せしめた山添村の爭議も一先づ解決を告ぐるに至つた。

尙ほ大正十四、五兩年度の小作料問題は今尙係爭中であるが不日圓滿解決を見るであらうと謂はれてゐる。

〔山添村調停條項〕

一、債權者が第三項の假差押の解除手續前に債務者は山添村淺川金吾に賣却したる稻立毛の賣買契約を解除し且假差押の目的物に對する異議の申立は之を取下手續をなすこと

二、債務者は債權者に對し昭和二年度分債務額米二百六十九石零斗五升九合四勺を四斗毎に俵製をなし岐阜縣生產檢査合格米（山添村地內の昭和二年度產米）を寄託者山口光弘とし山添農業倉庫に入庫の上一括して農業倉庫證券を以て本月九日限り支拂ふことと但し一俵未滿の端米二斗五升九合四勺に就ては別に支拂ふこと。

三、前項の支拂を受けたるときは債權者は先に假差押を申請せる稻立毛に對する分に限り假差押の解除手續を爲すこと

四、前項の手續に依り假差押を解除せられたるときは先に執達吏より買受けたる山口光弘、筑間久次郎、竹中彌六、谷村長太郎小森留松は其立毛全部を其買受價格と同等の金額を債務者より支拂ひたるときは之を債務者に讓渡すること

五、債務者は前項の讓渡を受けたる上其稻立毛の刈取に着手すること

六、稻立毛假差押に關し債權者が供託したる保證金（元利共）の下戻を受くるに要する一切の手續に債務者は直ちに同意すること

七、本件に關する筑間默郎の權利義務の行使に就ては山口光弘を代理人と認むること

八、債權者は事由の如何を問はず昭和二年度の產米に就ては明年三月末日迄は差押手續を爲さざること

九、債務者は本件假差押に付麥作其他一切に付損害賠償等の主張を爲さざること

十、本調停に依り假差押解除せられたる稻立毛の刈取は之を靜穩に行ひ山添村民以外の援助を受けざること

十一、本件に關する稻立毛假差押並に異議申立に關する費用は各自負擔とすること

十二、本調停條項に依り債務者が其義務額を支拂ひたるときは當事者は昭和二年度分の本件に關する權利義務に付今後一切彼此申出ざること

十三、本調停條項は從來債權者より出訴中の訴訟には何等關係なきこと　以上

〔立毛假差押地以外に於ける調停條項〕

一、小作人は別紙土地目錄記載の掟米總額二十石一斗一升七合を四斗毎に俵製をなし岐阜縣生產檢査合格米（山添村地內の昭和二年產米）を一時山添村山口光弘氏に保管を託すること但し一俵未滿の端米一斗一升七合も同時に保管を託すること

二、小作人は地主が本日付別記調停條項第三項により假差押の解除と

手續前に前項の保管を託すること
三、第一項の保管米は各地主並各小作人協議の上に在らざれば當事者に引渡を爲さざること
四、第一項の保管米は萬一明年三月末日迄に至るも當事者間に協定成らざるものあるときは保管者が任意の時に賣却するも價格其他損害に就ては當事者は異議を申出でざること
五、保管者は前項の賣却代金を供託すること但し供託に要する費用は地主の負擔とすること
六、保管者は保管物に損害を生ずることあるも其責に任ぜざること

因に、關係地主筑間久次郎氏外七名、參加小作人四十八名、關係耕地面積約二十町歩。

鳥取縣箕蚊屋地方小作爭議——鳥取縣西伯郡箕蚊屋地方、大正十三年以來係爭、昭和二年六月廿六日解決。

日本農民組合山陰聯合會機關紙農民新聞は次の如く報じてゐる。

「六十餘名の地主を糾合し、官憲上りの古手役人を手代として坂口財閥の魔手に飜弄されつつ最初から農民組合彈壓を目的として成立した山陰土地會社の無誠意は、小作官、警察署長の調停にも拘らず箕蚊屋地方協議會の再三再四の讓歩をも拒絶した。五月三十一日終に會社側は一片の通知を以て交渉決裂を宣告し解決の道を斷つた。かくて組合側の二ケ年通じて九割減迄の讓歩に對して調停者の八割二分五厘案をも拒絶して飽く迄も七割を要求し、强いて豫備交渉を決裂せしめ三年間に亘る爭議を再び激化せしめた。

立禁の風評は忽ち村から村へ傳はつた。組合側のポスターは到る處貼り廻された。六月六日大山驛前で土地會社批判演說會を開いた。大衆は交渉顚末が報告せられるゝや、その暴虐に憤激し我等の團結と組織とを以て吾等の生存を死守せんことを誓ひ立禁反對の決議文を發表した。かくする中會社側は農民の繭を差押へんとする計畫が洩れた。終に火蓋は切られ六月十日夜數千のビヲが貼られた『天下分目の今年の五月の繭を取られてなるものか』と、會社の非道は溫順な村人の怒を增した。而して不安は刻々村中に擴がる。執達吏は今にも村を襲はんとしてゐる。田植期を目睫に控え萬策盡きて、兒童盟休を止むなく決行させた。六月十一日から七ケ村の兒童は一齊に休校した。世人の誤解を避くる爲め盟休聲明書を發表し、盟休兒童の教育のため爭議ニュース少年版を發刊した。組合側の結束は村の不安の增加と共に益々鞏固となり「地主非道」の叫は巷に滿ちた。

六月十三日米子署長は本部を訪問し和解的口吻にて明十四日協議會幹部との會見を約束して歸つた。然るにこの約束があるにも拘らず突如十四日未明警官隊を大動員し執達吏をして村を襲はしめんとする噂は傳はつた。署長との約束を信じて組合員の安心を裏切るの事實は終に現れた。十四日午前八時執達吏は警官の護衛の下に三方に分れて村を襲つた。この地主の陰險なる暴擧に對して裏切られた農民は平素の彼等の溫順をも忘れて憤激した。」かくて數百の組合員は鍬鋤棍棒の獲物で警官の自働車を破壞する、警部補を負傷せしむる、署長を河中に突落す、地主松井氏宅を襲ひ暴行をなす等々農民の騷擾と化し、執達吏は差押豫定六一件中辛じて六件の執行をなしたに過ぎなかつた。更に機關紙はいふ「抑々村をかくまで不安に陷

れたのは誰だ。苦められても飼默して忍ぶ農民を騷がせたのは誰の罪だ。午後五時地主組合の暴舉に對し組合側は代表者をして土地會社長石原以波保を訪問、交渉して解決するとの言質を得て歸る。一方、地方新聞は會社の幇間同樣の役目を努め大々的逆宣傳を爲し中傷的字句を用ひて會社側を有利に組合側を脅威に導く誇張の記事を掲載して根據なき檢舉までもなさしめんとした。組合側はこれらのあらゆる壓迫と鬪爭を續けながら爭議批判演說會を開き更に村民大會を開き政府に抗議文をつき付けた。

かくて事件は急速に進展し、遂に十七日地主組合長、山陰土地會社々長は山本亮を仲解として仲介を申込んだ。」かくて、廿六日調停成立し其の條項は左の如くである。

一、大正十三年度分小作料は鳥取地方裁判所米子支部の小作調停により減額されたるのにより精算し昭和二年七月限り支拂ふものとす。

二、大正十四、十五兩年度小作料は二ケ年分二十割の内田は七割五分畑は四割五分を減額すること、小作米を支拂ふこと能はざるものは大正十四、十五年度分平均一俵に付き十二圓五十錢大正十五年分は一俵に付き十一圓八十錢に換算し支拂ふものとす。

第三節　小作調停

小作調停法の實施されてより今や既に三ケ年を經過するに至つた。司法省民事局の調査（昭和二年自一月至十二月但し、昭和三年一月三十一日報告書到着現在）に係る成績發表によれば、新受理件數は三、六一八件にして新潟、岡山、鹿兒島、香川、鳥取、三重、兵庫、岐阜、奈良、福岡等の諸府縣は件數に於ても爭議反別に於ても多數を占め主要なる地方と目されてゐる。申立件數及申立人別による實數及割合に付き昨年度のそれと比較すれば次の如くである。

	大正十五（昭和元）年 件數	大正十五（昭和元）年 割合（%）	昭和二年 件數	昭和二年 割合（%）
地主申立	九三一	四〇・〇〇	一、四五八	四〇・三〇
小作人申立	一、三三	三三・五五	二、〇九〇	五七・七
合意申立	一六九	七・三四	七〇	一・九三
計	二、三三二	一〇〇	三、六一八	一〇〇

即ち前年に比し合意申立が半減せるに反し、地主、小作人共に申立件數は殆ど二倍を示してゐる。而して大正十四年以來累年小作人側の申立件數が遞增してゆくことは注目すべき現象であらう。更にこれら調停事件に關係せる土地の面積及參加人員に就て示せば

		大正十五年（昭和元）年	昭和二年
關係土地面積		八、三六町	一一、六〇五町
參加人員	地主	六、六一七人	一一、三〇五人
	小作人	二〇、一九八	三二、八〇五
	計	二六、七五五	四四、〇一〇

關係土地面積に於ても、參加人員の兩階級に於ても孰れも前年に比し著しい增加を呈示してゐる。最後に調停の結果を

見るに

	大正十五(昭和元)年 件數	大正十五(昭和元)年 割合(%)	昭和二年 件數	昭和二年 割合(%)
既濟 調停成立	一、一八六	四三・三五	二、四三〇	三七・八七
既濟 調停不成立	一三五	〇・三五	七〇	一・六七
既濟 取下	四九九	一七・五・	七二一	一七・一七
既濟 其他	三一	〇・七七	三三	〇・七八
既濟 小計	一、七〇一	六二・一七	三、二五四	七七・四九
未濟	一、〇三五	三七・八三	九四五	三・五一
合計	二、七三六	一〇〇	四、一九九	一〇〇

(この件數には舊受理件數五八一件を含む)

既濟中の「其他」の三十三件中十六件は調停法第二條により却下せられたもの、十件は同法第三十七條により調停をなさずと決せられたるもの、七件は調停委員會の定めたる調停條項に對し異議申立を爲したるものである、この民事局の說明が附してある。

これを要するに調停成績は調停申立件數、人員ともに前年に比して增加し、又その結果調停成立數も同樣に增加してゐる點に於て相當の成果を收めつゝあるものと言ひ得るであらう。

以下參考の爲めに農林省發表「小作調停法に依る爭議調停の概要」を揭げることにする

小作調停の概要(農林省發表拔萃)

一、小作調停法施行地區及職員の配置

小作調停法は大正十三年十二月一日より長崎、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿兒島、沖繩の九縣を除きたる他の一道三府三十六縣に施行せられ之と同時に農林省及司法省に關係職員を設置すると共に各地方廳に通じて小作官二十人、小作官補二十八人を、又各地方裁判所に通して判事三十八人、裁判所書記三十人を設置し之か事務を掌ることゝなりたるが、小作爭議の實情に鑑み大正十五年六月一日より小作調停法施行地區を擴張し新に長崎、福島、秋田山形、鹿兒島の五縣にも之を施行することゝなり、施行地區は一道三府三九縣)今や未施行地は僅に宮城、岩手、青森、沖繩の四縣となれり。而して大正十五年(昭和元年)度に於ては調停法施行地區の擴張と變化に應じ各地方裁判所を通じ判事五人、裁判書記五人の增員を爲し各地方廳を通し小作官五人、小作官補五人の增員を行ひたるも、其の後調停事件輻輳し事務繁劇を加へたるに依り更に昭和二年度に於ては各地方裁判所を通し判事五人、裁判所書記五人、各地方廳、を通し小作官十二人、小作官補五人、の增員を行ひ且つ其の配置を變更したり。

二、調停委員の選任

小作調停委員は調停法施行上重要なる役目を有するものにして同法第二十九條に依り地方裁判所長に於て選任するものなるも、實際

の選任に當りては地方の實情に精通する小作官に打合はすべき方針なるを以て施行の初年度（大正十三年）に於て農務局長より地方長官に通牒を發し之が候補者の調査選定に付愼重なる考慮を拂はしめ、左記要領に依り毎年地方小作官より調停委員候補名簿を調製し十一月末日迄に當該地方裁判所長に提出せしむることゝせり。

第一、調停委員候補者數は郡、支廳の區域毎に約二十名乃至三十名を市に在りては十名乃至二十名を選定すること。第二、調停委員は調停に適當なる者に付選任指定せらるゝとのなるを以て其の候補者は左記各號の種別に屬する者を適宜按配して選任すること、但し第二號及第三號に屬する者に付ては調停主任か委員會を開くに際し調停委員を指定する場合には各同數を選定することゝなるべきを以て其選擇の際に於て成可く各同數を選定し置くこと、一、地主、小作何れの側にも屬せざる純中立の者。二、地主側の信望ある者。三、小作側の信望ある者。四、地主小作双方の信望ある者。前項各號に依り選定すべき者は何れも調停を爲さしむるに適當なる者たることを要す。第三、調停委員候補者名簿は前項各號の種別毎に口座を設け各人に付年齡、地主小作人の別、其の他職業、性行、經歷、資產、政黨關係、大地主との親戚關係の有無又は地主及小作人の團體との關係等を明記すること。

右に依り地方廳に於ては市町村長、警察署長等に照會し種々調査を重ねたる上調停委員候補者名簿を作製し、地方小作官より之を地方裁判長に參考として送附したり。地方裁判所に於ても別に區裁判所、登記官吏、司法代書人其の他の方面に照會して取調べ前記小作官より提出したるものと愼重に照會調査し人選の上全國に亘り大正十四年には一萬三千餘人を夫々選任したりしか、爾後地方裁判所に依りては一定の任期を定め毎年又は任期滿了の度に選任替をする所多きも中には別に任期を定めず繼續し居る所もありとす。司法省民事局の昭和三年三月末日の現在調査に依れば其の員數左の如し。

	總員數	一府縣當り平均員數
地主	四、八六二人	一三人
地主兼自作者	九六一	三
地主兼小作者	九四	二
自作者	三、五八六	八三
自作兼小作者	一、〇六九	二五
小作者	一、七八七	四二
其の他	一、九三〇	四五
合計	一四、二八九	三三

以上の如く地主、自作者及小作者即ち農業關係一萬二千三百五十九人にして大部分を占め、其他としては町村長小學校教員、郵便局長、大學教授、辯護士、醫師、神官、僧侶、新聞記者、商業者等各階級の者を網羅せる狀況なり。一の道府縣に於て選任したる調停委員數の多少は爭議の事情、爭議地域の分布、一般の民情其の他各種の事情に依り夫々其の選任方針を異にせるを見たるも、其の普通なるは二百人乃至五百人にして三重九百一人、兵庫八百八十四人、滋賀八百三人、福岡六百九十三人、長崎五百七十八人、千葉五百五十四人の如きは多數に屬し、佐賀三十九人、山梨六十二人、山口七十人東京七十九人の如きは少數なるものに屬す。而して之が配置の狀況

を見るに、府縣に依りては管下全般に亘り豫め普遍的に分散選任し置く所もあれど、又府縣に依りては例年爭議の發生する地方にのみ豫め選任し置き爭議の發生稀なる地方には豫め選任し置かず隨時選任するの方針を執る所もあるなり。

三、調停委員の指定及活動

調停の中立ありたる事件にして調停委員會を開催すべきものと認めたるもの（昭和二年一月一日より同年十二月末日迄の既濟事件千百四十件中五百五十七件は調停委員會に依れる事後述の如し）に付ては調停主任は小作官の意見を聽き豫め選任したる者の中より指定すること稍多きも其の爭議の實情に依りては其の時に臨み適任者を選任の上直ちに指定せる場合もあり、地方に依りては後者の場合多き所もあるなり、調停委員會に於ける委員の員數は二人の場合最も多く、三人の場合之に次ぎ、四人、五人の場合は少し。實際指定したる委員は爭議の狀況に應じ地主側小作側の色彩稍明瞭なる者を双方より一人宛選定せるあり、更に之に中立者を加へ又全然中立的立場に在る者のみを指定せるあり、又縣下に於ける有數の德望家と爭議地附近の實情に精通せる者とを按配指定せるが如き相當苦心の跡顯著なるものあり。

調停委員は調停主任及小作官と協力し地主及小作人の間に立ちて斡旋盡力し調停上極めて有效なる働きを爲しつゝある地方もあれど、中には往々不馴の爲め充分なる能力を發揚し得ざるやの憾みあるもののなきに非ず。

四、調停申立の狀況及件數

昭和二年一月一日より同年十二月末日迄に小作調停法に依り申立を爲したる總件數は三千五百二件（昭和三年一月十日報告到達現在に付今後相當增加すべし）なるも、之が調停申立その實情を見るに小作爭議として一事件のものも調停申立に當りては當事者の便宜又は事件の性質等に依り數件乃至十數件に分割申立つるものあるを以て之を一爭議單位に觀察して其の件數を擧ぐれば千五百二十二件となり申立總件數の約四割三分に當る（以下單に件數と云ふ場合は此の小作爭議單位の件數を指す）。此の外大正十四年に於て調停を申立てたるものにして昭和二年に繰越したる事件二十件（爭議單位とすれば十六件）、大正十五年（昭和元年）に於て調停を申立てたるものにして昭和二年に繰越したる事件四百三十八件（爭議單位件數二百十一件）あり、即ち大正十五年に於て實際取扱ひたる事件は合計千七百四十九件（爭議單位）に達す。

以下調査の都合に依り此の繰越の事件は暫く別に取扱ひ主として昭和二年に入りての申立事件に就き述べん。

申立時期につき之を觀るに最も多きは五月の二百十三件にして、三月より六月に至る間は何れも大差なく各月とも百四五十件に上り八月九月に至り件數著しく減少し、更に十月より其の申立增加する傾向あり。

之を小作爭議發生の場合と比較するに小作爭議は收穫期乃至小作料仕拂時期の前後に發生するもの最も多きも（十月、十一月、十二月、一月、二月の五ケ月間に發生するもの最も多し）、調停申立の盛

時は之より多少後れて來るものゝ如し。次に月別申立件數を示せば左表の如し。

	大正十五年(昭和元年) 件數	割合(%)	昭和二年 件數	割合(%)
一月	五八件	六・〇八	一一〇件	七・一三
二月	五五	六・八一	二一四	八・八〇
三月	九六	一〇・〇六	一四〇	九・二〇
四月	八九	九・三三	一五八	一〇・三八
五月	一一三	一一・七四	二一三	一四・〇〇
六月	九九	一〇・三八	一四六	九・九九
七月	七五	七・六五	九五	六・一一
八月	三一	三・二五	八一	五・三三
九月	五七	五・九八	八〇	五・二六
十月	一〇四	一〇・九〇	一三二	八・七四
十一月	八八	九・二三	一三〇	八・五四
十二月	七二	七・四四	一〇四	六・八三
受付月日不明	一	一・一五	—	—
合計	九五四	一〇〇	一、五三	一〇〇

次に道府縣別申立狀況を見るに概して爭議激甚の地に申立多く、新潟の二百十八件(申立總件數五百六十七件)首位を占め、香川の二百十件、兵庫の百十五件之に亞き、其他岐阜、奈良、鳥取、福岡、島根、大阪、岡山、群馬、山梨、愛知、京都等は其の爭議單位件數、關係耕地面積關係人員等より觀察して主要なる地方なり。而して申立少き地方は東京、神奈川、福島、埼玉、石川、福井、高知、靜岡、佐賀、長崎大分等の各府縣なるが、此等の地方に於ても亦地方廳に特設したる小作官の直接間接の斡旋に依り爭議の圓滿なる解決を遂げたるもの少からず。調停の申立を爲す場所に付ては當時者が直接地方裁判所に對して爲せるもの最も多く三千百四十八件(申立件數)を占め(申立總件數の九割)、市町村長を經由せるものは三百五十二件(申立件數)なり。而して其の申立は書面に依るもの大部分を占め三千四百九十件にして、口頭の申立は僅か十一件に過ぎず。

五、申立人の種別

調停の申立には地主の申立、小作人の申立、地主小作人合意の申立の三種あり、尙右の外一爭議に付地主小作人の双方より申立てたるもの稀にあり。其の種別件數(爭議單位)及割合を示せば左の如し。

	件數	割合(%)
地主の申立	四八七	三一・〇〇
小作人の申立	九五六	六三・四〇
地主小作人合意の申立	六八	四・四七
双方申立	二	〇・一三

即ち總申立件數中地主の申立は三割二分、小作人の申立は六割三分四厘、合意申立は四分五厘を占め、地主の申立に對して小作人の申立は約二倍に上る。曩に本法制定の前後に亘り本法は地主擁護の法律にして小作人に不利益の制度なり等種々誤解したる者もあり、又實施の後に於ても或一部の小作人等は之に反對し居るものあるも、事實に於ては漸次小作人の本法を了解するもの多きを加へ且地主の訴訟手段を强調したる場合に小作人の申立は增加するの傾向あるを

認む。今本法實施以來各年の地主申立と小作人申立との割合を示せば左の如し。（合意及双方申立の割合は省略す）

	地主申立	小作人申立
大正十三年	五〇・〇二%	五〇・〇〇%
大正十四年	五四・二	四三・〇五
大正十五年（昭和元年）	三三・〇三	五七・六七
昭和二年	三一・〇〇	六三・四七

爭議激烈なる地方に付て見るに新潟、岐阜、三重、大阪、奈良、鳥取、島根、岡山、德島、香川等の諸府縣に於ては小作人の申立の割合多く、地主の申立が小作人の申立を凌駕するものは僅かに兵庫、京都の二府縣に過ぎず（申立件數少き府縣は省略す）。

尙香川、德島の兩縣に合意申立の多きは小作官、有志等が事實上の調停を爲し殆ど成立するに至りたる後之に法上の效力を附與する爲め地主と小作人と合意の申立を爲したるものにして、斯くの如きも事情に在る場合には新潟縣に於ては合意申立を爲さず地主の申立つる事多く、又福岡縣に於ては却つて小作人の申立つる事多き實例も存するなり。

六、申立の要旨

調停申立を爲すに付ては爭議の實情を明にして之を爲すべきも（小作調停法第六條）なるを以て其の申立書及申立の調書に付き調査すれば大體に於いて爭議の要點即ち申立の要旨を知ることを得べ申立事件の要旨は多種多樣にして地主の申立てたる場合と小作人の申立てたる場合とに依り其の趣を異にするは勿論なりと雖も、各申立に通ずる爭議の要點は小作料請求、小作料減額要求、小作料改定要求等小作料に關するもの最も多く、土地返還要求、小作契約繼續要求、小作權確認又は永久小作權の確認要求之に次ぎ、土地賣渡要求、土地立入禁止假處分、立毛假差押等の解除の要求を爲すもの增加せは新傾向なりとす。而して地主の土地返還要求又は小作人の小作契約繼續の要求は小作料の請求又は減額要求に附隨し時に小作料の支拂を條件として申立てらるゝ場合亦尠からず。即ち總件數千五百二十二件（要求事項千五百九十九件）中小作料に關するもの（小作料請求、小作料請求並土地返還、小作料改定、小作料減額）千三十八件（要求）に上り總件數の六割五分の大多數を示し、之に關せざるものは僅に他の三割五分なり。尙小作地返還小作契約繼續又は小作權に關するものゝ增加したることは注目に値し七百二十四件（要求）に上り總件數の四割五分を占む。今申立の要旨別件數を示せば左の如し。

申立者別	要求事項	件數	割合（%）
地主	小作料請求	一七五	一〇・九六
	小作料請求並土地返還	六六	四・六六
	土地返還	一二五	七・二〇
	小作料改定	五七	三・五七
	滯納小作料請求	五九	三・六九
	其の他	一五	〇・九四
計		四九七	三一・二三
		一七九	

小作人	小作料一時減額	二五七	一六・〇九
	小作料永久減額又は小作料改定	九三	五・八二
	小作料一時減額並小作料改定	一〇三	六・四五
	小作料減額小作契約維持（小作權確認十三件を含む）	一五六	九・七六
	小作契約繼續	二八〇	一七・五三
	小作權確認又は永小作權確認	五四	三・三五
	賠償請求（小作權、毛上料、耕作費、土地改良費）	三三	一・四四
	土地賣渡	二〇	一・二五
	假處分の解除	一〇	〇・六三
	假差押の解除	三五	二・二一
	其の他	一、〇三一	六四・五六
合意	小作料減額	一二	〇・六九
	小作料改定	五一	三・一九
	其の他	七	〇・四四
計		九九	四・三一
合計		一、五九七	一〇〇・〇〇

【備考】 爭議單位に付要求數個あるものは其の主要なるもの一個又は二個を採入れり。

七、申立人の要求

（一）地主申立の場合　（イ）小作料請求　小作人が小作料の支拂を爲さゞるを以て之を支拂ふ樣調停を求むるものにして之に該當するもの最も多し、此の中には當年の小作料の支拂を要求するものと數年來の滯納小作料の仕拂を要求するものとあり。

（ロ）土地返還　小作人が契約せる小作料の仕拂を爲さゞるを以て相當の期間を定めて之が催告を爲し尙ほ仕拂を爲さゞる爲め小作契約を解除したるも小作人に於て土地を返還せざるに依り其返還方に付調停を求むるものなり。此の土地返還を求むる調停申立の大多數は小作人が小作料の仕拂を爲さゞるを以て之が支拂を督促する手段として地主より此の擧に出でたりと認めらるゝものなるも、中には勞力の關係上眞に自作の必要に逼られたる小地主が土地返還を求むるもの及困憊せる小地主が小作料の納付問題に付每年小作人と相爭ひ小作料の收得不確定となり此儘にて推移せんか到底生活の途を講ずる能はざるを慮り紛爭の根源を絶つため小作地の引上を敢行して自作せんとする切實なる事件もありとす。地主の申立件數四百八十七件中土地返還要求を爲すもの百九十一件ありて三割九分を占む。

（ハ）小作料の改定　地主に於て小作人の要求を認め或は積極的に現行契約小作料の相當ならざることを認めて小作料を改定すべきことに對しては異議なきも之が相當額の決定に付調停を申立つるもの、或は小作料の一時的減免問題につき年々折衝をなす煩を避くるため相當額を永久に減免すべきことを認め之が改定の方法に付調停を經たるものに對し地主が法律上の效力を有する確定的のものたらしめんと欲し調停を申立てたるものあり。小作料改定の要求は地主の申立件數の一割二分を占む。

（ニ）其の他　尙以上の外に從來の小作料を低率なりとして小作料の値上を望み或は小作權不存在の確認、小作料納期確定、小作契約

期間の決定、小作證書の差入等を要して調停を申立てたるものあり。

（二）小作人申立の場合（イ）小作料減額　1、一時的減額並に滞納小作料減額　小作料の一時的減免は小作爭議に於ける小作人の要求としては最も普通なるものにして、風水旱害其他の災害に依る他の災害に依る不作にて收穫物が豫期の收入なきに因るもの多きも格別不作と認められざるにも拘らず主義を理由として或は農業の收支不償を理由として要求を爲すと認めらるゝものなきに非ず。而して數年來爭議を繼續し小作料を滞納したるものに付地主より小作料請求訴訟せられたる場合に之が減額を要求するもの亦多し。小作人の申立件數九百六十五件中小作料一時的減額並滞納小作料減額を要求したるものは五百十六件（内百五十六件は小作契約繼續又は小作權確認要求と合併して申立つ）に上り五割三分を占む。2、小作料の改定　從來の小作契約上の小作料額を過當なりとし又は農業の收支不償を理由とし契約を改定して之が減額を爲さん事を求むるものにして、此の要求を爲すものには數年來の小作料を滞納し置きて此の手段に出るもの多く小作料の永久減額又は小作料の改定を要求するものは百九十六件に上り小作人申立數の二割を占む。3、奬勵米の支給又は增額　生産米檢査の施行に依り俵調製等の爲め小作人が從來より多額の勞費を投じたる結果之が補償を地主に求むるものにして其の件數は多からず。

（ロ）小作契約の繼續　小作料未納のため地主より土地引上を申渡し又は地主が自作其の他の必要より小作地返還を要求したる場合に小作人より申立つるものにして、地主の土地返還要求に基く爭議が增加するに伴ふて此種の要求は漸次多きを加へつゝあり。此の要求は四百二十三件（内百四十三件は小作料減額の要求と合併して申立に上り小作人申立件數に對し四割四分に當る。

（八）小作權又は永小作權の確認及び小作地分割　地主より土地返還を要求されたる場合に小作人は之が對策として永小作權を主張し又は小作權あるを以て之を返還する事能はずとか又は之が賠償を爲すに非れば返還に應ずる能はずとて調停を申立つるものあり。又申立の當初に於ては小作契約の繼續を飽迄主張するも地主に於て强いて土地返還の要求を固執する場合には小作權の賠償を以て之に對抗せんとするに至るもの相當あり。尙永小作權を主張するものゝ外永小作人より永小作地の分割讓與方を要求するものあり、之を表示すれば左の如し。

申立の要旨

	件數	小作人申立件數に對する割合
小作權及永小作權の確認	五五	五・〇六%
小作料減額永小作權確認	一三	一・三五
小作權の賠償	七	〇・七二
永小作地分割	二	〇・二〇
計	六八	七・八七

（二）土地賣渡　地主が小作地を他に賣却せんとする場合に於て小作人は之を探知して其の土地を小作人に賣却せんことを要求し或は既に小作地を買受けたる新地主が小作料の値上若くは小作地の返還を要求したる場合に小作地の賣渡を要求するものにして二十件あり小作法草案の先買權の規定及自作農創定奬勵の影響ありてか漸次增

加の傾向あり。

（ホ）毛上料耕作費及土地改良費等に對する賠償　小作人が小作の繼續を希望するに拘らず土地返還の已むなきに至れる場合は收穫物が土地の上に存する場合は其の毛上に對し或は其の耕作費に對し收穫物なき場合に於ても小作人が其の土地に投じたる土地改良費に對して賠償を求むる事例存す。（調停申立の當初より此の要求を提出せるものにして申立事件名として上げられたるは十六件に過ぎざるも小作契約繼續要求に附隨して此の要求を爲すに至れるものは稍々多く調停成立件數七百五十一件中三十四件に上る

（ヘ）假處分假差押の解除　地主に於て土地立入禁止の假處分又は立毛假差押を實行したる場合に之が解除を爲して小作人に耕作又は收穫せしめらるゝ樣調停の申立を爲すものにして、奈良、鳥取、新潟、秋田、大阪、福岡の各府縣に亘り十件あり、新事例なり。

以上の外小作人が小作料を一時に支拂ふことを困難なりとして地主に對し數年間小作料の貸付を受け其の支拂を年賦償還の方法に依るべきことを要求するもの、小作地の返還につき代地の交付を求むるもの小作契約繼續要求の一種として一定期間を限り小作を繼續することを要求するもの、地主の小作料値上に反對するもの、小作料の改定又は統一要求の方法として土地等級の改定、耕地反別の實測を要求するもの等あり。

（三）地主小作人合意申立の場合　地主小作人間に於て現行小作料は相當ならざることを認め小作料の改定を爲すべきことに付ては協定成りたるも之が相當額の決定に付き協調はざるため其の決定の方法に付調停を申立てたるもの及既に兩當事者間に事實上の協定成りたるものに對して效力を附與すべく申立を爲したるもの大部分を占め（合意申立六十八件中五十一件は之に當る）、小作料減免歩合に付地主小作人の意見一致を見ず之が判定を求むるもの十一件あり。申立ありし千五百二十二件は大正十五年（昭和元年）度の小作料及昭和二年以後の契約に關するもの大部分を占むるも、中には大正十三年十四年以來の滯納小作料に關する懸案事件の調停を申立てたるもの各府縣に相當數に達するを見る、之れ小作爭議の解決が長年月に亘り困難を極むる事例の尠からざる證左なるべし。訴訟繫屬中の事件に付調停の申立ありたるものは各府縣に亘り相當多數に上り調停申立件數千五百二十二件中訴訟（假處分、假差押手續を含む）に關係あるものは四百六十六件にして其の總件數の三割六分に當り、香川、三重、岐阜、新潟、奈良、兵庫、大阪、島根、福岡、山梨、北海道群馬、鳥取、德島等に亞ぐ、訴訟の關係せる範圍は調停を申立てたる爭議の範圍よりも小さく爭議の一小部分なる場合多し。訴訟繫屬中の事件に付調停の申立を爲すことに就ては往々種々の非難行はれ調停を受くるの眞意なく故意に訴訟事件の進行を遲延せしむるのみの目的を以て調停の申立を爲したるものありと稱する者もあれど事實は斯の如く認めらるゝものは尠く寧ろ訴訟に依る解決よりも調停に依る解決を希望して之か申立を爲したりと認むべきもの多し。要するに其の結果に於て圓滿なる調停の成立を見るに於ては之等は調停法本來の精神より觀て當初より豫期したる處なれば敢て訴訟妨害の行爲とのみ見るべきものに非ざるべし。（調停法第二條及第二十七條に該當するものとして却下したる事件十五件あることは後述の如し）

八、申立事件の範圍

本項の申立事件の範圍とは事件の關係人員及關係耕地面積を調停範圍は事件に依りて相同じからずと雖も普通の小作爭議の範圍と比較するに小なる場合多し、之調停の申立は爭議全部に亘りて爲さざる場合なきに非るも多くは爭議の一部のみ調停に申立てらるゝ場合多きを以てなり。故に直接調停には申立てざるも其の調停の結果に對し利害關係を有するものは多數なるを常とするものなるを以て其の調停の結果如何は同一爭議の他の部分の解決に影響する所多く實質に於ては此の調停事件の範圍は數字に現れたるものよりも大なるものと觀察せざる可からず（「調停の他の小作關係に及ぼす影響」の項參照）。前記千五百二十二件の總關係人員は地主一萬三十六件、小作人三萬二百三十二件にして關係地面積は一萬一千九百四十三町歩なり。今之に依り一事件平均の範圍を求め之と昭和二年發生の小作爭議二千八件に付きて調査したる範圍とを比較すれば左の如し。

種別	調停事件	小作爭議
一事件當平均關係地面積	七・八四町	二七・一〇町
一事件に對する小作人數	一九・九人	四三・一人
一事件に對する地主數	六・六人	二・六人
地主一人に對する關係面積	一・一九町	一〇・三三町
小作人一人に對する關係地面積	〇・四〇町	〇・六三町
一地主に對する小作人數	三・〇人	三・七人

是に依つて觀察せば調停申立事件に於ける爭議は地主六人、小作人二十人にして、其の關係耕地面積七町八反に亘り、調停事件が團體的性質を帶ぶるものたること明かなり。而して近時小作交渉に當り小作人組合地主組合の對抗的色彩濃厚なる地方に在りては調停事件に付ても是等の團體を背景とする事件多し。殊に右調停事件は爭議の一部分のみ申立つること多きため表面之に參加せざるも之と共同の利害關係を有する者多きは前述の如し。

九、事件の處理

裁判所に於て調停の申立を受理したる時は直に小作官に打合せ其の意見を徵して調停委員會を開くべきか裁判所直接に調停すべきか等を決定するも多くは法の精神に鑑み調停委員を指定し期日を定めて調停委員會を開くことゝなる、即ら調停既濟總件數千百四十件中調停委員會を開きたるものは五百五十七件（總件數の四割九分）に上り裁判所の調停は四百二十三件（總件數の三割七分餘）を占む。更に同一の爭議にして一部は調停委員會に依り他の一部は裁判所直接の調停に依りたるものあり。尙以上の外勸解に依りたるもの五十八件調停委員と勸解と併進したるもの五十七件ありて勸解者を利用したる事件百十五件（總件數の一割）ありとす。一般の府縣に於ては調停委員會を開くことと多きも、鳥取縣に於ては裁判所直接の調停のみにして調停委員會を開きたることなく、其の他新潟、岐阜、島根、德島、秋田の五縣に於ては調停委員會よりも裁判所直接の調停を行ふ事多し。勸解者を利用したるものは香川縣に特に多きを認めらる。之は調停申立前に小作官、有志者等が事實上の和解を成立せしめた

る後に調停中立を爲したる場合又は調停中立後裁判所直接に或は調停委員會の調停を進行する傍ら一方に小作官、有志者等をして歡解を爲さしめたるものなり。調停の場所は裁判所直接に調停を行ふ場合には裁判所構内に於て開き調停委員會の場合には隨時適當の場所に出張して開催しつゝあり、即ち便宜に從ひ裁判所(地方裁判所、同支部、區裁判所)町村役場寺院公會堂所學校調停主任又は小作官の宿泊する旅館等を選び、又同一事件に在りても四圍の事情及事件進行の狀況に應じ回を重ねる毎に會場を變更するが如き場合もあり、當事者件數の場合は中立と同時に總代を選任し來ること多きも往々之を缺くことあるを以て此場合には裁判所より總代を選任せしむることあり、總代は調停の中途に於て變更增員する場合もありとす、又關係爭議の全部を圓滿に解決せしむるため中立當事者以外に村内の他の地主小作人の參加を求め又調停事件の當事者が有力なる小作組合に關係する場合に於ては組合幹部の意向を全然認めざるに於ては解決を困難ならしむる事情存するを以て組合幹部を補佐人とし又は其の意見を徵する等凡ゆる勞力を拂ひ感情の融和を圖ることに苦心せり。近時小作爭議手段の變化に伴ひ稻の成熟期に當り地主側に於て土地立入禁止假處分又は立毛假差押を行ふこと增加したるが、斯くの如き場合に立毛換價處分に先だち小作人より調停の申立を爲したる時は應急措置として先づ代金の幾分を供託せしめ次で換價處分に至らずして圓滿に調停したるが如き事例香川、奈良等各縣に行はれたり。調停進行に當りては調停主任、小作官調停委員等が各協力し殆んど寢食を忘れて熱心に奔走し往々徹宵調停を繼續するが如き場合も存す、然れども組合運動の盛なる地方に在りては夜間に亘る調停の續行を人權蹂躙なりと非難する者あるに依り此の域に至らずして而も調停者の熱意を示すの苦心は多大なりとす、又調停委員會を開催せざる裁判所直接の調停に於ては小作官は調停委員の如き役目を勤め當事者間を斡旋し或は困難なる事實の調査を行ふ等其の辛勞頗る多大なるものあり。

一〇、申立事件の結末

昭和二年に取扱ひたる調停總件數千七百四十九件(昭和二年申立及大正十四、十五年申立の繰越件數を含む)中既濟のもの、千三百二十五件、未濟のもの四百二十四件なり。各年別事件の組末の內譯を示せば左の如し。

	大正十四年 件數	大正十四年 割合%	大正十五年 件數	大正十五年 割合%	昭和二年 件數	昭和二年 割合%	合計 件數	合計 割合%
調停成立したるもの	四	二五・〇〇	九五	四五・〇三	七五一	四九・三四	八五〇	四八・六〇
調停不成立のもの	一	六・二五	一五	七・一一	三六	二・三七	五二	二・九七
取下をなしたるもの	五	三一・二五	六五	三〇・八一	三三八	二三・三三	四〇八	二三・三三
却下	—	—	—	—	一五	〇・九八	一五	〇・八六
未濟	六	三七・五〇	三六	一七・〇六	三八二	一五・一〇	四二四	二四・二四
合計	一六	一〇〇	二一一	一〇〇	一、五二二	一〇〇	一、七四九	一〇〇

倘右の事件に付其の取下を爲したる事由を調査すれば左の如し。

大正四年	大正五年	昭和二年	計
二件	六件	九五件	一三三件

當事者間に示談成立したるに因るもの

調停の見込なしと認め取下げたるもの　三　一四　一四　一六一
調停手續進行前取下げたるもの　一　三　七　八
其の他　一　三　三　三

「備考」調停手續進行前取下げたるものは多くは當事者間に於て示談成立せるものにして「其の他」とあるは申立人の都合に依るもの及取下事由の不明なるものなり。

以上の結果に依れば既濟事件千三百二十五件中明かに調停不成立となりたるもの（調停委員の提出せる調停條項に異議を申立てたるもの及び調停の見込みなしとして取下げたるもの等を含む）合計二百十三件（既濟件數の一割六分一厘に當る）は爭議調停に至らず決裂せるものと謂ふを得べく（中には調停の見込みなしとして取下げたるものを更に小作官に於て機を見て調停を行ひ或は數ケ月後更めて當事者より調停を申立て成立せるものもあり）、次に調停成立したるものと法上の調停より取下げたるも事實上の和解成立せるものとの合計九百八十三件（七割四分二厘）は圓滿に解決せるものにして調停成立は概して良好なりと認めらる。

前年來小作爭議が複雜となり地主の訴訟手段に出づるもの增加せるに伴ひ小作人側は調停申立を爲して訴訟手續の進行を止め以て和解に移らんとするもの多く其の結果往々訴訟妨害行爲なるかの如き疑念を懷かしむる場合もありとす、斯くの如き場合に小作人より申立てたる調停に在りても遂には圓滿に調停成立すること多きは勿論なりと雖も訴訟を强調する地主に在りては小作人の態度强硬なると相俟ちて調停に不同意を唱ふることあるを以て調停不成立となるか又は急速には調停成立の見込なしとて一應之が取下げを爲すもの亦相當多數に上るを見る。岐阜、鳥取、島根、兵庫、香川、奈良の諸縣に此の傾向有す、又香川、大阪等に於ては地主より先づ調停を申立て置き小作人の知らぬ間に窃かに調停の取下げを爲し疾風迅雷的に假處分、假差押、其の他の訴訟手段を進行せんと圖るものも稀に存す、之れ本年に於て取下事件比較的多き一因なりとす。却下十五件は小作調停法第二條（當事者不當の目的を以て濫に調停の申立を爲したりと認むるとき）又は第三十七條（第二條に規定する事由あるとき）に該當するものとして却下し又は調停を爲さゞりしものにして多くは調停を受くるの眞意なく訴訟妨害又は强制執行手續の進行を阻止することのみを目的とするが如き事情の明瞭となりたる事件にして、三重、鳥取、岐阜、京都、兵庫、島根、香川、愛媛、秋田、北海道等に其の事例ありたり。次に昭和二年申立事件にして調停成立したる七百五十一件に付事件を受理したる日より調停終了したる日迄の日數を調査するに一ケ月以内に解決せるもの四百二十八件にして調停成立總件數の五割七分を占め、之れに一ケ月以上三ケ月以内のもの二百七件（總件數の二割八分）を加ふれば、成立總數の大部分（約八割五分）は三ケ月以内に終了を見るの狀況なり。（六ケ月以上に亘るものは僅に二十一件にして總件數の三分に過ぎず）。尙此の日數中には當事者の呼出利害關係人參加の呼出其の他調停準備に要する日數も通算しあり、當事者多數にして關係面積廣汎なるものに在りては斯かる手續に相當の日數を費すものなれば、此の準備手續に要する日數を控除せば眞に調停成立迄に要したる日數は更に

短きものにして裁判に比すれば調停は遙かに迅速に終了を告ぐるものと見るを得べし。大正十五年申立事件及昭和二年申立事件に付調停成立せるものゝ受理したる日より調停終了したる日迄の期間別件數を示せば左の如し。

	大正十五年（昭和元年） 成立件數	割合	昭和二年 成立件數	割合
	一二五	一九・二六%	二〇〇件	二六・六三%
十日以内	八三	一三・九〇	一三七	一八・二四
二十日以内	五八	九・七二	九一	三・三
一ヶ月以内	七三	一二・二三	一七六	一〇・九九
一ヶ月半以内	四六	七・七〇	一六二	八・二五
二ヶ月以内	二五	三・五六	一六七	八・九五
三ヶ月以内	二八	六・三七	一四二	五・七二
四ヶ月以内	二八	六・三七	一三	四・一三
五ヶ月以内	一九	三・一八	一二	二・八〇
六ヶ月以内	一七	二・八五	八	一・〇七
七ヶ月以内	九	一・五一	八	一・〇七
八ヶ月以内	一四	二・三四	五	〇・六六
十ヶ月以内	四	〇・六七	—	—
十ヶ月以上	八	一・三四	—	—
期間不明	五七	一〇〇	一五一	一〇〇
計				

「備考」　大正十五年申立事件の成立件數は昭和二年六月末日報告到着現在なり

次に之が調停回數につき見るに一回にて成立したるもの最も多く三百七十六件にして、二回の百七十六件三回の六十二件、四回の六十一件順次之に亞ぐ。如斯一回にて成立するものゝ割合多きは調停に申立つる以前に於て既に小作官の事實上の調停に依り或は其他の仲介者に依りて略協定成りたるものに付小作調停法上の效力を附與すべき目的にて調停の申立を爲すもの相當數あるに因るべし。されど爭議の關係廣汎複雜なるものに在りては十數回の調停を重ねて苦心の結果漸く成立を見たるものも之れなきに非ず、大阪の三十六回三件（大正十五年申立昭和二年解決）、三重の三十五回（大正十五年申立昭和二年解決）等は最も回數の多き事例に屬し、其の繼續期間の長きは新潟の二年有餘（大正十四年申立昭和二年解決）に達するものあり。尙調停不成立及調停の見込みなしとして取下したるものに付之れを見るに多くは二回三回以上の委員會を重ね中には十二回以上も委員會を開きて種々折衝を重ねたるも遂に決裂を見るの已むなきに至りしものあり。大正十四年申立事件及大正十五年申立事件にして昭和二年中に解決せざりしもの四十二件（十四年六件十五年三十六件）あり、大正十四年申立の未解決事件は三重及大阪に存し當事者に病人又は故障ありて進行せず空しく繫屬するものあり。大正十五年（昭和元年）申立の未濟は新潟、岡山、德島、山梨、三重、大阪、福岡、奈良、鳥取、北海道、佐賀の各地に點々之れあり、機會の到る毎に調停を進めつゝある。

一一、條項の調停內容

調停の內容は爭議の內情が多種多樣なるに從ひ千差萬別なりと雖

前述の如く爭議の中心をなすものは小作料の問題にして之れに次ぐは小作契約繼續及土地返還の問題等なるを以て其の調停の內容に於ても其の主眼となるものは多くは是等の問題の解決にありとす、然れども調停は訴訟と其の趣を異にし手續も極めて自由なるを以て當初申立てたる要旨の中に洩れたる事項も爭議解決上必要なる點は詳細に之を協定せしめ、更に小作關係の將來に付きても問題となる可き點を廣く考慮して之が解決に努むるが爲調停條項作成の時に至れば當初申立てたる以外の事項に亘る場合多し。昭和二年に於て調停成立したる前掲の八百五十件中大正十四年及大正十五年に申立たるもの九十九件を控除し昭和二年に申立て年內に成立したる七百五十一件の調停條項の內容左の如し。申立條項を通觀するに兩三年來の經驗に依り各地共に其の成立後に於ける履行を確實ならしめる爲に能ふ限り手落なく作成する必要を痛感し其の條項は漸次綿密となり記述上の缺陷に基く履行不能の場合を生ぜざる樣精細なる規定を爲すの傾向あり又解釋上疑義を生ずる虞ある事項に付ては特に覺書を作成し添付するものもありとす。

小作料に關するもの　(イ)小作料の支拂　此處に所謂小作料の支拂とは未納小作料の支拂方を主眼として調停したるものを云ふ。其の內容を見るに小作人が既に納期を經過したる小作料（契約小作料又は地主の減額通知せるもの）の全部又は一部を納付せざりしに因り之を支拂ふことに調停したるものにして、其の經過を見るに多くは小作料の一時的減額、小作料の改定土地返還、小作契約繼續等の問題に付爭ひありたる爲爭議手段として小作料を納付せざるものが調停の結果其の原因たる懸案の解決に伴ひ未納小作料を支拂ふことに協定したるものなり、而して其の小作料は大正十五年分に屬するものと數年來の滯納小作料に屬するものとあり、又單に小作料の支拂を目的とするもの丶外小作料改定、小作契約繼續、土地返還其の他小作條件改定等の事項と複合聯關して之を解決したるもの多く、其の解決せる小作料の支拂時期に就いては期限を協定して一時拂と爲し決濟するもの多きも數年に亘る滯納小作料の如き數回に分割し年賦拂にするものあり、小作料支拂の條項を定めたる主なる地方は香川、新潟、兵庫、岡山、奈良、三重等なり。右に依り協定したる小作料の納入を確實にし完全なる履行を期する爲には種々なる苦心を爲し、現物ある時は之を徵し又爭議紛糾し小作人が小作米を賣却して換價保管せる場合或は既に現物を消費せる場合等には未納小作料の支拂を容易ならしむる爲に代金換算の單價を協定し其の支拂ふべき金額を計算明記せる實例多し、其の價格は時價に依るもの、滯納期(契約上定まれる小作料債務履行期)の相場に依るもの等區々なり、而して調停條項に定めたる支拂履行期日を怠りたる時は種々の特典を失はしめ催告を要せずして直ちに强制執行することを得べく記載し或は期日迄に完成したるときは契約の意味を以て相當の賞與金穀を給與すべく定めたる事例あり。

(ロ)小作料の一時的減額　小作人小作料を支拂はず地主之が支拂を要求したるもの小作人より小作料の減額を要求したるものは大部分此の小作料の一時的減額に落着するも、小作人より小作料の改定を要求したる事件に在りても結局一時的減額として解決せらるゝもの

あり、又地主が土地返還を要求し小作人が小作契約の繼續を要求したる事件にして小作料を一時的に減額して契約を繼續せる事例あり、其の小作料の年度は當年のものもあり、數年來の滯納に屬するものあり、一時的減額の條項を定めたる主なる地方は香川、岡山、兵庫、奈良、三重、新潟、群馬、鳥取等なり。而して減額の内容は其の最も普通なるは三割乃至六割を要求して一割五分乃至三割の減額に解決したる事例にして輕減率の小なるは一割位のものあり又大なるは五割乃至六割にて成立せる例も稀に存す、尙小作料の一時的減額問題の解決に當りては他に影響せんことを顧慮し減額率を低く裝ひ別に奬勵金穀等の相當額を地主より小作人に交付するの條件を附する例もあり。

（八）小作料の改定（永久的減額）　小作料の改定には永久的に減額するものと一定期間内（三年乃至七年のもの多し）減額するものとあり、小作爭議に於ては稀に小作料の値上に關する爭議あれども調停事件としては殆んど之を見ず、小作料改定の問題は多くは複雜なる團體爭議にして小作人の結束並態度强硬なる上に地主も其の減額の影響する所大なるが故に從來は容易に讓歩せず協調甚だ困難なりしが本年は地主に於ても年々の小作料減額交渉の煩を避けんが爲め之に應じ合意中立を爲し或は地主の中立を爲したるものも相當ありたり、調停條項中此の永久的減額及小作料の改定に關係せるもの百九十八件に達し成立總件數の二割六分餘を占む香川、新潟、岡山、德島、群馬、島根等は其の主なる地方なり。小作人の永久的要求は二割乃至三割の減額を主張する例多く其の調停の結果は既定小作料の一割乃至二割輕減の程度にて協定成立するを普通とし稀に三割以上の減額を認めたるものあり、此の小作料の改定に當りては（1）現地に就き、一筆毎の土質、收穫高、耕作の便否等を査定して新に土地の等級を作り別に一定の分配標準を協定し之に基き小作料を算出せるものあり、（2）現行土地臺張の等級及反別又は法定地價に依り改定するものあり、即ち一等田何程二等田何程と改定小作料を協定し又は地價百圓には小作料何程と標準小作料を協定して改定を行ふ例あり、尙（3）現行小作料の何割何分減と單純に協定する例もあり、されば（1）及（2）に在りては耕地全部を通ずれば舊小作料よりも相當減額を來すも一筆毎の土地に付ては計算上舊小作料よりも增額の結果を見るもの無きに非らず、此點を救濟すべく改定小作料が舊小作料よりも高き場合には舊小作料に依ることを明記せる事例もありとす、尙改定したる小作料に付いては小作料額不變更年限を三年、五年位と、して小作契約年限に觸らるゝことを避けたる所と、小作料には有效年限を附せざる代りに小作契約年限を定めたる所とあり、地方の事情に依り區々なるを免れず。

（二）凶作時に於ける減免率又は減免方法決定　小作契約繼續の場合及小作料を改定したる場合に於て其の協定したる小作料に付ても大體に於て從來の減免の慣行は存置して年の不作凶作の場合には更に作況に依り一定の方法を以て一時的減額を爲すことを約定して調停成立せる事例多數を占め、此の條項を定めたるものは二百八十八件（成立件數の三割八分餘）に達し、香川、新潟、三重、岡山、島根鳥取、京都、福岡、兵庫等は其の主なる地方なり。小作爭議に於て

凶作時の小作料減免交渉が極めて重要なる地位を占むる關係上當事者に於ても痛切に其の必要を認め各地に於て調停條項中に云ふ精細なる定めを爲したることは顯著なる現象にして、右の中には昭和二年三月農務局發表「小作法草案」の影響を受けたるが如く認めらるゝものも相當多數に存したり、尙新潟、香川、群馬、兵庫、愛知、三重、奈良、京都等に於ては略ぼ一定の形式の下に比隣類似の條項を以て調停成立しつゝあり。減免の決定に付ては大部分は檢見を行ひて之を爲すことゝし其の決定の手續は概ね左の如し、1、小作人より減免に關する檢見の申入を爲すべき時期收穫時期より「十日」「十四日」「十五日」前に申入るべきことに定めたるもの多く、「豫め」「十月末日(十一月十日)迄」等と記載せるものあり、尙稀に「平年作の二割(一割五分)減以上のとき」と其の檢見申入を爲し得べき不作の程度を定めたるものあり、又不可抗力に基く減收の場合の外小作料の減額請求を爲すを得ざる旨を定めたるものあり。2、檢見の立會者　地主小作人双方より同數の委員を出し立會の上檢見を行ふことゝし、其の他村長、技術員等の立會を求むるものあり。3、檢見の方法　地主が小作人の申入れたる檢見に應ぜざる場合は「隣接地の地主の決定に準ず」「小作人側の委員に於て之を爲すことを得」「小作人の主張したる收量を承認したるものと看做す」ことを定めたるものあり。而して檢見に於ては立毛を目測して收量を決定することを得る旨を掲げたるもの更に協定調はざる時は坪刈を爲すことゝし其の方法を綿密に掲げたるものあり、或は協定調はざる時は村長技術員、郡農會、小作官、協調組合等の裁定に從ふことゝし又は小作調停の申立を爲すことに定めたるものあり。4、減額決定方法　(甲)減額を開始すべき不作の程度及減額率を定めたるもの、a、改定小作料の十八割(二十割)以下の收量の時より減額を爲すことゝし、夫れ以下に減收したる場合には減收量の七割(六割)に相當する量を小作料中より減額するものあり、此の場合に小作人の收得が六斗に滿たざる計算となる場合には小作人の手に六斗を殘すことゝせるものあり(新潟、愛知、山梨等)。b、收穫高が小作料の倍額(二十二割又は反當幾何)に滿たざる時は減額を行ふことゝし、收穫高の五割(四割、四割五分、六割)を小作料とすることに定めたるものあり、又此の場合に於て立毛を刈分けすることに定めたるものあり(京都、大阪、靜岡、奈良等)。c、收穫減損の割合(何分作の時は何割何分減と明定せるものあり)に應じ小作料の減額請求を認むることに定めたるものあり(德島)。d、收穫高と小作料の對照表を作製し置き收穫調査(坪刈に依り生籾五十二貫(五十五貫)を玄米一石に換算し又は乾燥籾摺す)の(結果より直ちに減額小作料を算出するものあり(兵庫山形等)。(乙小作料減額決定機關の構成(双方より出すべき委員の數(各五名宛又は各大字より双方一名宛等)第三者より參加すべき者)及減額すべき場合のみを掲げ、減免標準には觸れず只協定成らざるときは村長小作官等の裁定に服することゝし又は小作調停の申立を爲すことゝせるものあり(香川、群馬等)。5、檢見の申入れを爲さずして刈取を行へる場合、殆んど全部小作人が檢見を受けずして收穫したる場合には減額せずと定めたり。

(ホ)小作料納期確定　小作關係に於て近時小作料の納期遲滯の實例

多きに鑑み小作料改定小作契約繼續等の調停條項には將來の小作料納入期日を明確にし且つ其の期日迄に地主の指定する場所（多くは小作地所在大字又は其の近地）に小作人より持參する樣に定めたるもの多く、又滯納小作料の支拂に關する調停に付ても其の納期を明確にし以て之が履行の完きを期せんとせり、此の納期を確定したるものは三百四十二件（成立件數の四割六分）を占め、香川、新潟、福岡、岡山、島根、群馬、兵庫、三重等は主なる地方なり。

（へ）金穀支給又は增額　小作料の改定の場合は勿論小作料一時減の場合に於ても其の減額の結果は土地價格其他に影響すること尠なからざることを以て地主は減額を低く裝ひ奬勵金（米）其他の名目を以て相當額を小作人に交付せるの條件を定むる事例あり、又從來支給し居たる產米檢査に關聯する補償米の增額を爲し或は小作料を納期迄に完納したるときは奬勵金（米、品）を出すことゝして之を納入督勵の方便と兼ねしめたる事例もありとす、之等は表面小作料減額としても實質に於て小作料を減額したると同一の結果として現はれざるを見るべきものなり、此種の條項を定めたるもの百四十一件あり、岡山、新潟、香川、兵庫、京都、鳥取、德島等は其の主なる地方なり

（ト）小作米品質俵裝等改正統一　從來小作米の品質俵裝等に關しては地主小作人間に協定あるを普通とするも其の確定せざりしもの又は約定あるも實行困難なりしものは爭議調停の際小作料の支拂、小作料の改定、小作契約繼續と共に支拂ふべき小作米の品質等級等に就き之を明確に協定せる事例あり又從來二重俵裝なりしものを單俵に改めたる上若し二重俵裝にしたるときは俵裝料を支給することに定めたるものあり。

（ニ）小作契約繼續及小作地返還に關するもの　（イ）小作契約繼續　地主より土地返還方を申出で調停を申立たる場合又は地主の土地返還要求に對して小作人より小約契約繼續小作權の存在を主張して調停を申立てたる場合（小作料の減免改定等を表面の申立理由とするも內實は小作契約繼續を含む事件あり）等に於て之が調停の結果は其の大部分は小作人に於て舊の如く係爭地を小作することに落着し同時に一部小作料を減免して未納小作料を地主に支拂ふことを確保し、其の他小作條件を改定して將來に亘る協定を爲すこと多く此の種の條項を定めたるもの二百五十五件（成立件數の三割四分）あり、新潟、香川、三重、奈良、德島、島根、群馬、秋田、山形、大阪等は其の主なる地方なり。小作契約繼續の場合は將來に於ける小作料の收得を確保し其の他小作關係を明確ならしむる爲めの小作證書を差入らるゝことを約し又は小作料の納入に關し調停條項中に嚴格なる規定を設くるものあり、而して小作契約繼續に當りては期間に觸らるゝことを避け期間を定めさるもの多きも、期間を定めたるものにありては其の小作契約期間は三年乃至七年とし五年に定めたるもの多く稀に十年のものあり。右の場合に於て「小作地の賃借權を他人に讓渡し又は轉貸し若くは耕作を他人に委託することを得ざること」に定め權利の紛爭を避けんとするものあり、尙期間滿了後の契約の更新に付き可成耕作繼續の機會を多からしむることに努め小作法草案の規定の如く濫りに更新拒絕を成し得ざることに定めたる事例あり。調停成立せる事件中地主の土地返還を申立たるもの及

小作人の小作契約繼續又は小作權を主張して調停の申立を成したるものは合計三百三十二件にして、其の中小作契約を繼續したるもの百八十件(五割六分)、一部を返還せしめ一部を繼續したるもの四十一件(一割三分)、小作地を返還したるもの七十八件(二割四分)あり、右の外返還を延期したるもの及土地を小作人に賣渡したるもの二十三件(七分)あり、即ち小作契約繼續を成すもの多きことを知るべし。

(ロ)小作地返還　地主が眞に自作を必要とし又は耕地を農業以外に使用する場合に於て調停の結果已むなく小作地返還の條項を定むるものは小作人の生活を考慮するが故に其の面積は多からざるを常とし、(一)の場合に在りても小作地全部を即時に無條件にて返還せしむる事例は少なく、地主が未納小作料を全免し又は作離料其の他の補償を小作人に給與することを條件として小作地を返還せしむるか小作地の一部のみを返還せしめて他の一部は繼續小作せしむることゝし又は小作地返還の時期を延期して一定期間(多くは一作期間)小作を繼續せしむる事多し。又係爭地が既に地主に於て自作し又は他の小作人に貸付したる後に於ては之が取戻は容易ならず而も小作人としては其生活上小作地を必要とする切實なる事情あるを以て結局地主より代地として返還地に代へるべき相當の土地を交附せしむる事例(十七件)もあり、小作地返還の申立に當りては返還後に至り小作人の生活上に及ぼす影響の如何に付て深甚の注意を拂ふが故に調停成立後之が爲め紛紜を生ずる所は多からざれども、稀には地主が眞に自作其の他の必要ありて返還せしめたるに非らずして地主の感情に依り返還せしめたるが如き場合にありては調停の成立後小作人に於てこの事情を探知して調停條項の履行を拒み其の結果面白からざる狀態に陷りたるものなきに非らず。調停成立せる事件の中土地返還を爲したるもの百二十件(成立件數の二割一分)、土地の一部は小作を繼續し他の一部を返還したるもの四十九件あり、小作地返還の條項を定めたる主なる地方は兵庫、奈良、香川、新潟、德島、宮崎、山梨、大阪、福岡、島根、岡山等なり。右の中無條件にて返還せしめたるものは三十九件に過ぎず、他は地主より相當額の補償金を給與し或は小作料を免除する等の代償を拂ひたるものなり。

(八)契約違反の場合に於ける土地返還の約定　地主が土地返還の要求を爲すは眞に小作地を必要とする理由に因るよりは寧ろ小作料收得の不安定なるに因り之が引上を爲さんとするをの多き實情なれば地主が土地返還方を主張せる事件にして調停の結果小作契約の繼續を認むるに至りし場合に於て地主は將來に於ける小作料の收得を確實ならしめ且つ小作地管理に關する各種の條件を履行せしむるため若し小作人が將來事由なくして小作料の怠納をなし若しくは主要なる契約條項に違反したる場合には直に土地返還を爲すべき旨の約定(何等訴訟其他の手續に經ることなくして土地引上をなすも異議なき旨明記するものあり)を爲せるもの百九件あり、香川、新潟、三重、島根、岡山等に其の事多し。

(三)永小作權、小作權の確認及永小作權賣渡　永小作權及小作權の確認を主張せる調停事件は相當多數に上り、小作權に付ては土地返還と同時に地主に於て之を買取り又は小作契約の繼續を認め其の存在を承認したる事例各地に點々あるも、永小作權に付きては其の

影響する所大なるを以て地主側の承認すること容易ならず、僅々栃木、廣島、高知に於て各一件あるのみにして、其の他は多くは永小作權の主張を抛棄し賃貸借として小作契約を繼續するの狀況なり。永小作權の現存する土地又は既に永小作權の消滅期に迫りたる土地を永小作權と所有權との價格其の他の事情を斟酌して兩者間に土地の分割を行ふか又は小作人に於て土地を買受けたき旨小作人より申出でたるものあり、其の協調頗る困難なりしが各年毎に收穫量、地力、土地改良費等の調査を精細に行ひ種々折衝の結果永小作人に時價の約四割餘の低價にて土地全部を一括賣却せる事例德島縣にあり

（四）小作地賣却又は小作地先買權の附與　地主が小作地返還を求めたる場合又は之を他に賣却せんとする場合に於て小作人が之を知りて其の購入を申出でたるもの或は小作人が永小作權、小作權の確認を要求したる場合等に於て調停の結果土地を賣渡したる事例三十三件あり、福岡、新潟、山形、德島、山梨等は主なる地方にして、之が資金は政府の融通する自作農創定資金の供給を受けたるもの多し、又現實に土地は賣渡さざるも今後小作地賣却の場合は先づ小作人に之が買取の機會を與ふ可き旨の約定を爲せる事例香川、新潟、三重、靜岡、奈良、京都、北海道等に十六件あり、此種の條項は小作法草案及自作農奬勵の影響を受け特に增加したるものゝ如し。

（五）小作權、作離料、土地改良費、作物費等の賠償　土地返還問題に隨伴し小作人は小作權、作離料、土地改良費、立毛代、耕作費等の賠償又は支給を請求することと多く調停の結果は之を區分することあれども多くは名儀を明にせず各種の補償賠償を一括して相當の金穀を支給す、調停條項中に小作權の賠償を明記せるは三十件にして大阪、愛知、兵庫、山形、秋田、北海道、富山、山梨、奈良、香川等に其の事例あり、土地改良費、立毛代、耕作費等の賠償を爲すものは三十四件にして新潟、山形、香川、山梨、福岡、愛知、和歌山、宮崎等に其の事例存す。小作權及作離料の賠償並に支給は現實に土地返還問題の起りたる場合のみならず將來其の事實の到來せる場合に於ける豫約を爲したるものあり、而して其の豫約の額は返還地が市街住宅地に變換せらるゝが如きものは多額にして反當六百圓内外に上るものあり少きは一年分の小作料額とするもの又は數年來の滯納小作料の免除を以て相殺するものあり、小作法草案の影響を受けたるものが其の規定に類似したる定めを爲したるものあり、又反對に「小作人は有益費其の他如何なる費用の支出を爲すも其の償還を請求することを得ず」と明記し之が援用を避けんとしたるものも存す。

（六）其他調停事件にして訴訟繫屬中なりしものは調停成立と共に訴訟を取上ぐべきことを明記するもの多く百四十三件あり、更に訴訟又は調停の費用の支辨方法を定むるもの百六十九件あり、而して訴訟取下假處分假差押に關する供託金の取戻等に付ては綿密なる取極めを爲すもの多し。

各種の調停事例に於て其の主眼とする契約を補充し之が履行を支障なからしむる爲調停條項中に記錄せる各種の約款を擧ぐれば概ね左の如し、而して各事件の調停調書には共通の事項として爭議の目的たる土地一筆毎の地番、地目、面積、契約又は支拂の決定せる小

作料の種類、數量、地主及小作人の住所、氏名等を記載したり。

一、小作契約の締結に關し定めたるもの(1)小作契約證書を差入るゝこと、(2)小作契約に付保證人を附すべきこと、(3)小作契約の期間、イ、年期を定めたるもの、ロ、年期を定めざるもの、(4)期間及契約の更新の申入及其の不承諾場合の制限、(5)小作の連帶契約。

二、小作料納入に關し定めたるもの、(1)小作料の數量、品質、一俵の容量及俵裝、(2)現物の納入困難なる場合の代金換算價格、(3)代金納の單價決定の基準又は之を決定する機關の構成、(4)滯納小作料(其の年又は二三年來のもの)整理の爲其の割賦拂又は免除(5)納入の期日、(6)納入の場所、(7)奬勵米補給米及俵裝料を交付する場合並其の額、(8)凶作不作時の處置、イ、小作料の減額を行ふべき凶作又は減收の程度、ロ、小作料の減額査定方法(場所の選定、檢見及減額査定並其の標準機關の構成)ハ、減免額決定に至る迄の內納額の明定、(9)滯納したる場合の處置(猶豫期間奬勵金品の交附、取消、强制執行の約諾)、(10)小作料の連帶支拂。

三、小作權に關し定めたるもの、(1)小作權の賠償價格並其の代金支拂時期、(2)小作權の賣買又は轉貸の場合の手續若くは其の禁止、(3)栽培作物及土地に對する工事設備の制限及地主の承諾を求むべき場合、(4)永小作權に非らずして賃貸借なることの明記、(5)小作地を寗却すべき場合に於ける小作人の先買權(或は價格を豫約)承認、(6)地主の變更したる場合の契約承繼義務。

四、費用の負擔及辨償に關し定めたるもの、(1)耕作着手後の土地を小作する場合の勞賃、肥料代等の辨償、(2)土地改良費又は灌漑水費用の負擔方法、(3)公租、公課、諸掛の負擔方法

五、契約條件の勵行に關し定めたるもの、(1)債務不履行(列記)の場合の解約處分(當然解除となり執行に異議なしとの定め)、(2)小作料債務履行と同時に金品交付。

六、小作人に小作地賣却を爲すことに關し定めたるもの(1)約定期日迄に代金支拂を爲さゞる場合の賣買契約の無效、(2)代金の連帶支拂、(3)賣買成立と共に移轉する權利義務の內容、(4)登記費用の負擔方法。

七、小作契約の解除又は終了に關し定めたるもの、(1)解約の申入を爲し得る場合(列記)及其豫告期間、(2)解約申入時期の制限、(3)期間滿了の際契約更新を申出でたる場合の地主の應諾義務(又は解約に付豫告を爲さゞれば當然更新繼續。

八、小作地返還に關し定めたるもの、1、返還すべき期日、(2)現存作物工作物等の處分方法、(3)土地改良費、作物の賠償及作離料等の支拂方法(又は此等のものを絕對に支給せざることの定め)、(4)地主の自作するに付返還の場合には將來再び小作せしむる場合の元小作人の優先權留保。

九、地主小作人組合の處置に關し定むるもの、(1)抗爭的の地主組合小作人組合を解散し兩者の協調的組合の設立、(2)此の調停に關する限り組合規定に拘束されざることの定め。

十、其の他(1)小作法制定の場合又は關係地方全區域に契約改定行はれたる場合の契約更正、(2)調停條項に抵觸せざる舊慣行の確

守、(3)調停條項の不變更期間の明定、(4)改定小作料有效期間中は其の土地の新小作人も拘束、(5)地主小作人間の情誼、親睦、德義の尊重、(6)訴訟繫屬事件に付訴訟(假處分假差押供託金)の取下手續、(7)調停又は訴訟費用の負擔方法。

第三章　中間階級者の爭議

中間階級者、主として俸給生活者の爭議は、その數依然として少く、未ださしたる重要さを有つてゐないものである。然し年を追ふて濃厚となりつゝあるこれ等中間階級者の沒落と共に、この種の爭議も次第に增大して行くものと考へられる否その萠芽は既に隨處に培はれつゝある。

爭議の件數と其範圍　當研究所に於て知り得たところに依れば、昭和二年中に發生した爭議の件數二五、其中最多數を占めてゐるのは個人經營の商店、活動寫眞關係者等(其他と して計上す)の九件であつて、官公吏、會社員の各七件之に亞ぎ、教員の二件最も少い。これを前年と比較すれば

	昭和二年	大正十五年
官公吏	七	五
教員	二	—
會社員	七	六
共の他	九	三
計	二五	一四

官公吏の爭議數が毎年少しづゝとは言へ增加するのが注目される。

爭議と月　爭議を發生せしめた月は、一月の五件を最とし三月の四件、十一月の三件之に亞ぎ、全然爭議の見當らなかつたのは九月のみである。

爭議の分布　中間階級者の爭議を見た府縣は合計十二、東京の八件を以て最とし、京都、大阪の各三件之に亞ぎ、愛知岡山の各二件、神奈川、靜岡、埼玉、栃木、宮城、長野、富山の各一件である。

爭議の原因　原因中受動的のもの二十件(昨年八件)能動的のもの五件(昨年三件)である。更に原因を細別すれば、受動的原因にあつては、解雇を中心としたもの十一件(昨年三件)であり能動的原因にあつては待遇改善三件(昨年三件)が何れも最多のものである。

爭議の經過　被傭者側の運動は示威の十一件、盟休の八件であつて、示威運動は昨年に比し著しく多かつた。業主の對抗策は殆んど解雇であつた。

爭議の結果　は下表の如くであつて、被傭者に有利に解決されたものは僅かに三件に過ぎなかつた。

	業主に有利解決	被傭者に有利解決	妥協	不明	計
官公吏	四	二	—	—	七

教員	二	二	二
會社員	二	六	一
其の他	四	一〇	一
計	三	三五	三

（當研究所調査）

本章に關しては第二部統計表第四表を參照されたし。

第四章　婦人勞働者及び職業婦人の爭議

婦人勞働者及び職業婦人に關する爭議は、近年頓に重要性を加へたるの感あるも、これを男子勞働者の爭議に比すれば殆んど問題にならない。工鑛業に從事する婦人勞働者、殊に染織工業に從事する女工の數の男子勞働者數を凌駕する實情に照して、殊に遲々たるの感なきを得ない。而して現在の婦人勞働者の爭議は婦人勞働者のみに依つてなされるものでなく、多くの場合男子勞働者との共同に因るのであり、從つて一般勞働爭議の大勢から引き離して考察するやうな特徴は未だ少いやうである。

爭議件數と其範圍　當研究所の知り得たところに依れば、昭和二年中に發生した婦人勞働者及職業婦人の爭議件數は三〇件、その中婦人勞働者――製絲、紡織女工――九件、職業婦人二一件である。これを各業態別に觀察すれば次の如くである。

	昭和二年	大正十五年
婦人勞働者	九	三
職業婦人 事務員	六	五
職業婦人 女給、仲居	三	一九
職業婦人 藝娼妓	三	六
計	三〇	六〇

「備考」　大正十五年の女給、仲居には看護婦をも含む。

昨年と比較して、婦人勞働者の爭議が減少して事務員のそれが加はつてゐる。藝娼妓の爭議の多いのは昨年娼妓待遇問題の喧しくなつた引續きと思はれる。

爭議の月　婦人勞働者に在つては六、七月の各二件、一、二、八、十月の各一件、不明一件であつて、職業婦人に在つては八月の五件最も多く、五月の三之件に亞ぎ、四月には皆無であつた。

爭議の分布　婦人勞働者の爭議の發生した府縣は七、其の中最高を占むるは大阪の三件であり、其他京都、靜岡、愛知長野、山形、愛媛が各一件である。職業婦人の爭議の發生したのは一三府縣、東京の四件を最高とし、大阪、兵庫、千葉福岡、大分の各二件之に亞ぎ、其他北海道、京都、秋田、宮城、石川、三重、鹿兒島が各一件である。

爭議の原因　爭議中受動的原因によるもの婦人勞働者にあつては一〇件であり、能動的原因については三件、職業婦人にあつては三件、職業婦人にあつては一〇件であるが、昨年と異なるところは婦人勞働者に於ては能動的原因の割合が增し職業婦人にあつては受動的原因が增したことである。

受動的原因について內譯を見れば、婦人勞働者にあつては何れも賃銀の不拂であり、職業婦人にあつては解雇四件、虐待六件であつたが、能動的原因に於ては、婦人勞働者にあつては勞働條件の改正要求一件他は感情問題であり、職業婦人にあつては待遇改善問題及感情問題が相半ばしてゐる。

爭議の經過　大部分が盟休であつて、怠業及示威運動が各一件あつた。業態別に就ては第二部統計第一表を見られたい。

爭議の結果　結果は殆んど不明であつた。

本章に關しては第二部統計表第四表を見られたい。

第二篇　勞働運動

第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動

工・鑛・交通業勞働者の運動は勞働運動の中樞的勢力である。從つてこれ等の運動の傾向を知るならば、以て勞働運動の全般的傾向を察知することが出來る。

昭和二年度に於ける勞働運動の全般的傾向に關しては、既に『概觀』の項に於いて略明かにされて居る。が之を概括して云へば、組合間の分裂抗爭の最も極點に達した年であつた、と云へよう。既に評議會、總同盟の對立抗爭の激しい所へ、前年末に更に後者が分裂して組合同盟を加へ、此等三大組合の對立抗爭が無產政黨の分裂抗爭と相俟つて、勞働組合界は極度の混亂を呈した。此間、三月から五月にかけて恐慌が勃發し、一般事業界は一層惡化し、資本の攻勢は加速度に激化して來た。そして之が爲めに對立抗爭しつゝある組合運動はいやが上にも打擊を蒙らざるを得なかつた。而も組合間の統一、合同の氣運は、掛聲のみ徒に大にして、實質は之に伴はず、未解決の儘に後年の問題として殘された。

以下昭和二年度中に行はれた勞働運動の重なるものを選んでその狀況を概說することにする。

第一節　共通運動

本年度に於ける主なる共通運動と目すべきものを擧ぐれば

1　全國總聯合運動
2　國際勞働會議
3　太平洋勞働組合會議
4　メーデー
5　ロシア革命十週年記念祭

6　對支非干渉運動

等である。以下それ等に就いて簡單に述べよう。

全國總聯合運動――前年の末に日本勞農總聯合及統一同盟等の結成を見たのであるが、前者は主として日本勞働黨を支持する團體、後者は勞働農民黨加盟の團體を以て構成分子とするものであつて、等しく聯合を叫び統一を唱ふるも各々その立脚地を異にし各個別々の運動を展開した。その概要を述ぶれば、

一、日本勞農總聯合の運動

日本勞農總聯合組織の第一回準備會は昨大正十四年十二月八日に開かれたが、參加團體の間に大體の諒解が出來たので、第二回の準備會を一月二十五日大阪市中之島公會堂に開いた。出席者は、日本勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、司厨同盟、日本農民組合健實派同盟（後の全日本農民組合）の代表者及自治會の有志、（製陶同盟は代表者の出席なかりしも參加の旨通知あり）經過及情勢の報告あり全部意見の一致を見たので、直ちに午後七時より創立大會を擧行した。

【綱領】一、我等は完全なる日本勞農總聯合の達成を期す。一、我等は無産階級の經濟的、政治的闘爭に對し完全なる協力を期す。一、我等は相互扶助の精神と着實なる方法を以て無産階級の解放を期す

【宣言】大正十一年秋天下の輿望を負ふて提唱せられた勞働組合總聯合結成の擧が分裂流産に終つて以來、全日本無産階級の全線的團結の熱望は混沌たる迷路に彷徨した。此間左右抗爭の醜狀はその極に達し、遂に大衆をして適歸する所を失はしむるに至つた。純眞なる無産大衆の期待は我等の陣營内に於ける右翼老衰病者と並で左翼小兒病者の爲めに蹂躙せられ、久しく憤マンの日を重ね來つたのである。然るに鑑つて思ふに、世界資本主義の沒落と共に、急速なる沒落過程を辿りつゝある日本の資本主義は、今や自己の生存を死守せんが爲めに全力を擧げて我等の陣營に攻撃を加へつゝある。（中略）この秋に當つて何人かその血涙を以て全無産大衆の團結を希はざるものがあろうか。果然その熱望と自覺の凝るところ、頭土脚下の感激の下に、遂に一大勞農階級の結成を見るに至つた。これぞ我日本勞農總聯合である。重大なる使命は我等の雙肩に課せられた。迷業の混沌を破つて現はれたる一大光明の下に、今や日本の勞農大衆は密集團結し、農村に工場に、鑛山に海上にその偉力を發揮せんとしてゐるのである。思へ、日本無産階級解放運動の運命は、我總聯合の一擧手一投足にかゝるを、惟ふに大正十一年に於ける勞働總聯合の計畫は、唯都市勞働階級の團結を庶幾したるに止まる。然るに、解放運動の情勢は推移し、今や勞農階級の有機的提携に依るに非らざれば現在並に將來の解放運動は政治戰線經濟戰線に於て共に絶對不可能となつた。この確實なる認識の下に、我等は茲に十萬の勞農大衆を同一傘下に結成せしむるに至つたのである。（下略）

翌廿六日同所に於て第一回の中央委員會を開き、今後の運動の具體的方針を決定した。

全國勞農大會――七月二日協調會館に開催、各地よりの代表者を迎へ東京驛より會場まで示威運動擧行。出席代議員、四百二十五名高山久藏氏開會の辭を述べ、議長に杉山元次郎氏を推す。主なる決議事項。一、賃銀値下反對の件。二、立入禁止反對運動の件。三、

健康保險法改正に關する件。

中央委員會――七月二十一、二日、日勞黨本部に開催。協議事項一、勞農總聯合擴充の件。二、立入禁止絶滅運動に關する件。三、生活賃銀獲得運動に關する件。四、産業別組合合同に關する件。二、統一同盟の運動

昨年十二月十日東京に於て創立大會を開いた統一運動全國同盟は「勞農組合全國總聯合の即時實現」と「勞働農民黨の積極的支持」とを標榜して、左翼的立場から統一運動を開始した。而して統一同盟の活動は、對支非干涉運動、議會解散請願運動、工場代表者會議、農民大會、五、法案獲得運動、惡法反對運動にしろ、その多くは勞農黨と共同の下に行はれたので、こゝでは省略する。唯全國大會に就いてのみ述べて置かう。

統一同盟全國大會――十二月十三日、協調會館に開催。出席代議員百三十八名。評議會、交通總聯盟、關東電氣、俸給生活者組合、東京市從業員組合、並に地方同盟よりの代表者である。大道常任委員の開會の辭、野田氏議長。重要議案、一、宣言及綱領の件。二、規約改正の件。三、大阪勞働組合會議提唱の全國勞働組合會議支持の件。五、農民大衆に對するアッピールの件。六、團結權、罷業權に關する件。

【宣言(拔萃)】　勞働組合の全國的統一は、今や單なる標語ではない。個々の組合の幹部の意見によつて左右され得べき問題ではない。過去一ケ年間、特に今春の金融恐慌以來の事實を見よ。工場代表者會議による鬪爭に、或は共同鬪爭委員會による鬪爭に、右翼、中間派、左翼の各組合大衆は素より、未組織大衆すらも、積極的に參加し鬪つてゐるではないか。大衆がかゝ鬪爭に參加するのは左翼の此行爲意見と、組合運動の根方方針に明確な一致を見たためであろうか否！　資本に對する現實の鬪爭が、必然に組織の共同、集中、統一の必要を一般大衆に自覺せしめた結果に外ならぬ。かゝ事實の進行は何人と雖も阻止し盡し得べきものではなく、又かゝる事實の進行を促し發展せしめてこそ、初めて眞の勞働組合の統一が實現されるのである。

勞働階級の生活を擁護しその利益を代表して資本と鬪爭する廣汎な大衆的鬪爭組織である勞働組合の戰線統一を、政治的意見、傾向の相違を理由に統一の不可能を說き或は分裂對立の現狀をそのまゝ理屈づけ樣とする者、又は口に統一を說きつゝ、事實分裂を行つてゐる者は、總て明かに勞働組合統一の敵であり、現實の勞働者の鬪爭を見ない盲目者である。かゝる誤れる見解も又は事實は我國現在の勞働組合の殆んど全般に擴がつてゐる。例へば、總同盟一部の指導者が云ふ「左右兩翼を切り離したる中間派聯盟の如き、又總同盟の一部にも從來云はれたる大衆組織たる勞働組合の分裂對立を合理化せんとする見解の如きである。然し乍ら我同盟とそかゝる誤れる見解又は事實を、實際的に克服する爲めに同盟全體として極力努力し來つたのである。例へば本年八月十八日に開催された擴大全國委員會は、我同盟が資本に對する鬪爭の遂行とその爲めの組合戰線統一の任務を明かにし、我同盟創立當初よりの中心綱領の一つたる「勞働農民黨の支持」を綱領より除き、「政黨加入の自由」を新らしく掲げた。又大

衆との共同闘爭を具體的に發展せしめた。

本大會に同盟のかゝる闘爭經驗の意義を一層明確にする必要を認める。從つて勞働組合の統一は政治的意見の相違を別にし、大衆の日常闘爭の場面に於て促進され實現されるもので政黨と組合とは別個の組織であることを明確にしなければならぬ。現在の各勞働組合が何れの政黨を支持しやうとも、その事を以て勞働組合の統一を阻止し妨害すべきではない。

三、右翼總聯合の運動

日本勞働總同盟を中心とする右翼總聯合は、本年に至つて　何等進捗することはなかつた。唯從來國際勞働會議勞働代表選出に當つて一致の行動を採つて來た團體の間に、暗默の中に極めて緩かな聯合が形づくられてゐるのみである。本年の總同盟大會に於て、主義主張を同じくする組合との間に聯合を組織すべきことが提案されたが討議に入らずして撤回され、中央委員會に適宜の方法を一任することゝした。

四　地方に於け無產團體協議會の運動

とれも亦大した進展を見なかつた。その中二三主要な出來事に就いて述べると、

大阪勞働組合會議――(イ)、一月二十九日の委員會の席上、總同盟大阪聯合會は脫退を聲明した。(ロ)三月二日大阪天王寺公會堂にて勞働組合法案反對、健康保險法反對の大演說會開催。(ハ)、十二月八日の小委員會に於て全國勞働組合會議開催提唱に關する件を可決す。

大阪勞働組合協議會創立――三月三十一日向上會本部に總同盟大阪聯合會、向上會、大阪煙草勞働組合、大阪市電愛友會、左官工友會の代表者會合、大阪勞働組合協議會創立の件を可決す。

國際勞働會議――國際勞働會議の勞働代表及顧問の選出は從來極めてスラ〳〵と行はれてゐたのであるが、本年は日本勞働組合同盟が總同盟から脫退した爲め、合組合間の對立抗爭が一層複雜且つ熾烈になつた關係上、その選出に當つて種々の紛亂を見た。今その概略に就いて述ぶれば、舊臘十二月吳海工會長久能寅夫氏は、突如として本年度の勞働代表候補として名乘を揚げた。久能氏の立候補聲明に就いては內部的に種々なる理由が存してゐたやうであるが、いづれにしてもこの聲明は、勞働代表を殆んど一人きめにしてゐた鈴木文治氏及總同盟にとつては晴天の霹靂であつた。そこで一月十二、三の兩日に亘つて、今迄勞働代表選出に就いて一致の行動を採つて來た總同盟、海員組合、官業總同盟、海軍聯盟、海員協會の五團體は神戸に會合しこれが善後策に就いて協議した。海軍聯盟の中でも橫須賀、佐世保、舞鶴等は久能氏には始めから反對であつた）而して一方右五團體を除いた他の無產團體中には勞働代表の選出が、常に一部勞働團體の專斷に任かされてゐることは不當であるとの意見多く、一月十五日自治會及總聯合の關東地方聯合會が主催となつて、國際勞働會議勞働代表選出全國協議會の提唱をなした。同協議會の第一回會合は一月二十日東京に於て開かれたが、樂權派（評議會――）同會は一月七日の指令によつて國際勞働會議の否認を聲明した――東京市從業員組合等）と利用派との間に意見の衝突を

見何等經るところなく散會した。越へて一月二十七日第二回の協議會を大阪に開いたが、これ又兩派の間に激論が換され、終に利用派のみにて協議を進むること丶なつた。かくて代表候補として久能寅夫氏、顧問は久能氏に一任、（但し總同盟組合員及西浦宇吉は採用せざること）のことに決定した。

一月三十一日投票の結果は左の如くである。

勞働代表候補者と其の得票

候補者氏名	得票數
鈴本文治	一六一
久能寅夫	三五

勞働代表委員顧問候補者と其の得票數

候補者氏名	得票數
古賀德一	一九三
西浦宇吉	一六一
吉田廉	三八

各候補者得票內譯

推薦團體名	推薦票數	勞働代表候補者名	顧問候補者名
日本動働總同盟	二四	鈴木文治	古賀德一 西浦宇吉
東京瓦斯工組合	一	右同	右同
日本勞働組合同盟	一五	久能寅夫	古賀德一 吉田廉
日本勞働組合總聯合	六	右同	右同
官業勞働總同盟	一三	鈴木文治	古賀德一 西浦宇吉
純向上會	三	久能寅夫	古賀德一 吉田廉
武相聯盟	四	鈴木文治	古賀德一 西浦宇吉
横濱港仲仕共濟會	一	右同	右同
日本海員組合	五四	右同	右同
海員協會	九	右同	右同
日本司厨同盟	一〇	久能寅夫	古賀德一 吉田廉
グンロップ護謨工組合	一	右同	右同
日本製陶勞働組合	三	鈴木文治	古賀德一 西浦宇吉
海軍勞働組合聯盟	四二	右同	右同
共同研究會	六	右同	右同
足尾銅山鑛職夫組合總聯合會	三	右同	右同
北海道勞働倶樂部	一	右同	右同

太平洋勞働組合會議——（期日）五年一日より。（開催地）

支那廣東（事實は支那革命の爲めに豫定を變更し五月二十日から漢口に開れた）（出席代表團體）太平洋沿岸の各國代表的勞働組合、（協議事項）太平洋問題並に國際勞働運動、極東に於ける勞働組合の情勢並に鬪爭問題、移民問題、有色人勞働問題、爭議問題等。

右會議に代表を派遣する爲め、代表派遣全國協議會が三月二十四日協調會館に開かれた。參加團體十三、代表者四十八名（主として評議會系）。開會直ちに官憲によつて解散を命ぜられたが、各代表者は緊急協議會を開き具體的對策を決定した。その主なるものは、一、代表派遣の聲明發表。二、代表選出。（イ）代表人員十三名、內一名

は日本農民組合よりすること（ロ）選出方法は詮衡委員に附托す。三、宣傳方法、各參加團體の機關紙による外演說會を開催する。四基金募集。五、政府の壓迫に極力抗議すること。

有の決議に依り代表の選定を終つたが、結局政府の干渉の爲め公然と參加することは出來なかつた。

メーデー——本年のメーデーの擧行地は一道三府二十九縣七十八ケ所、其の參加總人員數は約四萬二千人に達した。而してこれを前年度の一道三府三十五縣六十八ケ所に比較すると寧ろ減少を見てゐる。メーデーの期日が日曜日に當つてゐたので、非常な盛況を呈するであらうとは一般の豫想であつたが、全然反對であつたのは、勞働及農民團體が互に分立狀態にあつて共同運動を妨げたことが第一の理由であつたと云はれてゐる。例へば昨年參加して茨城、福井山梨、石川の各縣の農民團體が參加を見合せたこと、又大阪市に於て從來主動的地位に立つて來た總同盟大阪聯合會が各團體と離れて別個の行動を採つた如きはその例證である。

本年のメーデーに於て特に目立つたものは婦人參加者が增加したことで即東京の三百人を筆頭に全國で約千五百人の參加を見てゐる。次に前年まで餘り見受けなかつた特殊の標語を擧ぐると左の如きものがある。

健康保險の資本家政府全額負擔、健康保險法の徹底的改正、官業勞働者の政黨加入の自由、政治的自由の要求、對支絕對非干渉、支那南方政府の即時承認、議會解散普選即行、金融獨裁內閣を倒せ、船員法徹底的改正、海員不在投票權の確立、太平洋勞働組合會議の支持、國際勞働階級の提携、青年訓練所反對、完全なる勞働組合法の制定、國家賠償法の制定、交通事故特別裁判法の制定、海難補償制度の確立、漁業勞働者の保護立法、荷車稅自轉車稅の撤廢、失業保險の即時實施。

尙各地に於ける主なるものに就きその概況を左に述べよう。

（一）東京市【主催團體】關東勞働組合會議。【參加團體】二六。【參加人員】八、二一七。【標語】對支非干渉、健康保險法の徹底的改正、太平洋勞働組合會議の支持、國際勞働階級の提携、階級的勞農總聯合促進、議會解散普選即行、八時間勞働制の確立、治安維持法撤廢、耕作權の確立、失業反對。【狀況】有馬ケ原參集、上野公園解散。關東地方聯合の鈴木新一郎氏指揮。午後十一時開會を宣し、自治會の鈴木茂七氏宣言を朗讀、各勞働團體代表者の祝辭演說の後示威運動。警戒は例の如く嚴重を極め、祝辭演說の多くは中止、檢束者亦三百名を算す。

（二）大阪市　1、大阪勞働組協議會側。【參加團體】一〇、【參加人員】二、五七六。【標語】完全なる勞働組合法の制定、八時間勞働制の實施、社民黨支持、女工寄宿舍の徹底的解放、失業保險法の制定、健康保險法の根本的改正、官營共濟組合法人化の促進等。【狀況】總同盟の金正氏司會、山內鐵吉氏の指揮の下に正午中之島公園を發し天王寺公園にて解散。

2、大阪勞働組合會議側。【參加團體】二〇、【參加人員】五、一四八。【標語】吾等は八時間勞働制を要求す。吾々は最低賃銀制度の確立を要求す。吾々は團體交渉權を要求す。吾々は無產階級壓迫法の改廢

を要求す。支那國民政府の即時承認。外七項。【狀況】中之島公園集合。天王寺公園解散。司會者後藤田正毅氏。郵船司厨部爭議團並尼ケ崎勞働組合參加す。

(三)横濱市　【主催團體】横濱勞働組合協議會。【參加團體】一八。【參加人員】二、五五五【標語】八時間勞働制の即時斷行、軍事教育反對、中間搾取の撤廢、全國勞働組合總聯合の促進、其他十一項。

(四)京都市　【主催團體】統一運動同盟京都地方同盟【參加團體】一三【參加人員】八〇〇。【標語】失業手當法の制定、耕作權居住權の確立、團體罷業權の確立、朝鮮人待遇差別撤廢、稅制の根本改革、言論集會結社の自由、外五項。

(五)神戸市　【主催團體】神戸勞働組合協議會。【參加團體】一二。【參加人員】六三〇。【標語】船員法の徹底的改正、海員不在役票權の確立、官業勞働者政黨加入の自由、十八歳以上の男女選擧權の獲得、婦人幼年深夜業の廢止外十項。【狀況】湊公園に參集、司會者司厨同盟の栗田氏、組合總聯合の青山氏指揮の下に大倉山まで示威運動。

(六)川崎市　【主催團體】總同盟神奈川聯合會。【參加團體】九。【參加人員】一、〇一〇。【標語】健康保險法の改正、勞働協約權の確認、治安維持法の撤廢等。【狀況】午前十時稻毛神社に參集、三木氏指導の下に鶴見總持寺迄示威運動。

(七)野田町　【主催團體】關東醸造工組合。【參加團體】二。【參加人員】二、七三〇。

(八)加左川町　【主催團體】全日兵庫縣聯合會。【參加團體】二。【參加人員】七三〇。

(九)高砂町　【主催團體】工友會。【參加團體】三。【參加人員】六四五

(一〇)小樽市　【主催團體】評議會小樽合同。【參加團體】一〇。【參加人員】一、六六二。

(一一)函館市　【主催團體】函館合同。【參加團體】九。【參加人員】四九〇。

(一二)高田町　【主催團體】勞農黨奈良支部聯合。【參加團體】八。【參加人員】五、〇〇〇。

(一三)松坂町　【主催團體】勞農黨三重縣支部聯合會。【參加團體】五參加人員】一、一一三。

(一四)名古屋市　【主催團體】名古屋向上會。【參加團體】七。【參加人員】五、四六〇。

(一五)岐阜市　【主催團體】日農岐阜縣聯合會。【參加人員】五、〇〇〇。

(一六)岩尾村　【主催團體】日農山陰聯合會。【參加人員】一、五〇〇。

(一七)岡山市　【主催團體】岡山無產團體協議會。【參加團體】五。【參加人員】一、六〇五。

(一八)長炭村　【主催團體】日農香川縣長炭支部。【參加人員】五〇〇

(一九)氷見町　【主催團體】日農愛媛縣聯合會。【參加人員】一、〇〇〇

ロシヤ革命十週年記念祭——ロシアに於ける勞農革命が

成功し、世界最初の無產階級の政府が打ち建てられてから十年の歳月が流れた。その間、外資本主義列强の壓迫と、內經濟的復興の困難と戰ひながら、ともかく地球の一角に確乎たる地歩を築き上げた。本年は恰も革命十週年に相當するので、ロシア本國では勿論盛大な

る祝典が擧行せられたが、我が日本に於ても各無産團體は種々の催を〻て遙かに祝意を表した。今その主なるものに就いて概要を左に述べよう。

(一)日本勞働組合評議會系　【東京】十一月一日から七日にかけて毎日東京及横濱一帶に三十萬のビラが撒かれ、ポスターが到る所に張られた。七日夜明治會館に於て革命記念の大演說會が開かれたが、警戒嚴重を極め十分間にして中止解散(參會者と警官隊との間に衝突を生む、約百名のものが檢束された。【濱松市】六日午前九時各無產團體八幡公園に參集し、組合旗黨旗を先頭に三方ケ原に向つて示威運動を行つた。夜は組合事務所に懇談會を開き、翌七日も各無產團體合同の茶話會を催した。【八幡市】八幡地方無產團體協議會は共同宣言書を撒布し、七日夜は同市敬行寺に大演說會を開いた。【松坂町】日本農民組合三重縣聯合會は、一日から七日にかけて各支部に總會を開き、革命記念を祝すと共に、組織の確立、秋の小作米減額要求の鬪爭を催し、七日當日は座談會を催した。【京都市】七日夜青年會館にて記念演說會開催、建國會員の闖入により解散。【小樽】記念茶話會を開く。【神戸】主催側は悉く檢束された。【岡山市】警戒嚴重演說者は總檢束され開催不可能。【福岡市】カフエーブラジルにて記念茶話會。【名古屋市】無產團體協議の記念懇親會を清榮軒に開く。開會の辭と同時に解散、全部檢束。

(二)日本勞働組合同盟側——東京に於ては日勞黨と共同主催にて牛込城西佛教會館にて午後七時から茶話會を開いた。參集者五十名、各自感想を述べたが多くは臨監から中止、最後に解散を命ぜられた。

對支非干涉運動——支那革命の進展につれて、我政府は既得權益を維持すると稱し、干涉の態度に出でたので、各無產政黨は勿論勞働團體に於ても對支非干涉の件が各大會に於て決議され、更にメーデーの標語にまでなつたのである。而してこれが具體的運動として現はれたのは、對支非干涉全國同盟の組織である。該同盟は五月三十一日に第一回の協議會を協調會館に開き、出兵反對の聲明書作成、運動方法及スローガンを決定した。六月十三日より十九日迄第一回の對支非干涉週間が行はれ、越へて七月二十五日より三十一日迄第二回の對支非干涉週間が行はれた殆んど左翼團體のみを中心とする運動であつたのと、官憲の壓迫の爲めに充分の展開を見なかつたやうである。尙これと關連して支那視察派遣團の提唱がなされたが、これも事實は行はれなかつた。

第二節　勞働團體各個の運動

一、日本勞働總同盟の運動

本年に於ける總同盟は、未だ昨大正十五年末の組合再度の分裂の餘波から十分脫し切れず、殊にその前半に於いて甚だしいものがあつた。後半に至つて一應落着をみた如くであるが、概して組合分裂に依る受難期であつたと云つてよい。

いま各方面に就き總同盟の主なる運動を擧ぐれば左の如くである。

1　大會・總會・其他主要會合

大會總會及び其他主要の會合を、その擧行の月日順にあぐれば、▲東京聯合會創立總會（三月十二日）▲神奈川聯合會大會（三月廿日）▲關東勞働同盟大會（四月三日）▲大阪聯合會大會（四月三日）▲中央委員會（八月十九、廿日）▲全國大會（十月十六、十七、十八）▲中央委員會（十月十六日）▲中央委員會（十月十八、十九日）

であるが、右のうちでも就中總同盟の主要情勢並運動方針と密接の關係あるものを拔きだし、之を略しよう。

東京市聯合會創立總會――總同盟本部樓上にて開催、出席代表百五名小原源一氏議長、齋藤健一氏經過報告を爲し規約宣言等を決議した所屬組合並役員左の如し。

所屬組合――東京鐵工組合、遞友同志會、東京自動車勞働組合、東京革工組合、日本縫工組合、出版印刷勞働組合、東京紡織勞働組合、八王子勞働組合、中央合同勞働組合、關東釀造勞働組合澁谷支部、役員――會長小原源一、副會長內田藤七、主事中濱藤次、會計福岡金次郎、實行委員齋藤健一外十名。

中央委員會――三月廿日、關西勞働同盟會にて開催。報告事項。一、東京鐵工組合第六支部員六名の除名處分に關して。二、勞働代表選擧に關する一切。三、除名處分に付したる關東紡織勞働組合並に關東合同勞働組合中より復歸し、並に復歸せんとしつゝある支部の情勢。四、大島、大井兩友愛館（宿泊所）主任更迭に就ての人事四件並に引繼ぎに關する一切。（以上異議なく承認）。

協議事項　一、鈴木會長不在中件協議。二、東洋勞働會議の準備に就て『協議懇談』。三、太平洋勞働組合會議には『不參加』と決定す、【理由】共產派の主催と認む可きものあるが故。四、勞働代表の加茂丸乘船問題に就て聲明書發表等。

關東勞働同盟大會――芝公園協調會館にて開備、出席代議員三百卅八名、松岡駒吉氏議長、可決議案の主なるものは、遞信部內從業員即時撤廢の件、社會民衆黨即時入黨手續完了勸告案、支那に於ける健實なる民衆運動支持に關する決議案等。尙否決されたものに日本縫工組合提案の、總同盟最高幹部の政治行動に關する勸告の件、「理由、幹部の政治運動に熱心のあまり組合運動を怠ることなきを恐れ之が勸告をなすものである」があつた。

大阪聯合會大會――土佐堀青年會館にて開催、出席代議員百九十八名、議長塚本重藏氏、可決議案の主要なるものは、大阪聯合會勞働會館設立の件、社會民衆黨積極支持と勞農黨日勞黨及び既成政黨排擊の件、消費組合設立に關する件、滿期除隊者復歸採用の件等。

中央委員會――八月十九、廿日、本部會議室にて開催。報告、北米桑港在住日本人に依る勞働協會及び在ハワイ在住日本人に依る自由倶樂部會員の日本勞働總同盟加盟希望について。主要協議事項、日紡爭議續職問題免訴對策の件、東洋勞働會議に關する件、府縣會議員選擧戰の對策、健康保險法對策、災害防止調査委員會設置の件、大會準備、右翼勞働組合結成促進に關して、メキシコ勞働總同盟へ書翰を送る件等。

全國大會――東京協調會に開催、出席代議員二百八十五名、議案左の如し。

一、滿期除隊者復歸採用の件（可決）。二、健康保險法改正に關する件（可決）。

尙、緊急動議、一、關東釀造野田支部罷業中組合員は龜甲萬醬油を使用せざること、尙龜甲萬使用飲食物は一切飲食せざる事、龜甲萬の代りとして新社會を使用すること、二、必要に應じて應援方法は會長主事に一任し尙中央爭議部より電報を發する時は擧つて應援出來る樣用意する事(可決)。松岡主事日本勞働組合評議會よりの代議員に對するメッセージの報告、滿場之を返却することに決定。三、總同盟會館建設に關する件(可決)。婦人幼年工深夜業及坑內作業即時禁止の件(可決)。五、寄宿制度改善に關する件(可決)。六、工場鑛山最低從業員法制定に關する件(可決)。七、團體協約權確立に關する件(可決)。八、婦人工場監督官任命を關係當局に請願する件(可決)。九、國際勞働會議否認に關する件(提案者大阪聯合會之を撤回す、討論實に一時間半)。一〇、締付工場製品使用奬勵の件(可決)。一一、臨時雇傭制度撤廢の件(可決)。一二、老廢疾及失業保險法制定促進の件(可決)。一三、總同盟年鑑作製の件、總同盟綱領パンフレット作製の件(可決)。一四、各地に於ける監獄部屋を撤廢し勞働者虐待防止に關する件(可決)。一五、自由勞働者、屋外勞働者保護法制定促進に關する件(可決)。一六、機關紙『勞働』改正に關する件(可決)。一七、工場法違反摘發に關する件(可決)。一八、婦人部充實に關する件(可決)。一九、裏切者防止の爲ブラックリスト作製の件(可決)。　所謂懲戒解雇に對して積極的反對運動開始の件(可決)。二一、爭議調停官忌避の件(可決)。二二、勞働組合法中同法が俸給生活者にも適用さるゝ事を明確にする事(可決)。二三、主義主張を同じくする組合の大合同促進に關する件、(既に中央委員會に於いても協議したことあり、提案者は中央委員會を信頼し、撤回す)二四、工場法改正に關する件(可決)。二五、選擧法改正の件(可決)

2　大會・演說會・示威運動等

重要さに於いて前項に次ぐ第二次的の會議、演說會示威運動等の主なるものを擧げれば、

▲尼ヶ崎聯合會前線同志會結成(於聯合會本部——一月十二日)▲政治問題講習會(神奈川縣聯合會、於同本部——二月十四日)▲神川石油勞働組合大會(於鶴見潮田公會堂——二月廿日)▲革工勞働組合大會(於北千住町千住館——二月廿九日)▲關東紡織勞働組合吾嬬支部總同盟復歸大會(於龜戸三業倶樂部——三月十三日)▲大阪合同勞働組合大會(於大阪勞働學校——三月十三日)▲電線工組合大會(於八集靑年會館——三月廿一日)▲大阪印刷出版勞働組合大會(於大阪勞働學校——三月廿六日)▲大阪金屬勞働組合大會(於九條靑年會館——三月廿六日)▲日本縫工組合大會(於東京府下南品川三ッ木貴船演藝館——三月廿六日)▲大阪金屬勞働組合東部支部聯合會第三回春期大會(於東區傘入町田上氏內——四月二日)▲尼ヶ崎金屬勞働組合第七回總會及購買組合共立社創立總會(於尼ヶ崎市庄下、倶樂部樓上——四月三日)▲因島勞働組合大會(於同町土置町大正庵——四月三日)▲遞友同志會大會(於上野公園內東京自治會館——五月廿二日)▲勞働問題講演會(尼ヶ崎聯合會、講師赤松克麿——五月廿七日)▲江東支部聯合會一週年大會(於大島友愛館講堂——五月廿九日)▲東京鐵工組合大會(於協調會館——九月十八日)　紡織勞働組合大會(於總同盟本部大講堂……九月

十八日）▲神奈川聯合會臨時大會（於川崎市公會堂――九月廿三日）▲印刷出版勞働組合全國協議會（於總同盟本部――十月十七日）▲消費組合全國協議會（於總同盟本部――十月十八日）▲セメント勞働組合大會（於觀音劇場――十一月六日）。

3　雜

▲會長鈴木文治氏第十回國際勞働代表に當選（一月廿一日、三月廿九日出發八月十八日歸朝）

▲東京鐵工組合理事會石橋憲一外七名の除名に對する聲明書發表（三月十九日、理由、東京府北品川袖ケ崎所在岡部電機製作所に於て支部長石橋氏等は同支部を日勞黨支持に引入れんとし、偶々御用組合組織の意志あるを利用し之と結んで岡部電機從業員組合を創立の運動を起し、鐵工組合の獲得せる締付工場及團體協約の特權を放棄せんとしたに在る、と。）

▲總同盟鈴木勞働代表賀茂丸乘船に就ての聲明書發表（三月三十日、當時爭議中の日勞黨系司厨部員の抗議を受けたるに對するもの）

▲松岡駒吉氏渡支（四月五日、使命、社會民衆黨中央執行委員會の決議により中華民國國民革命の實狀調査及同黨と國民黨との提携兼ねて大正十四年總同盟大會に於いて可決された東洋勞働組合會議開催下準備）。

▲メキシコ勞働代表バラガン氏歡迎會（六月廿日、總同盟主催、右翼無產團體歡迎會、支那國民黨東京總司支部代表も來會）。

▲總同盟中央委員會、日紡爭議瀆職事件に關する聲明書を發表し瀆職者二名を告訴す（八月廿日、大日本紡績罷業に際し會社が南千住警察官今泉某に金品を贈與したる事件に關するもの）。

二、日本勞働組合評議會の運動

勞働農民黨より日本勞働總同盟其の他の團體の脫退は、結局に於て、評議會と日本農民組合とを知らず〳〵のうちに密接に結びつけることゝなつた。而してこの傾向は、他方日本農民組合の第二次分裂によつて一層確實にされた。かくて評議會は從來にない鞏固なる地位を我が無產階級の間に占め、組合主義よりの離脫、折衷主義の克服、全無產階級的政治鬪爭への躍進を遺憾として、力一杯の活動を展開した。

1　大會・總會・其他

▲大阪地方評議會勞働爭議團統一大會（二月十七日）▲關東金屬勞働組合大會（三月六日）▲中央委員會（四月十七、八、九日）▲第三回全國大會（五月八、九、十、十一日）▲京都地方評議會第三回大會（七月一日）▲關東地方評議會第四回大會（七月十日）▲中部地方評議會第二回大會（七月十五日）▲大阪地方評議會第三回大會（八月六、七日）▲中央委員會（十一月八、九日）。

右の中重なるものに就き其の概要を摘記すれば次の如くである。

大阪地方評議會勞働爭議團統一大會――大阪市港區大三倶樂部に開催、參集者三百名。協議事項の重なるもの、一、爭議團の統一並に代表委員會設置の件。二、會計統一に關する件。三、工場代表者會議に關する件。四、工場被保險者同盟に關する件。五、議會解散請願運動に關する件。

中央委員會――大阪此花區中江町無產社新聞社大阪支局內に開催、野田委員長外十四名出席、下記事項の協議をなす。一、全國大會提出議案に關する件。二、全國大會準備委員會組織の件。三、全國大會出席議員割當に關する件。四、大會プログラム決定の件。五、本部を東京に移轉の件等。

第三回全國大會――大阪天王寺公會堂に開催、出席代議員百七十九名。本大會は同組合の「新方向轉換」を劃するものとして一般の注目を惹いたので盛會を極めた。重なる議案下の如し。一、運動方針大綱(審査委員會に於て修正可決)。二、綱領改正の決議案(可決)。三、八時間勞働制に關する決議案(可決)。四、健康保險法對策に關する決議案(可決)。五、國際勞働會議に關する決議案(同會議を否認することに可決)。六、總本部移轉の件(東京に移轉すること可決)。七、救援會設置に關する件(可決)。八、議會解散請願運動積極的支持の件(可決)。九、規約改正の件(可決)。一〇、勞働農民黨支持、エセ無產政黨排擊の件(可決)。一一、暴壓法並に暴壓法案排擊の件(可決)。一二、消費組合運動促進の針(可決)。(一三)婦人部設置の件(可決)。一四、全國勞働組合聯合結成運動の件(可決)。一五、統一同盟支持の決議案(可決)。緊急動議中の重なるものとしては金融恐慌と工場代表者會議開催に關する決議案。何提出議案中、對支非干涉に關する決議案、太平洋勞働組合支持に關する決議案、ソヴイエットロシア觀光團派遣の件の三議案は撤回を命ぜられた。

大會直後の中央委員會――大阪市西九條野田方に開催、協議事項一、當任委員各部擔當部長選任。二、本部移轉は二ケ月以內に行ふこと。三、大阪に關西出張所を設けること。四、運動方針及一般情勢報告並に綱領を記載せるパンフレットの發行等。

關東地方評議會大會――芝協調會館に開催、出席代議員百三十四名。重要議案、一、賃銀値下時間延長反對に關する件。二、協調的勞働協約反對に關する件。三、反動的御用團體排擊に關する件。四總聯合運動に關する件。外十三項。

中部地方評議會大會――名古屋市東區千種町公會堂に開催。出席代議員七十六名。重要議案。一、勞働組合總聯合結成運動に關する決議案。二、製絲紡績工場に於ける勞働者酷使反對に關する件。三失業運動に關する件。四、臨時雇傭制並に請負制度撤廢に關する決議案等。

大阪地方評議會大會――港區九條會館に開催、出席議員百五十二名。主なる議案、一、運動方針に關する件。二、就業規則反對に就いて同業組合との鬪爭に關する決議案。三、健康保險法に關する決議案。四、組合統一運動に關する決議案。五、不當解雇賃銀値下反對に關する決議案。六、府縣會議員選擧對策に關する件。七、婦人同盟支持に關する決議案等。

中央委員會――芝協調會館に開、重要協議事項、一、組合統一運動に關する具體的方策。二、ストライキ戰術に關する件。三、工代、工員會議に關する當面の任務。四、工場オルガナイザー組織方針。五、組合財政の件等。

2 示威運動

▲健康保險問題に關し五分間ゼネラルストライキ擧行（一月二十三日）

▲暴壓反對デー（九月二十九日）

3　演說會・講演會・其他

▲京都合同勞働組合擴大執行委員會（一月二十七日）▲中部地方評議會評議員會（一月三十日）▲關東地方評議會擴大評議員會（二月十三日）▲東京合同勞働組合大會（三月二十一日）▲京濱一般勞働組合創立大會（四月一日）▲關東化學勞働組合創立大會（四月三日）▲岡山合同勞働組合、鐵工勞働組合合同協議會（四月八日）▲大阪電氣勞働組合大會（四月二十四日）▲郡山一般勞働組合創立大會（五月十一日）▲大阪地方評議會執行委員會（五月二十七日）▲本部を東京に移轉（六月七日）▲東播合同勞働組合創立大會（七月十五日）▲小樽合同勞働組合大會（八月十二日）▲神戸地方評議會擴大委員會（八月二十四日）。

4　雜

其他の重なる運動。

▲工場代表者會議（一月）▲第三回議會解散全國請願運動（二月）▲對支非干涉運動、太平洋勞働會議支持運動（四月）▲五法案獲得運動（九月）。

三、日本勞働組合同盟の運動

日本勞働總同盟內部に在つて、無產政黨組織に關し、總同盟本部の採り來つた態度に反對意見を有する關東紡績勞働組合、關東合同勞働組合、日本鑛夫組合、九州聯合會、高砂製紙工友會、兵庫縣聯合會の一部は、昨年十二月七日創立委員會を開き日本勞働組合同盟を組織することに決し、新しき旗の下に活潑なる運動を開始した。

1　大會・總會・其他

大會其他の主なる會合を、其擧行月日順に擧ぐれば　▲中央委員會（一月四日）▲關東紡織勞働組合大會（三月二十日）▲日本紡織勞働組合組織委員會（四月九日）▲日本鑛夫組合全國委員會（四月十日）▲創立全國大會（四月十日、十一日）▲中央委員會（四月十五日）▲金屬產業勞働組合發會式（四月二十日）▲高砂工友會臨時大會（四月二十九日）▲東京地方聯合會創立委員總會（五月二十八日▲關東青年前衞隊創立大會（六月十五日）▲中央委員會（七月二十日）▲中央委員會（十月十三日）▲擴大中央委員會（十一月三十日）。

であるが、右の中、組合同盟の運動方針に密接なる關係を有するものを在に簡單に述べよう。

第二回中央委員會――組合同盟本部開催、主なる協議事項は下の如くである。一、全國大會に關する件。二、組合同盟歌の募集。三宣傳週間擧行の件、二月二十日（第三日曜）から一週間、ポスターを作成し、勞農總聯合の完成、日本勞農黨の支持、未組織者の組織に關する標語を揭ぐ。四、勞農總聯合に關して改定の方針に基きこれが完成に積極的に努力すること。五、日本勞農黨の支部組織方針に基き合組合は即時支部組織に邁進すること。六、教育運動に關して

は(イ)勞働階級の歴史的使命を自覺せしめること、(ロ)日本資本主義並に無産階級運動の情勢を適確に認識せしめること、(ハ)勞働學校の開設、臨時教育講座及研究會の開催、其他。

創立全國大會——芝區協調會館開催、出席代議員百九十一名、主なる議案下の如し。一、日本勞農黨積極的擴充に關する件(可決)。二、支那南方政府即時承認の件(可決)。三、本部發値上げの件(可決)。四、日本勞農總聯合積極的擴充の件(可決)。五、無産階級運動暴壓諸法令撤廢の件(可決)。六、青年前衛隊全國的組織に關する件(可決)。七、全國勞農組合會議提唱の件(修正可決)。八、組合同盟の教育方針確立の件(可決)。九、日本勞働總同盟、評議會及統一運動同盟の運動方針排擊の件(可決)。一〇、健康保險法對策に關する件(可決)。一一、勞働組合法に關する決議案(可決)。一二、大會宣言綱領主張發表の件(可決)。一三、組合規約の件(可決)。

大會直後中央委員會——組合本部開催、主なる決定事項は、一、專門部長及部員の決定。二、中央執行委員の選任。三、大會決定事項の實行に關する件。

東京地方聯合會創立委員總會——協調會館開催、參加組合日本紡積關東支部聯合會、關東合同、北部勞働聯合、關東革技工、金屬産業勞働の五組合、委員三十餘名。主なる協議事項、一、賃銀値下反對運動の件(可決)。二、役員詮衡。三、規約制定等。

關東青年前衛隊創立大會——上野自治會館開催。前衛隊の規範とするところ下の如し。一、青年前衛隊は鬪爭の機關車である。二、青年前衛隊は階級的犧牲の體現である。三、青年前衛隊は階級理論と行動の統一者である。四、青年前衛隊は我等が本隊の血脈である

第二回中央委員會——組合本部に開催、各地情勢報告の後議事に入る。主なる協議事項下の如し。一、關西合同內部整理、喜入虎太郎除名の件(可決)。二、賃下反對運動の續行(可決)。三、財政の確立(可決)。四、勞農總聯合中央委員會對策。五、在翼派運動の排擊(可決)。

第三回中央委員會——協調會館開催。主なる議案、一、組合同盟會計制度改革に關する件。二、組合同盟人事移動に關する件。三、全國婦人同盟積極的支持の件。四、自主的勞働調査完成の件。五、日本勞農黨支部擴充に關する件。六、擴大中央委員會開催の件、等。

擴大中央委員會——協調會館開催、出席代議員四十二名、主なる協議事項下の如し。一、反賃下運動に關する件(可決)。二、教育運動に關する件(可決)。三、國際勞働會議をどうするか。(イ)具體的法定は日本勞農總聯合中央委員會に提出して決定する。(ロ)國際勞働會議自體に關しては一般組合員並に社行會に共無價値なることを曝露し宣傳すること。四、國際平和會議支持の件(可決)。五、日本勞農總聯合の充實(可決)。六、全國勞農組合會議の提唱(保留)。七、戰線統一問題に關する件(可決)。八、組合同盟方針書發表の件(可決)。九、關西合同勞働組合除名發表の件(可決)。

2 演說會・講演會・その他

其の主なるもの在の如し。

▲常盤地方聯合會發會式(日本坑夫組合——福島縣平町平劇場——三月二十日) ▲長崎交通勞働組合創立大會(九州聯合會本部——

三月二十一日）▲關西合同勞働組合創立大會（尼ヶ崎市岡書館——四月十七日）▲金屬產業勞働組合發會式（組合同盟本部——四月二十日）▲茨城勞働會館落成大會（日本鑛夫組合茨城支部——五月八日）▲城西纖維工支部發會式（高田町高砂座——六月五日）▲小松川精糖工支部大懇親會（小松川田中亭——六月五日）▲關東合同勞働組合第三回大會（協調會館——七月三日）▲常盤地方前衛隊發會式（日本鑛夫組合石城郡綴驛前常陸館——八月二十一日）▲全川口町勞働者大會（關東合同——川口町キリン館——十月七日）▲汐留運輸支部發會式（芝區愛宕下町三共亭——十月二十四日）關東青年前衛隊第一回雄辯大會（東京上野自治會館——十月二十七日）

3　雜

▲第一回組合宣傳週間（二月二十日より一週間）▲賃銀値下反對運動（全國勞農大會並に本部中央執行委員會の決議に基き、東京地方統制委員會を七月十七、八日の兩日開催、東京地區に分ち運動を開始す）▲組合調査施行（政府の行ふ勞働調査の欺瞞を曝露する爲め、これに對抗して十月五日より十日迄行ふ）▲爭議部基金募集運動（各組合支部に十錢會を組織し、十月十六日より十二月十六日迄二ヶ月に亘りて繼續これを行ふ。▲第二回組合宣傳週間（十月二十日より一週間）

四、組合聯合系組合の運動

茲には聯合團を形成する二派の運動を記述する。一つは日本勞働組合總聯合を形成して居る組合運動であり、いま一つは各地の印刷工組合を主班とするアナキステックな自由聯合系の組合運動である。

先づ前者に就いてみよう。

1　日本勞働組合總聯合組合の運動

その運動の主なるものを月日順に摘錄すれば、

▲硝子工組合德永支部聯合會創立大會（於大阪中央公會堂中集會堂——一月十六日）▲健康保險法糺明大演說會（總聯合主催、於大阪天王寺公會堂——二月十九日）▲纖維勞働組合發會式（於大阪土佐堀青年會館——三月一日）▲京濱勞働技友會第五回大會（於川崎市公會堂——四月二日）▲日本勞技會第十四回大會（於東京府下同會所有勞技會館——四月二日）▲日本精技會第三回大會（於東京府下五反田勞働會館——四月十五日）▲日本勞働組合總聯合全國大會（於大阪市天王寺公會堂——六月十九日）▲關西聯合會本部建築落成移轉（大阪市北區出入橋東詰——八月中旬）▲關西聯合會大會（於大阪中央公會堂——十一月六日）▲東京機械工組合大會（於麻布一之橋クラブ——十一月廿日）▲東京機械工組合所屬東京聯合會大會（於龜戸町——十一月十二日）▲神戸聯合會大會（於勞働文化協會十一月廿日）▲關東地方勞働組合聯合會大會（於東京府下隅田町勞技會館——十二月四日）

等であるが、右のうち組合聯合としての活動を最も總括的に指示する全國大會並に關東、關西地方聯合會大會の大體を記述しよう。

日本勞働組合總聯合全國大會——出席代議員百六十五名、宇野信

次郎氏議長、可決された主なる議案下の如し。宣言の作成、綱領一部修正、組合總聯合青年運動統一の件、會旗、徽章統一の件（中央委員附託）現行健康保險法反對運動開始の件、徴兵服務者を解雇せざるの件、加盟組合組合費低額（四十錢）決定の件、機關紙擴充の件、全國勞農總聯合促進の件、消費者同盟（借家人同盟をも含む）組織に關する件、尙、川崎造船所從業員救濟問題に就て神戸聯合會より緊急提案あり組合總聯合として積極的に同問題の對策を立てることにし委員附託となる。

關西聯合會大會——出席代議員八十三名、中川光太郎氏、可決された主要なる議案下の如し。階級的教育充實の件、健康保險法改正運動の件、勞農總聯合關西協議會設立の件、青年前衛隊組織充實の件、日本勞農黨支持の件、衆議院議員總選擧擴對策の件（組合及黨——日勞黨——が立候補せざる選擧區に於ける投票に就き棄權說、政策本位の投票說に分れ激論、結局中央委員會に於て再審議することゝして保留）、職業紹介機關擴充の件、綱領規約改正の件等。

關東地方勞働組合聯合會大會——東京機械工組合福田道之助氏議長、可決された主要なる議案下の如し（青年部教育機關許置の件、健康保險改廢運動に關する件、會旗及徽章統一の件（中央委員會附託）教育方針統一に關する件、地方聯合會召集交通費本部負擔の件、失業問題に關する件、無產政黨に對する態度決定の件（猛烈なる討論となつたが、結局、東京機械工組合及關東總聯合勞働組合の未定を除きたる四團體は無產政黨支持を當然とし、如何なる黨を支持すべきかは特別委員會に一任に決す）勞農總聯合大會開催の件。

尙、緊急動議として純勞働組合の加盟申込を報告し滿場一致可決さる。

2　自由聯合系組合の運動

その運動の主なるものを擧げれば在の如し。

▲東京印刷工組合大會（於讀賣新聞社講堂——二月廿日）▲自由聯合會全國印刷工聯合會大會（於前橋市演藝館——三月廿日）▲關東勞働組合自由聯合會大會（於東京芝金杉サムライ倶樂部——四月十日）▲自由勞働同盟のメーデー不參加聲明——（四月十日）▲上毛印刷工組合三山會第四回大會（於前橋市演藝館——九月十八日）▲東京印刷工組合例會（於神田松本亭——十月廿五日）▲關西自由聯合會協議會（十月廿九日）▲大阪合成勞働組合關西勞働組合自由聯合會脫退聲明書發表（十一月七日）▲關西勞働組合自由聯合會大阪合成勞働組合除名聲明書發表（十一月八日）▲全國勞働組合自由聯合會第二回大會（於東京淺草本願寺別院內心光會館——十一月十九、廿日）▲失業抗議運動協議會主催關東勞働組合自由聯合會後援全國自由勞働者失業大會（於東京市本所德右衞門町日東キネマ館後記念大演說會——十二月廿九日）

右の中、その運動を窺ふ上に重要なるものを摘出して之を要略せんに、

關西勞働組合自由聯合、大阪合成勞働組合分裂除名問題——前者の聲明書に曰ふ『……もと〳〵此の合成勞働組合なるものは中村、白井、紫原、佐野等の改良的マルクス主義者や似而非自由聯合主者

者の手に依りて結成されしものであつて、彼等は元來評議會より除名され或はマルクス主義的學徒より方向轉換して……』と。又大阪合成のそれに曰く『……然るに關西自由聯合會加盟の各組合の支持する一九二七年九月十日の黑色青年聯盟の聲明書によれば「我等は(黑色青年聯盟)階級鬪爭説もサンジカリズムもとらない」と明言してゐる。我等はサンジカリズム即ち勞働組合による階級鬪爭を基調としない此聲明書に對し無關心であることは出來ない。』と又曰く『資本の集中について――彼等の支持する黑色青年聯盟の聲明書は資本の集中を否定する。だが、大阪合成勞働者組合は現代資本主義社會の中に資本集中の生々した事實を見る。』と。

全國印刷工聯合會大會――出席代議員六十八名、議長和田榮太郎氏、可決された議案下の如し。伊太利國製品ボイコットの件、印刷資本家に對する日常鬪爭の件、(就業時間中面會自由要求の件、公休日賃金全額支拂要求の件)政治運動反對の件、暴壓法令反對の件、外九項。

關東勞働組合自由聯合會大會――出席代議員二百名、議長水沼熊氏、可決された主要議案下の如し。自由聯合主義徹底の件、政治運動反對の件、農民に對する勞力扶殖の件、都市勞働者歸村の件、社政策的施設の正體曝露の件(健康保險反對、國際勞働會議反對、日鮮勞働者提携の件、中間搾取の件、國際部設置の件(共産黨の國際運動に對抗する爲め)、伊太利製品ボイコットの件、軍事教育反對の件等。

全國勞働組合自由聯合會第二回大會――出席代議員約二百名、議長水沼熊氏、先に關西聯合會を脱退した大阪合成勞働組合が聯合會を脱退しても全國自由聯合會は脱退しないと云ふので大會に代議員が出席した。その代議員の否認問題から紛亂し、二日續きの大會も遂に本會議に入らずして散會す。

五、日本交通總聯盟系組分の運動

昨年度に於て交通勞働者間の團結は、稍々順調に向つてゐたが、本年度の後半に至つて、日本交通總聯盟の中核をなす東東市電自治會が左右兩派の軋轢の結果遂に分裂の已むなきに至つたのと、全日本鐵道從業員組合に對する政府當局の壓迫の爲めに組合發展に一頓挫を來たした觀がある。

1　大會・總會・其他

重なるものを擧ぐれば、

▲日本交通總聯盟中央委員會(名古屋市東區千種町公會堂――一月二十三日)　▲全日本鐵道從業員組合神戸大阪支部聯合總會(神戸市多聞町湊倶樂部――二月十八日)　▲全日本鐵道從業員組合第二回大會(芝協調會館――二月二十日)　▲自治會中央執員會(烏森本部――二月二十日)　▲中部交通勞働組合名古屋市電互助會大會(名古屋市中區勝髯寺――二月二十五日)　▲自治會中央委員會(烏森本部――四月五日)　▲横濱市電共和會第三回大會(横濱市戸田町伊勢ビル――四月二十日)　▲大阪市電自助會第四回大會(大阪九條會館――四月二十日)　▲全日本鐵道從業員組合中央委員會(芝區濱松町組合本部――四月二十四日)　▲東京市從業員組合臨時大會(芝協調

會館――四月二十五日）▲鐵道下級從業員全國大會（芝協調會館――四月二十六日）▲自治會中央委員會（烏森組合本部――四月二十七日）――▲自治會中央委員會（烏森組合本部――五月五日）▲自治會第五回大會（芝協調會館――五月七日）▲日本交通總聯盟第二回大會（芝協調會館――五月九、十日）▲南海同志會大會（大阪府濱寺公會堂――五月二十一日）▲新京阪鐵道從業員組合M・C會總會（大阪市天神橋筋西岡方――六月三、四日）▲自治會中央委員會（烏森組合本部――七月二十七日）▲自治會大會再會（東京本所公會堂――八月四日）▲自治會現實同盟創立委員會（神田美土代町非常務クラブ――八月九日）▲自治會現實同盟創立大會（神田青年會館――八月十七日）▲現實同盟支部代表者會議（神田美土代町同盟本部――八月二十四日）▲自治會本部擁護同盟支部伏表者會議（烏森組合本部――八月二十五日）▲日本交通純聯合中央常任委員會（烏森自治會本部――八月三十一日）▲現實同盟擴大執行委員會（同盟本部――九月二日）▲自治會統制委員會（三輪支部クラブ――九月二十六日）▲現實同盟第一回中央委員會（同盟本部――十月十日）▲現實同盟第二回中央委員會（同盟本部――十月十八日）▲大阪市電自助會大會（於本部――十月十九日）▲自治會確立委員會（烏森本部――十月二十日）▲大阪市電自助會第五回大會（九條會館――十一月二日）▲東京市從業員組合擴大中央委員會（赤坂安嘉根クラブ――十一月三日）▲横濱市從業員組合聯盟創立大會（横濱市富士見館――十一月十八日）

等であるが、其の中主なるものに就いて概要を左に述べよう。

交通勞働聯盟中央委員會――機關紙發行の件、地方聯盟組織促進の件、交通勞働者事故特別裁判所設置の件、國際勞働代衣及顧問選出に關する態度の件等を附議す。

全日本鐵道從業員組合第二回大會――出席代議員百四十名、提出議案の主なるものは、一、健康保險に關する件（可決）。二、議會解散請願運動に關する件（可決）。三、勞働組合法獲得に關する件（可決）。四、勞働農民黨支持に關する決議案（可決）。五、八時間勞働制確立に關する件（可決）六、階級的全國勞農總聯合促進に關する決議案（可決）。七、交通勞働者全國協議會設置に關する件（可決）。八、組織方針に關する件（可決）。九、局別對策委員會設置の件（可決）。一〇、退職賜金減額反對運動促進の件（可決）。一一、パス附寫眞撤廢に關する件（可決）。一二、組合に青年委員會設置の件（否決）。

自治會中央委員會――二月二十日、大會の期日の決定並に京濱電鐵爭議に關する決議文の作成。

中部交通勞働組合名古屋市電互助合同大會――出席代議員十六名、經過報告の後役員選擧を行つて散會。

自治會中央委員會――四月五日、京濱爭議犧牲者に關する件、定期大會に關する件、新役員の決定に就いて協議す。

横濱市電共和會第三回大會――出席者二百二十名、下記の議案を審議す。一、横濱市從業員大同團結を前提として聯盟確立の件。二、共愛會と同志會との合同促進の件。三、海陸交通勞働組合統一に關する件、外九項。

全日本鐵道從業員組合中央委員會――中央委員各地支部長三十四名出席、下記各項を協議決定す。一、勞働農民黨積極的支持に關する大會決議事項の主なるもの下の如し。一、東京市電自治會に勸告文を送るの件（緊急動議、可決）。二、交通勞働者全國協議會提唱の件（可決）。三、交通事故特別裁判法獲得の件（可決）四、共濟組合管理權獲得の件（可決）。五、交通事故による損害資本家全額負擔の件（可決）。六、反動團體排擊の件（可決）。七、全國勞働組合總聯合提唱の件（可決）。八、國際勞働會議否認の件（可決）。

南海同志會大會――出席會員六百名、決議事項の主なるものは、一、年功加俸制定に關する件。二、年別昇給額制定の件。三、半期賞與金增額の件。四、一ヶ月四日の公休日制定の件。

新京阪鐵道從業員組合M・C總會――出席者四十名。主なる議案、一、日本交通總聯盟關西聯盟加入の件。二、協調團體新和會脫退の件。三、無產政黨支持の件。

自治會大會再會――出席代議員三百八十五名。濱田執行委員の報告の後議事に入り宣言を可決し規約の審議に移つたが、又復左右兩派の論爭を惹起し議場混亂に陷つた爲め、官憲より中止解散を命ぜらる。

自治會現實同盟創立委員會――自治會の大會が二回とも滿足に遂行せられなかつたので、自治會內部の右翼派と目せられるものは、自治會刷新の名の下に現實同盟組織の計畫を立て、第一回の會合を開いた。出席者約五十名。下の諸項を決議す。一、自治會革新の爲め廣く同志を集め具體的運動を起すこと。二、名稱市電自治會現實

日本交通勞働總聯盟第二回大會――【第一回】出席代議員五十八名、議案審議中、自治會代表佐々木氏が右翼幹部排擊の言辭を弄したるより議場は極度の混亂に陷り、終に臨監の警官より、中止解散を命ぜられた。【第二日】翌日芝烏森聯盟本部に於て續行、出席代議員五十二名。二日間に於ける協議事項撤廢の件。二、統一運動同盟支持に關する大會決議事項撤廢の件。三、エヤー・ブレーキ使用による人員淘汰反對の件外七項。

東京市從業員組合臨時大會――出席代議員二百五十名、重要議案一、運動方針確立の件。二、再考歎願書提出の件。三、東京市從業員共同委員會設置の件。

鐵道下級從業員全國大會――出席者二百名、協議事項一、鐵道從業員生活改善の件。二、政治的自由獲得同盟設置の件。三、不當馘首反對の件。

自治會中央委員會――四月二十七日、大會開催諸準備に關する件並にメーデーに關する件を協議決定す。

自治會中央委員會――五月五日、交通勞働總聯盟大會出席代議員選出に關する件、交通總聯盟大會提出議案の件に就き協議決定す。

自治會第五回大會――出席代議員二百五十名、濱田氏の一般報告の後これに對する質問に入つたが、早稻田支部代議員小澤氏の質問中、石毛、伊藤、馬場等に對する中傷的言辭ありたるに端を發し、議場騷然、忽ち亂鬪の巷と化し、議長は終に休憩を宣した。其の間別室に於て支部長會議を開き協議したる結果、再會劈頭（大會中止）の動議を提出し滿一致可決散會。

同盟とす。三、確立大會を開催すること。四、聲明書發表。

自治會現實同盟確立大會——出席者約四百五十名。宣言、綱領規約の審議、役員選擧を行ひ散會。

【綱領】一、團結の力と自治的訓練により生活の向上を期す。一、互助友愛の實を擧げ社會の木鐸たらん事を期す。一、交通勞働者の社會的使命の完成を期す。一、現實主義に基き大自治會の統一を期す。

自治會統制委員會——出席者二十三名支部代表四十五名。協議事項一、機關確立の件。二、財政確立の件。三、早稻田支部馘首者に對する慰安の件。

大阪市電自助會第五回大會——出席代議員八十六名。重要議案、一、單車廢止促進の件。二、天王寺支部に對する態度決定の件。三、改革同志會に對する態度決定の件。四、解散協議會に對する態度決定の件。五、會則一部改正の件。

東京市從業員組合擴大中央委員會——本部員、支部代表者三十九名出席。宣言、綱領、運動方針、組織部充實に關する件、自治會と共同委員會設置の件を協議す。

横濱市從業員組合聯盟創立大會——出席者七十五名。重要議案、一、臨時雇傭制度撤廢の件。二、市徒業員組合合同促進の件。三、市從業員待遇均等の件。

【綱領】一、自治訓練の力により社會的地位の向上を期す。一、吾等は政治的行動に依り支配階級の欺瞞的諸政策の改善を期す。一、人類共存の本義に基き階級的團結の力に依り新興階級の解放を期す

2　演說會・示威運動・其他

▲横濱市電共和會青年部發會式（横濱市瀧頭町同組合本部——三月十四日）▲全日本鐵道從業員組合秋田縣合同支部發會式（秋田市川端町演藝座——三月二十七日）▲全日本鐵道從業員組合馘首問題報告大會　烏森自治會本部——四月一日）▲全關西鐵道下級從業員大會（神戸湊川勸業館——四月五日）▲西日本自動車從業員協會發會式（大阪市末吉橋通大紙倶樂部——四月二十七日）▲關西自動車同盟會發會式（大阪中之島公會堂——四月二十八日）▲東京市從業員組合青年部創立大會（芝協調館——六月八日）▲京阪同友交通勞働組合春季大會（大阪枚方町船非座——六月二十四、五日）▲新京阪電氣鐵道勞働組合發會式（大阪鐵道從業員教習所——八月二——三日）▲自治會現實同盟支部代表者會議（東京美土代町同盟本部——八月二十四日）▲自治會本部擁護同盟各支部代表者會議（烏森本部八月二十五日）▲函館交誼會大會（函館市組合事務所——十月二十日）▲自治會全支部代表協議會（本郷キリスト教青年會館——十一月十一日）▲大阪交通產業勞働者組合創立（大阪市電自助會の右翼派——十一月二十九日）

六、官業勞働者の運動

概してトレード・ユニオニズム型の官業勞働者系組合の運動は本年も依然として其型の運動の域を脫しはしなかつた。然し國際勞働代表、總選擧にからまる政治行動、共濟組合問題等に於いて相當活動がみられる。殊に全官業共濟組合對策

協議會の出來たことは注目に値する。

1、大會・總會・その他主要會合

その主なるものを擧ぐれば、

▲純向上會大會（大阪天神橋六、大阪市民館——十一月廿七日）（純向上大會は今日では多分に民間工場に侵進して居るが、宜便上玆に入れて置く）　▲海軍勞働組合聯盟第四回大會（佐世保市南倶樂部——一月廿二、廿三、廿四日）　▲八幡製鐵所勞働組合同志會第八回大會（同會本部——一月廿三月）　▲官業勞働總同盟第三回中央委員會（八幡驛前池田屋旅館——二月十日）　▲官業勞働總同盟第九回大會（八幡同志會本部——二月十一日）　▲官業勞働總同盟第一回中央委員會（八幡驛前池田屋旅館——二月十二日）　▲第二回全官業共濟組合對策協議會（芝協調會館——二月廿日、廿一日）　▲遞友同志會第三回大會（東京上野自治會館——五月廿二日）　▲官業勞働總同盟第二回中央委員會（本部、各省當局に大會決定の待遇改善の要求書を出す——六月十八日）　▲第三回全官業共濟組合對策協議會（大阪實業會館——六月十九日）　▲共立會第四回總會（六月二十六日）　▲官業勞働總同盟關西同盟會理事會（同盟本部——十一月三日）　▲名古屋向上會第七回大會（熱田高砂座——十一月廿三日）　▲向上會第十回大會（大阪中之島中央公會堂——十一月廿三日）　▲在八幡勞働團共同聯合協議會（同志會館、製鐵所に要求書提出——十一月三十日）であるが、右の中此系統の組合運動をみる上に比較的重要なるものを抽出し、その概要を述べよう。

海軍勞働組合聯盟大會——出席代議員、海工會、工友會、共立會、工傭會、勞愛會各六名、燃工會三名、合計廿三名、外に聯盟役員十名、議長小笠原勘一氏、可決された主要議案下の如し。勞働組合法案に關する件、工務規則第卅九條を改正し中途退場者に對しては服務時間に相當する賃銀を支給せられたし、職業病報償に關する件、組合員の生活狀態調査、健康保險の實施に伴ふ廠内診察の件等、工務規則中傷痍病に依る休業者は百八十三日迄解雇せざる事に改正の件、平均賃銀値上の件、八時間勞働制を實施されたし、勞働代表並に顧問選出に關する件、（意見二派に分れ、吳海工會は中間派諸組合と提携、久能氏を代表に、古賀氏を顧問に推さんとし、横須賀、舞鶴、佐世保等は海聯特殊の立場と從來の友誼關係に鑑み右翼諸組合と關係を持續し、代表を鈴木氏に讓るべしと主張す、紛糾を極め分裂さへ傳へられたが、結局、代表第一候補久能寅夫、同第二候補鈴木文治、顧問古賀德一氏等に決定）本聯盟政治行動方針確立に關する件　地方政黨を作ること）、德山燃工會（七〇〇名）加盟承認に關する件等。

同志會第八回大會——出席代議員二百餘名、委員長村田宗次郎氏座長、可決された主要議案下の如し。×肺結核を公傷に取扱の件、×最低賃金實收入貳圓五十錢を要求す、勞働組合法案及爭議調停法に關する件、政黨問題に關する件、製鐵所懲罰委員に職工參與の件、×昇給率改善の件、本所從業員除隊再入職に際し無檢査採用の件、中元賞與手當の件、×恩給を十五年とするの件、×失業、疾病、災害養老保險實施、×國際勞働總會に於ける條約案及勸告案の批準實施促進、官營工場に於ける勞働條件の統一（解雇手當を下の如く制定

支給する事、勤續四年未滿迄は十五日四年以上は一年を增す毎に二十日、辭職者に對する退職手當を下の如く制定支給する事、現在の年功慰勞金の三分の一を二分の一に改正の件、)勤續賞與制を制定し毎年末に左の割合を以て支給する事、三年以上十五日分以上一年を增す毎に二日を增す、×祭日祝日其他官工場特殊の休日には日給全額を支給する事、×共濟組合の法人化等。

官業勞働總同盟第九回大會——出席代議員、東京官業勞働組合三名、名古屋向上會七名、向上會十一名、小倉革正會三名、同志會廿九名、計五十三名、本同盟委員會長西浦宇吉氏議長、議案審議に入るに先立ち、緊急動議あり、東京煙草專賣局の勞働組合壓迫に對する抗議の件、滿場之を認め、決議文提出。可決された主要議案下の如し。官業勞働同盟機關紙統一の件、解雇手當並退職手當制定の件、陸軍の臨時雇傭反對の件、無產階級運動壓迫諸法令撤廢の件、年末賞與最低日給五十日分以上、中元賞與最低日給三十日分以上支給されたき事、普通職工三年以上勤續者を定期職工に採用の件、職工長公選、組長互選制度確定の件、共濟組合全官業勞働者對策協議會に關する件、傷病給付金日給全額支給に關する件。

第二回全官業共濟組合對策協議會——出席者、海軍聯盟四名、鐵道從業員二名、官業勞働總同盟二名、遞友同志會、共同研究會各一名計十名。議事要項、一、關係各官省を歷訪、更に全國約十萬人の官業勞働者の署名を求め、有馬、清瀨、渡邊(伍)、小泉(又)の各代議士を通じて共濟組合法人化の請願を議會に提出すること。二、常設機關全官業共濟組合對策協議會設置、事務所を芝區濱松町一ノ一五鐵道從業員組合本部に置くこと。三、費用は各團體分擔、其比率官勞二、鐵道一、共同一、遞友一、海聯五。

2 大會・演說會・示威運動等

重要さに於いて前項に次ぐ第二次的の會議、演說會、示威運動等の重なるものを擧ぐれば左の如し。

▲純向上會名古屋聯合會懇話會(同市全隆寺——七月廿三日) ▲純向上會淀川砂船聯合會及附屬五支部發會式(大阪市都島光臺寺——七月十六日) ▲純向上會陸軍職工規則改正運動(大阪五名、名古屋二名委員上京陸軍省訪問——八月十三日、丹羽委員上京——十月二十二日) ▲八幡製鐵所勞働組合同志會、同製鐵所勞働組合研究會と提携社會民衆黨結成(八幡市有樂座——一月十六日) ▲第二回全官業共濟組合對策協議會代表者協議の申合せにより各官廳及關係代議士と接衝(二月二十一、二十二日) ▲官業勞働總同盟第九回大會の決議を携へ村井、渡邊兩委員製鐵所、專賣局、陸軍省等歷訪(二月二十二、二十三日) ▲向上會執行委員會(大阪勞働組合會議よりの脫退を決議す(三月六日) ▲官業共濟組合法人化運動、請願、建議案、質問書(三月二五日) ▲大阪煙草勞働組合第五回大會(三月二九日) ▲官業勞働總同盟本部の退職手當及解雇手當の增額、二、祝祭日、年末年始の休日並に陸軍特殊の休業日に日給金額支給三、昇給率の改善等に關する全從業員大會の指令發布(八月五日)、▲大阪工廠、被服支廠、兵器支廠及第四師團兵器部從業員大會(城東館——八月十二日) ▲造兵廠小倉兵器製造所從業員大會 八月十二日) ▲名古屋工廠、同第三師團兵器部從業員大會、熱大藥師——

八月十七日）▲全官業共濟組合對策協議會常任委員會（事務所——十月十九日）▲全官業共濟組合對策協議會主催全官業共濟組合參與權獲得並鐵道共濟組合十萬圓事件（休業中の渡邊銀行）の批判大演說會（東京神田明治會館　十月二十五日）▲東京工廠移轉善後策從業員大會（傳通院——十一月七日）▲小倉革正會第四回大會（小倉市喜樂館——十一月十三日）▲協同研究會第二回大會（八幡市有樂座十一月十三日）▲東京官業勞働組合擴大理事會（小石川區諏訪町共働社——十一月十九日）▲東京工廠移轉善後策同盟第一回委員總會（共働社——十二月十八日）。

七、海員諸團體の運動

本年に於ける海員諸團體間には離合集散が相當行はれた。本春の司厨同盟の大爭議が直接間接その勢を激成したこと勿論である。海洋統一協會と海員組合との合同、司厨同盟一部の分裂、分裂者の海員組合との合同等が注目に値する。運動其者としては、本年別に特殊のものはなかつた。

海員諸團體の運動

その運動の主なるもの左の如し

▲海員協會定期總會（同會事務所——一月二十五日）▲海員組合の退職手當、年度手當、平等化運動（對郵船、商船——二月中）▲郵司相互自治會結成（爭議に關聯する郵司同友會脱退者に依り——四月中旬）▲海事協同會發會式（同町——四月二十三日）▲日本海員組合昭和二年度第一回評議員會（組合三階講堂——五月五日）▲海員組合第六回定期總會及昭和二年度大會（本部三階講堂——五月七日）▲海員組合大會決議陳情（對各關係官省——五月十、十二日）▲日本司厨同盟大日本船舶司厨同志會元理事入船愼吾、伊月叶兩氏の除名決議をなし同志會を直屬とするの聲明書發表（七月八日）▲大日本船舶司厨同志會解散（同會總會——七月十五日）▲日本海員組合との合同式（同會館——七月十七日）▲日本司厨同盟の海員關係十法案制定改廢（海商法、船員法、船員最低年齢法、船舶檢査規定の改廢、船員保險法、海員食糧法、老朽船員賃銀割增法、定員法最低賃銀法、徹底普選法の制定）獲得運動（對各關係官省陳情——十一月二十六、二十八日）。

であるが、右のうち重要なるものを抽出すれば

海員組合第六回定期總會及昭和二年度大會——出席代議員、本部員を含め三百卅七名、委任狀六千九百卅三通、議長濱田副組合長、海洋統一協會の合同を承認す、可決された主要議案下の如し。船員法其他現行海員法規改正の件、眞に勞働者の福利を擁護し完全に勞働運動の目的を貫徹せしむる勞働組合法制定の件、海員ホーム及船員の娯樂機關の施設促進の件、船員保險法實施促進の件、船醫の强制乘船に關する法規制定の件、港内航通機關の營實施促進の件、船内食糧改善の徹底を期する件、船内災害補償に關する法規制定の件海難に因る船員失業補償に關する法規制定の件、甲板積貨物制限に關する法規制定の件、船内に於ける八時間勞働制確立實施の件、船内に於ける勞働狀態を監督し船員を保護する法規制定の件、港灣及船舶内に於ける船員の衛生及保健設備の新設及改善に關する件、最

低賃銀及船舶定員に關する制度確立の件、超過勞働時間に對する割增支拂制度確立の件、退職手當及年度手當並傭船手當率の平等化に關する件。

八、其の他の諸團體の運動

○

▲京都陶磁工組合執行委員會（京都正馬町組合本部――二月五日）▲日毛工誠和會臨時大會（加古川大成座――二月十二日）▲同上臨時大會（加古川公會堂――三月二十七日）▲日本製陶勞働同盟中央委員會（愛知縣瀨戸町組合事務所――四月三日）▲日本製陶勞働同盟第三回大會（岐阜縣土岐津町土岐座――四月二十日――協議事項、一、勞働農民黨支持の件 自由問題と決定）。二、日本勞農總聯合加盟の件（保留）。三、移住者に組合員證書交附の件（可決）。外九項 ▲日本窯業勞働總同盟創立大會（愛知縣瀨戸町榮座――五月二十五日、出席代議員八十五名、荒谷宗治氏經過報告の後議事に入る、加盟組合十三、組合員約二千。綱領、一、我等は互に相扶けて生活の安定を圖り團結の威力を以て勞働階級の解放を期す。一、我等は勞働階級の政治的經濟的權利を伸暢し人類平等の理想を實現せんことを期す。一、我等は智能を啓發し德性を涵養し無產階級文化の確立を期す） ▲京都陶磁器工組合臨時大會（京都金光院――六月七日） ▲東部陶畫工組合創立大會（日本窯業勞働總同盟中部陶畫工組合の一部脫退せるもの――七月五日） ▲京都陶磁器工組合執行委員會（同組合本部――九月十七日） ▲中部陶畫工組合委員會（名古屋長塀町組合本部――十月四日。決議事項、一、日本窯業勞働總同盟に脫の件。二、組合組織改革の件。臨時總會開催の件） ▲中部陶畫工組合臨時總會（名古屋長塀町組合本部――十月十二日） ▲京都瓦工組合總會（京都熊野神社々務所――十月二十二日。協議事項、一、勞農黨へ入黨の件（保留）。二、機械瓦對策に關する件（否決）。三、組合功勞者行賞の件） ▲京都陶磁工組合執行委員會（同會本部――十一月一日）。

○

▲日本美術友禪工組合大會（大阪市、市民館――一月九日） ▲瀨戸田鹽田寄子勞働組合創立大會（廣島縣瀨戸田町――二月十六日） ▲秋田勞働組合總會（秋田市紀念館――三月一日） ▲大秋田勞働組合創立大會（秋田市土地信託株式會社內――三月二十日） ▲日本漁業勞働總聯合創立大會（協調會館――三月二十二日） ▲德島縣勞働組合發會式（四月一日） ▲大阪伸鐵勞働組合發會式（四月一日） ▲横濱工信會第三回大會（横濱市石崎寶山キネマ――四月二十八日。主なる議案、一、定期雇傭制度反對の件。二、健康保險法對策に關する件。三、武相總盟政黨組織促進の件等。 ▲芝浦勞働組合大會（芝浦サムライ倶樂部――五月十五日。主なる議案、一、全暴壓令撤廢の件。二、健康保險法反對の件。三、眞八時間勞働制獲得の件） ▲大阪木履工組合發會式（大阪浪速區五階クラブ――五月二十一日） ▲同上組合臨時大會（大阪中之島公會堂――七月二日） ▲武相聯盟大會（浦賀町工愛會事務所――七月十日。出席代議員二十一名。主なる議案、一、聯盟擴大充實の件。聯盟機關法發行の件。職業紹介

部組織の件。地方政黨組織の件）▲京都木履工組合發會式（京都建築工匠會館――七月十五日）▲日本勞働組合協同會創立大會（大阪中之島公會堂――九月一日）▲芝浦勞働組合理事會（同組合本部――九月十日）▲勞働組合革正會第四回大會（小倉市喜樂館――十一月十三日）

▲横濱市土木從業員組合大會　横濱市富士見館――十一月二十五日）▲函館市衞生從業員組合發會式（函館市――十一月三十日）▲東京電燈從業員工友會臨大會（神田明治會館――十二月一日）

第二章　農業勞働者の運動

農業勞働者（小作農）の運動中、小作爭議は前項に於て既に詳述した如く、自然發生的狀態より意識的狀態に、局部地方的より全國的に、而して小作條件改善より資本主義制度自體の改革にまで進展してゐる。これに對する地主の結成卽ち大日本地主協會並に土地會社等の發生は階級對立を益々激化せしめ、從つて又鬪爭を彌々深刻化せしめたのである。

かゝる階級對峙は昨年度を劃して純經濟運動より政治運動への方向轉換をなさしめた。乃ち小作農民は都市勞働者との政治的共同戰線によつてのみ政治的自由の獲得と、眞に完全なる解放とを期すべきことを自覺したのである。併し乍ら顧れば現在における無產階級陣營內の政治戰線は左、右、中間の各派に分裂して單一政黨の如きは遂に理想の彼岸に押しやられてゐるかの觀を呈してゐる。憂ふべきこの現象は勢ひ諸種の形をこつて組合內部に反映せざるを得ない、その著例としては諸農民組合中の最有力なる日本農民組合の昨年度第一次分裂について再度の分裂を續生したことである。卽ち全日本農民組合の生誕がそれである。かくて再分裂せる組合は無產階級の眞實の鬪爭標識を顧みるのいとまなきかの如く、專ら自己の分裂抗爭に終始し、內紛と同志討の醜態を演出したのである。されば本年度の運動を通觀するに未組織大衆の獲得等に成果を得ないといふ次第ではないが、それよりも各組合の內部鬪爭に主として重心が置かれてあつたといふべきであらう。併しそれは要するに、やがてヨリ鞏固に結合すべき前の分裂として過渡期に於ける必然的過程たるを失はぬものでもあらう。

第一節　全國的農民組合の運動

一　日本農民組合の運動

1　大會及其他の會合

（イ）　聯合會大會及可決事項

香川縣第四回大會――一月十三、四兩日、高松キネマ倶樂部。議案、肥料の關稅撤廢の件、分裂策動者監視委員會設置の件、常設的農民學校設立の件、日勞黨排擊の件、特別所得稅創設の件、地主に

對する言葉使ひを改むるの件、共同作業デー實施の件、農民の結婚風習改革の件。

決議　わし等は、アンナ代議士病患者黨――日本勞農黨は絶對に反對だ。わし等百姓は一徹だ。始め決めた通りやるんだ。勞農黨のゴリゴリだ。腹と腹で無産運動をやるやうな親分肌の連中の狂奔してゐる日勞黨は眞平御免だ。全國の兄弟よ確く泥の手を油の手を振り合はふ。そして日勞黨をわし等の陣營から追出さうではないか。分裂を策動する者は地主及官憲の彈壓の巨拳を怖れ懷柔の毒酒に醉はされた卑怯者である。我等は卑怯者の魔手を一掃し徒に支配階級を嬉ばし、我等無産農民をして再び昔の暗い生活のドン底に落し入れるが如き奴等と勇敢に闘爭し之を克服せむことを期するものである。過去六年の永きに亘る我等同志の血と涙なる犧牲と努力によつて築かれてきた聯合は、斷じて分裂せしめてはならない。光輝ある聯合會旗を汚すものを葬れ！

岡山縣聯合會第三回大會――一月十、十一兩日　岡山市岡山劇場、議案、農繁期託兒所設置の件、支部長講習會開催の件、統一教科書制定の件、婦人部未組織支部組織の件、南米移民反對の件、勞農黨支持、日和見的群小政黨排擊の件。

山陰聯合會第六回大會――一月五、六兩日、米子市御幸座。議案、聯合會史編纂の件、金融機關調査設置の件、産業組合の無産階級化の件、農民教育の件、府縣税戸數割施行細則改正の件、（小作人の所得を同細則第六條の控除所得として取扱はしむること）。

和歌山縣聯合創立大會――三月廿一日、那賀郡宮川劇場。議案、小作法制定に關する件、未組織地方宣傳の件、土地不買同盟に關する件、暴力行爲取締法撤廢の件、小作料永久引下に關する件其他。

島根縣聯合會第一回大會――三月廿五日安濃郡八幡座。議案、未組織農民組織に關する件、ブルジョア農會乗取の件、エセ無産政黨排擊勞農黨支持の件、無産者新聞勞農新聞を各支部義務購讀の件、其他。

新潟縣聯合會臨時大會――四月二日、新發田町朝日座。議案、耕作禁止處分其他爭議の件、勞農黨支部確立の件、日勞黨並に全日本農民組合排擊の件、統一運動同盟支持の件、自轉車税撤廢の件、支那國民軍後援の件、其他。

福岡縣聯合會第四回大會――四月十九日、博多劇場。議案、全日組合及日勞黨排擊の件、全日同盟及日勞黨排擊の件、鐵道從業員組合爭議及郵船爭議應援の件、自作農創成に關する件、其他。

福井縣聯合會第一回大會――六月十八日、武生町大勝座。議案、一、宣言發表。一、規約制定。一、縣議選對策。一、未組織地宣傳の件。一、地主に對する言葉使改正の件。一、無産者新聞支持の件。一、小作法反對耕作權確立の件、其他。

香川縣聯合會臨時大會――七月二十日、高松市キネマ倶樂部。議案、耕作權確立同盟支持の件、勞農黨支部組織促進の件、水利費地主全額負擔要求の件、小鳥飼養者の番犬に關する件、縣會議員選擧對策の件、立禁立毛差押に關する陳情書提出の件、警察當局の農

民運動彈壓に對する抗議の件、對支非干涉同盟支持の件、其他。

愛媛縣聯合會臨時大會――八月十二日、新居郡明勝寺。議案、水利費地主負擔要求の件、政治教育普及徹底の件、暴壓反對の件、部落有財産分配の件、家屋稅反對の件、農村金融機關設置の件其他。

德島縣聯合會定期大會――八月十五日、羽ノ浦町改善閣。議案、立禁反對の件、縣會議員選擧對策の件、其他。（因に八月十二日に本大會を開催したが當局は理由不明で幹部を檢束し續いて解散を命じた、が再度立つて大會を終了せしめたものである。）

北海道聯合會第三回大會――九月四日、旭川商業會議所。議案、農産物檢査制度改革の件、家屋稅撤廢の件、馬車馬、橇及自作農創定反對の件、爭議資金積立の件、エセ無産者轉車稅撤廢の件、自作農創定反對の件、爭議資金積立の件、其他。

德島縣聯合會大會――九月四日、那賀郡改善閣。議案、立禁反對の件、全日組合排擊の件、無産者新聞支持の件。

（ロ）全國大會

日本農民組合第六回全國大會――二月二十、二十三日、大阪天王寺公會堂に開催、出席代議員一九九名。議題及其結果は次の如くである。

一、專門部に國際部設置の件（福岡）――可決。二、日勞黨排擊勞農黨支持の件（福岡）――可決。三、日本農民黨全日本農民組合同盟排擊の件（新潟）――可決。四、全日本農民組合排擊の件（香川）――可決。五、統一同盟支持の件（佐賀）――可決。六、自作農維持創定法反對の件（福岡）――可決。七、農民組合中央金庫設置の件（愛媛）可決。八、國際勞働會議に關する件（鹿兒島）――可決。九、都市計畫區劃整理に關する件（大阪）――可決。十、北海道農地特別處理法反對の件（北海道）――可決。十一、小作爭議調停法撤廢の件（京都）可決。十二、小作法案に關する件（京都）可決。十三、南米移民反對の件（岡山）――可決。十四、消費組合に關する件（京都）可決――。十五、米檢による騰貴差額割戻の件（千葉）保留。十六、臺灣に於ける開墾地同胞に關する件（臺灣）――可件。十七、支那國民政府承認に關する件（福岡）――可決。十八、出版物法案反對の件（香川）――可決。十九、府縣戸數割納稅資力算定に關する件（山陰）――可決。二十、府縣稅法中改正家屋稅實施反對の件（京都）――可決。二十一、暴力行爲處罰に關する法律の件（京都）――可決。

日本農民組合第六回大會宣言

大會宣言●綱領●主張

（一）、吾が日本農民組合第六回大會は、こゝに來るべき一年間の新運動方針を樹立するに當り、先づ第一に吾國無産階級運動の一翼たる農民運動が現に最も重大なる轉換期に立つて居ることを正確に認識しなければならぬけれども我々はこれを誤りなく認識し、正しき新運動方針を確立せんがためには、吾々は過去の運動を率直に反省し且吾々農民が現に如何なる社會的地位に置かれてゐるかを嚴密に知ることが絶對に必要である。

（二）、我々農民は先づ、小作料の形態を以て、地主のために封建的

に搾取されて居る。されば吾々は從來この明白露骨なる封建的搾取に對して、小作料減免の要求運動をなし來つたのである。此の運動もその當初は箇々分散的に各地に自然發生的に勃發したのであつたが、軈て都市勞働者階級の組織的運動に刺戟されて漸次組織的全國的運動への發展の氣運を釀成し遂に大正十一年春吾が日本農民組合の創立を見るに至つたのである。吾が組合創立以來の運動の發展は實に素張らしいものであつた。組合の組合が次第に强固になり農民の地主に對する階級意識が漸く鮮明化するに從つて、我々農民は單に小作減免要求の運動のみに止まることなく、市町村會及農會の選擧等にも積極的に參加し、地方的政治鬪爭によりて我々農民の經濟的地位を改善せんとするにいたつた。此の時期に於ては、我々は已に地主に對立してかなり明確に意識を有するに至つたのである。然るに我々の運動の急激なる發展に當面して、地主は次第に地主協會等の組織に結成し、土地立入禁止、立毛差押等の司法處分を以て對抗し、政府も亦暴力行爲取締法、小作調停法、其他諸法令を制定して我々農民の團結を破壞し、小作爭議を容赦なく彈壓するに至つた。かの伏石、金藏寺、美津村、木崎村等の爭議に於ける我々の尊い犧牲は實に右の如き政治的彈壓によるものであつた。かくて我々は單なる小作料減免の要求運動から、耕作權の確立、團結權、爭議權の確立等の政治的要求を標榜して、吾々の經濟的利益の伸展のためにする政治鬪爭に進出せざるを得ざるに至つたのである。かくしてまた我々の戰線は唯單に地主を相手としての經濟鬪爭のみならず吾々の經濟鬪爭を壓迫する政府に對する政治鬪爭にまで、擴大するに至つたのである。吾が日本農民組合が大正十四年夏以來、他の僚友無產團體に對して全國的單一無產政黨の組織を提唱し、之れが實現のために勇奮努力し來つたのは、實にこれがためであつたのである。併しながら我々農民は唯單に地主に依りて露骨なる封建的搾取を受けてゐるばかりではない、資本主義社會於ては、吾々農民は消費者として、金融資本家、商工資本家のために、抵當利子、高利々子、商業利潤の形態を以て資本主義的に搾取されて居るのである。農村の疲弊農民の窮乏の根源は實に此處に存する。しかも歐洲戰爭に依る吾國資本主義の急速なる發展はかゝる搾取の急速なる增大農民の急速なる貧窮化を齎らした。この道理を看破した我々は、かゝる流通過程に於ける資本主義的搾取に對抗して消費組合運動を起し、また都市の勞働者階級との提携の必要をある程度まで意識するに至つたのである。かくして今や我々農民の地位は對地主の狹隘なる領域から、對政府對金融資本家、對商工資本家にまで、その限界を擴大して考察するに至つたのである。

併しながら資本主義社會に於ける以上の如き關係に於て、我々農民は、たゞ單に各種の經濟的搾取をうけてゐるのみには止まらない。今少しく鋭く我々農民の政治的社會的地位を反省するならば、我々農民の頭上には支配階級の强制、懷柔、樣々の政治的彈壓、政治的僞瞞が重苦しくのしかゝつて居るのを見る。

封建的社會に於ては我々は全く中央及び地方の政治から除名されてゐたのであつたが、現在の資本主義社會になつても、我々は依然として政治から除名されてゐる。しかも資本主義の沒落と階級鬪爭の

深刻化とのために、右の支配階級の專制は益々露骨化し、議會に於て、地方團體に於て警察政治の時代を現出せんとしつゝあるのみならず、支配階級は、我々農民の無智に乘じて厚かましくも國家主義を鼓吹し、農村に軍國主義を植えつけて帝國主義戰爭に備へ、その他あらゆる奸佞邪惡をめぐらして、學校、寺院、教會、講演會、在鄕軍人團、官製青年團、處女會、青年訓練所等々の組織によつて我々農民の反動化を計畫し、我々を彼等の階級的利益の犧牲たらしめんとしつゝある、近來、支配階級の農村政策は悉くかゝる邪惡なる計畫に基くものであつて、例へば自作農創定案の如きは、未だ無自覺なる農民の土地私有慾につけこんで、農民大衆を反動軍に組織せんとする政治的欺瞞に外ならない。

かの我々の運動に加へられる諸種の行政乃至法律的壓迫は、凡て皆右の如き支配階級の專制のなす業である。支配階級がこの專制を恣にしてゐる限り、我々農民の地位は決して根本的に改善されうるものでないことは言を俟たずして明かなことである。かくして我々は知る。我々農民を現在の如き侮辱的隷從、非人間的貧窮に陷れつゝあるそれは、巨大なる、暗黑の力――支配階級の專制政治であることを。併し我々農民は、資本主義社會に於て、かゝる隷從貧窮を强制されて居るにも拘らず、我々の生產樣式、生活環境が、封建的、分散的、孤立的であるがために、我々自身のみの力を以てしては到底完全なる解放を期することは出來ない、資本主義社會に於て、金融資本家團をその王座に戴く商工資本家、地主等の支配階級軍に對抗して、最も勇敢に最も徹底的に戰ひうるものは實に都市の勞働者階級である。我々農民は、鬪爭的都市勞働者の運動に信賴しこれと緊密な、提携を結ぶことによつてのみ、此の隷從貧困の鐵鎖を斷ち切つて、幸福自由なる生活を創造することが出來るのである。故に我々農民は、從來の運動を今や一屬發展せしめ、單に經濟的利益の伸張のためのみにする鬪爭を越えて、當面、都市勞働者階級との政治的共同戰線による、全國人民を暴壓する專制的政治勢力と勇敢に、鬪爭し、政治的自由の獲得を期しなければならぬ。これぞ眞に我々農民を完全なる解放に導く大道でなければならない。

(三)、右の如き根本方針に立脚して、我日本農民組合は、具體的方針を新に確立し次の如き諸任務を遂行しなければならぬ。

(1)、勞働農民黨積極的支持

(イ)、日本農民黨、全日本農民組合同盟は、都市勞働者階級と我々とを積極的に分離せしめ國家主義を强調して、我々農民を支配階級の犧牲に供せんとする支配階級の代理人である。彼等は實に我々の最惡の敵である。社會民衆黨も亦、積極的に勞農の仲を割くこととそなけれ、我々農民を單に投票數かき集めの材料に供し我々をブルヂョアジーの祭壇に捧げんとしつゝあるものであつてこれ又、我々の最惡の敵である。

(ロ)、日本勞農黨、堅實派同盟は、我々農民が都市勞働者階級と政治的共同戰線を張り專制的政治勢力と鬪爭し、以て我々農民の完全なる解放を期せんとする、無產階級解放に必然の大道を理解し得ず我々の運動を依然として經濟鬪爭の範圍內に止めんとするものであつて、彼等は今や我々の運動を阻害し從て又我々農民

解放を誤るものと言はなければならぬ。加ふるに、日勞黨、堅實派同盟の反動的ダラク幹部が、自己の野望を滿さんとして我が光輝ある日本農民組合分裂のため中傷讒誣その手段を擇ばざる醜體を敢てしつゝあるを見るとき、我々は斷然彼等の運動方針を排擊せざるを得ない。

（八）、かくして、勞働農民黨のみが我々農民唯一眞實の無產政黨でなければならぬ。從つて、我々は勞働農民黨の指導のもとに專制的抑壓に抗爭し、全國的地方的政治鬪爭に積極的に參加しなければならぬ。而してまたかゝる鬪爭の過程に於て、エセ無產政黨たる日本農民黨、社會民衆黨日本勞農黨と容赦なく鬪ひ、彼等の假面を剝ぎその正體を曝露しなければならぬ。農民の解放の爲めには、かゝる鬪爭は實に止むを得ざるところなである。

(2)、全國的勞農總聯合

我々は益々露骨化し、統一化する支配階級の全線的攻勢と我等組織勞働者及農民の四分五裂の現狀に鑑み、我等の戰線の全國的統一の實現の爲めに努力しなければならぬ。かゝる勞農大衆の熾烈な要求を無視せる右翼墮落幹部の劃策しつゝある右翼總聯合また左右兩翼の鬪爭を口實に所謂中間派のみを結成せしめんとしつゝある日勞黨幹部の勞農總聯合が、全く無產階級の大道に反してゐる事は明白であつて、我々は全組織勞農大衆を打つて一丸とせる眞實の階級的全國的勞農總聯合の實現に進出しなければならぬ。

(3)、組織の確立

政府並に地主の組織的壓迫、攻勢に對抗し、全日本農民組合同盟と鬪つて、彼等を農民運動の分野より放逐し、我々のみが眞實の農民の代者者として恥ぢざる活動をなさんがためには全國的地方的組織を整理し、之れを集中化すべき必要がある。從て、總本部は從來の如く、單なる連絡機關に止まらないで、積極的に全國運動を指導し、地方聯合會はまた本部の指導のもとに組織的に活動する樣に、組織を充實させなければならぬ。

(4)、各專門具體的方針の確立

我々の運動の轉換に於ては、各專門部の方針を新たに確立し、活潑なる運動を開始する必要は言を俟たない。就中、組織部、教育部爭議部の具體方針の嚴密正確なる確立は當面の實に緊切なる任務に屬する。

(5)、青年部、婦人部の確立

我々は從業の運動に於ても、青年部が陣頭に立つて鬪ひ婦人が別動隊となつて我々の運動に參加し、要するに一家總動員して鬪ふの必要を痛感し來つたのであるが、今や運動が、ヨリ一段の進展を遂げんとするに當つては、その必要はいよ〳〵增大するばかりである。殊に政治鬪爭に於ては青年は自覺と活動とに俟つこと多かるべく、また婦人の解放運動に於ては、農村の無產婦人は、その一中心勢力とならなければならぬ。我組合はこれ等青年婦人の政治的要求及びその獲得のための鬪爭に對して、決してその道を閉じてはならない

(6)、全國的、階級的消費組合運動

我々は金融資本家及商工資本家の搾取に對し、全消費者殊に農民を鬪爭に動員せんが爲めに（イ）、まづ消費組合運動によりて、廣汎

なる消費者殊に農民を組織し、これを階級的に自覺せしめ(ロ)、且つ運動の基礎を鞏固にし、組合を物質的に援助せんが爲めに、全國的階級的消費組合運動を計畫實行せねばならぬ。

(7)、我が日本農民組合創立以來すでに五星霜此の間我々は眞に全國農民の利益を代表して、地主、政府の彈壓に屈せず、階級的立場を確守して奮戰努力し來り、よく今日の如き發展をなしとげることが出來た。併しながら殊に過去一年間は、我が組合史上、對外的にも對内的にも他にその比を見ざる多事多難なる時期であつた。無産政黨の問題、平野力三一派の裏切的脱退の問題、近くはまた日勞黨、堅實派同盟の出現とめまぐるしき鬪爭が轉廻され來つたのであつた。併しながら我々は、あらゆる之等の難關を乘り切つて來た。しかも我々の唯一の階級的な陣營を脱したものは、何れも既にその馬脚を露した。かくして我々は、我々の困難な過去の鬪爭によつて、今やはじめて農民を眞實に解放し得る鬪爭への新たなる第一歩を踏みしめんとしつゝあるのである。我々農民の幸福自由なる輝かしい解放を結束する黎明の光は、今や輝やかんとする。

綱領

一、組合の鬪爭に依つて農民の生活を改善し生産者たる農民に合理的なる生活を保證するが如き小作條件、並に農業勞働條件の獲得を期す。

一、國民全體の食料の源泉たる土地を、投機と利潤の目的に濫用する弊害を排撃し實際の耕作者たる農民に土地利用の完全なる權利を確保するが如き土地制度の制定を期す。

一、實際の耕作者たる農民をして、其の成果を完全に享有せしむるが如き方法に依る土地の改良、農業技術並に農業經營方法の改善、促進を期す。

一、小作農、小作兼自作農並に農業勞働者を鞏固なる組合に團結し農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す。

一、組合の組織と活動とを通じて農村無産大衆をして封建的、資本主義的隷屬思想より獨立せしめ、都市無産階級運動と協力して新社會建設の完成を期す。

主張

一、耕地の社會化
二、耕地不買同盟
三、耕作確立を基調とする小作法の制定
四、農業勞働者の最低賃金及勞働時間の制定
五、消費組合の確立
六、地主及工業資本家の利益を擁護し、農民の生活を壓迫する租税の廢止
七、無産農民教育制度の確立
八、治安維持法、治安警察法並に農民運動を壓迫する府縣令の撤廢
九、全國的農民組合の完成

青年部第二回全國大會——二月十八、十九兩日、大阪基督教青年會館。出席代議員八〇名。可決されたる議案は下の如くである。一、組織宣傳方針確立の件(山陰)。二請願運動支持の件(佐賀)。三、官製青年團革新同盟設立の件(福岡)。四、統一同盟支持の件(福岡)五、

國際勞働會議否認、太平洋勞働會議支持の件(福岡)。六、農村無產青年運動パンフレット發行の件(山陰)。七、無產者新聞支持の件(福岡)。八、日勞黨排擊勞農黨支持の件(鹿兒島)。九、青年訓練所對策の件(佐賀)。十、全國無產青年團體聯盟支持の件(青年部本部)。

【修正綱領】一、青年團、女子青年團、在鄕軍人會の自主化。二、滿十七歲以上男女の選擧權、被選擧權の獲得。三、滿十七歲以上男女の集會、結社、出版その他政治上の自由の獲得。四、滿十七歲以上男女の結婚の自由。五、軍隊內に於ける兵卒の自由權の獲得及人格權の尊重。六、兵役に原因する疾病、廢疾の無料療養及生活費の國家負擔。七、在營中に於ける家族に對する標準生活費の國庫支辨。八、青年男女の人身賣買の禁止。九、一年兵制の實施及一年志願兵制の撤廢。十、法律上に於ける封建的戶主制度の打破。十一、補習教育の無產階級化。十二、義務教育必要品と午食の給與。十三、農村公會堂の公費による設置及その無料解放。十四、神社、佛閣よりの强制的寄附金徵收の打破。十五、凡ゆる公開集會に對する寺院、學校等の無料解放。十六、社會奉仕の名による强制作業の廢止。

(八)、中央委員會

總本部中央委員會——四月二十六日——總本部。

協議事項、機關紙發行の件、組合擴張方針の件、メーデー示威運動の件。

第二回中央委員會——七月四日、東京協調會館。

協議事項、府縣會議員選擧對策の件、組合會計充實の件、本部辯護士任用の件、小作法に對する件、教育運動方針確立の件、青年部指導充實の件、組織宣傳の件、消費組合の件、日勞黨支持の件、日本勞農總聯合の件、日勞新聞の件。

臨時中央委員會——十一月廿九日、東京同組合事務所。

協議事項、組合擴張の件、全國農民組合會計の件、無產政黨統一戰線の件、婦人幼年勞働者の夜業禁止運動に就き協同委員會開設の件

2 政治部の活動

一、政黨問題

第六回全國大會に於て勞農黨積極的支持に關する大綱を決議し、これに基き總本部聯合會支部は常にこれが活潑なる支持に努力した。殊に本年度に於ける主要なる活動は議會解散請願運動、對支非干涉運動、農會總代選擧、暴壓反對運動、府縣會議戰等に傾注され、これらの日常政治鬪爭を通じて全國的政治鬪爭へまで躍進せんとするものであつた、政治部のこの一ケ年を回想すれば一路他意なく勞農黨の忠實な勇敢な支持者として終始鬪爭を續けたものと謂へるであらう。

二、府縣會議員選擧戰對策とその結果

九月二十日から全國的に行はれた所謂普選による第一回の府縣會議員の選擧に當つて、組合は大體下の如き方針で勞農黨を應援支持した。(イ)、組合は「選擧戰」といふ全民衆が政治的關心を喚起する出來事を把へて組合大衆の政治意識を高めるために勞農黨の全活動に參加し、黨との統一的方針の下に活動し全組合員を全力を擧げて之に動員する。(ロ)、組合員は農村に於ける最先頭隊として、今まで展開して來た村氏大會農民等の大衆的鬪爭に積極的に參加し勞農黨

の方針に結合し黨の選擧政策綱領に合致せしめ選擧戰を有效に戰ひ抜くこと。尙村政改新同盟、米麥檢査改廢期成同盟、電燈料値下期成同盟等の特殊的不平要求を中心とした組織を確立し大衆的鬪爭の基礎とすること。（八）、勞農黨選擧應援委員會に積極的に參加し黨へ對して物質的に應援し或は黨の政策スローガンを全農民大衆の要求と結合するために大衆の中へ持ち込み辯士オルガナイザーを黨へ派遣すること。

右の方針に基き組合は全力を擧げて選擧戰に參加しその結果、當選せる組合員及び得票數は左の如くである。

伊井　誠一	（新潟）	三、一七三	入江　五郎	（秋田）	二、七四五
長尾　有	（兵庫）	二、八三九	中村　康三	（香川）	二、七〇三
古川　藤吉	（同上）	二、六八二	溝淵松太郎	（同上）	一、八七四
平野市太郎	（同上）	一、八七四	富吉榮次	（鹿兒島）	二、三二二

三、議會解散請願運動

一月十七、十八日第二回請願運動は勞農黨と協同して行はれ下のスローガンが掲げられた。一、十八歳以上の男女への選擧權の擴張。一、小市民を壓迫する稅制財政の改廢。一、公設食堂及住宅の增設並びにその管理權の要求。一、一年兵役制の全般的實施。一、兵營內における人格權確立等であつた。次で請願運動に加へらるる彈壓に屈せず、第三回請願運動は二月十一日に擧行された。

四、耕作權確立運動

六月一日第一回立禁反對デーとして全國一齊に示威行列、演說會共同耕作に對する指令が發せられたが、當日は到る處で示威運動が禁止され、僅かに新潟、奈良、兵庫、香川、秋田、京都及其他の數縣で農民大會、演說會が開催されたに過ぎなかつた。併し開催された諸府縣では多數の參加者を得たのである。七月に第二回立禁反對耕作權確立デーが前回同樣に全國的に行はれた。斯くて七月十三日東京に全國農民代表者會議が開催され、これらの代表は全國十萬人の署名した「立禁反對耕作權確立」等十項目より成る請願書を政府に提出した。

五、村民大會、農民大會の開催

全國農民代表者會議に於て、代表は各々歸村と共に村民、町民、農民大會を開催し大地主の壓制と大衆的に戰ふことを決議し、七月以降全國的に猛運動が起された。その主要なる地方は、兵庫、北海道、宮城、福岡、岡山、長野、奈良、秋田、島根、三重、新潟、香川等であつて、孰れも百五十乃至一千人の大衆を動員したと謂はれてゐる。右大會に於ける要求事項を通觀すれば、自轉車稅、家屋稅其他惡稅反對、米麥檢査制度改廢、電燈料値下、村政改革等の日常端初的要求が多いのであるが、組合員は常に大會の先頭に立ちとれらの要求を通じて鬪爭を有利に展開し、或は未組織單獨組合を獲得した例も少くない。

六、農會總代選擧

本年三月から四月に亘つて全國町村農會總代の改選期に當り、あらゆる支部に於て組合員を立候補して多數の當選を得た。調査未了のため詳細の數を擧げ得ないが、下の十四府縣即ち秋田、岩手、宮城、群馬、千葉、京都、和歌山、兵庫、廣島、島根、德島、佐賀、

宮崎、鹿兒島に於て組合員にして現在町村農會總代の數は五百五十五名である。尙ほ以上の諸府縣以外の大阪、香川、岡山、三重、奈良、福岡、北海道等の有力なる地方に於ける該數は不明である。

3　教育部の活動

中央委員會は教育運動に關する方針として下の二方針を樹立し、これを實施することになつた。一、指導的活動分子の教育。二、組合員大衆の教育、(a)、鬪爭を通じてのみ教育する事、(b)、鬪爭を通じて都市勞働階級との結合へと向上せしむること。

これらの方針に基き七月十九日より三日間大阪基督教會館に於て夏期講習會が開催され、全國各聯合會より一名內外宛の聽講者があつた。

4　青年部の活動

青年部の本年度に於ける主要な活動を列擧すれば下の如くである

一、全國無青年團體聯盟への加盟――本年二月二十三日全國無產青年團體聯盟の創立全國協議會が開催され、青年部は多數代表を送つて參加し、團體聯盟は成立した。

二、全日本無產青年同盟への再組織――青年部は一方に組合の鬪爭に參加し、他方に無產青年同盟と接觸し、團體聯盟に加盟してはゐるが、鬪爭上その中心をなす青年同盟を强力にするの要を認め六月五日の第二回執行委員會に於て青年部所屬の青年を青年同盟に再組織することに決議した。

5　日本農民組合の再分烈

第一次分裂は大正十四年三月第五回全國大會の際に於ける山梨縣聯合會一派の脫退を意味する。（本年鑑昭和二年版二二〇―二二二參照）

第二次の分裂は表面的には本年二月四日に行はれたる日本農民組合堅實派同盟所屬十二幹部の除名、並に右除名幹部を中心とする全日本農民組合の結成を指すのである。以下簡單に分裂に至るまでの經緯を叙述しよう。

この分裂の導火線は支持政黨問題に就いてゞある、即ち勞農黨の分裂と日勞黨の出現とがこの分裂に機會を與へたものである。併しそれは勿論分裂の原因を爲したものではない、分裂の底流を爲したものは恐らく指導精神の分離、換言すれば理想派と現實派との衝突であり、この衝突を助長したものは組合統制上の缺陷に帰すべきであらう。その他にも決裂の原因はなくもないが、それは兎もあれ、以上の事情よりして組合內部に深き溝渠が發生しつゝあつた如き中間派――日本勞農黨――組織計畫の狼煙一度び擧がるや、さなだに風聲鶴唳に脅えたる組合內部は鼎の湧くが如き混亂に陷つたのである

昨年十二月五日の中央委員會に於て「政黨は原則として勞農黨を支持し、特殊の事情あるものに限り飽くまで兩政黨の合同に努力することを條件として組合の許可を得て日勞黨に參加することを許すこと」の決議を見、組合長以下一部の本部員は引責辭職し、勞農黨支持派の後任本部員の選任を見て會議を終つた。

この決議は表面一時を稱縫し得たが、事實は全く分裂を表明して

ゐた。即ちその後彼等は勞農黨と日勞黨との合同に何等の努力を爲さゞるのみか、却て日本農民組合堅實派同盟を組織して、日勞黨支持、杉山組合長擁護、組合分裂反對の三標語を翳して組合員に飛檄し、巧みに組合分裂者の汚名を避けながら、組合の實勢力を糾合して新運動に入らんと計畫したのである。又組合本部側もあらゆる手段により極力組合員脱退の防止に努め、隨所に目まぐるしき組合員の爭奪戰が演ぜられた。二月四日第六回大會の直前に至り本部側は前記堅實派同盟所屬十二幹部の除名を決行した。之に關して本部側より發せられたる報告は下の如くである。

反動幹部除名に關する報告（昭和二年二月四日日本農民組合中央常任委員會）

我が日本農民組合は茲に第四回中央委員會以來、毎に組合の統合を無視し日本無産階級軍の重要部隊たる我が組合の正しき運動の進展を阻害しその戰線を飽くまで攪亂せんとする反動策動者左記十二名を除名す。

中央委員　吉岡八十一（大阪）、同　須永　好（群馬）、同　河合義一（東播）、組織部員　三宅正一（新潟）、爭議部員　三輪壽莊（顧問辯護士）、同　吉田賢一（同）、同　淺沼稻次郎（東京派出所主任）、同　澤田清兵衞（顧問辯護士）、同　細野三千雄（同）、會計監査　宮川伊太郎（大阪堅派同盟會長）、行政長藏（大阪）、藤本金助（香川）

【除名理由】　不安定の安定に餘奄をつなぐ我國の資本主義は當然急速に自己を國家資本主義トラストにまで結成する、そしてその金融寡頭政治は全無産に對して、露骨なる暴壓策と老獪なる懐柔策を巧に操作して全線的攻撃に出でる、此際我等は明確に無産級階陣營内にあつてその先頭隊たる都市プロレタリアとの緊密な提携をなし、彼等のその歴史的使命への忠實强力なる支持者たるの任務を識り、飽くまでも支配階級の彈壓に屈せず、斷乎として組合内部の反動幹部を排して、その運動を全無産階級的政治闘爭の戰線へ進展せしめねばならぬ。而してそれに依てのみ我等はよく農民大衆の最も警戒すべき陷穽反動三豫傳軍への墮落を防ぎ得るのである。然るにその進展を躊躇し大衆の自然成長性に迎合して安易なる組合主義の枠内を脱せずして、經濟闘爭に政治的性質を附與するにとゞまる如き運動方針は我等の斷じてとるべからざる邪道である。曩に我等を裏切つた平野一派の全日本農民同盟は無論、今や我等の進展を阻害する三宅一派の堅實派同盟の如き、實にその邪道に農民大衆を誘惑墮落せしめんとするものである。……

我等が今や除名せる彼の反動幹部の一派は勿論その運動方針に於いて遂に相容れざるものであるが、茲に只組合の第四回中央委員會以來今日に到るイキサツを述べて彼等の行動を明らかにしたい。

彼等は、既に第四回中央委員會に於て多數委員が彼等の日本勞農黨發起による組合統制問題について、當然その不當を認め乍らも、極力組合の分裂を避けて忍ぶべからざるを忍び過去の一切を問はざることゝし今後組合の結束を鞏固にすべく統制を嚴にするの決定をなし、尙ほ勞働農民黨、日本勞農黨の合同に努力する事、大會まで統一同盟、勞農總聯合共に參與すべからざる事等をも決定せるに不拘

以來、彼等ははたして如何なる態度をとつたか。

先づ勞働農民黨日本勞農黨の合同問題については、各々その所屬せる黨内にあつて合同につとめ、日本勞農黨の結黨に際しては合同の意志表示をなさしめる事を約せるにも不拘、それをもなさざるのみか、勞働農民黨大會前に、組合を代表して、前川、花田、鶴君等が組合の合同案を持つて、日本勞農黨を訪問せる時も、その合同案たるものが、實に三宅、淺沼君等と杉山組合長及び稻村君等との作成せる合同案なるにも不拘、厚顔にもこれを拒絶し、あまつさへ、勞働農民黨大會の前日に到つて「合同委員を擧げるなぞ夢想だもしない」と云ふが如き背信的聲明をしたのであること。

これよりさき、彼等は組合の統制を無視して、東京市芝協調會館に開かれたる「勞農總聯合準備委員會」に參加せるを以て總本部は直ちに第四回中央委員會の決議により斷じてそれに參加せざる樣警告を發した。然るに彼等は尙、山形縣聯合會が全國の運動狀勢に通ぜざるに乘じ、彼の勞農總聯合に關する聲明書を發せしめた。勿論、總本部は當時、その全責任が同聯合會にあるものとし、その重大なる時機を考慮して之を處斷したのである。かくの如き組合の事情にも不拘、彼號はまたも彼の鵠的全國協議會を聲明したのである。これに對して本部は直ちに處斷すべきであつたが、尙ほその因て將來する動搖を深く憂ふるの餘り之を躊躇し、專らそれを中止せしむべく努めた。當時の彼等に對する本部の態度を如實に語るものとして茲に組織部長及び常任委員會より彼等に宛てたる文章を提示する。

（昭和元年十二月二十六日附書面）　組織部長　山上　武雄

本月十三日附「日本農民組合諸君に訴ふ」なる聲明書によれば貴下等は今般杉山組合長擁護のためと、日本勞農黨支持のために組合内に全國協議會を設置することを提議している。十二月五、六、七日の中央委員會は日本農民組合にとつては空前の危機であつた。されど血と涙とによつて築き上げたこの農民組合を分裂させてはならないといふことは誰も抱いてゐる堅き信念であつた。杉山組合長の留任を如何に懇請したかは諸君の飽くまで知つて居ることであらう。而して總本部員の總辭職を見、私共が大會準備委員として暫く常任委員に就任して一先づ危機は去つたのである。中央委員會は左の決議によつて私達常任に今後の方針を與へて呉れた。その條項を書いてみよう。一、政黨は勞働農民黨と日本勞農黨とを合同すべく飽くまで努力す、合同ならざる間は原則として勞農黨を支持す。事情ある地方は日本勞農黨に限り入黨を本部に屆出で承認を求むること。二、過去の過失は之を問はず、今後總本部は嚴重な統制を行ひ如何なるものと雖も農民組合の統制を破りたるものは之を處分すること。三、吾が組合の第六回大會までは統一運動及び勞農總聯合には絶體に參加せぬこと。

我等常任は貴下等の聲明書を手にするや我耳を疑ひ、直ちに電報を以て、果して貴下等の眞意であるや否やをたゞした。回答に接したものは約半數中には全然關知せずとする人あり、杉山氏支持聯盟のみは承知して居れど他は關知せずとする人あり、多く要領を得ず、尙半數の人々は今日に至るまで何等の回答をだも與へて呉れぬのである。十三日附で出てゐる聲明書がよもや今日迄其署

名者の人々の手に這入つておらぬ筈はないであらう。而して今日までそれを默認して居るとすればそれは全然承認を與へて居らないのであるといふことになる。

昨二十五日常任委員會を開いて斷然貴下等の提議して居らゝ全國協議會の運動は、中央委員會の決議に反し、農民組合の統制を亂すものとして、中止を命じます。

至急中止する旨を總本部に申出で他に對しては其の意志を發表して頂きたい。

萬一この事に就て總本部に何等の御回答のなき場合は依然その運動を繼續せらるゝものとして斷乎として處分策を講ずるつもりであります、以上新常任委員の意のある處を諒とせられて此の中止命令に服從あらん事切望のいたりに堪へませぬ。

（昭和二年一月六日附文書）日本農民組合中央常任委員會

去る十二月廿六日附書留郵便で出した「全國協議會の提議及び運動をば速刻中止になつてその旨を組合の內外に聲明下さるよう」との通牒は慥かに御落手になつて居ると存じます。しかるに今日に至るまで多くは御回答に接せず甚だ遺憾に堪へぬ次第であります。あの通知にも記載しておきました如く御回答なき時は依然運動を繼續せられ居るものと致しまして去る四日常任委員會を開き左の如く決定いたしました。一、須永好氏、三宅正一氏に對しては中央委員又は部員たることを辭すると同時に組合を脫すべく勸告すること。二、石橋源四郎氏、吉岡八十一氏、河合義一氏に對しては中央委員たることを辭すべく勸告すること。三、今井一郎氏に對しては今一應眞意をたしかめるべく常任委員會より書面を發送すること。四、細野三千雄氏、三輪壽莊氏、澤田清兵衛氏、吉田賢一氏に對しては部員たることを辭すべく勸告すること

右は實に不遜極まる決議のようで有りますが、農民組合の今日としては統制上止むを得ざる事でありまして、第六回全國大會を前にして組合の內部統制は最も嚴を要する時期なのであります。私共の考へでは凡てを圓滿裡に解決して除名云々などの如き忌々しきことは避けて去る人も留る者も共に光風霽月の態度でありたいと存じます、諸兄は組合創立の當初より其柱石として多大の努力を拂はれし所謂殊勳者であり功勞者であります。而して私共の先輩であります。諸兄にして農民組合より去ることは組合の大なる損失であり、組合內をして寂寞たらしむるものであります。しかしながら、私共の只一縷の望みとする處は敬愛する諸兄が斷然今迄の行掛りを拋てきして前揭の運動を中止し心機一轉大農民組合の爲めに堅き握手をなし、大同團結せらるべく決意下さることで有ります。

尙ほ次回中央常任委員會例會日が來る十七日になつております故に同日までに何分の御回答煩し度く御願ひいたします。

勿論その間、各地の聯合會が如何に本部の無氣力を責め、或は全國協議會の排擊を聲明したことであらう。かくてやうやくにして彼等の全國協議會は一峙閉息の止むきに到つた。だがそれは彼等がその組合分裂か、進展阻止かの策謀を拋棄したのではない。全國協議會は再び名を變へて組合を攪亂すべく、先づ大阪にその危險なる姿

を現した。堅實派同盟がそれである。

此の淺沼君は總本部に來て、過日總本部が「淺沼氏(書記)は速かに新潟より東京出張所へ歸任すべきに、尙ほ、新潟縣聯合會に於ける淺沼氏の後任に河秀夫氏を推選した」とに就て嚴重なる抗議があり、山上常任より釋明を得、同時に關東方面に於ける三宅君等の策動中止を依賴し淺沼君はそれを引受て歸つたにも不拘、一週間を經ずして「總本部は分裂主義者にしてウソの情報を發表する云々」の釋明をなし、間もなく自らがウソの聲明書を發表した事實を千葉聯合會によつて曝露され反つて「嘘構の宣傳をなし、組合分裂を策動する東京出張員の即時除名を要求」されてゐるではないか。また現在新潟縣聯合會からその主事代理を解任されたではないか。また群馬縣にあつては須永君は最初の縣聯合大會が勞農黨支持を決議せるにも不拘兩度大會を開催して日勞黨支持及堅實派同盟派同盟參加を決議してゐる。

かくの如く彼等は特に關東方面に策動するので、總本部は花田常任を東京出張所の事務調査を併せて、三宅君に面會して極力その策動を中止せしめ相互の諒解を得べく上京せしめた。けれども彼等は飽までもその意を飜さず全國協議會は止めたが堅實派及總聯合は絶體に中止せぬとの言葉であつた、これは實に先月中旬のことである。かくても尙ほその態度を決しかねた總本部は去る二十日より三日間これ等諸問題の解決策として再び勞農黨、日勞黨の合同問題を協議した。その結果山上常任が個人として日勞黨側の樣子を見ることになつた。二十四日朝、山上氏は大阪市中央公會堂に堅實派同盟の會場を訪ひ、吉田、三宅君等に約一時間半に渉つて、その同盟運動及び翌日の總聯合參加の中止を切望した。彼等はそれを諒として山上氏の傍聽を禁止して會議を開き即座に堅實派同盟を確立し總聯合參加を決定した。その夜またもや山本、松本兩氏は吉田辯護士方にその一派を訪ひ、言辭をつくして反省を促せるも既に意識的に組合撹亂を企つる彼等は、寛にその行動を中止せず、寧ろ除名を希む事を言明し、あまつさへ勞農黨を讒侮して憶面もなく、日本農民黨に同意する者すらあつたのである。然も尙ほ、總本部はこれを處斷せずして、近く開催される大會の權威にまたんとしたのであるが、彼等の策動に迷惑甚だしき聯合會も少なからざる故に茲に大會をまたずして除名を斷行するものである。從つて組合內に多少の動搖を將來し、量に於て幾分の減少を見るであらう。然し乍ら質に於て、いよ〳〵高まり、組合の結束は鞏固となり、得る所は失ふものを償ひて余りあることを疑はぬ。……

尙ほ分裂に關する經緯及批判等に就ては「全日本農民」第一號、「社會思想」第六卷第三號、「農民運動」第二號、「無產者新聞」第七三號等を參照されんことを乞ふ。

二　全日本農民組合同盟の運動

1　大會及其他の會合

山梨縣聯合會第四回大會——三月十二日、甲府市大和座。

可決議案、農會總代選出に關し組合側より選出の件、農會解散に對し縣にて認可せざるやう運動すること、震手案に對し贊成せる山梨

縣選出代議士を糺彈するの件。

群馬縣聯合會第二回大會――十月十四日、前橋市臨江閣。

可決議案、右翼聯盟に關する件、縣會議員に對する態度決定の件、日本農民黨々勢擴張運動に關するの件、縣會廓清民衆運動喚起の件、市町村會に對する農民黨追出の件、郡農會の撤廢及縣農會の民衆化の件。

關東同盟大會――十月十八日、群馬縣太田町眞砂座。

可決議案、排作權の確立を中心とする小作立法の請願の件、教育の無產階級的改造運動の件、市町村會の改造運動の件、兩毛聯合會の鑛毒運動の件、農會調査會設置の件、自轉車稅撤廢の件、其他。

全農同盟第二同大會――十二月二日、東京上野自治館。

可決議案、立毛差押立禁反對の件、水利組合改革運動の件、全國煙草耕作者大會開催の件、大和農民組合爭議應援の件、岐阜縣小作爭議に鑑み司法省に反省を促すの件、爭議統制の件。

宣言　我が資本主義は、その急迫せる經濟危機を脫せんがため有ゆる手段を講じて、その安定に必要なる最高價の犧牲を無產大衆に强ひ來つたが、いまや、その魔手は、就中農村大衆の上に延びるに至つた。近年に於ける米價及び繭價等農村物價の暴落に伴ふ農村大衆の生活權は即其結果である。顧るに、未だ我が資本主義に相當の餘裕ありし當時に於ては、農產物價騰貴並に地代引上等の形に於て、資本家的搾取增大の割前は農村地主に對しても與へられて來たのであつた。所が今、資本主義の斷末魔に接するや、我が商工資本主義は、先に農村地主に與へたる搾取の割前を奪還してその最期の再安定化の足しにせんとするに至つたのである。然るに、斯く此の商工資本主義行詰りに伴ふ搾取割前の奪還に接するや地主は只管に自己の苦痛を輕減せんとして此負擔を專ら小作人の双肩に轉嫁せしむべく手段を選ばざるに至つた。最近所謂我が經濟界の整理に伴ひ、米繭等の農產物價の暴落して小作人の純收入は到底從來の地代を支拂ふ餘地なきに至れるにも拘らず、小作人の正當なる地代引下要求に對し、地主側が一致して反動的一大攻擊を採るに至れるは即ち之れである。此の秋に於て我等社會の根幹たる農村生產階級の生存を擁護し得る途は、唯一つ農村大衆自らが農民組合運動に團結する外にない。然り、唯一の、我等の團結の威力のみが左の如き地主の狡なる橫暴を粉碎し得るのだ。されどわれ等は徒らに暴力に訴へんとするものでない。われ等はあく迄も合法的運動に由つて、この反社會的地主の新攻勢に對抗せんとするものである。だが忘れてはならぬ、法律は常に社會の必要に應じて進化するものだ。而して、いま、我が農村經濟がいかなる立法を最緊喫事としゐるかを社會に知らしむる方法に、獨り果敢なる農民組合運動の外にないのである。さうだ、果敢なる農民組合運動の實踐に依つてのみ、農民立法の進むべき方向は先驅的に規定せられるのだ。

斯くてわれ等は確信する。團結鞏固なる農民組合運動の發展は有ゆる農村問題の解決の前提であり原動力であると、さり乍ら、顧るに、いま地主は何等農村社會に貢獻する職能なくして、しかも尙農業に於て、何故に斯くの如き搾取を擅になし得るか。要するに彼等の背後に政治權力ありて、偏頗なる法律の改正を阻止してゐるから

ではないか。こゝにわれ等農民組合運動が、必然に、政治闘爭にまで進出せざるべからざる根據がある、然りわれ等農民組合運動は、啻に、農村立法の進むべき方向を、實踐に由つて先驅的に指示するに止らず、進んで、その立法の實現に努力し、それの運用に當る運動を、併せて進展せしめねばならない。

斯く、われ等當面の急迫せる、而して中心的運動目標は、不勞地主の攻勢に備へ、之を粉碎するに在る、併しながらわれ等農民組合運動の目的たる農村大衆の解放は、單にそれだけに由つて達成せられるのではない。われ等は、地主の前に、尙ほ商工資本家階級に直接間接搾取せられてゐる、更にまた、從來農村經濟が搾取の對象としてのみ取扱はれそれの改革が放置せられ來つた結果として、現在の我が農村經濟は多くの缺陷を包藏し、それの克服なくしては、農民大衆眞の解放は所期し得ない事情に在る。われ等は、これ等を卒直に認める、しかし乍ら、この克服及び商工資本家搾取の奪還は新たなる農地經濟の建設に由つてのみ達成される。われ等は、いま此の新農村經濟の建設に向つても、劣らず全力を擧げて努力すべきことを誓ふ。

2　中央委員會

二月廿五日　東京日本農民黨本部に於て中央委員會を開き下の決議をなした。一、農村經濟研究會の設立。一、パンフレット發行の件。一、機關紙日本農民新聞發刊の件。一、消費組合運動の件。一、農會法改正の件。

六月廿七日　前記黨本部に於て府縣會議員選擧對策の中央委員會が開催され下の如く決した。一、地方自治の經濟化。二、自轉車税其他無産階級的雜種税の一切の撤廢。三、財産收入税、奢侈税等の有産者的租税の高率累進賦課。四、所得税、營業收益税の都市獨占の解放。五、預金部資金、保險會社運用資金、勸業銀行、普通銀行の長期資金の地方還元及び農村金融の組合化。六、肥料電力及醫療機關の國營或は縣營による社會化。七、地方分權制度の確立。八、都市偏重政策の撤廢。九、獨占事業取締の徹底による民衆本位化、十地方教育の民衆本位化。

十一月三十日　東京自治會に於て第三回中央委員會を開催し、下の諸件に就て協議を遂げた。一、日勞黨より提出せる無産政黨統一協議會設置に關する回答の件。二、黨及組合の組織に關する件。三黨及組合の現勢報告の件。四、大會提出議案の件。

三、全日本農民組合の運動

1、大會及其他の會合

創立全國大會――三月一日、大阪天王寺公會堂。可決議案、一、宣言。一、綱領、一、規約(略)。一、組合マークの件。一、階級的全國的消費組合促進の件。一、暴力行爲取締法撤廢の件。一、小作法反對の件。一、メーデー示威運動の敢行と當日の標語に立入禁止、立毛差押、小作法案反對を挿入の件。一、農會選取の件。

因に、出席代議員は千葉、茨城、群馬、秋田、青森、山形、新潟大阪、兵庫、香川、島根、愛媛、和歌山、京都の二府十二縣の組合

員代表で二百二十三名であつた。

【創立宣言】　全日本農民組合生誕す、正義の旗全日本の野に飜へり、今や大地に足を踏みしめたる全國の同志は農民運動の大道の確立を絶叫す。顧みれば過去六年間我等幾萬の同志が血涙と闘爭とに依つて築き上げた全國農民の團結は一部觀念論者の專制的暴擧によつて遂に分裂内紛を釀すに至つた。玆に於て我等の日本農民組合内の同志のみならず更に廣く未だ全國的團結に加はらざりし同志を糾合して新らたに全日本農民組合を組織した。無量の感慨と悲壯の思胸を衝く。我等は此の紛爭に依つて徹底的に自他を更新し、將來に生命を求めて發展を期するものである。想ふに日本農民組合創立以來我等は農民の社會的地位と、その經濟的實狀、その他客觀的現實の事情に基いた農民解放の闘ひを續け一方に於て組合の階級的立場を忘れんとする極右翼分子を克服し、他方現實を無視し、組合を思想團體たらしめんとするが如き極左觀念分子を抑制し農民の全國的團結を大盤石の上に置かんと努力して來た。然るに政黨問題を中心として理論闘爭の前には組合の分離的傾向を助長することを辭せざる一部極左翼分子は組合の全機關に潜入してこれを籠斷し、農民の實利を顧みざるその主張と行動は光輝ある農民の大團結を混亂せしめんとした。かくて默々として土に働く農民はかゝる少數者の指導より離れんことを欲するに到り、廣大なる未組織農民の獲得の如きは遂にこれを期し得ざるに到つた。心ある者は等しくこの傾向を憂ひた。果然正義の聲は絶叫された。想ひを頭上より脚下に致し、階級的立場を嚴守し現實を直視した運動に引き戻せ？忽にしてこの叫びは燎原の火と化した。此處に吾等は新團體を結成し清新なる大道を邁進せんことを欲し、全國の同志と共に互助と友愛の精神を血盟し、不拔の闘志を以て甦正團結の下に奮起した。

我全日本農民組合はかくして全國農民の解放戰線に一大烽火として炎上し、遠く北國の山村、南國の僻地より集り會したる同志は重大なる歴史と使命の自覺の下に鐵石の決意を以て起たんとす。

惟ふに十重二十重に我等の生活を苦めつゝある資本主義諸制度と改廢の力强き闘爭を續けねばならぬ。我等の組織は全國的であるがその數に於て全日本の農民の數に比し九牛の一毛に過ぎない。廣大なる未組織農民の分野は放置せれてゐる。我等は何よりも先づ完全なる全國的組織へ突進せねばならぬ。我等は同志相信じ團結の偉力を確信し、大衆的組織的行動を以て萬般の闘ひの基調となす。我等は勞農組合の基本とし未組織無産階級大衆をも完全に抱擁したる吾等の政黨を培ひ、政治闘爭を躍進せしめ、更に日常街頭に於けるあらゆる政治的行動に依つて絶えざる解放への戰ひをなさねばならぬ。都市勞働者との緊密なる有機的結合による勞働者農民の實質的なる總聯合を成長せしめ以て相互に双翼たらしめん。我等は無産農民が資本主義の重圍より完全に解放せられて、農村に光明と和樂が滿ち眞に搾取なき農村生活の創造建設が達成されるまで、烈々たる秋霜の闘志、靄々たる同志愛を以て堂々と解放戰線の正道を濶歩し闘爭を續けねばならぬ。今や烽火は野に靡き、清風山に湧く、我等が全日本農民組合の旗に輝きあれ。

【綱領】　一、組合の堅實なる闘爭によつて農民の生活を改善し生産

者たる農民に合理的なる生活を保證するに足る小作條件並に農業勞働條件の獲得を期す。二、國民全體の食料の源泉たる土地を投機と利潤の目的に濫用する弊害を排擊し實際の耕作者たる農民に土地利用の完全なる權利を確保したる土地制度の制定を期す。三、實際の耕作者たる農民をしてその成果を完全に享有せしむるが如き方法に依る土地の改良農業技術並に農業經營法の改善促進を期す。四、小作農小作兼自作並に農業勞働者を鞏固なる組合に團結し、農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す。五、組合の組織と活動とを通じて農村無産大衆をして封建的、資本主義的隷屬より獨立せしめ都市無産階級運動と協力して新文化建設の完成を期す。

【主張】 耕地の社會化。二、耕地の不買同盟。三、小作料の合理化。四、耕作權の確立を基調とする小作法の制定。五、農業勞働者の最低賃銀及勞働時間の制定。六、階級的産業組合の確立。七、地主及工業資本家の利益を擁護し農民生活を壓迫する租税の廢止。八、無産農民教育制度の確立。九、治安維持法、暴力行爲取締法、治安警察法、農民運動を壓迫する法律等の府縣令の撤廢。十、全國的農民組合の完成。十一、全國的勞農總同盟の確立。

茨城縣聯合會發會——三月二十二日、龍ケ崎劇場。

可決議案、宣言、綱領、規約、主張。

香川縣聯合會創立大會——四月二十四日、綾歌郡農民會館。

可決議案、消費組合促進の件、鹽田勞働者待遇改善の件、日勞黨創立準備委員會設置の件、メーデー執行の件、極左極右演説に會場を貸與せざる件、土地政策に關する件。

大阪府聯合會大會——六月十六日——北海内郡船井座。

可決議案、立毛差押立禁反對の件、暫定最高小作料基準の件、土地不買同盟の件、自轉車税撤廢の件、消費組合充實の件、三、國酒工場勞働爭議應援の件。

2、中央委員會

七月三日東京芝協調會館に於て中央委員會を開き府縣會議員選擧對策協議が爲され下の如く決定された。一、全日本農民組合は日本勞農黨候補者を應援すること。一、他の無産政黨とは原則として共同戰線を張らないこと、但し日勞黨立候補なき地方は聯合委員會の承認を得て獨立的行動として他の無産政黨の候補者を應援し得ること。一、日勞農黨との間に聯絡委員會を設け活動に遺算なきを期すること。委員 細野、田所、三宅、杉山。一、黨支部なき地方にて組合から立候補なす場合は日勞黨の候補者とすること。

3、其他

立入禁止反對全國運動準備會——六月十七日、大阪中央公會堂。

全日本農民組合は日本勞農黨、日本勞農總聯合と共に立禁反對全國運動準備會を開き、各地立禁情況並に反對運動情況の報告を聽取した後反對運動實行方法に關し次の決議を爲した。

一、我等は立入禁止假處分を以て小作人の生存を脅威し土地を荒廢し農村を絶大なる不安と攪亂の巷に陷いれる暴虐不當なるものと認め、斷乎としてこれが絶滅を期す。

一、我等は立入禁止立毛差押反對全國運動を敢行するにあたりこの農民大衆の切實緊急なる不平と要求を統一し進んで立入禁止、立毛差押を絶滅し耕作權を確立したる完全なる小作法制定を要求する一大政治運動に發展せしめんことを期す。

一、我等は現政府農民運動を苛酷に抑壓し假處分を濫發する彈壓政策に抗議すると共に他面自作農の創設の美名の下に小作農の負擔を增大する欺瞞政策に反對しあくまで耕作權を確立し耕作禁止を絶滅せんことを期す。

立禁反對全關西大會――七月一日、大阪天王寺公會堂。

杉山氏議長席に就き香川、山陰、兵庫、大阪の情勢報告の後に實行方法を審議した結果下の如く決定された。一、二回の東京芝協調會館で開かれる勞働總聯合主催の全國勞農大會に關西側から杉山元治郎氏を始め十餘名の代表者を派して立入禁止反對を當日の議題である賃銀値下げ反對及び健康保險法改正とに合流せしめ一大全國的政治運動に展開せしめること。二、杉山氏以下代表者が中心となつて司法、內務、農林の三省に陳情抗議すること。三、地方支部で決議文を作り關係裁判所に陳述すること。四、直接地主に對し各支部から抗議警告すること。五、惡地主名簿を作製して徹底的に糾彈すること。六、今秋に第二期の立入禁止立毛差押絶滅週間を敢行すること。七、農民自身の手によつて骨子をつくり完全なる小作法の即時制定を次の議會に要求すること。

四　日本農民總同盟

日本農民總同盟創立大會――三月六日、東京勞働總同盟本部。

會長に鈴木文治氏を副會長に片山哲氏を推し農民大衆の未組織地を開拓する主旨により日本農民總同盟は生誕し、創立大會に於て左の宣言綱領が可決された。

【宣言】　近時農村の疲弊甚だしく、我等農民大衆の生活は日々窮迫してゐる、是れ久しきに亘る支配階級の誤れる農村政策の結果にして今や我等は農民大衆自身の力に依つて暗憺たる農村不安を打破すべき時期に到達せるものと確信する、然るに最近農村解放を叫ぶ運動が諸在に起りつゝあるけれども我等はその何れも未だ眞に我國農村の現實に立脚し且つ農民大衆の階級的立場を確守することに於て不滿足のものなることを認めざるを得ない。我等は玆に農村各地の要望により一大農民大衆の結成を圖り、混沌たる農民運動の分野に於て眞に農民大衆の向ふ處を指示し以て農民解放の實現を期せんとするものである。全國農民大衆よ來つ我等の旗下に投ぜよ。

第二節　地方的及其他の農民組合の運動

一、中部日本農民組合の運動

小作爭議對策大會――二月廿一日、岐阜市松竹座。

三重、愛知、岐阜縣下組合員代表者二千名出席、中澤組合長議長席に就いて左の諸項を決議した。

決議文

司法官處決すべし

一、不謹慎なる司法官の彈劾

理山――嚴正中立の立場にあるべき司法官が社會上有する威嚴的地位を利用し暗に純眞なる農民を威嚇せんとするが如き不謹慎なる言辭を新聞紙上に於て弄し徒らに地主階級に諛ふが如き態度を示せるは明かに司法官たるの埒を脱したる者と認め我等は斯くの如き司法官の下に陛下の御名に於て爲される嚴正公正なる裁斷を仰ぐ事の不可能なるを覺知し之が徹底的彈劾を期す。

【決議】 一、耕作權の徹底的擁護、(イ)立禁の嚴禁 (ロ)立毛差押の禁止。二、團體交渉權の確立、(イ)農民組合法の確立 (ロ)小作爭議權の合法化。三、小作料の最高限制定、(イ)純收益に依る小作料の判定 (ロ)災害年度小作料の減免。四、讒誨中傷蜚語の糺彈。五、似非調停似非仲裁者の排擊。六、法廷覺の掃蕩。七、農民階級中心の在鄕軍人會組織。八、朧朦新聞の膺懲。

中部日本農民組合第四回大會――三月廿八日、岐阜商業會議所。

【決議】 一、我等は地方官憲に對し嚴正中立を確守せしめ我等の地方官たらしむる目的のもとに知事以下一切の官公吏の直接選擧制實施を期す。二、我等は憲法によつて許される言論、出版、集會、結社の自由を確立せんがため農民運動の合理的發展を抑壓せんとする一切の諸法令改廢を期す。三、我等は苛斂誅求專ら上に輕く下に重い地方稅及び賦課稅一切の減免を期す。四、農會の根本的改革並に產業組合の改廢を期す。五、貴族院議員の土地國有案反對及び地主の利益を前提として企てられたる自作農奬勵反對。六、公共建物の開放、官公立各種學校使用制限撤廢、公會堂、郡役所跡地の開放を期す。七、病院、托兒所、浴場、理髮所、娛樂所、修養所、公會堂圖書館、農民學校等の公營。八、冠婚葬祭舊慣の改善を期す。

二、大和農民組合の運動

第二回大會――三月廿七日、岐阜市松竹座。

可決議案。農村における土地會社の撲滅を期す。不良なる土地周旋業者の掃滅を期す。中間小作人及び支配人の搾取行爲を排除せんことを期す。本部、支部、組合員は將來組合の指定銀行のみと取引をなすこと。產米改良に伴ふ負擔增加額を完全に補給する制度の確立を期す。米穀二重檢査の撤廢を期す。小作料金納制度の確立を期す同志團體と將來の合同を前提としての提携を期す。

四月廿五日同組合事務所に於て理事會を開催し各專門部の活躍を促がし、特に消費組合運動の着手に就て新に細目に亘る規程の制定を地方聯合の組織を設け、又青年部の創設をなすに至つた。

三、東海農民組合

創立大會――三月二十一日、愛知縣小牧町甲子座。

愛知、三重、靜岡、三縣十二郡三千五百餘名の農民の組合が組織され松浦安次郎氏を組合長に北澤新次郎氏を顧問に推し次の綱領を決議した。

【綱領】 一、我等農民は知識を養ひ技術を研き德性を涵養し農村生活を享樂し農村文化の完成を期す。二、我等農民は相互扶助の力により相依り相信じ農村生活の向上を期す。三、我等農民穩健着實合

理合法なる方法を以て共同の理想に到達せんことを期す。

かくの如く創立大會まで擧げたのであるが左記聲明書の事由により終に解散の止むなきに至つた。

【聲明書】　我等は過般多大なる希望を抱きて東海農民組合を組織したが、その希望は不幸にして忽ち幻滅した、二三幹部の陷穽に陷り殆ど彼等の喰物に供せらるゝの運命を招致した、我等は斯くの如き組合を解散すると同時に農民獨自の力を以て新に別個の農民組合を組織せんとするものである。五月十日。

而して新組合は中央日本農民組合と稱し當分中部日本農民組合と提携し適當の機會に合同する筈である。

四、其他

（イ）農民自治會の運動

第一回農民自治會全國委員會――三月廿一日、東京神田青年會館

『農民自治會第一次東京聲明』　一、農民自治會は萬人が耕土に立脚する自治社會の正しさに目醒めその實現に努力を約するものは誰でも加盟し得。二、農民自治會は政黨と云ふ古き革袋に人類解放と云ふ新しい酒を盛らんとする數々の無產政黨を排擊す。三、農民自治會は自治主義に基く都市勞働組合との提携を期す。四、農民自治會は極めて非妥協的にして剛且つ柔なる小作組合であり、協同組合たるの內容を具體せんとす。五、農民自治會は其の非政黨團結の威力即ち自治力を以て惡政惡法惡稅の阻止改廢を迫る。六、農民自治會は村落又は一地方に於ける一切の天降り的團體に對してその自治化若しくは解體を餘儀なくせしむ。七、農民自治會は次第に蝕蠹され蹂躙されつゝある地方利權の擁護回收を期す。八、農民自治會は共營土地を財源とし公共の經費に充つ可しとの主張を持つ。九、農民自治會は因襲的優越感に基く一切の差別偏見の排擊を期す。十、農民自治會はカナガキ及エスペラントの普及による我等の教養の簡單化我等の文化の充實化を期す。

『農民自治會北信聯合第一回長野申合』　一、わし等は今年の霜害、共他による生存の切迫より脫れるため、貢租の全免と債務の一ケ年據置を案とする農村モラトリアム期成同盟の趣旨が通る樣盡力する二、繭の値が馬鹿に安い。その上ならず遲蠶つゞき、これぢやとても百姓の立つ瀨がない。こゝにわし等はつく〴〵同一生產者の全國的團結の急務を悟つた。村々に繭生產者組合を組織し、その聯合機關を作つて對策を練らう。三、製絲家はこうして原料を安く仕入れその上從業女工の待遇を惡くしひたすら自家の安定を計つてをる。その女工達はみんな村の娘達ではないか、わし等は村々に女工擁護組合を作つて製絲家に對抗しよう。四、わし等は一切の重稅、惡稅を承知すまい）眞先に農用諸車稅と農家家屋稅との撤廢を要求しよう。そのために農用諸車農用家屋稅撤廢期成同盟を起してその貫徹に當らう。五、水利の國信州に住みながら發電所は悉とく財閥の手に奪はれ、燈火は暗く鐵道も、農場も、家庭も容易に電化されない。わし等はこゝに電氣事業の自治的公營化を主張し、電氣消費者組合の結成を計らう。六、土地は耕やすものだ、わし等は耕作權の確立を要求する。不耕作者の土地占有に抗議する、わし等は村々に

耕作者組合を組織し對策を講じよう。七、融通も、需給もわし等の手で百姓同志のために、いまある組合の多くはどれもこれも村の顔役達だけが勝手に振舞ひわし等にはまるで緣がなかつた、わし等はそれを取戻さう。まだ組合ができてゐなかつたらわし等が設立に盡力しよう。八、門先の山を返せ官林と名をつけられたばかりに枯枝一つとらせなかつた門生の山を戻せ、官林のある村々ではみんなして拂下げを願ひ立るがいゝ、その願ひは必ず通る。九、村會は何をする。縣會はどうか。其のすることなすこと一つとしてわし等の爲めになりやしないが、わし等の生存をグラツカス樣な大問題に出會つたら彼等の身動きも出來ぬ樣にシツカリ見張つてやらう。十、青年團や處女會の有樣は如何か、わし等の弟妹を、金持と、官僚と、軍閥の手から救ひ出し、自治精神の上に建て更へやう。十一、若い女の人達よみんな集まつて來な。望ましい農村自治の新しい國はあんた方の住み良い世界はあんた方と心を一つにし力を合せなければとても來やしない。わし等は御身達の奮起を望んで止まない。

（ロ）其他

横手農民組合發會式――二月二十二日、秋田縣横手劇場。

昭和元年十月以來組織準備に努力しつゝあつた秋田縣横手農民組合は三百四十名の加盟を得て發會式を擧ぐるに至つた。石川石太郎氏を議長に推し下の決議を爲した。一、横手町區内に於ける小作關係を調査して地主と小作人の今後の參考に供すること。二、秋田縣に於ける生産米檢査を生産本位に改正すること。三、餘桝を撤廢すること。四、田地賣買の時に從來の小作人をその田からはなさないこと五、旱魃のため水不足の田地に對しては地主の適當なる施設を要望すること。

第三節　農民の政治運動

主要なる農民組合ごその支持政黨は、現下に於ては各々異つてゐる。日本農民組合は勞働農民黨を、全日本農民組合は日本勞農黨を、全日本農民組合同盟は日本農民黨を夫々支持し、從つて農民の政治的運動は各支持せる政黨の指導方針によつて大體規定されてゐる。全無産政黨の運動は一括して下掲第三部第五篇に收錄せるを以て該篇に之を讓り、本節に於ては今年九月二十二日より全國的に普選の下に行はれたる府縣會議員選擧成績中、無産政黨の後援を得特に農民の背景下に立候補せし者ゞ見做されてゐる郡部選出のものゝみを抽出し政黨別によつて之を記述し、不充分ながら本年度に於ける農民の政治運動の一般を窺ふの資に供しよう。

政黨別立候補者並に得票數

一、勞働農民黨

選擧區	候補者氏名	得票數	當落別
茨城縣東茨城郡	栗林清	八九	落
青森縣南津輕郡	泉武雄	四一三	同
宮城縣宮城郡	石川長作	一、五三三	同

秋田縣雄勝郡	入江五郎	二、七四五	當
同　南秋田郡	畠山松五郎	一、六八七	落
同　平鹿町	大山泰吉	八九三	同
群馬縣群馬郡	德江甚七	五〇五	同
新潟郡南蒲原郡	小柳作平	二、七三八	同
同　西蒲原郡	相場豊平	四七四	同
同　中蒲原郡	小林勘二	三、一四一	同
鳥取縣西伯郡	松本積善	一、六一五	同
同　同	金田安衛	八九	同
同　東伯郡	大平藤太郎	一、三三五	同
同　岩美郡	村上吉藏	五二八	同
福井縣南條郡	內藤鹿兵衛	一、一五八	同
同　丹生郡	永宮源次郎	一、三三八	同
奈良縣南葛城郡	熨斗庄治	一、〇九一	同
同　高市郡	清原一隆	九〇二	同
同　北葛城郡	古山新次郎	一、四七六	同
同　同	辻本菊次郎	一、四七二	同
同　生駒郡	城野平次郎	七五三	同
京都府葛野郡	森　英吉	一、〇〇三	同
同　綴喜郡	牛谷玉三	二、三二一	同
兵庫縣三原郡	長尾有	二、八三九	當
同　加西郡	下泉定三	二、七三五	落
香川縣綾歌郡	中村康三	二、八六八	當
同　中多渡郡	古川爲吉	二、七〇三	當
同　香川郡	平野市太郎	一、八七四	同
同　木田郡	溝淵松太郎	二、六八二	同
同　大川郡	安松九一	二、六二二	落
同　三豐郡	田邊半次郎	一、〇九四	同
福岡縣三井郡	赤松利吉	三、六五二	當
宮崎縣南那珂郡	高橋政兄	二一〇	落
鹿兒島縣姶良郡	富吉康二	二、三二二	當

計　立候補者總數三十四名　總得票數　五、七八〇票

千票以上獲得者二十四名、當選者八名、落選者二十六名

二、日本農民黨

選擧區	候補者氏名	得票數	當落別
青森縣上北郡	浪岡貞次郎	—	落
岩手縣岩手郡	千葉忠衛	—	同
山形縣飽海郡	庄司柳藏	病氣の爲め中途にて中止	
新潟縣岩船郡	市岡伊一郎	—	落
同　中蒲原郡	玉井潤次	—	同
同　北蒲原郡	須貝綱太郎	三、四二四	當
同　中頸城郡	竹田佐治郎	—	落
茨城縣東茨城郡	立林宮太郎	—	同
栃木縣足利郡	三田良作	—	同
群馬縣山田郡	坂本利一	—	落
同　群馬郡	大澤忠七	—	同

同	北甘樂郡	畑桃作	三、九三〇	當
山梨縣北巨摩郡	保坂富三郎	—	落
同	東山梨郡	桐原準平	—	同
同	東八代郡	大鷹貫祐	一、八一〇	當
同	中巨摩郡	野田彦吉	—	落
同	南巨摩郡	秋田友藏	—	同
愛知縣東春日井郡	原廣吉	—	同
岐阜縣稻葉郡	森義一	—	同
同	本巢郡	青山繁松	—	同
石川縣石川郡	田村市造	—	同
富山縣東礪波郡	內藤友明	—	同
同	上新川郡	飯倉平兵衛	—	同
同	中新川郡	酒井義雄	—	同
同	西礪波郡	片岸弘	—	同
大阪府中河內郡	岩崎倭市	—	同
京都府綴喜郡	平原光親	—	同
岡山縣眞庭郡	長尾壽重	—	同
香川縣綾哥郡	鎌田正己	—	同
同	香川郡	平木幸助	—	同
福岡郡浮羽郡	古賀辨吉	四、六六六	當
同	朝倉郡	城戶龜雄	—	落
同	粕屋郡	安武長兵衛	—	同
同	絲島郡	波多江伊之吉	—	同
同	宗像郡	阿部乙吉	—	同
同	筑紫郡	高崎正戶	—	同
同	三潴郡	岡野信一郎	—	同

計　候補者總數三六名、當選者四名

三、社會民衆黨

選擧區	候補者氏名	得票數	當落者
宮城縣遠田郡	師義三	二、一五六	當
同　亘理郡	畑中清四郎	一三六	落
秋田縣山本郡	島田豊三郎	一、七六五	同
群馬縣利根郡	金谷高三郎	三二五	同
同　山田郡	篠原調帶	一〇〇	同
同　碓氷郡	櫛島節太郎	六四七	同
長野縣上高井郡	本藤恒松	二、二一四	同
同　上伊那郡	野溝勝	一、五三九	同
山梨縣中巨摩郡	臼井治郎	二、五〇三	當
岐阜縣揖斐郡	大野金吾	三、〇八五	同
同　本巢郡	伊藤修	三、二三八	落
同　羽島郡	近藤重次郎	一、二六九	同
同　安八郡	安田桑次	三、四七六	同
富山縣中新川郡	松井丈吉	七八四	同
兵庫縣川邊郡	山林丈吉	一、三二八	同
同　武庫郡	橫山善太郎	三四六	同

計　候補者總數一六名、得票總計一三、五一六、千票以上獲得者一〇名

當選者三名

四、日本勞農黨

選擧區	候補者氏名	得票數	當落別
茨城縣北相馬郡	茂呂磯吉	四九五	落
同　多賀郡	飛田浪五郎	二七一	同
栃木縣上都賀郡	石山寅吉	二、九一〇	當
同　河内郡	大屋政夫	八三七	落
青森縣三戸郡	北村金四郎	二五〇	同
秋田縣鹿角郡	米澤岩吉	七八一	同
山形縣飽海郡	牧　長治	一、四五〇	同
福島縣石城郡	廣瀨貞	六五六	同
新潟縣三島郡	岩内隆平	一、五八九	同
同　北蒲原郡	井伊誠一	三、一七三	當
群馬縣新田郡	須永好	二、二〇〇	落
同　佐波郡	菊池重作	三〇三	同
大阪府北河内郡	八代智藏	三、〇七三	同
同　三島郡	藤本伊之松	四七九	同
香川縣綾歌郡	藤本金助	一、七二三	同
同　三豐郡	矢野潔	一、一三七	同
愛媛縣北宇和郡	新城誠明	一、四〇七	同
和歌山縣海草郡	吉增嘉一郎	九月三十日投票	
同　伊都郡	公門城佐吉	同	
兵庫縣加古郡	行政長藏	三、二八五	當
同　川邊郡	水畑利雄	三三三	落
同　津名郡	木村初吉	四八五	同
同　武庫郡	笠島未吉	二九〇	同
同　印南郡	藤野種吉	一、七七六	同
鳥取縣東伯郡	野口龍三	七〇四	同
同　西伯郡	岸本岩信	七八六	同
同　八頭郡	西村禎次郎	二五五	同

計　候補者總數　二七名、得票總數　三〇、六一六、千票以上獲得者二名

當選者　三名

各無產黨選擧の結果別

	立候補者數	當選者數	落選者數
勞働農民黨	三四(五九)	六(一三)	二八(四六)
日本農民黨	三六(三六)	四(四)	三三(三二)
社會民衆黨	一六(二三)	三(四)	一三(一九)
日本勞農黨	二七(三〇)	三(四)	二四(二六)
計	一一三(一四八)	一六(二五)	九七(一二九)

【備考】括孤内の數は都市のそれをも含めたる總數である。

第三章　中間階級者の運動

中間階級者の運動は一般勞働者運動に比すれば、尙微々たるを免れないが、次第に活氣を帶びて來ることは、注意すべき現象である、本年のこの種の運動は主として各主要都市に散在するSMU、即ち俸給生活者組合が主動となつたもので

あつて、全部、勞農黨、評議會系統に屬する。この外に教員其他の俸給生活者の運動も多少は行はれたのであるけれども、特殊の運動として目につくものはないので此所では略することにする。

工人倶樂部第四回總會――社會民衆黨に屬し、下級技術員を以て組織されてゐるものである。一月二十三日東京に於てその第四回總會が開かれたが、この總會に於て同倶樂部は政治的躍進を聲明し定款並に規則改正に依つて名實共に階級的立場を鮮明にした。出席者約百名。

東京市吏員解雇反對大會――三月十五日炭服橋倶樂部に於て開催主催者は東京市職員有志並に關東俸給生活者組合。

關東俸給生活者組合第三回大會――四月二十四日東京帝大佛教青年會館に於て開催された本部員八名、代議員四十七名、傍聽者三十名、小宅健一郎氏議長となり、可決主要議案は下の如くである。勞農黨、無產者新聞、統一運動同盟、學生運動、對支非干涉運動、請願運動等支持の件。二、惡法案反對の件。三、メーデー參加の件。四、失業者運動の件。五、男女同一事務同一俸給要求の件。六、下級官公吏待遇改善の件。其他。

京都サラリーマン・ユニオン第二回大會――六月二十六日京都市六盛クラブに於て開催、出席代議員及本部員二十三名、議長山本宣治氏、可決主要議案は下の如くである。運動方針テーゼ、統一運動同盟支持に關する決議案、全國的勞働組合總聯合合成運動に關する件、消費組合運動に關する件、八時間勞働制の確立に關する件、其他。

中央新聞社爭議――大正十四年末以來經營に行詰り五十餘名の編輯局員に對して給料支拂停頓勝ちで、七月半期の決濟期に當り愈〻爭議に入る。七月二十三日本部を關東俸給生活者組合に設け、同組合と記者聯盟支持の下に戰ふ。編輯長が爭議團を組合側に移したことに對する不滿を持つ經濟部の全部は爭議に加はらなかつた。二十九日八王寺市に中央新聞月給不拂問題大演說會を開催、會衆八百中途中央新聞讀者大會に變更、不買同盟の決議をなす。八月十六日下の如き條件により解決した。

一、月給は日割計算にて一日に一人若くは二人づゝ支拂ふこと。二退職手當等は支給せず。三、爭議團員全員解雇。

弘文堂書店爭議――京都本店、東京支店員、出版製本部は劣惡なる徒弟制度改善のため八月六日から同二十九日まで罷業をなした。京都俸給生活者組合、勞農黨京都府支部聯合會、弘文堂書店爭議支持著作者同盟等の應援により比較的有利に解決した。

横濱市土木水道局從業員組合の陳情――同從業員組合は九月二十日待遇改善に關する陳情書を提出した。

日本俸給生活者組合評議會第三回全國大會――十月十五、十六日の兩日大阪市中央公會堂に於て開催され、關東、川崎、横濱、名古屋、京都、大阪、神戸、盛岡各地のS・M・U代表出席。難波英夫氏議長となり、可決議案は下の如くである。規約改正の件、未組織地方の組織の件、失業對策の件、俸給者保護の件、官公吏服務規定の改廢、勞農黨積極的支持の件、統一同盟支持の件、婦人同盟支持の

件、無産者新聞支持の件、財政確立に關する件等。

尙上提を禁止され會場の紛亂を引起した議案は、職場代表者會議の件、五法案要求運動支持の件、請願運動支持の件、暴壓反對に關する件、對支非干涉同盟支持の件である。

第四章　婦人勞働者及び職業婦人の運動

茲では主として無産階級的色彩のあるものを記述することにする。本年に於いては、各無産政黨がその運動の一翼として婦人團體を競爭的に組織したこと、並に消費組合が婦人部を設置して此方面の運動を進めたことが注目される。

第七回全國女教員大會――五月廿二、廿三、廿四、廿五日、神戸市山手小學校講堂、出席者八百卅五名、傍聽來賓五百名澤柳會長議長。職業婦人としての主要議案は、小學校女教員に對し部分勤務の制を設くるの可否及其實行方策如何、如何にして女教員は時代に順應すべきか、師範學校女子卒業生の初任給を男子と同等ならしむる樣共筋に建議するの件等。

關東消費組合聯盟婦人部設置――六月五日、關東消費組合聯盟第六回大會、奥むめお氏等委員、江東消費組合、西郊共働社、東京共働社、柳島消費組合等にも追つて婦人部設置。

關東婦人同盟創立大會――左翼評議會系婦人を中心としたもの、七月三日、於東京帝大佛教青年會館、代議員百五十餘名、傍聽者二百名、田島ひで氏司會、中田小春氏議長、綱領左の如し、尙主要議案は殆んどこの綱領であつた。

政黨加入の自由獲得、婦人參政權の獲得、男女不平等法律の撤廢、教育の機會均等、家庭に於ける封建的束縛よりの解放、産前産後の休養、無料の産院の設置、兒童保護法の獲得、前借年期制度の禁止及公娼制度の廢止、婦人の深夜業勞働抗内勞働の禁止、寄宿舍制度の改正、男女不平等賃銀の撤廢。

其他此婦人同盟は全く勞農黨の一翼としての運動を續けた。

勞働婦人聯盟發會式――七月十日、於總同盟本部小講堂、出席者東京氣氣女工七名、日本縫工組合女工五名、赤松明子氏他社會民衆黨關係婦人四名、計十七名、此聯盟は右翼の勞働婦人を糾合し、現實主義による婦人、勞働組合の大結成の促進を援助し、且つ婦人問題の一般についても無産階級の立場より積極的の打開運動を期する當面の具體的運動としては毎月第三日曜日に研究會を開く。其他の主要活動としては岡谷山一林組製糸爭議に應援したことであつた。

（八、九月中）

岡山地方婦人同盟組織擴大準備委員會――八月十三日、岡山市山下町日本農民組合岡山縣支部聯合會事務所にて、田尻岡代氏外十二名出席、綱領規約の起草、創立大會日時の件、宣傳及懇話會に關する件、外六項を議す。

岡山婦人同盟發會式――九月廿二日、市内禁酒會館に於て、出席者約百名、議長重井繁子氏、宣言、綱領、規約及下記諸項を議決す婦人參政權獲得の件、男女不平等の件、無産者新聞五萬突破運動支

持の件等。

全國婦人同盟（日勞黨系）發會式――十月三日、東京芝協調會館に於て、婦人代議員六十七名、傍聽者約百名、議長萩くに氏、可決された議案下の如し。婦人參政權獲得並に政黨結社加入權獲得に關する件、兒童保護法に關する件並に私生子庶子に對する差別的待遇撤廢の件、深夜業廢止並に寄宿制度の改廢並に抗內勞働禁止に關する件、不平等法律の撤廢に關する件、敎育の機會均等に關する件、消費組合促進に關する件、モダンガール排擊の件、男女不平等賃銀の撤廢、公娼私娼廢止に關する件、產前產後の休養に關する件。

【綱領】 一、我等は我國の國情に即し婦人の特殊なる地位に應じてその向上と智能の啓發を期す。一、我等は團結の力により着實なる手段によりて凡ゆる不合理なる婦人の隷屬的地位の改革を期す。

【私達の主張】 治安警察法第五條の即時撤廢、婦人參政權の獲得、男女平等法律の撤廢、敎育の機會均等、兒童及母性保護に關する諸法律案設定、公娼及私娼の廢止、婦人の深夜業勞働抗內勞働並に寄宿舍制度の撤廢、男女不平等賃銀制の撤廢、消費組合運動の促進。

全國婦人同盟足尾支部發會式――十二月四日、於足尾本山、其後の主要活動は廓淸會との共同戰線で廢娼請願運動（十月十七日）日本紡織勞働組合との共同で深夜業禁止共同委員會の作成（十一月六日）「婦人解放デー」（十二月十八日）等である。

全國婦人同盟關西地方組織準備協議會――十二月十四日、大阪總聯合本部に於いて、出席者、婦人四名、日勞黨關西事務局から三宅（正）、宗、山名三氏出席、明年一月中旬創立大會を開くこと。工場勞働婦人組織に關する件、婦人リーダー養成に關する件等を協議す。

婦人同盟全國組織促進準備委員會――十二月十四日、東京芝協調會館に於て、出席代議員四十三名、內譯關東二十四名、其他地方十九名、司會者野坂龍子氏、議長山內みな子氏、可決議案左の如し。

【宣言】 綱領規約、第五十四議會對策の件、參政權獲得運動に關する件、全國婦人同盟に關する件、勞働婦人聯盟に關する件、女子青年團自立化に關する件、市政革新運動に關する件、消費組合支持の件、瓦斯水道料金値下の件、借家人同盟に關する件、勞農新聞、勞働新聞、無產者新聞支持の件、女工保護法制度運動に關する件、無料產院託兒所設置の件、全國的組織促進の件、機關紙發行に關する件。

宣言朗讀中官憲より中止を命ぜらる。決定された綱領下の如し。

一、我等は婦人の政治的社會的經濟的隷屬よりの解放を期す。一、我等は婦人の參政權の獲得を期す。一、我等は民衆の政治的解放の鬪爭と協力して戰ふ。

全國的組織促進準備委員を選出、夜同所で婦人參政權問題演說會を開催した。

第五章　勞働者敎育運動

勞働者敎育運動は逐年上進の傾向にある。殊に無產政黨運動の勃興に伴ひ、短期の講習會は至る所に開催せらるゝの狀況である。唯それ等の報告資料が乏しくて具體的の內容を知

ることこの出來ないのは遺憾である。本研究所の調査になる勞働者教育機關の一覽表を採錄して勞働者教育運動の趨勢を一瞥するに止めやう。

勞働者教育機關一覽表

日本勞働學校　東京市芝區三田四國町、大正九・一〇開校、勞働者教育協會經營、【學科】社會問題(安部)、經濟(松下)、政治(今中)、社會運動(山崎)、勞働運動(赤松)、勞働組合(齋藤)等、【授業】一週一回一ヶ年終了、【生徒】五〇。

東京帝大セツルメント勞働學校　東京市本所區柳島元町四七、大正一三・九・一〇開校、經營者末弘嚴太郎、【學科】勞働組合(片山、井上)、經濟(泉仁)、社會史(小林、東)、農民(小澤)、勞働法制(末弘)、政治(鈴木)、【授業】毎週月水金午後七時——九時半、二ヶ月修了、月謝五〇錢、【生徒】二六(既修了者四五〇)。

王子學院　東京府王子町榎町王子隣保館、大正一三・一〇・一開校、東京府社會事業協會經營、【學科】社會思想史、政黨發達史、社會問題、國語、英語、數學、【授業】普通、高等、研究の三科あり、毎夜三時間、一ヶ年修了、月謝八〇錢、【生徒】男一六(九七)、女六(四一)。

信愛學院　東京市淺草區橋場町六四、大正八・九・二創立、信愛學院後援會經營、院長有馬賴寧、【學科】經濟(金子)、社會學(豊福)、勞働問題(伊藤)、國語、英語、數學、【授業】毎日午後六時半——九時、三ヶ年卒業、月謝一圓、【生徒】六(一五九)。

愛隣公民講座　東京市外日暮町金杉町一五〇二、大正一五・四・一開校、愛隣團經營、【學科】哲學、時事問題、社會問題、勞働運動、【授業】毎土曜夜三時間、一ヶ年修了、無月謝、【生徒】三六(八七)、同校内に愛隣中等學校をも設立。

中央勞働學院　東京市本郷區元町二ノ四七、大正九・六・四開校、校長福原俊丸、【學科】勞働問題(粟野)、勞働史(水上)、消費組合(長岡)、經濟(吉田)、法律(藤井)、【授業】毎週月水金午後六時——九時一ヶ月卒業、月謝七〇錢、【生徒】二一(二八八)。

東京勞働學校　東京市淺草區松清町三九、大正一四・一・一四創立東京勞働教育會經營、【學科】經濟學(青木)、法律學(犀川)、社會問題(淺野)、社會學(下出)、勞働立法(大野木)、政治學(川並)、【授業】一週四日、三ヶ月一期、二期修了、月謝五〇錢、【生徒】六三(三二二)。

東京市民講座　東京市社會局教育課經營、大正一四・五開始、開講日數五〇、一週二日月木、午後六時——八時、六ヶ月間修了、無料【學科】男子部——日本文化史・中村・、政治學(高橋)、社會學(綿貫)宗教(今津)、經濟學(高橋)、法學通論(中村)、【生徒】八二(二八三)外に女子部、希望部、研究部あり。

勞働學院　大阪市此花區朝日橋通三丁目十三西九條青年會館、大正一一・九・二二開校、協調會大阪經營、【學科】社會學(藤澤)、經濟(林)、勞働法規(吉田)、憲法(龜井)、英語(若生)等、【授業】月水金夜七時——九時半、五ヶ月修了、一期三圓、【生徒】本科二四(三〇六)、外に研究科あり生徒一四(四九)。

大阪勞働學校　大阪市此花區吉野町一ノ三六、大正一一・六開校、大阪勞働教育會經營、【學科】經濟（森戸、齋藤）、社會運動（住吉、林）、勞働問題（松澤、賀川）、勞働法制（小岩井）、人口問題（高野）等、【授業】月水金夜七時――九時、三ヶ月一期、二期修了、月謝一圓、【生徒】六六（四九六）。

大阪市金曜講座　大阪市西區阿波堀通一丁目、大阪市中央聯業組介所經營。

野田勞働學校　千葉縣野田町、大正一四・六・一開校、【學科】社會思想（木村）、經濟（松下）、勞働組合（齋藤）、社會學（重廣）、勞働運動（赤松）、【授業】毎木曜夜二時間、一ヶ年卒業、月謝五〇錢、【生徒】七七（三一二）。

廣島勞働學校　廣島市袋町小學校内、大正一二・九・一開校、廣島縣社會課經營、【學科】法制經濟、社會學（岩井）、哲學、文學、經濟學（小松原）、社會思想（清原）、社會事業（堀田）、勞働問題（桑原）等【授業】月水金夜七時――一ヶ年修了、月謝九圓、【生徒】在學四三（五三）。

新潟高等農民學校　新潟縣北蒲原郡木崎村、大正一五・一〇・一開校、日本無産農民學校協會經營、【學科及授業】農業一般を教ふ、一ヶ年修了、謝六圓、外に專修科あり。

横廠工友會勞働學院　横須賀市山王町四八工友會内、昭和二・五・二・開校、【學科】法制經濟（隅野）、勞働運動（木村）、社會問題（藤井）、勞働問題（川原）、【授業】一週二日、三ヶ月修了、月謝五〇錢、【生徒】一二〇。

神奈川勞働學校　川崎市新川通五九、昭和・二・三創設、總同盟神奈川縣研究會後援。

農村青年共同學校　靜岡縣駿東郡富岡村字葛山、昭和三・一・一〇開校、【學科】科學、文化學、實務學、【授業】農閑二ヶ月、無月謝。

農民福音學校　兵庫縣武庫郡瓦木町高木、昭和二・二・二一創立、賀川豐彦、杉山元治郎經營、【學科】社會思想、聖書（賀川）、農村運動（杉山）、教會史（吉田）、【授業】冬一ヶ月、夏一ヶ月、午前學科、午後實習、無月謝【生徒】男九、女七。

日勞黨中央政治學校　東京市芝公園五ノ四、昭和二・一〇開校、【學科】政治、經濟、法律、財政、社會思想、【授業】十期十日間、午前十時――午後八時、無月謝、【生徒】一六。

大阪政治學校　大阪市北區出入橋東詰、昭和二・一一開校、日勞黨大阪府聯合會經營。

友愛女塾　群馬縣新田郡强戸村、昭和三・一開校、日勞黨全日農共同經營。

淡路勞働學校　兵庫縣淡路洲本町、昭和三・四・二開校、日勞黨支部經營。

明石文化公民學院　明石市内右牛塚町人丸下會館、昭和三・四・一開校、日勞黨支部經營。

神戸勞働學校　神戸市楠町二ノ二四一、大正一三・三創立、神戸文化協會經營。

埼玉勞働公民學校　埼玉縣川口町、昭和三・四・一開校、東京鐵工川口支部經營。

第三篇　勞働組合

第一章　工・鑛・交通業勞働者の組合

世界的の不景氣は本年に入つて益々深刻となり、今春のモラトリユウムを中心として我が國の經濟界は未曾有の混亂を呈した。而して資本家階級は此の難局を切り拔けんがために産業合理化なる標語を掲げて勞働階級に肉迫して來た、かくて本年は勞働組合にとつて眞に惡戰苦鬪の一ヶ年であつた。

從來思想的立場を異にして陣營の分裂抗爭の行はれ來た勞働組合は、昨年末の無産政黨の四分五裂の結果更に無産政黨を中心にして組合の對立鬪爭も一層激甚を加へ來つた。そして到る處組合間の血で血を洗ふ樣な爭鬪が繰り返へさるゝに至つた。又我國の無産政黨が何れも未だ勞働組合を其の有力なる支持者とする關係上、勞働組合は何れも其の組合運動に力を注ぐこと能はずして、むしろ無産政黨運動のために其の力の大部分を注いだかの傾が强かつた。殊に左翼は全面的政治鬪爭の名の下に經濟鬪爭をして政治鬪爭にまで轉換せしめんとし、組合運動の立場から之を見るならば、結局に於て組合の陣營を混亂せしめたるかの觀を呈した。就中本年九月の府縣會選擧戰に於ては勞働組合は少からず其の勢力を此の方面に奪はるゝに至つた。

然しながら思想的對立と無産政黨の對立とによつて勞働組合が互に激甚な對立鬪爭を繰り返した結果は、資本の攻勢を前にして如何に無産階級陣營内の鬪爭が味方の勢力を弱め不利であるかといふことを勞働階級に痛感せしめた。其の結果勞働大衆は漸次勞働組合戰線の統一の問題を眞劍に考慮し來るに至つたやうである。日本勞農總聯合の結成が其れであり又官業共濟組合法人化運動のための全官業共濟組合對策協議會の組織が之れである。尙各勞働組合の大會に於て勞働組合會議の提唱、産業別合同の問題が取り扱はれたのであるが、本年中には未だ是等の問題は具體的に實現は見なかつたのであるが、無産政黨の合同問題と共に勞働組合の戰線統一問題は漸々勞働大衆の切實な欲求となりつゝあるを見る。そして勞働組合の戰線も漸次に整理され行く傾向を有し來つた。

勞働組合の運動方面に就ては前編を、又組合の現勢に就ては下掲の「主要勞働組合一覽表」並に第二部統計表第五表を參照せられんことを望む。

第一節　主要なる勞働組合

一　日本勞働總同盟

東京聯合會の組織――三月十二日關東同盟會内に新に東京聯合會を新設。

1　内部整理

全國大會――十月十六日から三日間東京芝協調會館に於て開かれた該大會の主たる決議事項は下の如し。一、滿期除隊者復歸採用の件。二、健康保險法の改正。三、婦人幼年工深夜業及抗内作業即時禁止の件。四、團體協約權確立に關する件。五、工場鑛山最低從業員法制定促進に關する件。六、締付工場製品使用奬勵に關する件。七、臨時雇傭制度撤廢の件。八、裏切者防止のブラックリスト作製の件其の他。國際勞働會議否認に關する件に激論の後提出者側が撤回。

2　運動方針

3　人事移動

本部――會長留任。主事留任。中央委員、赤松克麿、齋藤健一、小原源一、小岩井相助、三木治郎、西尾末廣、山内鐵吉、大矢省三、金光平、田中勳。

4　新設組合及支部

其の主なるもの左の如し。

▲名古屋勞働組合――二月一日　▲尼ヶ崎木管工組合――三月十八日　▲遞友同志會中部支部――二月十四日　▲東京紡織勞働組合吾嬬支部――三月十三日　▲尼ヶ崎線釘支部――三月六日　▲尼ヶ崎合同勞働組合乾鐵線支部――三月二十七日　▲諏訪合同勞働組合――四月六日　▲東京鐵工組合品川第二支部――四月八日　▲東京紡織勞働組合第一支部――五月十五日　▲運輸勞働組合――六月十五日　▲和歌山勞働組合――七月二十一日　▲札幌勞働組合――八月十三日　▲北海勞働組合――十二月末　▲德島勞働組合撫養鹽田支部――十一月三十日　▲埼玉支部聯合會――十一月二十日。

5　組合支部の脱退及解散

▲大里勞働組合――八月二日解散　▲玉造船勞働組合脱退――十一月二日　▲大垣紡織勞働組合解散――十月二十四日。

二　日本勞働組合同盟

1　内部整理

日本鑛夫組合常磐地方聯合會の組織――三月二十日。

日本紡織勞働組合の組織――關西、關東の紡織組合支部を以て全國産業別組合を四月九日組織す。

東京地方聯合會の組織――五月二十八日。

2　運動方針

第一回全國大會の決議――四月十日より二日間東京芝協調會館に開かれた全國大會に於ける決議事項は左の如し。一、組合同盟と日本勞農黨との關係並に組合同盟關係の黨役員に關する決議案。二、支那國民政府の即時承認の件。三、本部費値上（五錢を六錢とす）の件。四、青年前衛隊全國組織の件。五、日本勞農總聯合積極的擴充に關する決議案。六、全國勞働組合會議提唱の件。七、日本勞働總同盟、評議會、統一同盟運動方針排擊の件。八、健康保險法並に組合法對策の件。

本部——會長棚橋小虎。主事望月源次。中央委員、藤岡文六、岩内善作、笠島末吉、加藤勘十、關谷博、上原清太郎、小松原光太郎、細谷松太、萩本哲郎、今村等、鹽田定男。

3　人事移動

4　新設組合及支部

主たる新設加盟組合支部は次の如し。

▲大阪勞働組合——二月二十六日　▲東京北部勞働聯合會——評議會關東金屬の北部第一第二分會が分離新組合を組織、二月二十五日加盟　▲關東合同勞働組合湯本支部——二月二日　▲關西合同勞働組合——四月十七日　▲金屬產業勞働組合——四月二十四日　▲仲仕勞働組合——五月十七日　▲日本鑛夫組合石城支部——五月十六日　▲金屬產業勞働大崎第一分會——六月二十五日總同盟より脫退加盟　▲淡路向上會製戸支部及製紙支部——七月十日　▲日本鑛夫組合川瀨炭鑛支部——八月十一日。

5　解散組合

▲九州硝子工組合——一月三十一日解散。

三　日本勞働組合評議會

1　內部整理

本部移轉——六月六日本部を大阪から東京市芝區三田四國町二ノ五に移轉す。

東京木材勞働組合の產業別同合——六月十九日、關東木工組合東京木材勞働組合、京濱機械木工組合が合同。

2　運動方針

第三回全國大會——五月八日より四日間大阪天王寺公會堂に於て開催の大會に於ける主たる決議事項は左の如し。

一、新綱領——(1)ファシズムに對する徹底的鬪爭。(2)國際勞働會議否認。(3)國際勞働組合戰線統一のための鬪爭。(4)完全なる勞働組合法の獲得。(5)標準生活賃銀制の確立其の他九項。二、八時間勞働制確立に關する決議案。三、救援委員會設置に關する件。四、議會解散請願運動積極的支持參加の件。五、勞農黨支持、ヱセ無產黨排擊に關する決議案。六、協調的團體協約排擊の件。七、消費組合運動促進に關する決議案。八、全國勞働組合總聯合結成運動に關する決議案。

3　人事移動

本部——中央委員長野田律太。中央委員、松尾直藏、杉浦啓一、河田賢治、港七郎、服部幸太郎、荒木從繩、太田博、內田德松、中村義明、今野健夫、福森豐巧、松葉清繼、中尾勝男、奥村甚之助、鈴木源重、唐澤清八、長谷川民之助、國領吾一郎、德田英治、奥田宗太郎、森下敏夫、統制委員、山本懸藏、南喜一、長谷川壽松。

4　新設組合及支部

重な新設又は加盟組合左の如し。

▲碓氷合同勞働組合——三月三日群馬縣安中町に生る。▲磐城一般勞働組合小野田坑分會——三月五日　▲關東化學勞働組合——四月三日　▲京濱一般勞働組合——四月八日　▲淡路合同勞働組合——四月十六日　▲全秋田合同勞働組合川尻支部——三月一日　▲東播合

同労働組合――七月十五日　▲關東電氣勞働組合高輪分會――八月九日　▲今治一般勞働組合――九月三日　▲北海漁業勞働組合――九月十七日。

5　解散組合

▲岡山木材勞働組合解散――一月十六日。

四　日本交通總聯盟系の組合

1　内部整理

中部交通勞働組合、名古屋市電互助會合同――二月二十五日。市電自治會の分裂――五月七日の市電自治會第五回大會は開會當初より左右兩派の論難抗爭激しく、大會は何等の議案を審議する所なく散會、越えて、八月四日本所公會堂に於て大會を再開。然るに規約討議中大混亂を呈し、相生署長に解散を命ぜらる。而して右大會後、一部は市電自治會より分裂し、八月十七日自治會現實派同盟を組織す。

2　運動方針

第二回全國大會――五月九日東京芝協調會館に開かれたる大會の主たる決議事項次の如し。

一、綱領――(1)人類共存の本義に基き階級的團結の力により新興階級の歴史的使命を遂行し、以て理想社會の建設を期す。(2)交通産業勞働者の社會的地位の向上を産業的使命の達成を期す。(3)我等は政治行動により支配階級の反動的諸政策を絶對排撃す。二、交通勞働者全國協議會提唱の件。三、交通事故特別裁判法獲得の件。四、共濟組合管理權獲得の件。五、交通事故損害資本家全額負擔要求の件。六、全國勞働組合總聯合提唱の件(常任委員一任)。其の他。

3　組合の新設

▲京阪鐵道從業員組合MC會――六月三日加盟。

五　日本勞働組合總聯合

1　運動方針

全國大會――六月十九日大阪市天王寺公會堂に於て開催せられた大會の決議事項の主たるもの左の如し。

一、組合總聯合青年運動統一の件。二、川崎造船所救濟の件。三、現行健康保險法改正運動の件。四、徴兵服務者を解雇せざる事。五、全國勞農總聯合促進の件。六、消費者同盟促進に關する決議案。七、組合旗組合員章統一の件。其の他。

2　人事移動

本部――會長布施辰治。主事、阪本孝三郎、中央委員、皆川利吉、高山久藏、田中熊二郎、酒井一郎、尾上〆吉、末中勘三郎、田瀬富士逸、今井武吉、丸山春吉、中川光太郎、佐野敏男。

3　組合支部の新設

▲纖維勞働組合――三月一日　▲川崎勞働組合第二支部――三月十二日　▲食料勞働組合――十一月二十日。

六　官業勞働者の組合

一　官業勞働總同盟

第九回全國大會――二月十一日より二日間八幡市同志會本部に於て開催せる全國大會に於ける決議事項の主たるもの下の如し。昇給率改善の件、解雇手當並に退職手當制定の件、陸軍の臨時雇傭反對の件、最低賃銀增額の件、最低賃銀を二圓五十錢とすること、肺結核を公傷病と同一に取扱ふこと、勞働組合運動を阻害する工場規定及職工規則撤廢の件、共濟組合全官業勞働對策協議會に關する件、共濟組合管理は組合員を參加せしむる目的を以て法人とするの件、傷病給付金日給全額支給に關する件、國際勞働條約案及勸告案批准實施促進の件。

向上會金光寺支部發會――四月二日。

向上會吹田支部の發會――三月六日。

二　海軍勞働組合聯盟

第四回全國大會の決議――一月二十二日より三日間、佐世保市南倶樂部に於いて開催せる大會の決議。

一、勞働組合法案に關する件（委員附託可決）。二、海軍工務規則第三十九條を改正し中途退場者に對し、服業時間に相當する賃銀を支給すること（可決）。三、保險部の診療を工作廳内に於て行ふこと（可決）。四、平均賃銀の增額（可決）。五、保險醫を共濟組合醫に限定せざること。六、共濟組合規則中年會制度の改正（可決）。

國際勞働代表選定の内紛問題――勞働代表の選定は全國大會に於ては第一候補は久能重夫氏、第二候補は鈴木文治氏と決定し、久能氏の所屬團體の吳海工會と其の他の所屬組合との間に内紛を續けたのであるが、結局他の友誼團體と交渉を進めたる末、海軍聯盟として勞働代表として鈴木文治氏を推すことに決定して落着を見るに至つた。

人事移動――中央委員久能、川島、古賀、島田、木下、山本、小田、加藤、八代、柏原の常務中央委員留任。

三　全官業共濟組合對策協議會

參加團體――海軍勞働組合聯盟、官業勞働總同盟、全日本鐵道從業員組合、遞友同志會、共同研究會。

第一回協議會――二月二十日東京協調會館に於て開催し、一、二月二十一、二兩日關係各官廳訪問促進を圖ること。二、有馬、清瀨小泉の各代議士に依頼し官業共濟組合の法人化と管理權獲得の建議案を今期議會に提出すること。三、三月十日迄に各組合員七萬の請願署名を作成議會に提出のことを決議す。

第三回協議會――六月十九日大阪實業會館に開催。一、政府に提出する官業共濟組合法人化の具體的事項の決定。二、右を衆議員に依頼し第五十四議會提出の具體的事項及實行運動の件。其の他を決議す。

七　海員關係の勞働組合

日本海員組合

全國大會――五月七日組合本部樓上に於て開催せられたる大會に於ける主たる決議事項。

一、船員法其の他現行海員法改正の件。二、船員保險實施促進の件。三、船員災害補償に關する法規制定の件。四、海難に因る船員

失業補償に關する法規制定の件。五、船内に於ける八時間勞働制確立實施の件。六、最低賃銀及船舶定員に關する制定確立の件。七、退職手當及年度手當並に傭船手當率の平等化に關する件。其他。

海員組合と大日本船舶司厨同志會の合同——七月十五日。

海員組合對商船互友倶樂部との紛擾——「海員」十月號所載の「海事協同會精神の再吟味」なる康人生執筆の記事から紛議を生じ、抗爭したものであつたが、十二月十日圓滿解決。

第二節　其他の勞働組合

以上の外本年度に於て創立せられた組合の重なるものは左の如くである。

▲京濱船員組合——一月二日　▲大阪雜囊加工組合——一月十六日　▲瀬戸田鹽田崎子勞働組合——二月十六日廣島縣瀬戸田町に生る。

笠戸勞友會——二月二十七日山口縣日立工場　▲横手勞働組合——三月十四日秋田縣横手にて　▲大秋田勞働組合三月二十日秋田市に生る　▲日本漁業勞働總聯合——三月二十二日　▲東京瓦斯工組合——三月二十一日　▲日本窯業勞働同盟上品部陶工組合——三月二十五日　▲大阪仲鐵勞働組合——四月一日　▲德島縣勞働組合——四月一日　▲日本勞働組合聯盟關西セルロイド加工組合——四月二十日　▲郵司相互自治會——六月一日　▲日本窯業勞働總同盟の創立——五月二十五日瀬戸町に於て　▲大牟田帆船々員組合——六月八日　▲大阪木履工組合——五月二十一日　▲東部陶畫工組合——七月五日　▲山ヤ勞働組合——八月一日銚子町に生る　▲關東總聯合勞働組合——八月十九日　▲日本勞働組合協同會（日本勞働組合聯盟、關西勞働組合同盟、全國皮革組合總聯盟の三團體の解體合同）——九月一日　▲東京自動車從業員同盟——九月二十六日　▲東電從業員組合——十一月十一日　▲横濱市衞生從業員組合——十二月一日、▲中部港灣勞働組合——十二月七日、▲大阪交通產業勞働組合——十一月二十五日　▲日本鑄物工從業員組合——十一月四日　▲横濱市衞生課從業員組合——十二月十一日　▲函館市從生從業員組合——十一月三十日　▲全國勞働組合自由聯合會三篠勞働組合——十月五日廣島縣三篠町に生る　▲同上新潟一般勞働組合十一月一日。

解散脫退せる主たる組合支部左の如し。

關西勞働組合同盟——二月二十六日解散　▲日本窯業勞働總同盟より中部陶畫工組合脫退——十月十二日。

日本勞働總聯合の創立大會——一月二十五日大阪中ノ島中央公會堂に於て開催、加盟組合（日本勞働組合同盟、日本勞働組合總聯合、全日本農民組合、日本司厨同盟）、綱領（我等は完全なる日本勞農總聯合の達成を期す。我等は無產階級の經濟的、政治的鬪爭に對し完全なる協力を期す。我等は相互扶助の精神と着實なる方法を以て無產階級の解放を期す。）

全國勞農大會——七月二日東京芝協調會館に於て日本勞農總聯合主催の全國勞農大會を開催。賃銀値下反對、立入禁止立毛差押反對、健康保險法改正の問題に就て討議決定。

第二章　農業勞働者の組合

農業勞働者(小作人)の組織せる小作團體に就て農林省の發表(昭和三年版、勞働統計要覽掲載)によれば、昭和二年に於ける組合總數四、五八二、中新潟六〇六(總數の一割三分)を算し、岐阜の三〇七、山梨の二八〇、岡山の二三九、兵庫の二二九、香川の二〇八之れに亞ぐ。組合員數は概ね組合數に比例し、新潟の四九、四三二を第一位とし(總數の一割三分)山梨の二四、七五八、香川の二一、九八二、岡山の二〇、〇三二、岐阜の一七、五四六の諸數を重なるものとする。

次に地主、小作人の協調組合の組合數は一、七〇三中、群馬の五二〇(總數の三割一分)を最高とし、千葉の二九九、兵庫九五、岐阜九一、新潟七八これに亞ぎ、組合員數一七四、二〇六中群馬の三八、九八三(總數の二割二分)を第一位とし、香川の一五、七四〇、鹿兒島一三、八五六、千葉一一、九九四、兵庫八、八九一　岡山の八、六六一が之に次いでゐる。

以上を大正十二年當時に比すれば前者に於て組合數三十一割、組合員數十九割を增加し、後者に在つては組合數に於て四十七割を、組合員數に於て三十六割を增加してゐる。

以下參考までに農林省發表による「地主小作人組合運動の概要」を掲げるであらう。

概要　地主小作人間の紛議に於ては從來と雖も各一時的團結を爲して交渉せるものなるか近年小作爭議の頻發するに及び稍永久的組織的なる小作人組合、地主組合各地に設立せられ相對抗するに至り別に又兩者の融和親善を目的とする協調組合も設立せらるゝに至れり、今昭和二年十二月末現在(同年十二月末日迄に報告ありたるもの)の各組合の數及組合員數を示せば次の如し。

種別	組合數	組合員數
小作人組合	四、五八二	三六五、三三二
地主組合	七三四	五七、〇五二
協調組合	一、七〇三	一七四、二〇六

一、小作人組合　現在小作人組合に付て見るに小作爭議の漸く顯著となりし大正七年迄に設立せられたるものは二百五十八に過ぎずして大正八年より昭和二年十二月末日迄に設立せられたるもの四千三百二十四の多數に上り、其の殆んど全部は地主に對して小作人の利益を維持增進せんとする對抗的組合なり、而して分布區域は沖繩を除く全國に亘り其の特に多き地方は新潟、岐阜、山梨、岡山、兵庫、香川、群馬、福岡、奈良、愛知、島根、鳥取、大阪、德島、千葉の諸府縣にして之が組合運動に付き注意すべきは經濟運動及政治運動及聯合運動の三者なりとする。

其一、經濟運動　之は分ちて更に二となすを得べく一は從來より行はれたる小作料の減免其の他小作條件の維持改善に關する運動にして、此の運動は近年、年の豐凶に拘らず小作料の減免を要求し地主の立毛差押、土地立入禁止、假處分等を行ひ又は訴訟を提起するや示威運動。立毛差押及立入禁止反對の請願運動等を行ひ又顧問辯護士を置きて各種の抗辯方法を講ずる等益〻複雜を極むるに至れり、他は產業組合的運動にして從來小作人

組合中には共同購買販賣其他の産業組合的事業を行ひ居りたるものありと雖も事實上の活動に至りては殆ど見るべきものなかりしが、近年に至り小作人組合中に産業組合的事業を行ひ其の成績の相當見るべきものあるに至り將來益〻擴大せんとするの傾向あるを認む。

其二、政治運動　小作人組合の政治運動は、大正十二年の府縣會議員の改選以來地方的に行はれたりと雖も最近に至り一層促進せられ大正十四年に行はれたる町村會議員の改選に際しては、日本農民組合其他の小作人組合を背景として多數町村會議員を選出し、昭和二年普通選擧に伍りて始めて行はれたる府縣議員選擧に際しては小作人組合及勞働組合を支持團體とする全無産政黨を通じ合計二十八名の府縣會議員の選出を見たり。

小作人組合の政治運動に付更に注目すべきは無産政黨組織の運動にして大正十四年十二月一日日本農民組合を中心とする農民勞働黨の結成を見たるも即日治案警察法に依り解散を命ぜられたるを以て、日本農民組合は更に日本勞働總同盟と提携し大正十五年三月五日勞働農民黨を樹立せり、又全日本農民組合同盟は大正十五年十月十七日日本農民黨を樹立せり。

かくて一時小康を見たるも其の後勞働農民黨内部の日本農民組合側が左翼分子に對する門戸解放を主張するに至るや日本勞働總同盟側は之を快しとせず遂に同黨を脱退し大正十五年十二月五日別に社會民衆黨を樹立し一面農民側の支持團體としては日本農民組合總同盟を組織したり、又此の間にありて日本農民組合及日本勞働總同盟の政治的主張に不滿を懷く兩者一部の者は脱退して全日本農民組合を後者は日本勞働組合同盟を組織し支持團體として大正十五年十二月九日別に日本勞農黨を樹立するに至れり。

以上を要するに全國的無産政黨は四にして之を大觀すれば其の内勞働農民黨及日本勞働農民黨は左翼、社會民衆黨及日本農民黨は右翼に屬し、各自黨の主張を固持し相競ふて自黨々員の增加に努めたりしが、此の度の府縣會議員選擧及衆議院員改選の成績其の他に鑑み最近之等無産政黨の合同運動盛に提唱せらるゝに至れり。

其三、聯合運動　小作人組合が他の組合を加へて聯合會を組織し聯合會は更に他の聯合會を加へて組合團體の範圍を益〻擴大し小作運動に對する組織機關の完備に努め各地の小作運動を援助する等各種の手段方法を講じ以て運動の效果を大ならしめ彼等の經濟的社會的地位の向上を圖らんとするもの即ち此の聯合運動なり、大正十四年迄は全國を區域とするものは日本農民組合のみにして年と共に其の聯合會支部及其の組合員增大し全國の小作人組合漸次風を望んで之に參加するの勢を示したりき、然るに大正十五年無産政黨運動の行はるゝに至るや之を支持せんとする小作人組合の離合集散盛に行はれ、日本農民組合を脱退せる山梨聯合會は北日本農民組合（新潟）、大和農民組合（岐阜）等と聯合して全日本農民組合同盟を組織し、尙社會民衆黨の支持團體としては日本農民組合總同盟を組織したりと雖も他方日

本農民組合の分裂中部日本農民組合の分裂を見たり、而して之が離合集散の最大原因を爲す無產政黨が漸く安定するに至り其の支持團體たる小作人組合聯合會も漸く安定を見るに至りしが最近無產政黨合同の提唱せらるゝに及び再び小作人組合聯合會も動搖を見んとするの傾向あり。

今參考の爲に主なる聯合會の支部數及組合員數を表示すれば次の如し。

聯合會名	支部數	組合員數
日本農民組合	一、一六八	六八、七一〇
全日本農民組合	三五五	一五、五七六
全日本農民組合同盟	四五二	三八、二六〇
日本農民組合總同盟	一一	三九五
中部日本農民組合	一五二	六、五三九
日本小作人總同盟	一一	一、九八七
庄內耕作聯盟	一九	一、六三六

二、地主組合　地主組合は主として小作問題勃發以前に於て米穀檢査の施行、農事の改良發達等を目的として設立せられ現在殆ど活動を休止せるもの多く之等を加算すれば其の數相當多數に上るべしと雖も玆には現在活動しつゝあるものにして其の目的中に小作關係に於ける地主の利益保護增進に關する事項を包含するもののみに付記述すべし。

現在地主組合に付て見るに大正七年迄に設立せられたる數は二百五十五に過ぎざるも大正八年より昭和二年十二月末日迄に設立せられたるものは四百七十九の多數に上り其の如くは對抗的性質を有し此の種の組合は最近特に增加せんとするの傾向あり、其の分布區域は一道三府三十六縣に亘り特に多き地方は岡山、兵庫、香川、奈良栃木、岐阜、愛知、茨城、新潟、三重、島根、宮崎の諸縣にして之が組合運動に付注意すべきは聯合運動及會社組織の傾向なりとす。

其一、聯合運動　聯合運動の程度に於ては小作人組合の如く著しからず、聯合會僅に三を有するに過ぎざるも今後增加せんとするの傾向あり、其の內最も注目すべきは大阪市に事務所を有する大日本地主協會にして組合員八千六百九十九人を有し二府八縣に分布し就中特に組合員多き地方は大阪、京都、兵庫、奈良、岡山等なり。

其二、會社組織　會社組織に依る地主組合の簇設せられんとする傾向は近年に至りて特に著しく其の目的は會社を組織し結束を固くし且資力を大ならしめ小作料の取立、小作關係の法律問題等其の他各種の問題を研究し專門家に依賴して地主の利益を增進せんとするにあるが如く、現在既に五十九の地主會社あり其の分布區域は二府十縣に亘り特に多き地方は奈良、岡山、香川、和歌山の諸縣なり。

三、協調組合　地主小作人の組織する現存の協調組合に付て見るに大正七年迄に設立せられたるもの七十五に過ぎざるも大正八年より昭和二年十二月末日迄に設立せられたるものは九百九十八の多數に上り一道二府三十六縣に分布し、其の特に多き地方は群馬、千葉兵庫、岐阜、新潟、香川、山梨、岡山、愛知、島根、鳥取、滋賀の

諸縣なりとす。而して此の種組合は近年小作爭議の激發に鑑み地主小作人が相協力して相互の親善融和及農業の改良發達等を圖り、爭議を未前に防止せんとし又一度爭議の發生せし地方に於ては其の解決及再發防止の目的を以て地方當局又は地主の自發的努力等に依りて設立せられたるもの多く、其の内組合内部に於て地主と小作人とか對等の地位に在りて、協定する委員制度に依るものあり、此の委員制度に依るものゝ中には之を以て小作料其の他小作條件の改定、爭議の調停、立毛の檢見等を行ひ成績の相當見るべきものあり。

次に日本農民組合及び其他主要なる農民組合に就てその概況を摘記するであらう。

尙ほ各組合の現勢は本篇末尾の「主要勞働組合一覽表」及び農林省發表の「地主小作人組合聯合會の概要」に就て見られんことを望む。

第一節　全國的農民組合

一　日本農民組合

中央常任委員會　七月十七、十八兩日の委員會に於て次の運動方針が決定された。

一、日常經濟鬪爭に關する方針

1、小作料減免運動に關する方針　(イ)要求額の機械的增大は不可。(ロ)大地主との鬪爭に集中し中小地主との差別をつけること(地主間の反目を起す)――公平な分配。(ハ)同一地主系統の問題――大地主の全小作人の動員。(二)要求の理由――農民生活の窮迫を中心の理由とすること。

2、立毛動産差押へに關する方針。

3、立禁土地返還に對する方針　(イ)事前の對策――ビラ、演說會、村民大會、農民大會。ロ●事後の對策――立禁の暴壓に憤激せしむること、農民大會村民大會その他政治鬪爭への結合。

4、法廷爭議に對する方針大衆的な政治鬪爭化を計る。

5、調停法による調停に對する方針。

6、土地會社に對する方針――黨の活動により内部的對立を激成さす。大地主と小中地主との對立、小作契約書は書かないことを原則とする。

二、耕作權確立運動に關する方針

1、耕作權を確保せる小作法獲得のため黨、請願運動へ參加す。

2、耕作權をふみにぢる大地主へ組合外の農民をも動員す。

三、自作農創立反對に關する方針

1、組合員に對しては積極的反對運動をまき起させる。

2、創立法による土地購入者の不平、要求をとらへ、これを反對運動へ組織すること、そのためには黨と協力して農民大會村民大會に動員することとその場合の要求。(イ)特別地稅の撤廢。(ロ)利子免除。(ハ)償還期間の延長。(ニ)内作時年賦金の延期

四、農民大會――農民代表者會議に關する方針

(貧農の日常生活に直面せる直接の要求のための鬪爭形態)

1、全貧農を代表して戰ふこと。

2、未組織の貧農を鬪爭に動員すること。
3、スローガン　(イ)家屋税、戸數割等の廢止。(ロ)自轉車税、荷車税、牛馬税、舟税等の廢止。(ハ)水利費耕作地改良費の地主及政府負擔。(ニ)產業、信用組合の充實及その完全な自治化。(ホ)立禁、立毛、薗差押への禁止。(ヘ)耕作權の確立。(ト)小學校兒童學用品の公費負擔。(チ)無料診療施藥病院の增設改善及その自治化。(リ)農民運動壓迫諸法令の撤廢。

五、未組織農民組織に關する方針
六、教育運動に關する方針
1、鬪爭を通じてのみ教育される。
2、鬪爭を通じて都市勞働階級との結合へと向上せしむること。
七、農民組合統一運動に關する方針
八、國際的活動に關する方針
1、支那、朝鮮、臺灣、農民運動支持。
2、相互の連絡及援助。
九、暴壓との抗爭に關する方針
1、大衆的抗議。
2、勞働者階級との協力。
3、村民大會、農民大會等へ結合。
十、組合の組織に關する方針
支部と聯合會に中心を置く。
十一、勞農黨支持に關する方針
此黨のみが我等の政治的要求を眞に代表して戰つてゐるが故に積極的に支持する。

縣聯合會の創立及脫退支部

(イ)創立聯合會名

滋賀縣聯合會——二月十五日
岐阜縣聯合會——二月十九月
宮城縣聯合會——二月廿五日
和歌山縣聯合會——三月廿一日
秋田縣聯合會——十二月十六日

(ロ)脫退支部

奈良添上郡平和村若槻支部——一月十二日
新潟縣中蒲原郡小須戸町新保支部——一月十三日
奈良縣山邊郡丹波市町石上支部——一月廿四日
新潟縣中蒲郡小林村平潟支部——二月廿五日
香川縣木田郡前田村支部——三月廿一日
京都府乙訓郡上植野支部——八月廿四日
德島縣那賀郡平島村赤池支部——十月廿三日

これら脫退支部の殆ど凡ては爭議の解決と共に組合を脫し、多くは地主との協調組合を作つてゐる。但しそれは多くの場合、組合脫退を條件として爭議が解決したものであることに注意すべきである。

役員更迭　第六回大會に於て新に選れたる役員は左の如くである。中央委員長、山上武雄。中央委員、松本積善、林田哲雄、山田清之助、坂本兵藏、大山初太郎、荒岡庄太郎、辻本菊次郎、小別當小三郎、稻村隆一、長尾有、花田重郎、西光萬吉、前川正一、瀧澤要平

佐藤和藤治、大林千太郎、藤井哲夫、鳥居重樹、畠山松次郎、長門博、淺野卯之助、長廣秀一。會計監査役、伊藤爲義、重松愛三郎、竹治豐。

二　全日本農民組合

聯合會創立及合同

山陰聯合會發會式――四月四日、米子市御幸座。

香川縣聯合會發會式――四月廿五日、宇多津町農民會館。

縣聯合會創立準備會――五月一日、奈良縣北葛城郡磐城。

莊內耕作聯盟合同協議成立――十一月八日、▲盟約　一、我等は爾今莊內新作聯盟と全日・山形縣聯合會を合同し日本勞農黨員として極力奮鬪力すべし。一、兩團體合同の聲明又は時期等必要なる事項は直に之を協定すべし。▲申合　一、我等は他迄中央無產黨分立の弊を去て合同を計るべし。一、前項の主旨を以て莊內耕作聯盟の解散を斷行し日本勞農黨に合同すべし。一、右合同と共に全日本農民組合山形縣聯合會は役員の改選をなすべく新役員幹部の詮衡は我等において協定すべき事。一、全日本農民組合山形縣聯合會は莊內耕作販賣購買利用組合を支持し凡てこれに加入し益〻その發展に資すべし。一、全日本農民組合山形縣聯合會は規定の機關に諮り顧問制度を設くる事。一、我等は各自規定の機關に諮りその決議を經て十一月上旬に兩團體の正式合同を決行し之を天下に公表すべし。一、我等はこの合同の決行に對し異議を生じ之を實行し得ざる場合に際會したる時は各自最後の決心に邁進すべし。

日本農民組合より脫退し新に縣聯合會を創立せる地方は下の如くである。新潟縣聯合會、山形縣聯合會、秋田縣聯合會、千葉縣聯合會、茨城縣聯合會、群馬縣聯合會、愛媛縣聯合會、兵庫縣聯合會、香川縣聯合會、山陰聯合會、大阪府聯合會。

全日本農民組合規約

第一章　總　則

第一條　本組合は全日本農民組合と稱し總本部を大阪に出張所を東京に置く。第二條　本組合は全日本に於ける小作兼自作農及日傭農其他本組合の承認したる者を以て組織す。第三條　本組合は支部及び聯合會を以て構成す。第四條　本組合は加盟組合の利益を擁護し本組合の宣言綱領及決議の貫徹を計るを以て目的とす。

第二章　機　關

第一　大　會

第五條　大會は本組合最高の決議機關にして本組合の重要なる事項一切を審議す。第六條　大會は大會代議員中央委員組合長主事及會計を以て構成す。第七條　大會は毎年一回組合長之を召集し前年選定したる時期場所に於て開催す。中央委員會に於て必要と認めたるときは臨時大會を開催する事を得。第八條　大會代議員は聯合會を選擧區とし其の選出方法は中央委員會に於て之れを選定す。第九條大會は代議員二分一の以上出席するに非ざれば決議を開くことを得ず。第十條　大會の議長及副議長は大會に於て之れを選擧す。第十一條　大會の議決は特に規定なき場合は出席代議員數の過半數より成立す可否同數なる時は議長の決する所に依る。

第十二條　中央委員會は本組會最高の執行機關にして組合長中央委員主事及會計を以て組織し大會の決定事項を執行し特に緊急事項を審議決行す。但し此の場合は次期大會の承諾を經る事を要す。第十三條　中央委員組會長主事及會計は毎年大會に於て選擧す但し中央委員は聯合會を地域として選擧し更に其の半數を地域に依らずして選出するものとす。第十四條　中央委員會は必要に應じて組會長之を召集す。但し三分の一以上の中央委員の請求ありたる時は組會長直ちに之れを召集する事を要す。第十五條　中央委員會の構成員に缺員を生じたる時は中央委員會は之れを補缺することを得。十六條、中央委員會は中央委員の二分の一以上出席するにあらざれば開會する事を得ず。

第三　總本部

第十七條　總本部は中央委員會の事務機關にして組會長主事會計部長書記を以て構成し左の部門を置く、組織部、調査部、爭議部・政治部、教育部、産業部、青年部、婦人部、出版部。第十八條　組合長は本組合を代表し一切の事務を總理す。主事は組合長を補佐し庶務を處理す。會計は總本部會計を掌る。第十九條　各部に部長一名部員若干名を置く部長及部員は中央委員會に於て之を任免す。

第三章　組織

第一　支部

第二十條　支部は組合員十名以上を以て組織す。第二十一條　支部を新たに設置したる時は支部規約組合員名簿に所定の組合費一ヶ年分を添へ聯合に提出し其の承認を得べし。第二十二條　新たに加入したる支部は該地方に聯合大會ある時は其の聯合會の所屬たる事を要す。

第二　聯合會

第二十三條　聯合會は一地方に於て五支部五百名以上に達したる時は之を組織する事を要す。第二十四條　聯合會は中央委員會の統制の下に所屬支部の行動を統制す。第二十五條　聯合會の規約並に聯合會費に關する規定は中央委員會の承認を得る事を要す。

第四章　會計

第二十六條　本組會の經費は組合員の負擔とす。第二十七條　總本部の經費豫算は中央委員會に於て原案を作成し大會に提出して審議を經る事を要す。第二十八條　總本部費は一ヶ年分前納とし支部より徴收す但し徴收は聯合會々計に委託する事を得。第二十九條　總本部の經費決算は大會の承認を得るを要す。第三十條　中央委員會の承認を得るにあらざれば豫算外の支出を爲す事を得ず。第三十一條本組合に會計監査役二名を置き總本部會計の監査を爲す會計監査役は毎年大會に於て選擧す。第三十二條　會計は組合長の指揮に從ひ必要に應じ聯合會の會計に付き監査を爲す事を得。第三十三條本組合の會計年度は二月一日より翌年一月三十一日迄とす。

第五章　機關紙

第三十四條　本組合の機關紙規定に基き機關紙を發行す。

第六章　罰則

第三十五條　本組合所屬支部聯合會及個人にして本組合の宣言綱領

規約大會の決議及中央委員會の統制に服せざる場合は中央委員會又は大會に於て除名する事を得但總定員の三分の二以上出席し出席者三分の二以上の同意を要す。

附　則

第三十六條　本規約の修正又は變更は大會に於て出席代議員の三分の二以上の同意を要す。第三十七條　本組合に顧問を置くことを得

新役員　中央執行委員長、杉山元次郎。中央委員、吉岡八十一、河合儀一、須永好、今井一郎、吉田賢一、藤本金助、山崎豊定、小島小一郎、石橋源四郎、茂呂饑吉、澤田義雄、淺沼稻次郎、細野三千雄、行政長藏、宮川伊太郎。顧問、賀川豊彦、松谷與次郎、山崎今朝彌、麻生久。各部長、組織部長　三宅正一、調査部長、須永好、爭議部長　淺沼稻次郎、政治部長、吉田賢一、教育部長、杉山元次郎、產業部長　河合儀一、青年部長　安達巖、婦人部長　賀川豊彦、出版部長　三宅正一。

三　日本農民總同盟

本年三月六日創立大會を開催するに至つた(勞働運動の項參照)日本農民總同盟の綱領規約等を擧ぐれば次の如くである。

【綱領】　一、我等は團結の力により農民の地位向上福利の增進並に知識の啓發を期す。二、我等は合法的手段により農民に對する一切の不當なる抑壓を排擊せんことを期す。三、我等は農民組合の實力により小作人階級の完全なる解放と健全なる社會の建設を期す。

【主張】　一、耕作權の確立。一、小作料の合理化。一、團結權の獲得。一、爭議權の確保。一、完全なる小作法の制定。一、土地制度の合理的改革。一、農民運動を壓迫する諸法令の廢止。一、耕作階級を壓迫する租稅の廢止。一、消費組合運動の促進。一、產業組合の民衆化。一、農村金融の充實。一、農村教育機關の完成。

【規約】(拔萃)　一、本組合は日本農民總同盟と稱す。二、本組合は我國における小作農、小作兼自作農および傭農その他本組合の承認したるものをもつて組織す。三、會費月額本部費三錢、同盟費二錢、聯合會費一錢、支部費二錢とす。

構成團體及員數

府縣名	團體數	員數	府縣名	團體數	員數
神奈川	五	二、〇〇〇	栃木	二	五〇〇
千葉	五	一、三〇〇	埼玉	三	一、〇〇〇
茨域	六	一、五〇〇	宮城	二	三〇〇
福島	二	五〇〇	岐阜	一	二〇〇
岩手	二	五〇〇	群馬	二	九〇〇
靜岡	二	五〇〇	東京	二	五〇〇
長野	三	七〇〇	計	三七	一〇、四〇〇

役員　會長　鈴木文治。副會長　片山哲。主事　未定。中央委員　岡野實(千葉)、近藤金次郎(栃木)、坂本梨郷(群馬)、西村彦一(岐阜)、伊藏新藏(神奈川)、杉田一夫(福島)、望月勝藏(靜岡)、石川金次郎(岩手)、鎌田仁藏(宮城)、埼玉、茨城各一名。各部長、笠置運(法律)、松永義雄(政治)、赤松克麿(教育)、宮崎龍介(宣傳)、山崎一雄(出版)。顧問、安部磯雄、中澤辨次郎、馬場恒吾。

第二節　主要なる地方的及其他の農民組合

一　中部日本農民組合

主張と事業　四月九日岐阜市修道館に於ける臨時大會に依つて不自然なる結社を自主的に解散した結果從前通り婦人も未青年も加入自由の純粋の經濟團體にもどつた中部日本農民組合の主張と事業は下の如くである。【主張】一、耕作權の擁護　(1)立入禁止の嚴禁(2)立毛差押の禁止。二、小作料の改定　(1)純收益に基く小作料の新定、(2)小作料最高限の嚴定、(3)災害年度小作料の減免。三、團體協約權の確立　(1)小作集合契約制の新定、(2)團體協議制の新設。四、團體交渉權の確立　(1)有るがまゝの農民組合の法認、(2)小作爭議權の合法化。五、女性の人間的解放　(1)農民子女の人身賣買に依る人間權冒瀆制の完全撤廢、(2)農村子女々工化の經濟的救濟。六、既成團體の改廢　(1)農會の根本改革、(2)產業組合の改造。七、農民金融機關の完成　(1)農民組合金庫の設定、(2)低利金融機能の完成。(事業)一、消費組合機能完成の促進(1)勤勞階級中心の消費組合完成、(2)不慮の災害に依る相互扶助機關の完成。二、組合農場の經營　(1)農業經營の指導、(2)組合員失業者の救濟收容。三、農民教育機關の完成　(1)高等農民學校の新設に依る農民教育の完成、(2)組合青年の階級的自由教育に依る指導者の養成。四、農民會館の建設　(1)組合一切の集會並に冠婚葬祭の式場化、(1)會館の娯樂場修養場社交場化。五、診療機關の完成　(1)無料を原則とする巡廻診療開始、(2)農民病院の模範的經營。六、農民藝術の作興　(1)農民劇の試演、(2)農民特有藝術の保存、(3)農民美術の新興。

二　農民自治會

宣言の筋書き

この世が始まつて、この方人類の歴史は百姓虐めの事實を書き連ねた涙の記錄である。文明開化と喜んだ今の世(近代資本主義時代)の進歩も百姓にとつては、たゞ昔よりも上手に昔よりも尙ひどくくるしめられるそのくるしめられ方の進歩でしかない。見なさい！工場でできた品はとの十年ばかりに十幾倍も上つてゐるのに、わし達の作つた物は二十年かゝつてタツタ三倍。それもそのはづ、わし達が作つて賣るものは何一つだつて、こつちの言値(少くとも生產費)で賣れないやうに仕組まれてゐて、さて、わし達の買ふ物は、これは又、何一つだつて定價のついてないものはない。喰物も原料も捨値で買ひ集めてそれに少しばかり手をかける(それも小僧や職工の手だ)と忽ち幾割何十倍もの定價をつけて賣り付ける。これが金がもの言ふ資本主義の今の代のからくりである。東京を大阪をアメリカを町と云ふ町をあんなに繁昌させ遊ばせてゐるのは實にわし達の血と汗の結晶に外ならない。どうしてわし達はあの半分も年貢として取立てる地主とこの都會との二重にいぢめぬかれて借金又借金、それもできなくなり餓死するかしないかの境にさへすつぽかさ

れてゐる。わし達はどうすればこの死地から浮び上ることができやうか。その時とざかしい頭の人は政權をわし達の手に握ることができればいゝのだと云ふ。お上もまた誰にも選擧權をくれて置いて何とかだまして行かうとする。だがほんとうに百姓の百姓らしく生きる道は唯一筋しかない。それは云ふまでもなくわし達百姓同志が何奴にもだまされないやうに團結して組合に依ることである。わし達はこのことを非政黨的組合行動と云ふ。上から治められる政治に頼ることなしにお互に氣を配つて共同の事務に當る自治で行かうとする政治は一本立することのできない、他人をあゞでこきつかつて世渡りをするろくでなし達の手段でそれはどうしても都會中心のものである。けれどもわし達百姓(生產者)は人に頼み上から治めてもらう必要がない。そして地方自治でなければ救はれつことがないのだ。このやうにわし達百姓が非政黨組合行動でひた押しに押して行くと今のやうな不都合極まる經濟の仕組みを誰もが百姓(生產者)の仲間入りをする正しい經濟の仕組みに建て直すことができるばかりでなく、同時に政治の仕組をすたらすこともできるのだ。なぜなら政治の仕組と云ふものは經濟のからくりのつきものなんだから。わし達の運動はこうゆう新しい見方正しい行き方でどんなにおさへつけられやうとも必ず仕遂げてみせる。わし達の運動がだん〳〵盛んになると都會のみじめさは思ひやられる。そこに働く勞動者はその八割までも贅澤品、軍需品の製造や餘計な手數をかけてゐるのだから當然失業者となつて溢れ出すことだらう。だがそれは止むを得ないことだ。今田舍では働く人手が少くて困つてゐるのだからそれらの人達はどし〳〵田舍に歸つて正業につくことができるであらう。わし達はこのやうに歴史を新しく書き更へるためにもわし達の立場を理解する都會の勞働者とも手を握らうとする。

標語と綱領

【標語】 一、農民自治の精神に基き農民生活の向上を期す。一、協同扶助の精神の實を擧げんことを期す。一、都會文明を否定し、農村文化を高調す。

【綱領】 一、農耕土地の自治的社會化。二、生產消費の組合的經營三、農村文化の自治的建設。四、非政黨的自治制の實現。

當面の事業

一、組合的經濟行動 (イ)耕作者(小作)組合、(ロ)漁民組合、(ハ)生產組合、(ニ)共働組合、(ホ)消費組合、(ヘ)融通組合、(ト)共濟組合、(チ)女工擁護組合、(リ)電氣消費者組合。二、非政黨的團結行動 (イ)政爭黨弊を村より驅逐、(ロ)村政の徹底的監視、(ハ)惡政惡法惡稅の撤廢阻止要求、(ニ)地方利權の擁護回收、(ホ)農民デーの擧行。三、對官製團體行動 (イ)農會の廢止、(ロ)消防組の自治化、(ハ)青年團處女會の自治化、(ニ)青訓の消極的反對、(ホ)產業組合の自治化。四、教養の更建行動 (イ)カナガキ、エスペラント採用普及、(ロ)小學教科書の內容暴露、(ハ)研究、講演、講習、農民學校の開催、(ニ)演劇、映畫、民踊、農民學校の開催、(ホ)農事研究見學行の開催、(ヘ)公會堂圖書館共同浴場の設置。

縣聯合所在

埼玉縣入間郡南畑村、北海道川上郡人舞村、秋田縣本莊町、新潟縣

刈羽郡批把島村、長野縣北佐久郡川邊村、●北信聯合●長野市外安茂里村、●東信聯合、●北佐久郡川邊村、●中信聯合●豐科町下鳥羽●南信聯合●下伊那郡龍丘村、靜岡市外千代田村。

【地方宣傳部】京都市八條內田町、愛知縣海部郡立田村、京都府何鹿郡佐賀村、堺市三寶村、岡山縣川上郡松原村、福岡京都郡祓鄉村沖繩縣糸滿町。

●全國聯合委員

池田種生、石川不盡、富岡小夜子、大西伍一、大塚貞三郎、川口善一、田邊清春、竹田愛國、竹內政代、中西伊之助、延原政行、栗原藤七郎、牧テルヲ、松本正枝、深川武、小山勝清、朝倉重吉、澁谷定輔、下中彌三郎。

第三章　中間階級者の組合

俸給生活者の組合は、內務省の調査によれば、昭和元年來現在に於て十組合、組合員數約三千人であつて、職業から見れば會社の下級社員、工場の事務員、下級吏員、新聞記者、教員等から組織されてある。

從來俸給生活者の組合は、只單に相互の修養、親睦、救濟等を目的としたものであつたが、次第にこの目的は一般勞働組合と同樣に勞働條件の維持改善に變り更に政治運動へと進展しつゝある。而して日本俸給生活者組合聯合が本年十月十六日の第二回大會でその組織を改正して日本俸給者組合評議會と改稱し、統制ある組合運動の基礎を造つたことは、本年の特に注目すべき事項であらう。

現存する重なる組合名を掲ぐれば次の如くである。

組合名稱	創立年月	所在
神戸サラリメン●ユニオン	大正十四年六月	神戸市
東京市電氣局職員同志會	同　年九月	東京市
關東俸給生活者組會	同　年十一月	同
橫濱サラリメン●ユニオン	同　十五年八月	橫濱市
東京市電傭員聯盟	同　年十月	東京市
京都サラリメン●ユニオン	同	京都市
大阪俸給生活者組合	同　十四年十月	大阪市
川崎サラリメン●ユニオン	同　年十一月	川崎市
日本俸給生活者組合聯盟	大正十五年五月	東京市

これ等俸給生活者組合中最も範圍の大なるものは日本俸給生活者組合聯盟(改稱、日本俸給者組合評議會)であるが、之は事務所を東京市小石川區西古川町三〇番地に置き加盟組合として東京一般俸給者組合關東出版俸給者組合、大阪俸給者組合、橫濱俸給者組合、川崎俸給者組合、京都俸給者組合、神戸俸給者組合、名古屋俸給者組合(本年二月創立等を包含し機關紙として「俸給生活者」を出してゐる。

第四章　職業婦人の組合

職業婦人組合は幾度か組織せられたがこもすれば有名無實

に流れその組織活動共に何等見るべきものがないが本年度中に組織された主要なものを摘記すれば左の通りである。

東京カフエー從業員聯盟——六月、女給の經濟的地位の確立を期す

日本看護婦同方會——二月、日本赤十字社内にあり會員千二百名。

全國婦人同盟女給班——十月、團結の力により女給員の經濟的社會解放を期す。

全國婦人同盟職業婦人班——十月、團結の力により職業婦人の經濟的、社會的、政治的解放を期す。

職業婦人聯盟——十一月、東京市芝區櫻川町、代表者大江すみ子。

養父郡女教員會(兵庫縣)——五月

東茨城女教員會(茨城縣)——五月

福島米田村郡女教員會——十月

盛岡市女教員會——十二月

西彼杵郡女教員會(長崎縣)——十二月

附、主要勞働組合一覽表(昭和二年末現在)

當研究所調査

勞働組合名	組合事務所々在地	設立年月日	組合所屬工場又は職業種類	組合員數	加盟組合數	幹部氏名	機關紙	備考
日本勞働總同盟	東京市芝區三田四國町二ノ六	大一・八・一		三七、〇〇〇	二同盟會 五聯合會	鈴木文治 松岡駒吉	月刊勞働婦人勞働	社民黨
關東勞働同盟會	同右	大一〇・二・一三		三五、〇〇〇	二聯合會 二四組合	松岡駒吉 齋藤健一	月刊階級戰	
東京聯合會	同右	昭二・三・二	東京鐵工中央合同遞友同志出版印刷東京革工日本縫工八王子勞働、東京紡織、自動車勞働運輸勞働	三、〇〇〇		小原源一		
東京鐵工組合	同右	大一三・二・六	東京亞鉛、日本電氣	三、〇五〇(一〇〇)	三五支部	組合長内田藤七 主事原虎一		昭三・五現在
中央合同勞働組合	同右	大一五・二・二		六五〇		沖濱藤治		

遞友同志會	同右	大一四・九・三〇	郵便夫	一、〇五〇		石塚常次郎	赤松克麿	昭三・五現在
東京紡織勞働組合	同右	大一五・一・	東京モスリン、東洋モスリン	六、二〇〇		速水柳二		
運輸勞働組合	同右	昭二・六・	馬車挽仲仕	九五七		仲濱藤次		昭二・五現在
出版印刷勞働組合	東京市外荏原町戸越五〇五	大一五・一〇・三一	行政學會	二〇五		佐藤信憲 田中小次郎		
東京革工組合	東京府下北千住町二ノ六二四	大一四・四・二五	皮革會社	四五八（三八）	八支部	茂澤清 熊本虎藏	組合長 主事	昭三・四現在
日本縫工組合	東京府下大井町三三五一二宮崎方	大一三・三・二九	鐵道被服廠	四四〇（二四三）		森田春次郎 磯市之助	組長	
神奈川聯合會	川崎市新川通五九	大一五・四・		四、三九〇（三六五）	神奈川鐵工、セメント、東京電氣勞働、石油勞働製材		會長 主事	三木次郎 土井直作	昭三・四現在
神奈川鐵工組合	同右		日本鋼管、淺野造船、日蓄工場	一、二五〇（二五）	一二支部	岩西和三郎 近藤武男	組合長 主事	近藤武男 遠藤秀雄 土井直作	昭三・四現在
石油勞働組合	同右	大一五・二・二	ライジングサン、日本石油	四〇〇					
東京電氣從業員組合	同右	大一五・一・二七	東京電氣	七〇〇					
セメント勞働組合	川崎市外田島町大島三一七一	大一五・二・四	淺野セメント、三河セメント	八二〇					
製網勞働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六	大一五・三・二	東京製網	二、五三〇	四支部	三木次郎			
關東醸造勞働組合	千葉縣野田町中ノ臺一九四	大一〇・二・一五	野田醤油關東支部醸造工	三、二五〇（六五〇）	一六支部	小泉七三 堀越梅男	組合長 主事		昭三・四現在

諏訪合同勞働組合	長野縣岡谷町田中五一五七	昭二・三・八	製糸工場	一、五三〇(三三〇)	委員長	戸澤正一 櫻井竹三郎
秋田製材組合	秋田縣能代港町畠町	大七・	製材工	二五〇	組合長	島田豐三郎 佐藤忠三
岩手合同勞働組合	盛岡市內加賀野小路	大一五・三・二一	雜業	二〇〇		吉田耕三 代々木久剛
名古屋勞働組合	名古屋市南區瑞穗町手卷二九	昭二・二・一	職工、仲仕	三四七(七)	組合長	清水石松
尙關東同盟所屬	信州交通勞働組合、埼玉勞働組合、札幌勞働組合アリ。					
關西勞働同盟會	大阪市此花區江成町三三	大八・四・一五	四聯合會二一組合	一三、〇〇〇		塚本重藏 西尾末廣
大阪聯合會	同右	大六・六・四・		八、〇〇〇		大矢省三 山內鐵吉
大阪金屬勞働組合	同右	大一四・四・	久保田鐵工、汽車會社	四、八〇〇		塚本重藏
大阪電線工組合	大阪市此花區春日出町電停前	大一〇・八・	住友電線	九〇〇		廣岡庄太郎
大阪合同勞働組合	大阪市此花區江成町二三	大一〇・七・一		一、五二〇		金正米吉
大阪紡織勞働組合	同右	大一五・二・二八	東洋紡績、日本紡績	三五〇		三木豐 西尾末廣
大阪印刷出版勞働組合	同右	大一四・二・七		二五〇		山內鐵吉
尼崎聯合會	尼崎市舊城內五五	大一三・九・		二、七四七(四八七)	尼崎木管 尼崎合同 尼崎紡織	金正米吉 田中勳

尼崎金屬勞働組合	同右	大一三・四	久保田工場、中山亞鉛	一、二七九（三二）	三支部	尼崎硝子尼崎化學	牧野裕門 岡田勘三郎
尼崎同盟勞働組合	同右	大七・八・	森薄板、ベルベット	四三三（一八七）	六支部	竹内雄作 金田儉次	同右
尼崎硝子勞働組合	同右	大一四・六・	長上硝子、日本ビール	三〇五（一九）	三支部	戸中富三郎 橋本松次郎	
尼崎木管工組合	同右	大一〇・六・	日本木管、スピンドル	四六〇（一三〇）	二支部	濱名新太郎 藤井蕉	
灘聯合會	兵庫縣御影町濱中	大一三・二・二四	製樽工	八〇五	灘製樽工灘細竹工	八谷幸太郎	
中國聯合會	廣島縣御調町因島土手町	大一四・六・二八		九一五	因島勞働玉造船福山勞働笠島勞働	村上武市	
因島勞働組合	同右	大一〇・一〇・六	大阪鐵工所	七〇〇		村上武市 近藤英雄	因島勞働 昭三・四現在
德島縣勞働組合	德島縣板野郡住吉島町北ノ馬場	大一三・	電氣工、印刷工、木工等	一七二		上條肇 葛伊之吉	昭三・四現在 昭三・三社民支持トナル
關西同盟會所屬	和歌山勞働組合、和歌山製材製函勞働組合アリ。	大一〇・六・二四	土石工、大工	約一、〇一〇	一二地方評議會、七七組合	新納乾太	本部直屬 昭三・五現在
朝鮮支部	京城府岡崎町一〇	大一四・五・一四 昭三・四・一〇 解散サル		三六、〇〇〇		野田津太 中村義明 杉浦啓一	勞働新聞 勞農黨
日本勞働組合評議會	東京市芝區三田四國町二ノ五	大一四・六・一三		九、〇〇〇	一二組合	唐澤清八	
關東地方評議會	同右	大一四・八・三	石川島造船芝浦製作所	三、九〇〇（四〇〇）	一〇支部	高岡榮 伊藤保	昭三・六現在
關東金屬勞働組合	東京市芝區新堀町十四						

關東勞働組合	東京出版合同	東京市牛込區細工町九	大一四・八・三〇	日清印刷、共同印刷	一、一五〇（三〇〇）	大島　英夫	昭三・五現在
東京勞働組合	東京市本所區太平町二ノ二〇三	大一三・二・三			一、六〇二	八支部	同右
關東勞働組合	東京市深川區門前山本町八	昭三・一・一四			四〇〇	二支部	昭三・五現在東京木材ト勞働組合協議會合同ス
京濱一般勞働組合	川崎市旭町二ノ四七一	昭二・四・八			五五（一八〇）	五支部	森眞　康 工藤　勝行	昭三・七現在
相生合同勞働組合	桐生市錦町、錦小路	昭二・三・六	紡績工		二〇〇（八〇）	高橋　忠彌	同志	昭三・四現在
關東地方所屬ニ關東化學、横濱市合同、松本合同、南信一般、埼玉産業勞働組合アリ								
福島地方評議會	福島市榮町三二							
福島合同勞働組合	同右	大一四・六	製糸工		一八〇（一五〇）	堀川 若宮　三郎	昭三・四現在
郡山一般勞働者組合	郡山市稻荷町一〇二一	昭二・四・三	日東電氣、東洋曹達		一一七（一五）	神田　一郎	昭三・四現在
東北北部地方評議會	秋田市南秋田郡土崎港下酒田町	昭二・六				全秋田合同、山田合同、豐岡一般、青森一般、仙臺一般	
青森一般勞働組合	青森市浦町字橋本二六二	大一四・二	木材、運輸		六〇八（三八）	五分會	藤山　健吉	昭三・四現在
仙臺一般勞働者組合	仙臺市北一番町二四	大一四・二	金屬工場、自由業者		二一八（九）	六分會	多田　基一 赤津　益造	昭三・五現在
						小樽合同		

北海道地方評議會	小樽市末廣町五二阪本方	大一五・二・五					
小樽合同勞働組合	同右	大一四・八・三〇	鐵工場製紙工場	一、七〇〇	四支部	函館一般、函館造船木工、札幌合同、旭川合同、室蘭合同、釧路合同、根室合同	鈴木一雄
函館造船木工勞働組合	函館市駒止町八	大八・七	造船工	六八〇			近藤榮作
釧路合同勞働組合	釧路市西幣舞町四七	大一四・一一・三	交通業、製材工	三五〇			高島末太郎
旭川合同勞働組合	旭川市一線一號	大一五・八	木管工場、鉛筆工場	八三〇（三〇）	九支部	清水合同、濱松合同、富士合同、島田合同、志太一般、靜岡合同	田中輝俊
靜岡地方評議會準備會	清水市辻島崎八八八	昭二・六					奥村市藏
清水合同勞働組合	同右	大一三・一一・六	製材工	二〇〇	三支部	名古屋金屬、中部港灣勞働、名古屋木材、三重豊合同、橋一般	木下源吾
中部地方評議會	名古屋市中區御器町字圓上一五	大一四・二・二八		一、六〇〇（二〇〇）			櫻井信幸
名古屋木材勞働組合	名古屋市南區八熊町島ノ内	昭二・三	製材工	三三（一三）	二支部		櫻井信幸
							小澤健一
							松宮久一
							鈴木源重
							境一雄
							昭三・四現在
							昭三・四現在
							同右
							昭三・四現在
							昭三・一現在
							組合戰線
							昭三・四現在
							昭三・四現在
							機械技工ヨリ分離

豐橋一般勞働組合	豐橋市船町新道一	昭二・六・一九	一三〇(六)	京都合同工京都金屬木材京都染物	徳野孝太郎	
京都地方評議會	京都市下京區坊城通原大門下ル二丁目	大七・一〇	一、〇〇〇		齋藤英三 奥村甚之助	
京都染物勞働組合	右同	大一三・七	四〇〇	染物工	齋藤英三	
京都合同勞働組合	右同	大一一・一	四〇〇		森田五郎	
大阪地方評議會		大九・三・二一	七、六〇〇	大阪電氣 大阪印刷 大阪金屬勞働者、大阪木材 大阪紡織 染物、大阪一般勞働者、堺金屬勞働 泉州紡織	大田博 徳田英治 河田賢次	
大阪印刷勞働組合	大阪市南區清水町三	大一一・二	八〇〇		太田博	
大阪電氣勞働組合	大阪市港區泉尾北村二ノ九四	大九・三・三一	一、三〇〇	五支部	平岡雄四郎 岩氣守夫	
大阪金屬勞働者組合		大一五・四・四	五〇〇(一〇〇)	五支部	德田英二 堂領榮藏	昭・四現在
大阪木材勞働組合	右同	大一四・四	六〇〇(一〇)	二支部	飯石豐市 長壁民之助	昭三・六現在
大阪一般勞働者組合	大阪市浪速區敷津町三ノ二		一、一〇〇		井上勝 柴原貫	昭三・五・大阪勞働者組合ト改稱ス

堺金屬勞働組合	大阪府泉北郡三寶町南島一ノ一	大三・四	鐵工場	一四五	四〇〇（五〇）	一支部
泉州紡織勞働組合	大阪府泉南郡北掃守村春木	大一四・七・一〇	岸和田紡、寺田紡績			同右
神戸地方評議會	神戸市下澤通一丁目一五七	大一四・七・二			一、五〇一	神戸金屬、神戸印刷、神戸木材、神戸化學、神戸港內、淡路合同、東播合同
神戸金屬勞働組合	同右	大一四・五			三〇〇	七分會
神戸化學勞働組合	神戸市神樂町一ノ三五	大一五・三・二四	ゴム會社、マッチ工場		三三〇（六〇〇）	二支部
淡路合同勞働組合	兵庫縣淵本町本物部榮町	昭二・四・一六	貝釦工、鐵道夫		一七〇（三〇〇）	三澤省吾、山口勘一
東播合同勞働組合	兵庫縣加古郡大川町	昭二・七	日本毛織		一八六（六四）	三木高次
中國地方評議會	岡山市內山下外濠町一八	大一四・六			五〇〇	岡山合同鐵工、廣島一般	平盛美佐緒
九州地方評議會		昭二・二			一、八〇〇	九州鑛夫、九州合同、九州鐵工	森下敏夫
九州鑛夫組合	福岡縣嘉穗郡飯塚西町	大一三・七			一、一三〇（二〇〇）	四支部	國武滝、佐野義雄	昭二・三加盟
四國地方評議會準備會	德島縣板野郡鳴戸村高島	昭二・六			一、六〇〇	德島勞働組合聯合會、德島撫養鹽田	福永豐功

德島勞働組合聯合會	德島市出來島本町	昭三・四	紡績工、木工	三二（二一）	德島木工德島紡織	南齊田鹽田松山合同今治一般	
今治一般勞働組合	今治市八幡町一二一	昭二・一	晒工、仲仕	三五（四二）			
評議會本部直屬組合ニ石川合同（金澤市）、能美合同（石川縣）、新宮合同（和歌山縣）アリ							
日本勞働組合同盟	東京市芝區芝公園五ノ四	大一五・三・一〇		二四、四三〇（六、五二〇）	三聯合會二六支部	會主事長政治、教育、法律、國際、婦人、各部	棚橋上條、爭議、調査、青年、小虎愛一
東京地方聯合會	同右	昭二・五・二六		二三、八〇〇（六、五七〇）	日本紡織關東合同工、關東革技、金屬産業、東京北部	細谷神谷白鳥敏郎廣近松太	
關東合同勞働組合	同右	大一四・七・二九	製糖工場、肥料會社染色工場	三、二三〇（五二〇）	三一支部	望月小松原光源治太郎	月刊工場ト鑛山
金屬産業勞働組合	同右	昭二・六・一	機械工場、品川製作所	五一〇（四〇）	四分會	加藤織本石橋十利憲一	
日本紡織勞働組合	同右	昭二・四・九	東洋モスリン、東京モスリン	七、八〇〇（六、〇一八）	七支部	麻生上條織本久一愛貞代	正義の光
東京北部勞働組合	東京府下尾久町上尾久一〇五五服部方	昭三・三・二四	東京鋼家具	三五〇	四支部	鹽田齋藤定男忠利	

昭三・四現在	昭二・一現在日勞黨	昭二・三評議會ヨリ脱退	
昭三・三……		昭三・三・二四東京化學ト合同ス	
昭三・一現在	東京鐵工ヨリ分離	本部直屬	
昭三・一現在			

兵庫縣聯合會	神戸市苅藻通一丁目二一ノ三	大一五・三	二、三〇〇（三〇〇）	高砂工友會、神戸勞働、北尼崎勞働、淡路向上會、貝釦灘加工、飾磨合同	藤岡文六	末永寶吉	昭三・四現在
神戸勞働組合	神戸市腕塚通一丁目	大一四・一〇	二三〇	川崎造船	安藤盛	柴田富太郎	昭三・五現在
高砂工友會	兵庫縣加古郡高砂町農人町	大一三・九・一	七〇〇（一〇〇）	八支部	高橋松次	代野逸治	會報 昭三・四現在
尼崎勞働組合	尼崎市田町五五一	大一五・三	三〇〇		藤岡文六		
北攝勞働組合	兵庫縣川邊郡伊丹町昆陽口	昭二・一	一八四（一四）	三支部	小畑敏夫	山岸理松	昭三・四現在
灘合同勞働組合	兵庫縣御影町上東八四三	昭二・一	三五一（九二）		笠島末吉	山中保忠	同右
勞働向上會	兵庫縣洲本町清水町	大一五・二・二五	八〇〇（三〇〇）	三支部	土谷謙吉	中山太吉	同右
關西合同勞働組合	大阪市此花區春日出四ノ二	昭二・一	二五〇（五〇）	六支部	淺井富次郎	喜入虎太郎	時報 本部ハ解體セシメタルモノ
關西地方所屬ニ和歌山勞働、大阪勞働、日本モールユ、泉南紡織勞働組合アリ							
九州聯合會	長崎市樺島町三五藤田ビル	大一四・五	八二七	長崎合同長崎交通長崎機械工諫早一般大牟田一般	今村等		昭三・六現在

長崎合同勞働組合	同	大一三・九・三〇	製材工鐵工	三二(五八)	森登守	
長崎機械勞働組合	同	大一四	造船所	三	今村等	
大牟田一般勞働組合	大牟田市宮坂町一二	大一三・五	職工坑夫	二〇〇	池尻健淨 福田直一	昭和三・五
郡山勞働組合	郡山市清水臺三九				田中利勝	
高知勞働組合	高知市本町筋五丁目 昭二		製材仲仕セメント	三五〇	前田晴生	昭三・五現在
本部直屬ニ東北合同勞働組合（青森縣）アリ						
日本鑛夫組合	東京市芝區芝公園五ノ四	大九・一〇・八			加藤勘十 關屋博	
足尾聯合會	栃木縣足尾町通洞		足尾銅山		石山重吉	
常磐地方聯合會	福島縣石城郡內郷村綴	大一五・三			廣瀨貞	
磐城炭坑支部	同 右	大一四・八・三	炭坑夫	六四三(二三)	廣瀨清貞 今泉藏	昭三・一現在
小阪鑛山支部	秋田縣鹿角郡小阪町 紹越			一五〇	本田安五郎 本田清五郎	昭三・五現在
尾去澤鑛山支部	同 右	大一五・三		八五〇(一〇〇)	龜山三五郎	同 右

第二部第三篇 勞働組合

別子鑛山支部	愛媛縣西新居郡中萩村峯下	大一三・九・				一〇二（五）	
九州出張所	福岡縣嘉穗郡飯塚町吉原仲町五二〇						
鑛夫組合所屬ニ水澤（岩手）阿仁、小去澤（秋田）高越（德島）支部等アリ							
日本勞働組合總聯合	東京市芝區新櫻町一九	大一五・一・一七	三聯合會、二組合	一四、一五五	日本勞技會、東京機械工純勞働者、日本精技會、日本機電、關東車輛工關東總合勞働、關東メリヤス工、東京工、東京川崎勞働、京濱勞働技友會	四、二五〇（四五〇）	阪本孝太郎、田淵富士逸、大久保勇、教育、組織、爭議、政治、青年婦人月刊組合總聯合	昭三・五現在日勞黨
關東地方勞働組合聯合會	東京市芝區新櫻田町一九	大一五・五・一六					高山久藏、大久保勇	昭三・五現在
日本勞技會	東京府下隅田町四五九	大九・七・一五	日本車輛	六八二（二五）	一〇支部		宇野信次郎、服部林之助	
東京機械工組合	東京市外大島町三ノ四〇〇	大一四・五・四		三三〇	四支部		福田道之助	昭三・六現在
京濱勞働技友會	東京府下入新井町不入斗八九二	大一三・四・一六	大井光學瓦斯電機	八〇〇（一〇〇）	五支部		齋藤伊三太郎	昭三・四現在

純勞働者組合	東京市深川區越中島町六	大九・一〇・二	中山亞鉛深川鐵工	三(三)	五支部	鶴岡貞之大久保勇	昭三・六現在	
川崎勞働組合	川崎市東田町二小泉方	大一四・一・三	日蓄工場川崎製作			十文字茂綱島寅吉		
關西地方勞働組合聯合會	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九	大三・三・一五		九、二〇〇	大阪鐵工、大阪硝子工、電氣技工、一般勞働、共愛勞働、皮革工、向進會	阪本孝三郎田淵富士逸	昭三・六現在以下同ジ	
大阪一般勞働組合	同右	昭二・六・二五	メリヤス工、製菓工製函工	七、七〇〇(二六〇)	七支部	橋本定吉増田孫一	關西メリヤス、金庫工、食糧勞働、製函工組合ノ合同	
大阪鐵工組合	大阪市浪速區船出町八ノ三一	大八・五・一八	大阪鐵工所鐵工、内外電熱、久保田	三、〇七三(七〇)	二七支部	三木磯治丸山春吉		
大阪硝子工組合	大阪東北區與力町一ノ二四	大一五・四・二五	德永硝子山村製壜	一、三二八	六支部	久木治三郎中出登		
纖維勞働組合	大阪市東淀川區十三西ノ町二六	昭二・三・一	稻畑工場、ノ染織工場	一、七三〇	七支部	阪本孝三郎橋本定吉		
共愛勞働組合	同右	大一三・九・三〇	汽車會社	三九五		原田貞光足立金次		
印刷工向進會	大阪市東區北桃谷一〇ノ三	大一五・四・一		四五〇	二支部	西村孝三郎宮本純一		昭三・二加盟
皮革工組合	大阪市天王寺大道四ノ五一	大一五・三	鞄工場	一三〇		濱田孫吉難波貫一		昭三・一加盟
神戸地方聯合會	神戸市湊川町四ノ七八	大一四・一・一七		七〇五(一〇)		神戸造船一般		三吉良太廣畑實藏

武相勞働聯盟	一横濱市内田町三ノ七	大一四・五・一	五、五八〇	工信會	酒井庄平	日刊武相聯盟	昭三・四現在 神奈川自治黨
横濱工信會	同右	大一三・四・一	三、〇〇〇	工愛會	浅生惠造		
工愛會	神奈川縣浦賀町荒巻四一七	大一〇・四・三	二、五三七（二）	一支部	酒井庄平		
全國勞働組合	東京市小石川區西丸町一九	大一五・五・二四		三聯合二五組合	鈴木貞吉		
自由聯合會					市川陳平		昭三・四現在
關東勞働組合	東京市京橋區木挽町二ノ一〇	大一三・四	一三三（一五）	二支部	水沼辰夫	月刊自由聯合	昭三・五現在
自・由聯合會	同右	大一五・五・二四		東京自由勞働者東京一般、東京印刷工、朝鮮自由勞働、江東黑色一般、東京瓦斯工、C勞働者、上毛印刷工、常磐一般、			同右
東京印刷工組合	東京市京橋區木挽町二ノ一〇	大一三・四			和田榮太郎		
上毛印刷工組合	前橋市一毛町二二四竹本方	大一三・一一・一六					
朝鮮自由勞働者組合	東京市外戸塚源兵衛一四七	昭二・二・二三	五二〇（二〇）	二支部		朝鮮自由勞働	
常磐一般勞働組合	水戸市上市鈴坂七五三		一六三	三支部	石川豊吉	平民評論	昭二・二加盟
黑色青年聯盟	東京市外代々木富ケ谷一五二七	大一五・一・三一				黑色青年	
埼玉小作人組合	埼玉縣北足立郡原市町	大一五・五・一	七八八（一三）		中村重次郎		昭三・四現在

関西労働組合	自由聯合會	大阪市浪速區水崎町四六	大一三・二	生島茂	昭三・五現在
大阪機械技工組合	同右	大阪浪速區廣田町四生島市方	大一三・八	逸見吉二	昭三・五現在
大阪印刷工組合		大阪市一貫町松原下ル金田方	大八・六	岡本仲一	
京都印刷工組合		京都市一貫町松原下ル金田方	大九・四	生島茂	同
神戸自由労働者組合		兵庫県武庫郡西灘村森字高川一一三	大一三・四	奥村國太郎	
中國労働組合聯合會		岡山市下石井新町三二五	大一三・一二・二五	中村鹿	
廣島労働組合聯合會				早川松太郎	
函館印刷工組合		函館市榮町二二七佐々木方	大三・六	多田英次郎	
所屬組合＝旭川純労働者（旭川）新潟一般労働者（新潟）アリ				高木精一	
自由労働同盟		東京市外吾嬬町請地三七八	大一三・八・一三	佐々木均一 金子幸一郎	

（二〇六）大阪機械技工組合、大阪印刷工組合、関西紡織工業組合、和泉漁業組合、黒色一般自由労働者、神戸自由労働者組合、京都印刷工組合、京都一般工

（二〇九）三支部

一五〇

（二一七）

（二一八）岡山一般紡織組合、岡山紡織

E・L・U 革匠會、自由労働者、鐵筋職工、皮革職工、加藤昇、上野富用、自由業員組合

關東總合勞働組合同盟	東京市外荏原町戸越五二九	昭二・八・一九	一、〇八五（二九）	東京總合勞働、東京企屋工、東京地方ゴム、日鮮勞働協和會	坪井專次郎	桑原辰治	勞働大衆社
日本窯業勞働總同盟	名古屋市東區山口町二一	大一四・一・二五	三、〇二〇（三七〇）	二聯合會一〇組合	荒谷宗治	大野兼十	プロレタリア新聞
名古屋陶工組合	同右		一、三三五（三五〇）	駄知陶工、右陶工、上田畫工、土岐陶友會、津陶畫工、泉瑞陶工、浪製陶	塚本幸之助	山本誠一	
東濃聯合會	岐阜縣駄知町北山	大一四・九・一〇一	一、一四〇（八〇）	瀬戸陶工、瀬戸碍子陶工、品野陶工、品野陶工上	伊藤榮次郎	横山貫一	
東春聯合會	愛知縣瀬戸町一九八六	昭二・二・二	五、〇七八	大阪勞働者、大阪造船合同、大阪關西倉庫、關西仕立工、日本左官、日本土工、日本大工、日本鐵筋工	後藤田巳毅	永田幾次郎	
日本勞働組合聯合	大阪市港區夕凪町二一〇	大三・一・五					

日本勞働組合協同會	大阪市東成區東小橋町五五	昭二・九・一		工、日本美術友禪工、西部通信		昭三・五現在
大阪足袋工勞働組合	同右	大一五・五・一三		大阪鐵工、大阪セルロイド、大阪ゴム工、鏡加工、大阪足袋工、浪速合成日鮮合成	一、三〇〇	昭三・四現在
官業勞働總同盟	大阪市東區越中島町八六〇	大一三・二・九		八支部	三五	
關西同盟會	同右	大一三・七・三〇		二同盟會六組合	三、六〇〇	
大阪向上會	同右	大八・一一・九	大阪工廠、被服廠	大阪向上會、大阪煙草、名古屋向上		
大阪煙草勞働組合	大阪市南區日本橋筋四ノ七八	大一二・六〇〇	專賣局		四六〇（一四六）	
名古屋向上會	名古屋市南區熱田東町横田二二	大一〇・三・三〇	兵器廠	三支部	一、三五二（三三七）	
九州同盟會	八幡市泰日野町五	大一三・七・七		同志會革正會		
勞働組合同志會	同右	大九・一〇・二五	製鐵所	一三支部	八、一三	

田村精之助	生野植松益太郎	昭三・五現在		野村源二郎	生野益太郎	昭三・四現在
西浦宇吉	川村保太郎		月刊官業勞働新聞	社民黨		
川村保太郎	村井小之助					
辻井安太郎	北島元一郎	昭三・四現在				
西浦宇吉	長瀨繁太郎	昭三・四現在				
濱橋文作	大平嘉三郎					
濱橋文作	松尾政六		勞働乃九州			

小倉革正會	小倉市萩淵町	大一三・五・一三	小倉工廠	三〇三（二八）	大平嘉三郎	松永龍一	
東京官業勞働組合	東京市小石川區竹早町九渡邊方	大一四・一	陸軍工廠、專賣局	一七、五〇	四支部	渡邊善壽	町田國重	昭三・六現在
海軍勞働組合聯盟	吳市本通十二丁目一五	大一三・三・一六	海軍工廠	四二、〇〇〇	七組合	川島不二郎	宮崎繁一	野村隆	海聯時報	昭三・四現在以下同じ
吳海軍工廠勞働會	吳市本通七丁目一六	大一三・三・一六	吳工廠	一八、五〇〇		宮崎繁一	澤井武雄	吳獨立民衆黨
廣廠工僚會	廣島縣賀茂郡廣村	大一三・三・一三	廣工廠	一六九五（四）		淵野利一	石丸一二	工僚タイムス	藝南民衆黨
德山燃工會	山口縣德山町寺町	大一五・一〇・三	燃料廠	六四四（一四）		河野貞三	時報德山版	德山民衆黨
橫廠工友會	橫須賀市山王町四八	明四〇・五・二四	橫須賀工廠	一〇、〇〇〇		川島不二郎	工友時報	民衆進黨
舞鶴共立會	京都府中舞鶴上中町三丁目	大一三・三・一〇	舞鶴工作所	三、三七七（九二）		阪上常七	外山與一郎	共立時報	舞鶴民衆黨
佐廠勞愛會	佐世保市松浦町七、〇〇五	大一三・三・一六	佐世保工廠	七、四一四（一六五）		古賀德一	藤浦義雄	勞愛時報	佐世保民衆黨
總愛會	神奈川縣平塚町平塚三、五〇九	昭三・二・一	火藥廠	七三（一九）	一支部	辻村二郎	自治會、現實同盟、中部交通、共和會、自助會、同思會、函館交誼會	
日本交通勞働總聯盟	東京市麹町區飯田町二ノ二一	大一五・六・二七		一五、〇〇〇		濱田藤次郎	鈴木茂七	冲本信吉	勞農黨、日勞黨、社民黨	交通勞働
東京市電從業員白治會	同右	大一三・五・一	東京市電郊外電車					

自治會現實同盟	東京市神田區美土代町四ノ五	昭二・八・一七	東京市電王子電軍	四、九〇〇（四〇〇）	四七支部	石毛留吉	第五回大會ニテ分離ス
大阪市電從業員自助會	大阪市港區八幡屋町松ノ町二ノ二一〇	大一三・一一・二〇	大阪市電	四〇五	四支部	桑田喜三郎 金井健二郎	日勞黨
神戸市電從業員同思會	神戸市五番町三丁目九	大一三・五・二八	神戸市電				
横濱市電從業員組合聯盟	横濱市瀧頭町岩瀬六四	昭二・一一・一八		一、〇〇〇		町田卓	神奈川自治黨、昭三・四現在以下同ジ
横濱市電共和會	同右	大一三・六・一三	横濱市電			吉越外松 町田露文雄	共和
横濱土木從業員組合	横濱市根岸町阪下九五	大一五・一・二五	市土木局	六八	一〇支部	横山啓次郎 米窪明一	
日本俸給生活者組合評議會	東京市小石川區西古川町三〇	大一五・六		七〇（八五）		難波英夫 山中信雄	俸給者新聞
東京一般俸給者組合	同右	昭三・一		三〇〇（三〇〇）	四支部	辻克己 鴻野茂介	昭一・一〇・一六改稱ス 勞農黨 昭三・七四現在
大阪俸給生活者組合	大阪北區東野田町九ノ五七	大一五・一〇・一六		一〇〇（一〇〇）		安岡隆一 倍田員	
神戸俸給者組合	神戸市阪口通一ノ二白雲堂	大一四・六・二四		五五（三）		古家賀三 池田義雄	

名古屋俸給者組合	名古屋市東區千種町寺萩一〇五	昭二・二・二一	四、六〇一	二支部	杉原長次郎	月刊同盟	昭三・六現在日勞黨
日本司厨同盟	神戸市海岸通二丁目四	大一四・八・一九			押山晋夫		
商船同志會	同	大七・一〇・二	一、八〇一		栗田喜一郎		
郵司同友會	同	明四二・三・二三	三、三〇〇（一〇）	一支部	森脇甚一		
船舶同志會	同	大三・一・三	五〇〇		宮本官治		
日本海員組合	神戸市海岸通三丁目二六	大一〇・五・七	五、一七七	甲板二、四七八 機關九、四八二 司厨五、二七 九支部 二出張所	池上武雄		
社團法人海員協會	神戸市下山手八丁目	明二九・一・二五	一〇、九二六	四出張所	宮田碧水		
郵司相互自助會	横濱市海岸通郵船支店内	昭二・四・一八	二、九五〇（五〇）	一支部	福永嘉三郎		
郵船屬員協會	神戸海岸通一丁目	大九・一〇・三一	四、八六七	一支部	大塚憲		
海事協同會	神戸市京町八一	昭二・四・			野田喜一		
赤羽勞働懇談會	東京府下岩淵町赤羽三一五	大一四・九	九二九（五六）	被服本廠	大石光次		
蒲田勞友會	東京府下蒲田町新宿二五九	大一四・一〇・一	五〇〇	新潟鐵工所	濱田國太郎	海員	昭二・八・一部海員組合ニ分離合同ス
關東電氣勞働組合	東京市愛宕町三ノ一	大一五・四・	三、一〇〇（三〇〇）	四三分會	堀内長榮		昭三・三現在社民黨
					赤崎寅藏		
					金尾治作	月報	昭三・四現在
					堀保介		
					海老澤源次郎	會報	昭三・五現在
					西尾重吉		
					高橋繁治	會報	昭三・四現在
					塚崎綱太郎		
					木野庄之助		昭三・四現在
					加藤晋吉		昭三・四現在勞農黨
					西村祭喜		昭三・四現在勞農黨

關東一般勞働者組合	東京市本所區柳島町二〇	昭三・四	四〇(二五)	四支部	高橋光吉	會報	東京一般ヨリ獨立改組
日書從業員組合	東京市小石川區久堅町一〇八	大一五・四・六	二五〇		江西一三	修養講話集	昭三・六現在
サラリマン同盟	東京市外世田ヶ谷池尾三六一	大一三・八	約二、〇〇〇		福田竹次郎		昭三・四現在
芝浦勞働組合	東京市芝區金杉新濱町三八	大九・四	八〇〇(五〇〇)		岡村隆治	芝浦勞働	昭三・四現在 非政黨
秀英舍勞働組合	東京市牛込區市ヶ谷加賀町一	大一五・一・七	九七七(二〇九)		吉田潔	會報	昭三・四現在
東京一般勞働者組合	東京市外淀橋柏木二三二	大一五・二	三一〇(四〇〇)	七分會	中西良雄	組合報	昭三・四現在 勞農黨
東京瓦斯工組合	東京市深川區上島町二一	大九・三	一、五〇〇		塚田昌末		
東京市電從業員組合	東京市芝區南佐久間町二ノ八	大一三・五・二〇	一、六〇〇	一八支部	川村幸造		
東京市電從業員協同會	東京市芝區佐久間町二ノ八	昭二・一〇・一七	一、〇五〇	二支部四六班	中名生幸力		
					山分午太郎		
					小野正造	會報	昭二・一〇・一七 佛員聯盟會 電力同思會 電氣勞働者聯盟合同ス 勞農・日勞
					齋藤龜吉		
友信共愛會	本所區太平町二ノ二〇七	大一三・六・一五	四二(三)	一支部	西井辰雄		
					吉岡重孝	協同	
全日本鐵道從業員組合	東京市小石川區竹早町三七	大一五・二・一一	一、二〇〇		小日向鐵五郎	會報	昭三・五現在 社民黨
					瀬川清		
横濱仲仕同盟會	横濱市中村町一三一一	大九・四・二八	四六		北村精	鐵道勞働	昭三・五現在
					前田久吉		昭三・四現在
横濱港仲仕共濟會	横濱市壽町三ノ一二七	大九・四・一三	一、二〇〇		中谷榮吉		昭三・四現在 神奈川自治黨

足尾銅山鑛職夫總聯合會	栃木縣足尾町	大一四・一・三一	足尾銅山	約三、〇〇〇			
北海道勞働倶樂部	小樽市富岡町一ノ五四	大一四・四・二六	海陸仲仕	二、一九〇（一五〇）	二支部	合田久郎	小樽協調新聞
東大阪勞働組合	大阪東成區鴨野町九二六倉本方	昭三・四・二六	雜工場	二七八（六五）	四支部	倉本吉郎 上松義次	
京阪同友交通勞働組合	大阪市北河内郡枚方町	大一三・六・二五	京阪電車	七二八			
關西電氣從業員組合	大阪市此花區春日出町中二丁目四	大一三・八	大同電力、大阪電力	四五〇	七支部	兼島景毅 高本芳隆	
南海鐵道同志會	大阪府泉南郡生鄕村海塚一三〇	大一三・六・一八	南海鐵道	五〇〇		楊原豊一 藤林幸一郎	南海公論
日本左官工友會	大阪市北區天滿橋筋三丁目六	大一五・六・一		一、〇〇七	八支部	佐野太三郎 伊藤清太郎	曉鐘
大阪勞働者組合	大阪市浪速區敷津町三ノ二	昭三・五					
大阪市電愛友會	大阪市港區大正通り五ノ一一四能村方	大一三・六・二〇	大阪市電工場員	一、八〇〇		奥井清三 白畑榮秀	愛友會報
純向上會	大阪市北區相生町六三	大一一・一一・三〇	大阪工廠、名古屋工廠、川北電氣	約五、〇〇〇	名古屋研究會、城東研究會	八木信一 内田文市	純向上新聞
京都陶磁器工組合	京都市	大一一・六・一				角田喜藏 木村萬次郎	
ダンロップゴム工組合	神戸市筒井町五二ノ四二	大一〇・七・一五	ダンロップ工場	二二一（四五〇）		竹内鶴喜	

昭三・二現在社民黨	大阪仲鐵ト評議會金屬ノ一部ト合同改組	昭三・五現在立憲勞働ヨリ獨立社民黨	昭三・五大阪一般統一勞働及大衆勞働組合同改組
昭三・五現在社民黨	昭三・四現在日勞黨	關西民衆黨	

關西瓦工組合	奈良縣南葛城郡披上村柏原	大三・二・三	奈良、和歌山ノ瓦工	二、〇五七（二〇七）		藤本信誠	昭三・二現在 勞農黨
名古屋陶畵工組合	名古屋市東區赤塚町三ノ一四三	大・八・八	製陶工	五八七（一〇七）	一六支部	古川清一 加藤和雄	昭三・四現在 昭二・一〇窯業ヨリ脫退三・四・六改稱 社民黨
笠戸勞友會	山口縣下松町	昭二・二・二七 昭三・二解散	日立工場	約三〇〇			
坑夫組合九州聯合會	福岡縣鞍手郡直方翁町	大一五・九・二八	大分、佐賀、筑豐ノ坑夫	六、九四三（五一一）	七支部	奥付俊一郎 永鐘文一	昭三・四現在
共同研究會	八幡市立町三丁目	大九・六・二〇	製鐵所	六、七六五（二六五）	一五支部	小屋原惣三郎 佐藤實	昭三・四現在 社民黨
在日本朝鮮勞働總同盟	東京市外戸塚町源兵衛一四四	大一四・二・三		二六、一二四	東京、神奈川縣、中部、京都、大阪、神戸、富山、廣島、北海道	金天海 宗昌濂	昭三・四現在 勞農、日勞 朝鮮勞働
東京朝鮮勞働組合	同右	昭二・六・一八		一、八五七（五〇〇）	五支部	李道鑑 尹淳	昭三・四現在
大阪朝鮮勞働組合	大阪市浪速區木津川町一丁目四			七、五三二（三八二）	一一支部	朴永萬 金一黨	昭三・五現在
神戸朝鮮勞働組合	神戸市脇濱町一ノ一三	大一三・九・一五		六八〇		姜甲俊 孫權	昭三・五現在
神奈川縣朝鮮勞働組合	横濱市中區南太田町一九六二	大一四・七・二		三、六三一（三三）	四支部	杵一鎭 徐文宜	昭三・四現在
臺灣工友總聯盟	臺北市有明町二丁目	昭三・二・一九					

全國農民組合	大阪市北區堂島濱通三ノ一八	昭三・五・二七	一道三府二十八縣ニワタル小作人	組合員約六〇、〇〇〇	委員長	杉山元次郎	
		日農、全日合同ス			統制委員	山上武雄	
					常任	淺沼稻次郎	
						小岩井淨	
日本農民組合	大阪市北區堂島濱通三ノ一八	大二・四・九	一道三府十縣ニワタル農民	組合員五、五三四	政治、産業爭議、財務調査、組織	前川正一	
				支部一、〇四九		敎育出版	
				聯合會三一	委員長	河合秀夫	
					常任	山上武雄	
全日本農民組合	大阪市此花區上福島二丁目さくらやビル	昭二・三・一			組合長	杉山元次郎	
					常任	淺沼稻次郎	
						前川正一	
						河合秀夫	
						仁科雄一	
全日本農民組合同盟	東京市赤坂區傳馬町一ノ一	大一五・四・二			月刊土地と自由		昭三・三現在勞農黨
中部日本農民組合	岐阜市高野町七丁目	大一三・四・二〇	岐阜、愛知縣下農民	組合員三、三四七	月刊全日本農民		昭和二・三日本農民組合ヨリ分離ス日勞黨
				支部二八五			
				聯合會	月刊農民組合		農民黨
					組合長	平野力三	
						須貝快天	
						中澤辨次郎	
						吉川文助	
大和農民組合	岐阜市岐阜縣廳前	大一四・三・二三昭二・三中部ト合同ス	岐阜縣下農民		月刊中部日本農民新聞		昭三・六現在社民黨
						森義一	
農民自治會	東京市芝區三田四國町二ノ四	大一四・二・五	一道二府十縣ノ農民	組合員六、三〇〇	月刊農民自治		昭三・四現在
全國聯合				支部二四三			
				聯合會一三			
臺灣農民組合	臺灣臺中市楠町六ノ九	大一五・六・二八					

備考　昭和二年ノ狀勢ヲ保存シ乍ラ最近ノ現勢ヲ示スコト、シテアル

備考欄ニ明記ナキモノハ昭和二年十月ノ現勢ヲ示ス

第四篇　産業組合及勞働者の自立運動

第一章　産業組合

第一節　産業組合一般狀況

明治三十三年産業組合法の制定せられて以來著しい發展を遂げた我が國産業組合の運動の大觀を示せば左の如くである

農林省農務局の調査に依れば、最近五ヶ年間に於ける産業組合數及び組合員數は、

	組合數	調査組合數	同上組合員數
大正十一年	一四、〇四七	一三、六九〇	二、七三四、六九五
大正十二年	一四、二六〇	一三、九一九	三、〇三〇、一五七
大正十三年	一四、四四四	一三、二二九	三、三一五、二八三
大正十四年	一四、五一七	一三、三七九	三、九三五、七四八
昭和元年	一四、三七三	―	―

また大正十四年度に於ける資金及び事業高は

組合數	一三、三七九組合
組合員數	三、九三五、七四八人
拂込濟出資金	一四二、五八一、七四四圓
積立金	六一、七一九、九〇八圓
借入金	九〇、三九〇、四一一圓
貯金	六五四、九〇一、五四五圓
合計（運轉資金）	九四九、五八三、六四八圓

事業高

信用組合貯金總額（年度末現在）	四一五、一二三、六五一圓
同　貸付額　同　〃	五三一、五九八、七二七圓
販賣組合販賣額	二二六、〇一七、八三六圓
購買組合購買品賣却高	一六〇、五六三、九〇二圓
利用組合利用料	三、九二七、五三三圓

産業組合と全國戸數との比較

産業組合員數	三、六三五、七四八人
總戸數	二、二五二、三六二戸
組合員一人當り戸數	三・一戸
農業組合員數	二、六八六、三〇八人
農業戸數	五、五四八、五九九戸
農業組合員一人當農家戸數	二・一戸

組合數と市町村數との累年比較

	組合數	市町村數	一市町村當
明治三十三年	三	一四、〇六九	〇・一
明治四十三年	七、三〇八	一三、三九三	五九・〇
大正九年	一三、四四二	一三、一九五	一一〇・二
大正十二年	一四、二六〇	一三、〇九二	一一七・九
大正十三年	一四、四四四	一三、〇四一	一一九・九

大正十四年	一四、五一七	三、一〇九	二九・八
昭和元年	一四、三七三	二、九九三	二九・八

かく累年膨脹しつゝあるにも拘らず、その實質に至つては全く官僚的『天降り的』であつて、無産階級の自覺に基づくものは極めて少く（次章消費組合參照）概ね自作農及び地主を構成分子とする半政府機關の如きものである。この點は例へば産業組合中央會の役員及び中央金庫の出資狀態のみを見ても明瞭である。

産業組合中央會役員、會頭志村源太郎、副會頭岡田良平、理事若槻禮次郎、古在由直、岡實、桑田熊藏、矢作榮藏、日田藤三郎、志立鐵次郎

産業組合中央金庫拂込出資金に就ては中央金庫の項を參照せられたい。

尙産業組合に關する統計は第二部統計表第六表に收錄してある。

第二節　産業組合の事業及運動

一　産業組合中央會

産業組合中央會の運動として特筆すべきは財界の動亂（所謂金融恐慌）の際に採りたる處置である。産業組合中央會は四月二十三日會頭の名を以て全國の支會長及び支會宛に書面を發し、組合員の動搖を戒飾し組合事業の圓滑なる進行を期するこ共に、農林、大藏兩大臣に建議書を提出して産業組合に對して特別貸出をなさんことを建議した。その結果臨時議會に於て容認せられ、産業組合中央金庫は大藏省預金部より貸出を受け、産業組合に對し財界動亂に對する特別貸出を行つた。

この外本年度中に於ける重なる出來事は左の如し。

▲産業組合學校第一回卒業式――三月二十九日、入學者三十名中二十八名卒業。▲購買組合聯合會協議會――五月二十六日、中央會事務所に於て。▲第三回産業組合實務講習會――六月一日―三十日、中央會事務所。▲特別講習會――六月十四日乃至十九日、中央會事務所。▲支部役員協議會――八月五日、札幌市北海道會議事堂。▲産業組合長協議會――八月六日、札幌市。▲第六回産業組合婦人講習會――八月二十六日より五日間、長野縣上田市。▲第三回教育者産業組合講習會――十二月二十一日乃至二十五日、中央會事務所。

▲大日本生絲販賣聯合會の設立　大正十三年四月松本市に開かれた第一回全國生絲販賣組合大會の決議に基き全國的の生絲販賣組合聯合會の設立に關して調査を進めつゝあつた昭和二年一月二十八日、二十九日を以て設立總會を中央會事務所に開き三月四日を以て大日本生絲販賣組合聯合會設立許可書を申請し、三月十五日を以て許可の指令を受けた。

二　産業組合中央金庫

昭和二年春に襲つた財界の恐慌に對して産業組合中央金庫は資金貸出の準備を整へ、四月十八日より三十日までに約八百五十萬圓、五月中旬までに約壹千萬圓の貸出を行つた。尚四月二十二、三日兩日は一般銀行に倣つて休業し、支拂猶豫令明けに備ふるため五月十日一千圓の産業債券を發行して大藏省預金部の引受け拂込を受けた。尚銀行に對する持別融通に對する建議に基づき、大藏省預金部より一千萬圓の範圍内に於て融通を受くることゝなつた。

産業組合中央金庫は昭和元年度を以て設立以來滿三ヶ年を經過することになつたが、設立當時と比較すれば、出資拂込は諸積立金、貯金、借入金合計に於て十四割七分九厘、貸附金、有價證券、預金及び現金合計に於て十五割一分三厘の增加を示してゐる。

昭和二年三月末現在貸借對照表(圓以下切捨)

借方		貸方	
政府以外出資者拂込未濟出資金	九、五四四、一六〇圓	政府出資金	一五、〇〇〇、〇〇〇圓
證書貸付	三、四五五、三八〇	政府以外出資者出資金	一五、七〇〇、〇〇〇
手形貸付	七、六九四、六三三	準備金	二八四、七九五
短期貸付	二〇、〇〇〇	特別積立金	五七七、一五一
手形割引	九一八、〇四五	退職給與基金	一六、〇〇〇
當座預金貸越	一、一六八、五五三	産業債券發行高	二、九〇〇、〇〇〇
銀行預金	一五、〇五五、六八七	定期預金	六、一七三、一三〇
郵便預金	一三、二〇二	當座預金	一三、四〇六
有價證券	五、四二四、二〇一	特別當座預り金	四六一、五〇五
代理所基金	二八七、四四六	通知預り金	七四六、〇〇七
備品	三〇、五八七	別段預り金	三五九、五〇〇
假拂金	一、八七〇	假受金	一四九、三四六
借家敷金	九、八五八	職員身元保證金	三三、九八四
現金	三九、七一八	未經過割引料及未拂利息	二〇三、九七六
合計	四三、六五二、三四〇		

前年度繰越金	七四、五九八
本年度剰餘金	八四九、六九七
合計	四、六三二、三四〇

三　全國購買組合聯合會

全國購買組合聯合會の大正十五年度（昭和元年度）に於ける事業の狀況をその事業報告書に依つて概略を示せば次の如くである。

貸借對照表

貸方		借方	
拂込未濟出資金	三七〇、三五圓	出資金	六六三、五〇〇圓
中央金庫出資金	一六、五〇〇	中央金庫拂込未濟出資金	八、三四二
大阪事務所未着勘定	三、八一九	準備金	四四
尾ノ道派出所勘定		特別借入金	四〇三、七七六
雜貨取扱所勘定	一九五	假受金	三、三五二
特別當座預金	三六、一三一	未拂金	八四〇
定期預金	四三、九八六	支拂手形	七、五〇〇
當座預金	五〇、〇〇〇	買掛代金	一、六四八
別段預金	五九、一八一	保證金	二、〇〇〇
通知預金	三八		
振替貯金	四〇、六七五		
振替貯金基本預金	三、三六二		
倉庫	三〇		
	一〇、一五二		
備品	七、八三		
假拂金	七、一三六		
未收金	一、五六〇		
受取手形	三五、二二五		
取立手形	二五、七〇七		
郵便擔保金	三		
倉庫敷金	一〇〇		
肥料積立金	二八		
肥料	三、九二六		
雜貨	一六七、五八四		
賣掛代金	一八七、三三〇		
前年度繰越損失金	一七、七九九		
本年度損失金	四、九二六		
現金	一、三三五		
合計	一、一五九、九〇四	合計	一、一五九、九〇四

第三節　植民地における産業組合

一　臺灣

大正二年二月十日産業組合の施行せられた以後の概況を示せば左の如くである。

大正二年末	組合數	調査組合數	同組合員數	拂込濟出資額
	一八	一四	二、七六〇	四八三、七三圓

大正七年	一七三	一六六	七、四八	四、四五、一九
大正十二年	三一〇	三〇〇	一三九、四八四	二、六三、〇四五
大正十三年	三三三	三三三	一五一、〇二八	二、二三七、六八一
大正十四年	三五六	三三三	一七一、七〇九	三、一〇一、七九九

二　樺太

大正四年六月十八日樺太に産業組合の施行せられたる以後の狀況を示せば左の如くである。

	組合數	調査組合數	同組合員數	拂込濟出資額
大正四年	—	—	—	—
大正九年	二六	一九	一、一二七	二四、五九四
大正十二年	三四	二六	二、五二三	四九、二六五
大正十三年	三七	三二	二、四三三	五三、三三七
大正十四年	三七	二六	二、三三三	六五二、五〇五

三　朝鮮

朝鮮にも大正十五年一月産業組合が施行せられたが未だ成績の見るべきものがない。唯朝鮮に早くから發達してゐた金融組合が大正七年法律上認められて以來産業組合と同樣の機能を發揮して成績の見るべきものがある。その組合數五百二十一、組合員數四十一萬二百九十九人、總出資額八百三十四萬四千六百五十圓である。

組合の設立年度	大正六年迄	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	計
官公吏組合	二	四	五	九	—	—	—	—	三
俸給者組合	三	三	五	一	四	三	二	二	三
會社内補助組合	五	—	—	六	—	—	一	一	一〇
勞働者組合	—	—	—	一	—	一	三	一	五

第二章　消費組合

第一節　消費組合一般狀況

當研究所が大正十三年度消費組合調査を行つた結果、並に産業組合中央會が大正十四年度に行つた調査を基礎として概況を示すにとめる。

大正十三年度に於ける我が國の消費組合總數は二一二組合にしてその中一一八組合(五六%)は都市に存し、殘り九四組合が町村に存してゐる。

右の中一四八組合に就て調査せる結果に依れば

市民組合	一六	六	九	八	七	三	六	五
計	三五	三	一九	二五	二	二〇	一七	八
百分率	三・六	八・七八	一三・八四	一六・八九	七・四三	一三・五一	二・四九	五・四〇

組合ノ成績（一）

	利益アリシモノ	損失アリシモノ	損益ナカリシモノ	計	組合員數	資本總額
官公吏組合	二四	九		三	三、四六六	四六三、〇九七
俸給者組合	一八	二		一	九、一〇一	四四、二〇〇
會社內補助組合	一八	一		一	四四、七二九	八六五、三八
勞働者組合	二	三			一、三三〇	二、三三
市民的組合	四七	二		一	三五、二九七	二、二八二、四三三
計	一〇九	三		三	一四八	三、九一六、〇九一

組合の成績（二）

	上高總額	一組合平均	一組合員平均	資本に對する割合
官公吏組合	一、八七一、三五五圓	五六、七二三圓	八三、二七圓	四・〇倍
俸給者組合	二、〇六七、六〇八	九八、四六八	三七、一八	四・二
會社內補助組合	九、一八八、七三八	四五九、四三七	二〇五、四三	一〇・六
勞働者組合	一六三、一五四	三三、六三一	一三、七三	一三・五
市民的組合	四、六七七、七八九	六七、七九四	一三、五三	二・一
計	一七、九六八、八一四	三二、四二一	一五九、二七	四・六

第二節　消費組合の事業と運動

昭和二年度に於ける消費組合運動中注目すべきことは、漸次勞働者の消費運動が勃興の機運にあることである。之は一般勞働運動農民運動が行詰りになり、もつと地味な運動に轉換する必要に當面したからでもあらう。で左右翼のごの勞働組合の大會に於ても消費組合の問題が議案として上提せられないのはない狀態である。就中活動的なのは關東消費組合聯盟であつて、これは東京地方に在る約二十數箇の組合の聯盟であつて共同仕入を行つて居り、勞働運動との協調をはかり又メーデーに於ては共同の活動を有し六月五日には產業組合中央會事務所に於て第六回大會を開いて左の綱領を可決した

一、我等ハ營利主義ニ基ケル、資主義的組織ノ改造ヲ期ス

一、我等ハ諸他ノ無產階級ノ運動ト相提携シテ目的ノ實現ヲ期ス
一、我等ハ全國的消費組合聯合ノ結成ヲ期ス

尙本聯盟主催となり七月二日に第一回の消費組合デーを東京に擧行した。

又共働社に於て活動し來れる岡本利吉氏は人類愛と協同の精神を基礎とする農村青年共働學校を靜岡縣富岡村に十月創立し昭和三年より開校するにいたつた。

又農民運動の先覺者たる杉山元次郎及賀川豐彥氏等の企劃せる「農村消費組合協會」はその第一歩を踏み出したにすぎないが、農村の暗礁たる肥料問題の解決の鍵たらしめんとする目的を有してゐる。

その他消費組合の組織された重なものは

農村消費組合聯合九州農民組合——一月二十六日
敎員消費組合——二月
披上村消費組合——二月
通信消費者聯盟——三月
舞鶴共立會消費組合——四月三日
共榮消費組合——三月中に企畫され六月から開業
消費組合家庭會——七月二十二日
桑都消費組合——十一月二十日

又消費組合の外廓運動として家庭會を神戸消費組合が試みて好結果をもたらしてから各地に試みられる樣になつて今年は大阪共益社(七月)江東消費組合(十月)高知共働社(十二月)を中心とする家庭會の組織を見るにいたつた。

第三章　勞働者の自立運動

無產者の自主運動は殆んど見るべきものがない。唯從來自救運動の手段を有しなかつた中間階級者の間に共濟的組合の漸次發達し行く傾向を觀取し得られるのと、產業組合による小作地の管理及共同耕作の試みられるものが現はれて來たに止まる。

中間階級中甚だしく不遇の狀態にあるものは町村吏員及敎職員である。前者に就ては全國町村長會議に於ても救濟の必要を認め要領を示して當局に逼るところあつたが、實現するにはいたらなかつた。本年中設立されたる共濟組合の重なるものは、

▲埼玉縣町村吏員互助會(二月)　▲岡山縣交通互助會(二月)　▲敦賀港共濟團(十一月)等で、計畫中のものには中央社會事業協會の共濟組合(昭和三年四月實行)がある。

第五篇　無產政黨

概說

前年度來頓に擡頭し來つた無產政黨運動は、その對立鬪爭

にも拘らず、急激なる發展を遂げ、殆んど無産階級運動の主力を吸收したかの觀があつた。殊に金融恐慌以來一層深刻味を加へた政治上並に經濟上の動搖は、一般民衆の生活不安と相俟つて、無産政黨に對する期待を強く刺戟したかに見える。

かゝる間に、震災地一府三縣及び島根、沖繩、佐賀、北海道を除く全國一齊の府縣會議員の總選擧が九月より十月にかけて行はれた、これは普通選擧に依る最初の總選擧として、また無産政黨が幾許までの實力を發揮し得るかの試金石として多大の興味を以て迎へられた。この選擧に全國の各無産政黨から立候補したものは總計二〇四名(內當選二八名)、總得票數二五五、五五六票であつた。この結果に就ては、或は失敗と見るもの、或は意外と見るもの、夫れ〳〵の立場に依つて見解を異にするところがあつたが、兎も角、金權萬能の選擧界に徒手空拳を以て進出し、如上の成績を擧げ得たのは、無産階級のために萬丈の氣を吐き、選擧界の積弊に向つて一大鐵槌を下したものと言ふことが出來やう。

然し乍ら選擧の收穫として特筆すべきものは合同の機運の擡頭である。對立鬪爭の弊害は單に一般黨員に依つて認められたる許りでなく、漠然無産政黨支持の立場にある人々の側から叫ばれるに至つた。この狀勢は期せずして無産政黨間に合同の機運を促し、勞働農民黨、日本勞農黨から夫れ〴〵合同の提唱をなさしむるに至つた。然しそれは單なる述唱に止まり、何等具體的の協議を進むるに至らず、「合同未だし」の狀勢を以て本年度の幕を閉ぢたのであつた。

かく一方に合同の機運が熟しつゝあるにも拘らず、全國各地に、組合を單位とする地方的無産政黨の組織せられるものが相次ぐ狀態であつた。蓋し、全國政黨間の對立鬪爭が地方的割據の論據を與へたのと、組合卽政黨の自然的な組織過程に依るものであらう。かくて、全國的政黨の合同と、地方的無産政黨の整理とが、次年度に貽された問題でなければならない。

本年鑑に於ては、無産政黨運動を一般的な運動と個別的な運動とに分ち、更に後者を全國的政黨の運動と地方的政黨の運動とに分つて記述せんとする。

第一章　共通運動

各政黨の共通的運動をこゝに一括して說明する。府縣會議員の選擧及び合同問題がその重要なるものである。

第一節　府縣會議員選擧及府縣會內の活動

一、府縣會議員選擧

普通選擧に依る最初の總選擧として、多大の注目を以て迎へられた府縣會議員の總選擧は、震災地の一府三縣及び島根

佐賀、沖縄、北海道を除いて全國一齊に行はれた。各無產政黨は初陣として最もこの選擧に力を注いだが、言論及び文書に依る宣傳を唯一の武器とし、次の如き政策を掲げて選擧に臨んだ。

1　勞働農民黨（拔萃）

一般政策

一、地方自治體を中央政府の專制的支配より解放し、民衆の自治權を伸張すること

二、地方自治體に於ける民衆の政治的自由の獲得

三、地方自治體に於ける勞働者及小農の利益の伸張

一　選擧權

一、十八歲以上の男女にして當該府縣に住居するものは總て選擧權を有すべきことを要求す。

二、十八歲以上の男女は他府縣に住居するものと雖も總て被選擧權を有すべきことを要求す

三、大選擧區制の採用

四、投票日の休業と賃銀日當俸給の公費負擔

五、供託金全廢

六、一般投票に依る知事の公選

二　行　政

一、內務大臣の府府會解散權據算削減權の廢止

二、內務大臣大藏大臣の道府縣債許可權の廢止

三、道長官、府縣知事の出兵請求權の廢止

四、道府縣知事の原案執行權の廢止

五、道府會發案權、議決權、議決の執行强制權の道府會に依る獲得

六、現行惡道府縣令の廢止

七、道府縣參事會の廢止

八、特高課、高等課並に高等警察政策絕對反對

三　財　政

一、左の諸稅の撤廢を要求す

(イ)戶數割。(ロ)自轉車稅、リヤカー稅、荷車稅、荷馬車稅、牛馬稅、舟稅、觀覽稅その他一切の無產階級負擔の雜種稅。(ハ)家屋稅(ニ)特別地稅。(ホ)營業稅、營業人力車稅。

二、左の諸稅の創設を要求す。

(イ)不在地主稅、閒空地稅。庭園稅。土地增加稅、土地未改良價格稅、(ロ)財產稅、銀行會社稅、邸宅稅、高層建築稅、別莊稅、門稅(ハ)遊興稅、蓄妾稅、自家用自動車稅。二、以上の如き貴族、軍閥官僚大地主、ブルジョア等に對する租稅は極度の高率累進賦課を要求す

三、土地及財產の評價委員會の創設とこれへの一般民衆の參加

四、所得稅調査委員の一般的公選

五、警察費を國庫負擔として機密費を全廢すること

六、黨略的土木事業の根絕

四、公益事業

左の事業の公營並にその增設、新設、改善、無料解放を要求す

一、病院、精神病院、癩病院、診療所、細菌檢査所、結核療養所、

巡廻病院、助産院等の衛生的醫學的設備
二、養老院、孤兒院
三、職業紹介所

五　住宅

一、完全なる居住權の獲得
二、廣大なる邸宅、別莊、庭園その他社會的に不必要なる一切の場所並に學校、寺院、都會、公會堂その他一切の公共施設は廣く一般民衆の利用に解放さるべきこと
三、完全なる居住權の獲得は住居の管理へ一般居住者代表を參加せしむることによつてのみ可能である

六　教育

一、一切の教育機關から中央の專制的支配を排除することに依つてその完全にる自治權を獲得すること、一切の教育機關の管理への學生々徒代表の參加
二、教育機關の徹底的門戸解放と一般民衆に對する教育の完全なる機會均等の要求
三、(イ)師範學校、中學校、女學校、商業學校、工業學校、農業學校等の管理への生徒代表の參加。(ロ)國營圖書館、博物館の充實並にその管理への一般民衆の參加。(ハ)青年團、在鄉軍人團、青年訓練所、處女會、婦人會、補習學校等の完全なる自主化。(ニ)義務教育年限を八ケ年に延長

七　勞働者並に小農

一、(イ)團結權、罷業權、團體協約權の確認。(ロ)八時間勞働、(ハ)標準生活費を支給する最低賃銀、失業手當制度及び賃銀一週間拂の獲得、(ニ)男女勞働差別待遇撤廢、幼年勞働禁止、少年婦人勞働の制限、坑內勞働禁止。(ホ)產前產後八週間產婦休養とその全額給付。(ヘ)時間外勞働、夜間勞働の廢止。(ト)自主的工場委員制度の確認
二、失業救濟施設改善及その勞働者による管理
三、勞働學校の確認
四、禁獵區の廢止
五、煙害鑛毒並に土地陷沒等の一切の損害の資本家全額負擔
六、地主負擔に依る水利施設の宣傳並に耕地改良
七、信用組合利用の公正
八、米麥檢査廢止
九、產業組合農會の完全な自主化

中心スローガン

一、官僚知事を排せ！
二、府のことは府會で決めろ！　縣のことは縣會で決めろ！
三、稅金は資本家に出させろ！　稅金は地主が拂ふべし！
四、勞働農民黨の旗の下に！

2　日本勞農黨

一　地方行政

イ、知事の公選
ロ、府縣選擧權被選擧權の擴張——滿二十歳以上の男女の選擧權及被選擧權、居住年限の短縮
ハ、惡府縣令の撤廢

ニ、知事の原案執行權の撤廢

二　地方財政

イ、地方財政の確立

ロ、不在地主の同率課税

ハ、土地增價税の累進課税

ニ　間空地税の累進課税

ホ、雜種税、府縣營業税等惡税の改廢。(1)牛馬税、自轉車等諸税の廢止。(2)遊興税等の累進課税。(3)庭園税、廣告税等の累進課税

三　地方産業問題

イ、産業組合（利用組合、販賣組合、購買組合、信用組合、農業倉庫、繭倉庫）の無産階級化

ロ、産米檢査費用の地主負擔

四　公營問題

イ、肥料、農具、種子の公營

ロ、無産階級のための公立病院の擴充

ハ、助産の公費負擔

ニ、特殊交通機關の公營

ホ、公營住宅の擴充

ヘ、浴場の公營

五　地方教育

イ、學用品の無料貸與

ロ、無料給食の實施

ハ、實業補習教育の擴充

ニ、地方圖書館の擴充、巡回文庫の設置

ホ、無産階級に對する娯樂機關の設置

六　社會事業及び地方衛生

イ、失業者救濟制度の確立

ロ、養老院、孤兒院、無料托兒所等の完備

ハ、避病院その他傳染病檚防對策の徹底的改善

ニ、公園の擴充

府縣會選擧の中心スローガン

一、府縣會を民衆の手に！

二、金權政治の打破！

三、民衆政治の確立！

四、富豪脫税の嚴罰！

五、土木事業の公正！

六、實業補習教育の擴充！

七、惡税の改廢！

八、惡府縣令の撤廢！

3　社會民衆黨

一、地方自治制の徹底

1、地方官の民國

2、地方普選の徹底

(A)年齡低下。(B)居住制限の短縮。(C)婦選の確認。(D)保證金の徹底

3、地會議會の改造
4、知事原案執行機の廢止
5、町村地域の廢合整理
6、封建的府縣地域の廢合整理
7、小學校教員巡査その他薄給府縣市町村吏傭人の待遇改善
8、衛生組合消防組合その他隣保的施設の民衆化

二　地方財政經濟の改革

1、地方財政稅制の勤勞階級本位化。(A)家屋稅免稅點の設定。(B)戶數割の有產階級負擔。(C)勤勞階級負擔の府縣營業稅及雜種稅の廢止
2　警察費の國庫負擔
3、農村產業組合都市信用及購買組合の勤勞階級化
4　肥料、農具及び種子の公營
5、公營銀行の創設及公益質屋の增營

三　都市計畫及農村計畫

1、勤勞階級本位の都市計畫農村計畫並に綜合計畫及實行
2、住宅政策の徹底
(A)土地公有化の促進。(B)家賃の引下げ。(C)勤勞階級本位公營住宅の增設
3、電力の公營、農村電化の促進
4、交通機關の公營及運賃の値下げ
5、勞働者住宅地域の改善
6、上下水道施設の改善

四　教育

1、義務教育の全額公費制の徹底
2、中等教育公費制の實行
3、勞働學校及農民學校の公費支辨
4、職業補習教育機關の完成

五　社會施設

1、醫藥施療の民衆化
(A)無料診療所の公營普及。(B)健康保險制度の改正及適用範圍の擴大
2、社會事業に對する小學校々舍の解放
3、職業紹介所の勞働組合管理
4、葬儀並に助產の無料施設

4　日本農民黨

一般地方政綱

一、地方自治の經濟化
(イ)自治體の產業組合化。(ロ)專賣品賣捌人の指定を地方自治體に獨占。(ハ)農作物災害應急資金の積立
二、自轉車稅その他無產階級的雜種稅の一切の撤廢
三、所得稅並に營業收益附加稅の都市獨占の解放
四、財產收入に對する所得稅の奢侈稅等の有產者的租稅の累進賦課
五、預金部資金、保險會社運用資金並に勸業銀行、普通銀行の長期資金の地方還元、及び農村金融の組合化
六、肥料電力及び醫療機關の國營或は縣營に依る社會化

七、地方分權制度の確立
八、都市遍重政策の撤廢
九、徹底的取締りに依る獨占事業の民衆本位化
十、地方教育の民衆本位化
十一、無產階級取締府縣令の改廢

選擧は九月二十日の鳥取縣を魁こし、十月十日の山梨縣を殿りとして行はれたが、開票の結果は次の如くであつた。

	立候補者數	當選者數	得票數	供託金沒收者數
勞働農民黨	一〇五	一三	二四、〇八四	六
日本勞農黨	三三	三	三七、八三〇	一三
社會民衆黨	三〇	三	三七、七八〇	七
日本農民黨	二六	四	三七、六三四	六
地方無產政黨	一〇	五	三、九六〇	〇
計	三四	六	三五〇、三〇八	四

〔備考〕本表に於て新潟の日勞、勞農の共同候補井澤誠一氏は得票とも勞農に數へ、山口の民憲、勞農の共同候補石原吉五郎氏は得票共地方無產に數へたり

これを既成政黨と比較するならば、次の如くである。(內務省の統計に依る、前表と數字多少異なるも參考のため兩者を掲ぐ)

	候補者數	當選者數	總得票數
政友會	一、二四五名	八一六名	三、二〇二、〇七九名
民政黨	九一六	三七一	二、四〇一、三九二
實業同志會	一七	四	二〇、八三三
革新黨	三	六	三三、六三五
無所屬	三八	六〇	六二、六五五
無產各黨	二六	六	三五、三〇〇

即ち實業同志會、革新黨を凌駕して、無產各黨は第三位を占めてゐる。尙細表を左に掲げてをく。

縣名	選擧區	勞農黨	日勞黨	社民黨	日農黨	地方無產
青森	青森市	△ 二四〇中村 秀藏				
	南津輕郡	△ 四三泉 武雄				
	三戸郡		△三五〇北村金四郎			
	上北郡					
秋田	鹿角郡	△ 二三黑澤由五郎	× 七五米澤 岩吉			
	南秋田郡	×一、六八七畠山松次郎				
	雄勝郡	◎二、七四五入江 五郎				
				× 六〇六浪岡貞次郎		

岩手
宮城
山形
新潟
福島
群馬

平鹿郡 × 八三九大山 泰吉
秋田市 × 六三五棚橋 貞雄
山本郡
盛岡市 △ 八九横田 忠夫
仙臺市
宮城郡 × 一、五三三石川 長作 × 一、一六一上村 智城
亘理郡
遠田郡
飽海郡 × 一、四三〇牧 長治
新潟市 ◎三、〇五六井上 乙吉
北蒲原郡 ◎三、一七四伊井 誠一
中蒲原郡 × 三、一六三小林 勘二
西蒲原郡 △ 四七四相場 豐平
南蒲原郡 × 二、七三八小柳 作平
三島郡 × 一、五八九岩内 龍平
岩船郡
中頸城郡
石城郡 △ 一八〇山代 吉宗 × 六三六廣瀬 貞
群馬郡 △ 五〇五德江 甚七
山田郡
前橋市 △ 三三八堀川 秀吉
碓氷郡
北甘樂郡

× 一、三三島田豐三郎
△ 二三畑中清四郎
◎三、一五六師 義三
◎三、四二四須貝綱太郎
× 三、一〇六玉井 潤次
× 一、五三四市岡伊市郎
× 六四四竹内佐次郎
一、四六七大澤 忠七
× 七七七坂本 利一
△ 六四七藤島節太郎
◎三、九六〇畑 桃作

茨城
利根郡　×二、二〇〇須永好
新田郡　△三五金谷高三郎
佐波郡　△三〇三菊池重作
東茨城郡　△九栗原清

栃木
北相馬郡　×四五茂呂磯吉
多賀郡　△二七一飛田辰五郎
河内郡　×八三七大屋政夫
足利郡　×一、三六一三田良作
上都賀郡　◎二、九一〇石山寅吉
植科郡　×八八〇鹽入豐治
下伊那郡　×一、六五一久保田勇一
諏訪郡　×六三三飯田實治

長野
上高井郡　△三六三山岡清
上伊那郡　×二、二四本藤恒松
高岡市　△一九六大井政勝
中新川郡　×一、四二七野溝勝

富山
金澤市　△二七五今井清
南條郡　×一、一五八内藤彌兵衛
丹生郡　×一、三八八永宮源四郎
名古屋市　◎三、四一一山崎常吉
海部郡　×七八四松井文吉

石川
東春井郡　△一七〇酒井義雄

福井
稲葉郡　×四〇四服部晴雄

愛知
×一、八六五長瀨繁太郎
×一、一七八松浦幸太郎

岐阜
×七九〇伊藤浪男
×一、一四〇原廣吉
×二、一九森義一
×一、九五（勞農民衆）伊藤朱次郎

京都

羽島郡　×一、二六九近藤　重次郎
日本勇郡　×　八三青山　繁松　×二、一五五伊藤　修
揖斐郡　◎三、〇八五大野　金吾
京都市上京◎二、四〇三神田　兵三
同　下京◎二、七五〇奥村甚之助
同　×一、〇〇三菱野　貞治
綴喜郡　△　三二半谷　玉造
葛野郡　×三、〇〇三森　英吉
紀伊郡　△　四三熊谷　久吉
南桑田郡　×一、二九三小田美奇穂
乙訓郡　×　七一〇小野治三吉
久世郡　×　八〇六坂本　兵藏
相樂郡　×　八三八堀　芳二郎
東淀川區　△　三八八飯石　豐市　×一、二四末中勘之助
浪速區　×一、二七四井上　勝　×一、七〇四瀧川　末一
東成區　×一、六〇五德田　英治　×一、二九八後藤　甚太
港　區　×一、三〇一太田　博　×、一四六茅原　基二
此花區　△　四七七吉田　茂　◎四、三九塚本　重藏
西成區　×　九四岸野　重春　△　二六六松岡　政勝
中河內郡　△　四二仁科　雄一
泉南郡　×一、三〇一下中伊之助
堺　市　△　二五增榮　末松
西　區　×　八二中井　孫六
保市　×一、一四九岩崎　光親
岡本　榮吉　◎二、三七一（關西民衆）

奈良

西淀川區　△六三藏本伊之松　×一、二九船越芳之助
三島郡　×三、〇七三八代智藏
北河内郡
高市郡　×九〇三清原一隆
北葛城郡　×一、四七六古山新次郎
同　×一、四七三辻本菊次郎
南葛城郡　×一、〇九一熨斗庄治
生駒郡　×七五三城野平四郎

兵庫

神戸市　×九五五喜井富造
同　×八一六奥田宗太郎
加西郡　×二、七三五古家實三
城崎郡　△一三〇吉田英吉
尼ケ崎市　△三西崎友次郎
三原郡　◎二、八四〇長尾有
川邊郡　△二九六水畑利雄
印南郡　×一、七七六藤野種吉
加古郡　◎三、二八五行政長藏
武庫郡　△二九〇笠島末吉
津名郡　△四八六本村初吉
西伯郡　×一、六一五松本積善
同　×八七九金田安衛
岩見郡　×五二八村上吉藏
東伯郡　×一、五二五大平藤太郎

鳥取

△四六藤岡文六
×一、〇二四小林杖吉
×七〇四野口龍三

兵庫

×九三九田中猶別
×七六六岸本岩信

岡山

日野郡　△一九柴田　久吉
八頭郡　△二五西村禎次郎
吉備郡　×一、五七長門　博
小田郡　×七八麻田　哲雄
兒島郡　×九四森本　杢次
邑久郡　×五四家野　猛之
赤盤郡　△四八入谷　正志
淺口郡　×九三若狹　幸藏
上道郡　×一、四九山上　武雄
岡山市　△一九津下臣太郎

廣島

廣島市　△一九早川　義則
同　△三〇九尾形　武
吳市　
大島郡　×一、八六奥田乙次郎
佐波郡　△四三吉村　伊吉
都濃郡　
大島郡　二、六三安松　九一

山口

木日郡　◎二、六八溝淵松太郎
香川郡　◎一、八七四平野市太郎
高松市　×　三七六山平楳太郎
三豐郡　×一、〇九四田邊半四郎　×一、三七矢野　傑
菱歌郡　◎二、八六八中村　康三　×一、七二三藤本　金助
仲多度郡　◎二、七〇三古川　藤吉　△一九四鎌田　正巳　×　五五平木　幸助

香川

◎二、九四九（獨立民衆）山本　龍二
×　九三五（民　憲）石原吉五郎

愛媛

周桑郡　△　一一〇瀬川　知平
越智郡　△　三三野村助太郎
新居郡　×一、七三四後藤　茂
北宇和郡　×一、四〇七新城　誠明

徳島

板野郡　×　八三七伊吹彌一郎
徳島市　×　六八〇吉田　義男

高知

高知市　△　二三一山崎猪之喜　△　四九大石　忠吉
高岡郡　△　四三〇濱田一郎

福岡

福岡市　△　四〇三福島　茂
久留米市　△　二〇〇野口　孫八
戸畑市　△　二九三篠崎　重樹
大牟田市　△　三三〇松藤　源内
八幡市　△　三〇〇日高　榮
筑紫郡　△　四四三齋田甚四郎
早良郡　△　三七三石橋　新藏
朝倉郡　×六六六八尋八十右衛門
嘉穗郡　×　八三九原　增己
三井郡　◎三、六三三赤坂　伊吉
山門郡　×一、〇四六中尾　新一
田川郡　×一、七九六松田　勝三
糟屋郡　×二、五六三村田宗次郎
浮羽郡　×一、四八九高崎正戸
糸島郡　△　五六六安武長兵衛

福岡

◎四、六六七古賀辨吉
△　三三七津多江仲之吉

◎四、四八二（民憲）堂本爲廣
×　八三三（民憲）三浦愛二

宮崎　宗像郡　△　五四七阿部　乙吉
鹿兒島　三潴郡　△　三七岡野信一郎
長崎　南那珂郡　△　二一〇高橋　政光
　　姶良郡　◎二、三三富吉　榮二
　　長崎市　×　七四一今村　等
　　佐世保市　×　七四富田　鶴重
熊本　熊本市　△　一七二石津　正利
靜岡　靜岡市　×一、二三九大橋　幸一
　　濱松市　×　五六二增田可一郎
　　清水市　△　一〇四梅津　次作
滋賀　大津市　△　二四七吉增嘉一郎
和歌山　海草郡　×一、九六八公門城秋雄
三重　伊都郡　△　四四一新田　彦藏
　　多氣郡　◎一、二七六長谷川多三郎
　　飽南郡　×　八七二增田　文吉
山梨　一志郡　×一、〇六一秋山　友藏
　　南巨摩郡　◎一、八〇三大鷹　貴祐
　　東八代郡　×一、五五五野田　彦吉
　　中巨摩郡　◎二、五〇三日井　治
　　（佐世保民衆）
　　◎二、九一〇小笠原勘一

二　府縣會內の活動

新に無產政黨の代表者二十八名が府縣會に送られたことは地方議會に對して異常な影響を與へたやうに思はれる。府縣議會に於けるそれ等無產政黨の代表者の行動を詳細に亘つて記述することは不可能であり、また要も少ないから、唯その一班をあげて全體の活動を推察せしむるに止める。

1　議長副議長選擧

無産政黨議員の第一にぶつかつた問題は議長副議長選擧であるが、これに對して無産黨議員は如何なる態度を採つたか

栃木　日勞石山寅吉氏は自選す。

群馬　日農畑桃作氏は政友會と抱合して副議長となる。

大阪　社民の塚本重藏氏、關西民衆の岡本英吉氏は棄權す、

兵庫　日勞阪本勝氏、行政長藏氏、勞農長尾有氏自選す。

廣島　労民衆の山本龍二氏缺席す。

この外は不明であるが、政民兩者が同數で無産黨議員が決定權を有した栃木に於ける石山氏の自選は好評を以て迎へられ、巧にそれを利用した群馬の畑氏の副議長は不評であつた。將來に問題を貽したものと言へやう。

2　その他の問題

無産黨議員は、何れの府縣會に於ても、質問の機會を捉へて、牛馬稅、自轉車稅その他諸車稅の撤廢等のために奮闘し、また言論の取締、警察官の態度等に就て府縣當局に彈劾的質問を放つてゐる。然かも概して好評を以て迎へられたやうである。兎も角、無産階級のために眞面目に戰つたと云ふ印象は强く與へた。この點正確なる資料に依つて具體的に報告することの出來ないのを遺憾とする。

第二節　共同戰線及び合同問題

一　府縣會選擧に至るまで

無産政黨の對立に對しては各方面から漠然たる合同の要望があつたのみで、何等具體的の運動としては表はれなかつたのみならず、各黨がその集合機關紙等の言論機關を通じてする對立闘爭の激化は、勞働農民黨をして他の三無産政黨をエセ無産政黨と一括して罵倒するに至らしめ、遂には七大政黨立合演說會の名の下に、無産政黨同志討の計劃をすらなさしむるに至つた。唯この間日本勞農黨に依つて提唱されたる臨時議會解散要求、對支非干涉の二問題に關する各無産政黨の共同行動が、日本勞農黨及び勞働農民黨の共同行動となつて表はれたのみである。然しこれも五月六日の神田青年會館に於ける唯一回の演說會に依つて打ち切られて了つた。その後八月二十一日に大日本紡及び花木ゴムの警官瀆職問題に就て日本勞農黨と勞働農民黨との間に共同抗議書が發せられ、兩黨の代表者が司法大臣及び警視總監を訪問して彈劾する所があつたが、當面の被害者である社會民衆黨は遂に加はらなかつた。

二　府縣會選擧後の合同問題

對立闘爭のまゝ府縣會の選擧にのぞみ無産政黨相互が同志討を演じた結果は、選擧後次第に合同熱を高めた。殊に、次第に露骨となり來つた政府の無産階級運動の彈壓政策に會するに及んで、この要望は急激に成形を得來つた。然し對立闘

爭の尖鋭化は、この合同問題に關してすら、指導權の奪ひあひを演ぜしめたのである。

十月二十五日勞働農民黨より、第一所謂朝鮮共產黨事件、第二ロシア革命十週年紀念、第三檢閲制度改正期成同盟、第四全國農民團體協議會の四項目に關して共同戰線の提唱が日本勞農黨になされた。これに對して日本勞農黨は、『協同戰線の美名にかくれて不必要の攪亂と中傷とを生命としなるべき共同戰線を破壞する』と云ふ理由の下に拒否した。然るに十一月十七日に至つて勞働農民黨の緊急常任執行委員會は、從來の共同戰線論を改めて、日本勞農黨との共同提唱に依る、社民、日勞、勞農、日農及び地方無產の合同協議會を開催すべきことを聲明するに至つた。これに對して社會民衆黨は默殺の態度を採つたが、日本勞農黨は十一月十九日、勞働農民黨の態度の豹變を難詰したる聲明を發し、更に十一月二十一日所謂宗派的分裂主義者の排除を單一絕對條件とする無產政黨の卽時具體的の合同を提唱するに至り、これを各政黨に通告したのである。

提　議

吾黨は昭和二年十一月二十日の中央報行委員會の決定に從ひ、勞働農民黨社會民衆黨日本農民黨の三友黨に對し、吾國支配階級の單一政治戰線を結成すべく左の如く決議す。

一、勞働農民黨、社會民衆黨、日本農民黨及日本勞農黨は、宗派的分裂主義、所謂福本主義及同主義者の徹底的排除を單一絕對條件として五名宛の黨代表を擧げて無產政黨統一協議會を組織し、以て政治的單一戰線の結成に關する協議を開始すべきこと。

二、右に對する解答を來る十一月二十四日正午に我黨本部に致されたし。

この提議に對して、社會民衆黨は『共產黨陣營內の指導權の爭ひ』なりとして問題とせず、日本農民黨は來るべき大會に附議して回答すべしと答へた。最も注目された勞働農民黨はこの提議に答へず、自らの提唱に基づいて十一月二十五日大山、細迫、難波、大道の諸氏『無條件合同協議會案』を提げて日勞黨本部を訪ね、遂に麻生、河野、田所、加藤の諸氏と論談二時間、物別れとなつた。續いて開かれた各黨の大會はこの問題に對して夫れ〴〵の中央執行委員の採つた態度を是認する決議をなし、かくして合同論は聲のみを殘して次年度に持ち越すことゝなつた。この問題に對する各黨の態度を知るため、日勞黨の合同協議會開催の提議に對して發せられた回答書の拔萃を採錄しよう。

勞働農民黨の回答

全國勞働者農民の間に戰線統一の强い要求が起つて來た、すでに各地に於て共同鬪爭が展開されてゐる。……故に我が黨は合同協議會を貴黨と共同で提唱したい、これに對して貴黨では去る二十一日わが黨に對して中央四無產黨合同協議會を提議され回答

を求められた……思ふに各黨の合同は、各黨がその所謂指導精神にこだわらずひたすら支配階級との闘爭と云ふ根本的は一點に於ける各黨の一致に基づいてこそはじめて可能である、わが黨は右の見地から過日の貴黨よりの提議に答ふると共に、改めて合同協議會の共同提唱を提議する。

日本勞農黨の聲明書

我が黨の提議した全無産政黨の合同問題協議會に關して勞働農民黨から正式に回答に接した、が宗派的分裂主義の指導精神を強調して他黨をエセ無産政黨と貶して來た勞農黨としては從來の根本方針の一大轉換でなければならぬ、然るに勞働農民黨の代表者はこれ等の轉換が如何にしてなされたかを答ふることが出來ないこれ同黨の代表者の百遍返しの誠意の繰り返しにも拘らず到底その誠意を疑はざるを得ない所以である。我が黨は既に提議した合同協議會の提唱が戰線統一のために妥當である事を信ずると共に大衆の要望に速に應化するため、大會の意見にきゝ、更に合同運働に進出すべきことを誓ふものである。

社會民衆黨の回答

我が國無産政黨の戰線が統一され、眞に強力なる政治的結成に依つてブルジョア政黨に抗爭すべきことは我等の從來努力し來つた所である。

今回日勞黨は我が黨に向つて勞農黨における福本主義一派の排擊を條件として合同を提議したが、福本主義一派が分裂主義者なることは勿論であるけれども、我等は日勞黨の合同提議が眞に合理的基礎の上に立つものに非ずと信ずる。我等の見る所に依れば日勞黨は福本主義を排斥すると雖も第三國際主義の上に立つて日本共産主義の指導權を掌握せんと努力しつゝある一派の原則（山川均、堺利彦氏等の主義）に立つて無産政黨の統一合同を企圖しつゝあるは明かである。

我等は日勞黨の合同の提議が山川主義を奉ずる少數幹部の陰謀なること明白なるを以て、この提議に絶對に應ずる能はざることを遺憾とする。

第二章　無産政黨各個の運動

第一節　全國的無産政黨

一　勞働農民黨

勞働農民黨は無産政黨中でも最も早く結黨せられた丈け支部も全國的にひろがり、一番活潑な活動を續けた府縣會議員の選擧にも百〇五名と云ふ多數の候補者を擁立し、十二名の當選者を出した。その高調するところは日常闘爭であるが、議會解散請願運動、工場代表者會議、村民大會、檢閲制度改正期成同盟會等黨及び黨の傍系の活動は、成敗は兎も角として相當に目醒しいものがあつた。然し一方その噪急的態度が漸く大衆の批判にさらされ出したのも事實である。これは府縣會議員の選擧後黨内に幹部派及び大衆派の對立と云ふ暗流

を生み、その運動方針に危惧を抱かしむるに至つた。

1　主なる活動

議會解散請願運動――前年度に引き續いて議會解散請願運動全國協議會を作つて全國的に活動することゝし、一月十八日、二月十一日、三月六日、三月二十七日の前後四回に亙つて全國的請願運動デーを開催したが、東京大阪その他各地とも許可されず具體的の運動を展開することが出來なかつた。但し一月三十日には東京本郷佛教會館に、四月二十四日は同キリスト教青年會館に議會解散請願運動全國協議會を開催し、五月四日には革新黨を通じて議會に請願運動をなした。

對支非干涉運動　田中内閣の對支出兵に對し五月二十八日對支出兵絶對反對を決議して抗議文を田中首相に交付し、五月三十一日芝協調會館に市電自治會有志、日本農民組合、全日本鐵道從業員組合その他の極左翼團體を網羅して『對支非干涉同盟』を作つた。對支非干涉同盟は武漢政府支持を聲明しその代表者として野田律太外二名を支那に派遣せんとした。尙五月十七日大阪に對支非干涉同盟關西同盟が設立された。

五法案制定要求全國協議會　九月三日協調會館に五法案要求全國協議會を開催し、左記事項を決議した。

一、失業手當法制定要求の件

（イ）支給額は一日男女共二圓五十錢。（ロ）支給範圍は失業せる全賃銀勞働者及千二百圓以下の俸給生活者。（ハ）負擔は全部國庫負擔

二、最低賃銀法制定要求の件

三、八時間勞働法制定要求の件

（イ）八時間勞働制の獲得（一）一週四十五時間（ロ）鑛山勞働は六時間勞働制獲得（二）一週三十四時間）。（ハ）就業中一日一時間の休養。

四、勞働婦人保護法制定要求の件

（イ）産前産後各八週間、月經時三日の休養並に手當支給、（ロ）授乳時間の休養、（ハ）深夜業禁止即時實施、

五、健康保險法徹底的改正要求

（イ）保險料の政府資本家の全額負擔、（ロ）給付範圍は一切の疾病及負傷、（ハ）運用範圍は全雇傭勞働者及給料年額千二百圓以下の俸給生活者、（ニ）給付の請求手續の簡略、（ホ）醫藥治療代の毎月支拂、

府縣會選擧　七月十四・五・六の三日間に亙つて府縣會議員選擧對策全國協議會を開催し、八月十五日には同地方協議會代表者會議を開き、府縣議戯に於ける根本方針及び政策を決定した。その要旨をあげれば、

一、根本方針はバクロ方針を以て進むこと。

二、他黨に對する態度は、

（イ）政友會・民政黨、實業同志會對策――絶對排擊、（ロ）社會民衆黨――絶對排擊、（ハ）日本農民黨――絶對排擊、（ニ）地方政黨社會民衆黨と同斷、（ホ）革新黨――共同して闘ふ、（ヘ）日本勞農

黨大衆に働きかけて、それが獲得につめる。

三、選擧費用　選擧費用は黨員が負擔することゝし調達方法としては

（イ）黨員より臨時費の徴收、（ロ）支持團體の同情者より應援及米野菜等募集、（ハ）黨發行機關紙、パンフレット、リーフレット等の販賣、（二）演說會の入場料徴收、

かくして遊說隊を編成して全國に應援し、『勞農黨は府縣會選擧に於て如何に鬪爭せんとするか』、『府縣會選擧に對する勞働農民黨の政策』を發行。また選擧直前の九月十七日にはゼネラル・ストライキの指令を發した。（選擧の政策及び結果に就ては共通運動の項參照）

分裂一週年紀念週間　十月二十四日勞農黨の第四回中央委員會を紀念するため第二十四回常任中央執行委員會は政治的自由獲得のために戰へ！　勞働農民黨の旗の下に！　を中心スローガンとして勞農黨紀念宣傳週間を開催した。

全國農民團體協議會　十月二十九日。

檢閱制度改正期成同盟會　檢閱制度改正期成同盟會の運動を支持して出版上演上映の自由のために戰つた。

ロシア革命十週年紀念　十一月七日演說會を開催。

2　大會・中央委員會。その他

第一回中央委員會——二月六日

惡法反對無產團體協議會——三月十三日

中央常任委員會——三月十四日

近畿地方協議會——三月二十一日

第二回中央委員會——四月二十日

議會解散請願運動第五回全國協議會——四月二十四日

對支非干涉同盟關西同盟會創立——五月十七日

對支非干涉同盟奈良地方同盟創立——五月二十三日

中央常任委員會——六月二十一日

府縣會議員選擧對策全國協議會——七月十四日・五・六日

對支非干涉同盟大阪地方同盟協議會——七月二十七日

地方協議會代表者會議——八月十五日

常任中央委員會——十月十日

常任中央委員會——十月十七日

第三回中央委員會——十一月十六・十七日

第二回全國大會——十二月十・十一・十二日

右の中勞働農民黨の運動方針と密接なる關係あるものを抽出してその大樣を述べやう。

惡法反對全國無產者團體協議會——三月十三日午後二時より東京市神田區錦町松本亭に於て開催。勞働農民黨の外統一運動同盟、關東木材勞働組合、東京市電自治會、關東俸給生活者組合、關東金屬勞働組合等の諸團體の代表者出席。左の諸項を決定した。

（一）惡法反對運動方針、（二）治安維持法撤廢、（三）暴力行爲取締法撤廢、（三）日勞・社民に參加勸誘。

第二回中央委員會――四月二十日午後一時より本部に開催左の諸項を可決した。

(一)對支非干涉同盟を組織すること、(二)府縣會議員選擧の對策を確立すること。

府縣會議員選擧對策全國協議會――七月十四・五・六の三日間東京芝區芝公園協調會館に於て開催。大山中央執行委員長以下地方の代表者九十三名出席。府縣會選擧の政策、方針(共通運動の項及び前節參照)及び宣言を可決し、更に關東、中部、近畿にかけて具體的の方策を審議した。

第二回全國大會――十二月十日、十一日、十二日の三日間東京芝區協調會館に於て開催。出席代議員約百五十名細迫書記長開會の辭を述べ、議長に大山郁夫氏、副議長に上村進、宮向團平、奥村甚之助の三氏を推す。主なる議案左の如し。

一、運動方針に關する件(可決)

二、政策改正の件(可決)

1、言論集會出版結社の完全なる自由。2、選擧法の徹底的改正に依る十八歳以上の男女の選擧權及被選擧權、大選擧區制、選擧の完全なる自由獲得。3、無産階級抑壓諸法令の廢止。4、裁判に依らざる一切の逮捕監禁、家宅侵入、處罰の廢止、職權濫用、不當拘束、暴行凌虐、收賄官吏の嚴罰寃罪並に不當拘留に對する國家補償。5、裁判の絶對公開、一般投票に依る陪審員の公選とその權限の擴張。6、機密費の廢止。7、財産税、不在地主税等の創設、並に之等諸税及所得税、地租、相續税免税點引上、高率累進賦課。8、生活必需品の消費税及關税の廢止。9、團體權、罷業權、團體協約權の確立。10、八時間勞働制確立。11、最低賃銀、最低俸給制の確立、12、失業傷病老廢勞働者及下級俸給者並に遺族の生活國庫補償。13、工場法鑛業法、海員法、健康保險法の徹底的改正。14、交通運輸鑛山水産森林鹽田土木建築其他自由勞働者特別保護法の制定。15、青少年婦人勞働者特別保護法の制定。16、耕作權の確立。17、最高小作料公定。18、肥料農具種子の國營並に無料貸與。19、官公有並共有林野河川、湖沼及一切の荒蕪地不用地の農民による自由使用の確認。20、産業組合及農會の完全なる自主化。21、全兵科に於ける一年現役制の實施、服務上の特權廢止。22、兵士の待遇改善、人格權の確認。23、戰爭徴兵に依る遺族の窮乏の國家による生活保證。24、民族的封建的賤視觀念による差別反對。25、女子の法律上及社會上に於ける差別撤廢。26、女子人身賣買の禁止。27、義務教育機關の增設完備その年限延長、その費用の國庫負擔。28、居住權の確認。29、學生生徒の研究の自由並自治權の確認。30、男女子青年團、在鄉軍人會、青年訓練所、消防隊、補習學校の自主化31。刑務所に於ける待遇改善、讀書通信の自由。32、國民外交の確立。33、殖民地に於ける差別撤廢。

三、班組織の件(可決)

四、黨費値上の件(八十錢に値上可決)

五、全無產政黨合同促進に關する決議案(可決)

主　文

我が黨は中央及地方無產政黨に對し政治的戰線統一實現の立場より左の如き態度を採る。

1、中央及地方の無產政黨の同合に飽迄努力する。2、合同實現を促進すべきあらゆる手段を講ずる。具體的には對第五十四議會、總選擧等の鬪爭に於て原則的に提携する。3、但し此場合我黨獨自の鬪爭は益〻强力に展開すべく努力する。

實行方法

1、今後あらゆる鬪爭に於て本部及支部は共同鬪爭を提議して戰ふこと。2、他政黨よりの合同、共同鬪爭の提議は大衆的規模で解決する樣に充分誠意を以て對すること。3、共同鬪爭を行ふ場合には共同鬪爭委員會を組織しこの鬪爭委員會をして合同實現に努力せしめるやうにすること　4、尙具體的の件はその都度對策を立てゝ行ふこと。5、右は中央執行委員會に一任する。

六、總選擧對策の件(可決)

七、第五十四議會對策の件(可決)

八、太平會議支持の件(可決)

九、役員詮衡

中央執行委員長大山郁夫、書記長兼會計細迫兼光、會計監査神道寛次、小岩井淨、中央委員上村進以下三十三名。

3　支部及支部の活動

勞働農民黨の地方支部の設立及びその活動の主なるものを擧げれば次の如くである。

イ、支部設立

越智支部——一月十六日、今治市公堂

岩手支部聯合會——一月二十一日、盛岡市、北陵館

邑久支部——二月二日、岡山縣邑久郡福田村山浦公會堂

宮城縣支部聯合會——二月二十五日、仙臺市公會堂

幡鄕支部——三月十四日、鳥取縣東伯郡幡鄕村中止解散

長生支部——三月十六日、千葉縣長生郡茂原町

千葉支部聯合會——三月二十日、千葉市横町スケート場

山陰支部——三月二十三日、米子町劇場

岡山西支部——三月二十三日、小田町劇場

岡山縣聯合會——三月二十六日、岡山市高砂座

平支部——四月三日、平町盤城通信社內

三島支部——四月十三日、大阪府三島郡吹田町朝日座

千葉縣北部支部——四月十五日、布佐町

德島支部——四月十七日、德島公園滴翠園

高崎支部——五月五日、

兒島支部——五月十一日、兒島郡興除村曾根公會堂

三井支部——八月四日、福岡縣三井郡北野町公會堂

水戸支部——八月十五日、水戸公會堂

膽澤支部——八月二十八日、前澤町公會堂

岐阜支部聯合會——九月三日、岐阜市

西濃支部——九月四日、池野町西說教所
北河內支部——九月六日、
鹿兒島支部——九月十六日、鹿兒島中座
豐橋支部——九月二十七日、豐橋市河原座
若松支部——十月五日、若松市公會堂
福知山支部——十一月四日、福知山公會堂
八街支部——十一月十三日、解散
高田支部——十一月二十三日、高田市大漁座
舞鶴支部——十二月四日、舞鶴公會堂

ロ、支部の活動

議會解散請願決議——一月十三日、橫濱支部
惡稅撤廢演說會——一月十四日、靜岡市若竹座
議會解散市民大會——二月十八日、大阪天王寺公會堂
地方政黨撲滅演說會——一月十九日、名古屋支部
宣傳演說會——一月廿一日より二十四日、秋田縣聯合會
松山市民大會——二月十四日、同市朝日座
瓦斯問題糺彈演說會——二月十五日、東京府支部聯合會
千葉縣補缺選擧——二月十二日、木內廣吉(三九票)
鶴岡孝(六八票)
第五十三議會批判演說會——二月十八日、橫濱支部
暴壓抗議演說會——二月二十三日、京都支部聯合會
對支非干涉演說會——三月八日、
宣傳演說會——三月十九日、大阪支部聯合會
山陰支部總會——三月二十一日、米子町御幸座
三條町民大會——三月二十一日、料金延納同盟を作る
無產市民大會——三月二十七日、廣島支部
宣傳演說會——三月二十七日、奈良縣支部、縣下三ヶ所に一齊に開く
京都第五區補缺選擧に山本宣治氏出馬——五月、京都支部聯合會
臨時大會——五月十五日、大阪府支部聯合會
東京京橋區補缺選擧に秋和松五郎氏出馬——五月、東京府支部聯合會
名古屋市電値上反對運動——五月二十三日に當局を訪ねて詰問し二十八日反對演說會を開催
泉州支部大會——六月一日、岸和田公會堂
對支干涉關西代表者會議——六月三日、解散を命ぜらる檢束者九名
官憲糺彈演說會——六月二十九日、大阪府支部聯合會
東北支部協議會——七月一日、二日、全秋田合同勞働組合事務所
五分間ストライキ——七月九日、大阪府支部聯合會
福岡縣支部大會——七月三十一日、福岡市記念館、解散を命ぜられ十二名檢束
失業反對演說會——八月十三日、大阪聯合會
神戸支部臨時大會——八月二十日、青年會館
對支干涉演說會——八月二十六日、大阪市九條會館
北海道支部聯合會第二回大會——八月二十八日、札幌市大平館

築港問題反對運動――九月二日五時演說會を開く
北陸協議會――九月十五日、
府縣議員選擧批判演說會――九月三十日――大阪天王寺公會堂普
選改正田中內閣糺彈演說會――十月五日、天王寺公會堂、解散、
四十八名檢束
石川支部大會――十月十六日、金澤商業會議所
議會解散演說會流會――十月十七日、福岡市公會堂辯士悉く檢束
府議戰批判演說會――十月十八日、京都市岡崎公會堂
香川縣聯合會大會――十月十九日、高松市福善寺、代議員百名、
縣會議員監視委員會の設置等を決議
長尾縣議失格反對演說會――十月二十三日、神戸大橋公會堂
赤阪縣議除名――十月二十五日、福岡支部聯合會
長尾縣議失格反對演說會――十月二十八日、神戸青年會館、解散、
三十餘名檢束
暴壓反對民衆大會――十月三十日、京都三條青年會館
電燈料三割値下げ町民大會――十一月十日、長野南信支部
秋田縣聯合會大會――十一月二十日、秋田市小端演藝座
田中市議除名――十一月二十四日、札幌支部
大阪支部聯常任委員會――十一月二十六日、知事の辭職を決議し
大橋治房氏以下二名の實行委員をあげて決議文を知事につきつけ
た
札幌市民大會――十一月二十五日――札幌劇場
兵庫縣支部聯合大會――十一月二十七日、神戸市青年館會、解散
を命ぜらる
千葉支部總會――十二月一日、佐倉町大漁館
德島支部大會――十二月四日、市公會堂
新潟縣聯合大會――十二月七日、新潟市西堀本覺寺

二　日本勞農黨

『階級的正道』を歩むと云ふ標語を掲げて雄々しく門出をしたものであるが、如何にせむ、最も遲れて設立されたと云ふことは、ごこまでもハンディキャップとなり、本年度前半に於ける活動は兎角敏活を缺いてゐた。殊にその糾合せんとする分子が勞働農民黨と一致する結果は期せずして激烈な對立鬪爭を導き、最初から苦戰たるを免れなかつた。府縣會選擧も、同樣の理由に依つて豫期の成果を收めることが出來なかつた。然し府縣會選擧後三運動（徹底普選、生活權擁護、議會彈劾）を中心として、既成議會彈劾の活動は頓に活氣を呈し、合同問題に於てはむしろ指導權を採り、頗る好望なる展開を見せて本年度の幕を閉ぢた。

1　主なる活動

對臨時議會運動――所謂金融恐慌に際して成立した田中內閣に對しては總括的に不信任の意志表示をしたが、財界安定の目的を以て第五十三臨時議會が開かるゝや、更に具體的に運動を展開するの必要を感じ、議會解散、對支出兵反對の二

問題を限り共同行動を各黨に提唱し、五月六日勞働農民黨と共同主催で神田青年會館に演說會を開催した。この演說會は直に解散されたので兩黨共同で司法大臣、內務大臣、警視總監に抗議した。

反賃下反立禁運動――金融恐慌以來頓に惡化した勞働條件を防止し、地主の意識的攻勢を阻止するために反賃下運動及び反立禁運動を全國一齊に行ひ、七月一日大阪に於て關西農民大會を開き、七月二日東京芝區協調會館に於て全國勞農大會を開催した、出席者は勞働組合代表二四七名、農民組合代表一五五名、黨代表一九名、合計四二一名であり、實行委員をあげて當局官憲に抗議した。

府縣會選擧――四月十八日の擴大中央委員會に於て府縣會選擧對策委員會を設けて選擧運動に關する具體的の準備をすることゝなり、黨の地方政策を決定すると共に七月二日選擧對策委員會を開催して具體的の方針を決定した。

一　立候補の要件――衆議院議員の立候補の要件に準す

二、選擧に對する方針

(イ)黨勢の擴張を計ること（ロ）當選者を多く出すこと

(ハ)黨員及び一般無產大衆に政治的訓練を行ふこと

二、選擧費用

費用は原則として支部の負擔とし黨員よりの據出によること本部よりの應援辯士の旅費は原則として本部の負擔とす。

かくて府縣會選擧對策委員會は四種のリーフレットを發行し九月に入つて地方遊說隊を作つて遊說し、また暴露方針書を作つて配布した。

三運動――府縣會議員選擧の失敗に因り、具體的日常鬪爭を更に活潑に行ふため、徹底普選獲得運動、生活擁護運動、既成議會彈劾運動を全國的に展開した、即ち十月十二日の協調會館に於ける演說會を皮切りに、群馬、新潟、栃木、兵庫大阪、福島等に演說會を開催し、殊に群馬に於ては自轉車稅半減運動、福島縣郡山に於ては電燈料値下げ運動を起した。また十一月一日より一週間を宣傳週間とし、十二月十八日から一週間在京に於て婦人解放デーを催し、街頭の署名運動をなした。

中央政治學校その他――六月二十二日より一週間第一回政治講習會を開催したが、府縣會選擧後關十案成の目的を以て十一月五日より十日間中央政治學校を開催した。生徒は全て各支部の選拔になり、毎日午前九時より夜十時まで。十二名の卒業者を出した。卒業生は黨務員に任命し、黨務部に屬するのである。

2　大會・中央委員會・その他

中央委員會――一月三日、四日

關西本部役員會――一月十三日

中央委員會――一月二十六日

擴大中央委員會——二月三日
擴大中央委員會——四月十七、八日
全國勞農大會——七月二日
府縣會選擧對策委員會——七月二日
中央執行委員會——七月二十三日
全國支部代表者會議——十月十一、十二日
中央委員會——十月十二、十三日
第一回大會——十一月二十七、八、九日

右の中日本勞農黨の運動方針と密接に連關し、本年度に於ける同黨の活動を知る上に主要なるものに就て大要を述べよう。

中央委員會——一月二十六日午後三時半より大阪市中島中央公會堂に於いて開催、左の諸件を議した。

一、議會對策の件——議會對策特別委員會を設置
二、社會事業部新設の件(可決)、加治時治郎氏を社會事業部長に選任
三、人事異動
中央委員增員——阪本孝三郎、松阪榮次郎氏
中央執行委員——堀川孝仁、山名義鶴氏
各部長——組織部長三宅正一、調査部長河野密、財政部長松谷與次郎氏
尙三黨主の妥協に對して聲明書を發した。

擴大中央委員會——四月十七、八日、芝區協調會館に於て開催。中央委員及び各地の支部長三十八名出席。重なる議決左の如し。

一、聲明書の件、『階級的利害の問題に關しては率先してこれが方策を樹立し、必要に應じては進んで共同戰線を張り、以て無產階級の統一戰線の擴大を計ること』の旨を含む聲明書を出した。
一、第一回全國遊說の件(決可)
一、農業綱領の作成及び農村オルガナイザー設置の件(可決)
一、小作法案對策の件(對案作製)

全國勞農大會——七月二日協調會館に開催。出席代議員四百二十一名、高山久藏氏開會の辭を述べ、杉山元治郎氏を議長に、荒谷宗治、加藤勘十、村松信太郎、宇野信次郎四氏を副議長に推し、左の決議をなした。

一、立入禁止反對決議(可決)
一、裁判所に對する決議(可決)
一、健康保險法改正の件(各決)
一、賃銀値下げ反對運動の件(左の決議可決)

決議

本大會は現下金融恐慌及經濟破綻を以て支配階級の全責任に歸すべきものと認め、勞働階級の犧牲による『生產の合理化』に絕對に反對す。而してこの對抗運動として『賃銀値下に反對運動』を積極

的に支持す。

本大會は日本勞農黨との協力に依り生活賃銀法、勞働組合法の獲得を期す。

一、川崎造船所勞働者救濟に關する件（決議を可決）

府縣會選擧對策委員會――七月二日開催、選擧政策、中心スローガン、選擧費用の調達等（前項參照）を可決した。

中央執行委員會――七月二十三日、左の如き健康保險法の改正意見を可決した。

一、現行保險法が社會保險一般の體系中の一つとして立案されたものでなくして、獨立の一體として投げ出された事に對する不滿――之に對しては疾病、災害、廢疾、老衰、失業等に關する保險制度を完備し以つて一般勞務者の保護を完全にすることを要求する

二、現行健康保險法が勞資協調的の精神を以て立案せられ、勞資協調の手段として利用せられんとすることに對する不滿――これに對しては『勞務者の權利としての國家及び事業主の全額負擔に依る國家救濟制度』の確立を要求し、且つ健康保險組合その他の機關の『勞務者に依る自主的運用』を主張する。

三、現行健康保險法が日本の實情調査に立脚せざることに對する不滿――これに對しては被保險者の範圍の擴大、産業施設の改善を要求する。

此の見地から改正を迫るべき具體的要項は

1、被保險者の範圍を擴張し一切の被傭者に及ぼす（法第十七條）

2、給付の範圍を擴大し戸主の死亡の際に於ける勞働能力なき遺族の扶助料をも加へ、尙醫療給付は被保險者の家族に及ぼすこと（法第一條）

3、公傷病私症の別なく保險料の全額は事業主の負擔とすること（法第七十二號）

【日本の鑛山工場の施設は不備であつて公傷病、私症の區別をなすことはその限りに於て不合理である。且つ共濟規約に於ては既に資本家の全額負擔となつてゐるにも拘らず、保險料を平等にするは既得權の侵害となる。又一方に於ては鑛業法工場法に依る公傷病に對する既得權の侵害となる。）

4、醫療制度の不備は現行健康保險法實施上最も非難の多い點であるが故に、これが改善は最も急を要するがこれが、改善の爲に要する費用は國家及び事業主の負擔とすること即ち

A、政府の補助金は少く共來年度以降に於ては一人當り五圓、總額一千萬圓以上を支出する事

B、　業主の負擔を增額すること

（法第七十條、第七十二條、第七十四條、）

5、醫療制度改善のためには政府と日本醫師會との總括的契約を止め、專屬保險醫制度を採ること

6、解雇後も一定期間は何等の手續を要せずして被保險者たる地位を保ち尙一般に失業期間も醫療を受くる權利を認ること。（法第二十條、第二十一條、施行令第十條）

7、保險組合の理事長は勞働者代表の理事からも選出し得ることに改めること。（施行令第三十六條）

8、諸種の手續。殊に金錢受取手續を簡易にすること。
9、保險給付の百八十日の限度を撤廢すること。(法第四十七條)

全國支部代表者會議——十月十一、十二日協調會館に開催出席者三十七名。吉田賢一氏を議長に推し、左の如く議決した。

一、選擧の戰跡批判後の方針——廣汎なる批判書を可決し、今後の方針を日常闘爭の活潑なる遂行とオルガナイザーの養成に集中することを可決した。

一、府縣會議員に對する活動の基準を可決

(イ)議員は豫算案に對する態度、一般戰術については當該支部及び支部聯合會の執行委員會の決定を受く可き事。(ロ)府縣會内の一切の事項に就てはこれを支部、支部聯合會及び本部が報告すること。(ハ)重要問題に對する態度については常に議員或は支部の名に於て聲明書を發し又演說會を組織すべきこと。

一、第五十議會對策の件(主要政綱を可決)

一、近縣選擧對策の件(近縣選擧對策委員會設置)

一、組織部充實の件(可決)

一、黨務委員會の新設(可決)

黨務委員會の構成は

(イ)組織部長、部員、書記。(ロ)各地駐在黨務委員。(ハ)各專門部長。

全國大會——十一月廿八、九、三十日、芝協調會館に開催、代議員二百二十六名、三輪壽壯氏開會の辭を述べ、議長に麻生久氏、副議長に松谷與次郎、須永好、阪東孝二郎、三氏を推し左の諸項を決定した。

一、徹底普選獲得運動の件、次のスローガンの下に民衆運動を起すことを決定

(イ)滿二十歲以上の男女に選擧權及被選擧權。(ロ)言論及文書に依る運動の自由。(ハ)投票日の公休制と給料の全額支給。(ニ)言論出版集合及び結社の自由。(ホ)彈壓及び選擧干涉の徹底的排擊(ヘ)供託金制度の撤廢。(ト)居住制限の撤廢。(チ)缺格條項の撤廢。(リ)大選擧區制の採用。(ヌ)植民地に於ける普選の即時實施

二、生活權擁護運動の件(可決)

三、休銀預金者救濟運動の件(可決)

四、勞働組合法、生活賃銀法、失業保險法制定、健康保險法改正要求運動の件(可決)

五、全無產政黨統一に關する決議案(可決)

主文

日本勞農黨昭和二年度大會は我國の無產政黨統一に關し左の如く決議す

一、一般大衆の要望にきくも、限りなき支配階級の攻勢に見るも全無產政黨統一が我が國無產階級の目下の急務である。

一、階級戰線の分裂を目して『必要にして正當』なりと公然と云ふものは勞働農民黨の極左翼幹部なる所謂福本主義者と、社會民衆黨及び日本農民黨の右翼幹部のみである。よつて全政黨統一は此極左翼及び右翼の分裂主義と其把持者及び追隨者とゝもに

一掃することによつてのみ可能となることをこゝに確認する。

一、吾黨はかゝる運動に好適する地位を利用して、適當なる有ゆる機會に於いて、この大衆の要望と從つてまた吾黨の立黨精神＝階級的大衆統一主義を實現すべく各黨に統一を提議し、これを促進すべき階級的使命を有する。

一、全政黨の具體的統一を初歩的にも最大限度に可能にする條件は宗派的分裂主義なる福本主義及び同主義者の排除であることを確認する。この統一條件は絶對的であり、また今日に於ける一般大衆の具體的統一條件の常識であると認める。

一、統一促進は、具體的統一の提議のみでなく、協同戰線の有力なる手段であることを認める。協同戰線はその定められたる原則に從ひ統一運動のために有彈力性的に扱はれねばならぬ。

一、政黨統一は四全國政黨のみならず、地方無產政黨をも含む。

六、方針書採擇の件（可決）

七、役員詮衡

書記長　麻布久、顧問　杉山元次郎、加治時次郎氏、中央委員三輪壽壯氏以下三十七名。

3　支部の設立

日本勞農黨の支部は全て本年度に於て設立せられたものであるが、その重なるものをあげれば次の如し。

東播支部――一月十六日、高砂町公會堂
北鹿支部――一月十六日、秋田縣鹿角郡毛馬内町毛馬内劇場
東大阪支部、港區支部、東淀州支部――一月十九日
川邊支部――一月二十日、兵庫縣伊丹町伊丹劇場
神戸支部――一月二十日、神戸市港川勸業會館
足尾支部――二月十一日、足尾町金田座
山形支部聯合會――二月十九日、酒田町公會堂。
東毛支部――二月二十五日、群馬縣新田郡强戸村
大阪北區支部――三月二十日、大阪市北區東寺町龍海寺
山陰支部聯合會――五月八日、米子市劇場町御幸座
長崎縣支部聯合會――六月廿五日、長崎市袋町キリスト教青年會館
磐城支部――七月三日、福島縣石城郡平町平劇場
栃木縣支部聯合會――八月一日、宇都宮市宮桝座
高知支部――八月七日、高知座
栃木縣河南支部――八月十二日、
栃木縣河北支部――八月十二日
八戸支部――八月十五日、錦座
福岡縣嘉穗支部――八月二十八日、嘉穗郡飯塚町公會堂
淡路支部――九月四日、兵庫縣洲本町公會堂
新潟縣中越支部聯合會――九月三十日、長岡市公會堂
郡山支部――十月三十日
前橋支部――前橋市
群馬聯合會――十二月十一日、伊勢崎町共榮會館

4　支部の主なる活動

大牟田演說會――一月三十日、大牟田第二公會堂
湯錢値上反對運動――二月十六日、神戸支部
牛馬稅復活反對演說會――三月、山形支部

尾去澤鑛山問題――抗議書を三菱におくる、秋田縣北鹿支部
講演會――三月十六日、東播支部
對支出兵反對演說會――五月三十日幹事會を開き出兵反對の聲明書を出し　六月五、六日神戸、尼崎で演說會を開催した。
出兵反對演說會――六月七日、天王寺公會堂
時局講演會――六月九日、神戸湊川勸業會館。
加藤、岩内出馬――六月二十日、加藤勘十氏は茨城、岩内善作氏は埼玉で立候補した。
大谷事件――六月二十六日、宇都宮市外大谷村に宣傳に行つた日勞黨の丸山、工藤、小松、原の三氏を大谷石村の暴力團が襲撃し重傷を負はせられた事件に對し、警察を告訴すると共に七月五日宇都宮桝座に糾彈演說會を開催し、聽衆二千名であつた。
普選講習會――七月十六、七、八日、東毛聯合會
政治講習會――十月二十二日より、大阪北區支部
郡山電燈料値下問題――十月二十四日郡山地方電燈料値下同盟の代表者は會社の代表と會見し電燈料の値下を要求したが、會社が拒絶したので大衆は大擧して會社に押し寄せ、同盟の代表日勞黨員、鈴木臂岡以下六名は遂に警官隊に衝突し騷擾罪で收監されるに至つた。これに對して日勞黨は十一月一日電燈料値下問題批判演說會を開いたが解散を命ぜられ、日勞黨は値下同盟と協力して各地に不拂同盟を組織して會社に對抗したが功を奏するに至らなかつた。
政治學校――十一月三日、大阪府聯合會主催、毎週水曜日
大阪府支部聯合會代表者會議――十一月七日、總聯合本部に開催
平地方電燈料値下運動――十二月、磐城支部
縣會攻撃演說會――十二月八日、大橋公會堂
自轉車荷車稅撤廢運動――十二月十七日、大阪府支部聯合會
女塾――東毛支部

三　社會民衆黨

『勤勞無產階級』を標榜して首途した社會民衆黨は、我國民層のかなり大きな部分を占めてゐる中間階級層を狙つて居り、高度の資本主義への轉形期に於ける協調主義をとり入れてゐる。從つて社會民衆黨として活潑な日常闘爭をなすことはもとより望めない。事實本年度に於ける運動も決して活潑ではなかつた。然し俚耳に入り易いその政策と卑近なる運動形態とは、あなどる可らざる發展力を示した。唯不消化のまゝに殘つてゐた組合即政黨式の組合分子と多數に流れ込むで來た中間階級分子との融合は、社會民衆黨の大きな惱みであつたやうに思はれる。合同問題に對しては最初から白眼を以て臨み、『反共產黨』と云ふ標語で輕くあしらふと云ふ風であつた

1　主なる活動

民衆大會　二月十一日の記念節をトして、『陰謀政治の撃破』、『墮落議會の彈劾』、『議會解散要求』と云ふ三項目を旗印として芝公園山内に民衆大會を開催した。社民黨の幹部殆んど總出で、陰謀政治を排撃する旨の決議をした。

勞働立法に關する決議　二月十七日の中央委員會に於て勞働組合法に關して左の如き修正意見を可決した。

一、組合聯合體を法認すること
二、法人規定全部を削除すること
三、勞働組合は一切の賠償責任を負はざること
四、軍人軍屬に關する規定を削除すること
五、裁判に依るに非れば會議の決議の取消、規定の變更、解散その他一切の處分をなし得ざること
六、本法勞働者とは頭腦勞働者を包含することを明確にすること

尙二月二十四日清瀨一郎、加藤鯛一、杉浦武雄、星島二郎、田崎信藏、湯淺凡平、山口義一、比佐昌平、岩切重雄、兒玉實良、藏園三四郎の諸代議士を麻布飯倉の親隣館に招待して勞働組合法に關する意見の交換をやつた。

對支非干涉運動　三月三日の中央委員會に於て對支非干涉の決議をなし、三月三十一日の中央執行委員會に於ては、『われ等は貴國の革命が飽くまで三民主義に立脚する國民黨の自主的統制の下に達成せられんことを切望す』と云ふ趣旨のメッセージを送ることを決議した。次いで政府が出兵を斷行するや出兵反對の聲明書を出し、宮崎龍介、松岡駒吉兩氏を支那に派遣して國民革命運動を視察せしめ、その報告演說會を六月十日芝區協調會館に開催した。

府縣會選擧對策　四月十四日の中央執行委員會を最初として數度の執行委員會に於て議を練り、島中雄三氏を對策委員長とする選擧對策委員會を作つて更に熟議し、七月十日、十一日の地方議會戰全國協議會に於て一般地方政綱、特殊政策（既揭）戰術、基金制、應援方法等を議決した。尙同協議會は府縣會選擧に關してフェア・プレーをなすべきことを各無產政黨に提唱した。

小口預金者救濟問題　四月十四日の執行委員會に於て小口預金者救濟の決議をなし、五月五日更に國庫補償に依る小口預金者の救濟を要求し、五月五日、八月十七日にこの問題の演說會を開き、八月二十日預金者大會を開催して決議文を作り、實行委員を擧げて決議文を政府に手交した。

2　大會・中央委員會・その他

重なるものを擧げれば次の如し。

擴大中央執行委員會——一月十三日
中央委員會——一月二十四日
中央執行委員會——二月四日
民衆大會——二月十一日
擴大中央執行委員會——二月十七日
全國中央委員會——三月十六、七日
中央執行委員會——三月三十一日
中央執行委員會——四月十四日
中央執行委員會——四月二十一日

中央委員會――五月二日
中央執行委員會――五月十二日
選擧對策全國協議會――七月十日、十一日、十二日
中央執行委員會――八月二十五日
地方議會對策協議會――十月十九日
第一回大會――十二月四、五日
關西本部執行委員會――十二月十五日

右の中に就きて、社會民衆黨の活動に密接な關係があり、その活動方針を知る上に重要なものを抽出して大樣を述べやう。

擴大中央執行委員會　一月十三日午後四時より同黨本部に於て開催、安部、島中、片山三氏の選擧地盤を確定し、また總選擧に對する當面の政策を決定し地方遊説の日割を決定した。

擴大中央委員會――二月十七日午後二時より同黨本部に於て開催。勞働組合法草案に對する修正意見(前掲)を議決し、出版法對策委員、土地制度對策委員をあげ、國際部長に鈴木文治氏を任命した。

全國中央委員會――三月十六、七日芝協調會館に開催。左の事項を決定した。

一、中央委員補選の件(可決)
一、黨務委員會財務委員會設置の件(可決)
一、諸惡法案に對する決議(可決)
一、黨運動の具體的方策
(イ)地方農民を社會民衆黨及日本農民總同盟の双方に組織すること。(ロ)各勞働團體に對して常に聯絡接近を計ること。(ハ)地方青年を黨に組織し將來は黨青年部を設けること。(ニ)地方政黨と聯絡を保つこと。
一、府縣會選擧對策の件(可決)
中央委員會　五月二日、黨本部に於て開催。左の諸項を決議した。
一、臨時議會の解散と普選に依る總選擧の即時斷行
二、失業の防止とその徹底的救濟
三、國庫補償に依る小口預金者の救濟
四、日銀貸付補償財源の資本家負擔
選擧對策全國協議會――七月十日、十一日、十二日、芝協調會館に開催。既記の如き地方政策を可決した。
地方議會對策全國協議會――十月十九日芝協調會館に開催左の事項を決定した。
一、フェア・プレーは非戰鬪的であるが故に他の無産黨の排擊を主張すること
二、選擧法改正
(イ)選被兩權の年齢を男女共滿二十歳とする。(ロ)供託金制度の撤廢。(ハ)投票所の增設。(ニ)不在投票を府縣會選擧に認めること

と。（ホ）府縣公選舉用郵便物を一回限り郵稅を免除すること。（ヘ）一切の第三者の運動費を候補者の運動に加算すること。（ト）居住制限の撤廢。（チ）投票日の公休制。（リ）文書に關する煩鎖な規定の撤廢。（ヌ）投票區と開票區とを同一にすること。

三、議員の行動の基準

議會内に於ける行動は我が黨の指導精神に悖らざる限りに於て他の無產黨と協定し以て地方ブルジョアの專斷に對抗すること。

四、衆議員選舉對策の件

（イ）對策委員を選任すること（可決）。（ロ）他の無產黨に顧慮する所なく獨自の立場を以て勇往邁進すること（可決）。

第一回全國大會――十二月四、五日芝協調會館に開催。出席代議員二百二十四名、本部員十八名、安部氏開會の辭を述べ、議長に安部氏、副議長に鈴木文治氏を推し、左の諸件を決定した。

一、賤視觀念排擊の件（可決）

二、現内閣彈劾に關する件（可決）

彈劾の六大要目は

（イ）資本家的豫算の排擊。（ロ）反動的勞働政策の排擊。（ハ）地主擁護の自作農創定反對。（ニ）欺瞞的地租移讓反對。（ホ）對支反動外交の排擊。（ヘ）資本閥擁護の銀行整理反對

三、無產黨合同に關する決議（可決）

一、無產黨合同に關する決議

無產政黨の合同統一はもとよりわが黨の熱望しかつ努力し來つたところである、しかれども眞の合同統一はあくまで合理的基礎の上に行はるゝにあらざれば不可能であることを確信するしからば合同を可能ならしむる合理的基礎とは何ぞや、いはく根本的に相容れざる指導精神の克服である、けだし無產政黨陣營内において第三國際の指令を劃一的盲信的に强行せんとすと一派と、これを排斥してあくまで獨自の立場によらんとする一派との間にたへず激烈なる抗爭の行はれつゝあるはひとり日本においてのみならず世界を通じての事實であつて特に合同の不可能なる根本的理由がある、この理由を無視せる合同統一運動は認識不足にあらざれば分裂主義を隱蔽する欺瞞的政策にほかならぬ、われらは立黨の精神に本づき全國無產階級の政治的努力を結合して以て合理的なる合同統一の實現に邁進せんとするものである。

四、役員詮衡

中央執行委員長　安部磯雄。中央執行委員　安部磯雄、鈴木文治、島中雄三、宮崎龍介、赤松克麿、松永義雄、小池四郎。書記長　片山　哲。會計監督　岡崎　憲。中央委員亀井貫一郎以下四十四名。

3　支部の設立

本年度中に於ける主なる支部の設立をあげれば次の通りである。

崎玉第一支部――一月十六日

兵庫縣第二區支部――一月二十日、尼ヶ崎市第三岡書館

此花支部――一月二十日、大阪西九條青年會館
京都支部――一月二十一日、岡崎公會堂
千葉第一支部――一月二十三日、野田共樂館
西淀川支部――一月二十四日、大阪傳法町永樂座
神奈川第二區支部――二月五日、鶴見町公會堂
滋賀支部――二月十日、大津町阪本町京逸館
千葉第二支部――二月十一日
藤澤支部――二月十七日、藤澤町藤澤劇場
南信支部――二月二十一日、上伊那郡伊那町旭座
宮城縣第一支部――三月五日、仙臺市仙臺座
秋田縣支部――三月六日、能代港町大正館
横濱支部――三月六日、横濱市角力常設館
廣島市部――三月十日、廣島市禪昌寺
富山縣第一區支部――三月二十五日
小樽支部――四月五日
北見支部――四月八日、網走町一松座
仙北支部――四月十四日、宮城縣田尻町公會堂
福島縣第二區支部――五月十四日
東成區支部――五月二十日
神戸支部――五月二十一日、下山手青年會館
函館支部――六月十二日
大阪東區支部――七月三十一日
大阪府第一區支部――八月十六日

高知支部――八月二十二日
武庫支部――九月十七日
福島支部――十一月十三日
小倉支部――十一月十八日、小倉市勝山座

4　主なる支部の活動

宣傳演說會――一月十九日、大阪中島公會堂
暗黑政治打破演說會――二月二日、天王寺公會堂、關西本部
政治批判演說會――二月二十一日、岐阜市白木町松竹座
宣傳演說會――三月十八日、滋賀支部
酒勾水電問題――經營反對決議を縣當局につきつく
郡農會廢止運動――北信第一支部
京都第一支部委員會――七月二十二日
政治講座――八月一日より一週間、關西本部
關西本部執行委員會――八月三日
政治問題講習會――八月二十二日より三日間、尼崎支部
大阪支部總會――八月二十九日
九州部會選擧對策協議會――八月二十八日
神戸支部大會――九月三日、青年會館
市政紛糾批判演說會――十月七日、八王子支部
支部聯合協議會――十月十四日、大阪土佐堀青年會館、關西本部
仙北支部總會――十月二十六日
關西本部委員會――十月三十日、自轉車稅、荷車稅等の撤廢運動を起すことを決議した。

兵庫縣第二區支部大會――十一月十九日、尼ヶ崎圖書館
府民大會――十一月十七日、府政の內情を暴露するため、此花支部
府政暴露演說會――十二月二十一日、大阪東成支部

四　日本農民黨

『農民は農民黨へ』と云ふ標語は理論的には指彈されつゝも日本の農民の心理の一面を把捉してゐる。殊にその徹底的な選擧第一主義は、何はをいつても選擧戰に於ては他の無產政黨を壓倒するであらうと期待せしめた。ところが府縣會議員の總選擧は美事にこの期待を裏切つて了つた。これは選擧第一主義の旗下に集る農民が、比較的不純であることを物語るものではあるまいか、日本農民黨の運動方針は全て既成政黨流である。從つて日常鬪爭の見るべきものはない。府縣會選擧後は最も苦境に立つと見られ、それが何れの方向をとつて進むかは興味を以て見られつゝある。

1　主なる活動

農會選擧　二月二十五日本部に緊急中央委員會を開き農會選擧對策の件を附議し、四月初旬に全國一齊に行はれる町村農會總代改選を機會に農會の乘取りを計畫し、(イ)各支部は三月十日までに總代候補者を選定すること、(ロ)機關紙に依つて農會利用の現實問題を極力宣傳すること、(ハ)宣傳隊を組織して各地を巡回講演すること等を決議した。

第五十二議會　三頭首妥協問題、震災手形問題で反對の聲明をなし、同問題糺彈の全國的遊說を計畫した。

府縣會選擧對策　六月二十七日中央委員會を開催して府縣會選擧の對策を議し、地方自治の經濟化以下の政策を決定し(共通運動の項參照)、選擧用映畫の作成等の新戰術に依つて全國的に宣傳することを可決した。

2、大會・中央委員會・その他

重なるもの左の如し

中央委員會――二月二十五日
總務委員會――三月九日
總務委員會――四月二日
中央委員會――六月二十七日
昭和二年度大會――十二月一日

右の中一二の重要なるものを抽出すれば

總務委員會　四月二日本部に開催、小作法の反對を聲明しまた農民選擧の結果を調査すべきことを決定した。

中央委員會　六月二十七日　本部に開催、府縣會選擧の對策として二十五日の總務委員會で立案した案を採擇した。

昭和二年度大會　十二月一日上野自治會館に開催、代議員約二百五十餘名出席。平野幹事長の開會の辭について須貝快天氏を議長に。安部、森、阪本の三氏を副議長に推し、午後から議事に入つた。然るに劈頭議題に供した『無產政黨統一

問題に對する態度決定の件』に於てはしなくも不統一をバクロし、喧々囂々全く收拾することが出來なくなつた、のみならず日勞黨の幹部三宅、淺沼兩氏の私行を云々する代議員が出たので傍聽席に居た日勞黨の三輪、河野兩氏にねぢ込まれたなどゝ全く混亂に陷つて了つた。そこで一ト先づ休憩を宣言し無產政黨統一協議會を開くことにして僅に收拾した。こんなことで他の議事は殆んどなく、左の役員を選任して散會した。幹事長平野力三氏、選擧部長須貝快天氏、調査部長高橋龜吉氏、遊說部長北山亥四三氏、出版部長三和一男氏等。

3　支部の設立及びその活動

その重なるものの左の如し。

イ、支部の設立

珂北支部——四月三日
香川縣支部——六月五日
岐阜縣支部——八月二十九日、大和農民組合事務所
山口聯合支部——十二月十九日、群馬縣山田郡並川村。

ロ、支部の活動

新發田町議戰——五月三十日、全部落選
中越農民黨支部大會——七月十八日
上越支部會——八月二十五日
政談演說會——九月五日、富山縣東磯波郡
關東大會——十月十八日、群馬縣大田町城見館
惡稅撤廢縣民大會——十一月十九日、勞農黨と共同主催で新潟市演藝場に開催。
車稅撤廢縣民大會——十二月四日、日勞黨と共同で前橋市柳座で開催
電燈料値下運動——十二月十二日、十八日、十九日の三回に亙つて群馬縣太田町及びその附近に開催。
新潟縣聯合會大會——十二月十三日、新潟市商品陳列所

第二節　地方的無產政黨

主要なるものに就て活動の要綱を述べれば左の如し。

一　關西民衆黨

關西民衆黨は大阪の純向上會を中心とする政黨であるが、九月の府會選擧には一名を擁立して當選した。尙同黨は十二月七日の擴大執行委員會に於て左の決議をなした。

一、主義主張を同じうする全國的無產政黨たる日勞黨に參加する前提として同黨と提携す

二、分裂主義に因據すると目さるゝ勞農黨の合同提唱に對しては融和的保證なくしては今直に應じ難し。

また十二月十七日の擴大執行委員會は、岡本同黨選出府會議員を通じてなすべき方策として、(一)所得稅の增徵、金庫稅の新設、(二)荷車稅自轉車稅等の撤廢、(三)職工學校の新

設要求等の政策を決定した。

二　勞農民衆黨

1　結黨まで

日本製陶同盟、中部農民組合を中心とする東海二縣に跨る地方的政黨の組織は、昨年度からその計劃を進めつゝあつたが、一月二日、一月十三日に準備會を開催した結果意見の一致を見、一月十五日名古屋市中區新榮町教化會館に於て結黨式を擧行した。

綱領

一、我等は無產階級の生活權を確立し合法的手段により政治並に經濟組織の改革を期す
一、我等は資本主義の主產並に分配方法に關する不合理なる諸制度の改革を期す
一、我等は特權階級のみの利害を代表する既成政黨並に社會進化の過程を無視せる急進主義を排し議會政治の撤底的改革を期す

役員

中央執行委員長　中澤辨次郎。執行委員　大野金吾、林鶴之助。
會計　長瀨繁太郎。書記長　鈴木楯夫。

2　結黨後の活動

主要なるもの左の如し。

第一回中央執行委員會——二月六日
中部同盟組織——四月九日
中央執行委員會——五月十五日、選擧對策委員會を設置し、加藤介一郎氏を委員長と決定。
中部同盟中央委員會——七月十五日、地方政策の根本方針、一般地方政綱を決定した。

地方政策の根本方針

一、既成政黨の手から地方自治體を奪ひ返し正しき民衆の手に依つて地方自治制を確立すること
一、既成政黨に依つて誤立された中央集權的一切の政治弊風を改廢し地方分權制の確立を期すること。
一、府縣の財政並に稅制を根本的に改革し勤勞階級本位の新制度を樹立すること

一般地方政綱（略）

城東支部發會——八月六日
名古屋支部聯合會創立大會——八月二十六日、名古屋市商業會議所
中央支部——八月二十七日
名古屋支部執行委員會——九月一日、市電急行廢止要求等の決議をした。
中央執行委員會——十二月七日

三　民憲黨

活動の大樣を述べれば左の如し。

議會不信任演說會――二月上旬
縣議對策――八月二十三日の委員會に於て堂本、石原二氏を推薦に決定。
尙縣議戰に出馬した堂本氏は當選した。

四　社會民政黨

八幡製鐵所の從業員を以て組織する共同研究會等が主體となつて社會民衆黨の組織が計畫され、一月十六日八幡市有樂座に於て結黨式を擧行した。

綱領

一、我等は我國の國情に即し勤勞階級を基調とする政治及經濟制度の建設を期す
二、我等は資本主義の生產並に分配方法は國民社會生活を脅威するものと認め合法的手段によつてこれが制度の改革を期す
三、我等は社會進化の過程を無視する急進主義の政黨を排し並に特權階級のみを代表する既成政黨を打破し議會の徹底的改造を期す

役員

執行委員長　小屋原惣三郎、副委員長　村田宗次郎、書記長　川內保

尙同黨は縣議には村田宗次郎氏を立候補せしめた。

五　佐世保民衆黨

佐世保工廠勞愛會を中心として無產政黨組織の計畫が進められたが、六月二十六日佐世保市敷島館に於て結黨式を擧げた。

綱領

一、吾等は虐げられたる人間性の伸暢に依り社會正義を確立し以て健全なる新日本の創立を期す
一、吾等は國民生活の安定を計るため合理的手段に依り富の公正なる分配を期す
一、吾等は民衆の健實なる要求を無視し唯一部の特權階級の利害のみを代表する既成政黨の擊破を期す

政策（略）

尙同黨は縣議戰に立候補せしめて當選した。

六　神奈川自治黨

武相聯盟を中心とする神奈川自治黨の計畫は八月二十七日横濱市戸部柳座に於ける結黨式となつて表はれた。

綱領

一、我等は無產階級の解放に依り新制度を確立するを以て健全なる國民生活を樹立する所以なりと信じこれが實現を期す
一、我等は大衆を代表する無產政黨の全國的團結の促進を期し特權階級のみを代表する既成政黨を廢し議會の徹底的改造を期す

役員

中央執行委員長　佐藤幸太郎。中央執行委員　大山淺太郎（組織部長）、淺生惠造（出版部長）、仲谷葵吉（經濟部長）。書記長　苗代

澤理三郎。

七　民衆進黨

横廠工友會を中心とする無產政黨運動はその準備會中に幾度か波瀾を生み容易にまとまらなかつたが十二月二十四日横須賀市隣保館に結黨式をあげ民衆進黨と命名した。

綱領

一、吾々は我が國情に適應したる大衆を本位とする政治經濟社會制度の完全なる自立を期す

一、吾々は既成特權階級政黨の廓清を要望し併せて過激主義の政黨を排除す

役員

組織部長　中村和平、教育部長　角尾貞藏（以下略）

八　舞鶴民衆黨

舞鶴共立會を中心とする無產政黨組織運動は十一月二十六日中舞鶴町公會堂に於ける『舞鶴民衆黨』の結黨となつて表はれた。

綱領

一、我等は我國情に適ひ社會正義に立脚して民衆の生存權の確立を期す

二、我等は合法的の手段により不公正なる諸制度の改革を期す

三、我等は國家の健實なる發展を阻害する既成政黨並に現實を無視する急進主義の政黨を排す

主要無産政黨一覽

政黨名	事務所々在地	結黨年月日	主要支持團體名	黨員數	幹部氏名	機關紙	備考
勞働農民黨	東京市麹町區内幸町一ノ五	大一五・三・五	日本農民組合、評議會、統一同盟、無産青年同盟	黨員一五、三七四 支部一七三 聯二四	委員長 大山郁夫 書記長 細迫兼光 書記長 上村進 大難波英憲	週刊勞働農民新聞	黨費八〇錢昭二・三現在昭和三・四・一〇解散サル
日本勞農黨	東京市芝區芝公園五ノ四	大一五・三・九	勞農總聯合、自治會現實同盟	黨員一九・八五 支部二一七 聯一五	書記長 麻生久 組織部長 加藤勘十 連絡部長 加藤勘十 議會對策部長 河野密 財政部長 三輪壽壯 政治教育部長 田所輝明 出版部長 平野學 調査部長 清水雄 國際部長 木村毅 黨務委員長 麻生久	旬刊日本勞農新聞	黨費七〇錢昭三・五現在
無産大衆黨	東京市赤坂區溜池一ノ一溜池ビル内	昭三・七・三	蒲田勞友會其他組合有志		委員長 缺 書記兼會計 鈴木茂三郎 委員長 望月道夫 委員 岡田宗司 大葉山嘉樹 森義太郎		

社會民衆黨	東京芝區新堀町三一	大一五・三・三五	勞働總同盟、向上會、工人クラブ、海員組合	黨員三八・〇〇〇 支部六〇	委員長	書記長	組織部長	宣傳部長	調査部長	教育部長
日本農民黨	東京市赤坂區傳馬町一ノ一	大一五・一〇・一七	全國日本農民組合同盟		幹事長	副書記長	委員長	組織部長	宣傳部長	出版部長
勞農民衆黨	名古屋市中區上前津二	昭二・一・一五 昭三・四・三解散 社民黨ニ加入	向上會、中部農民	黨員一〇、〇五一 支部一〇二	委員長	書記長	組織部長	宣傳部長	調査部長	教育部長
關西民衆黨	大阪市北區相生町六三	大一五・一・一七	純向上會	黨員八、〇〇〇 支部五	委員長	書記長	組織部長	宣傳部長	調査部長	教育部長
民憲黨	八幡市大阪町二丁目	大一四・四・六		黨員六、八〇〇 支部六	委員長	書記長	組織部長	宣傳部長	調査部長	教育部長
社會民政黨	八幡市春日野町五丁目	昭二・一・一六 昭三・一・二七解散、社民黨ニ加盟ス	同志會、研究會		委員長	書記長	組織部長	宣傳部長	調査部長	教育部長

社會民衆黨	青年婦人部	國際情報部	出版部	調査部	教育部	宣傳部	組織部	書記長	委員長	治安部
日本農民黨	野口貫	小山藤	爲井	龜池	小澤	渡邊	赤松	松永	小畑	宮崎
勞農民衆黨	中瀬	鈴木繁	大野	清澤	水辨	瀧原	石橋	金次	吾郎	松太
關西民衆黨	丹羽	岡本	木市	木太	澤郎	淺原	市榮	春吉	彥郎	健太
民憲黨	八幡	木榮	信太	一郎	笠原	置卓	健雄	三郎	雄哲	磯雄
社會民政黨	古賀	市春	彥郎	傳出	版政	務				

社會民衆黨	黨費五〇錢 昭三・五現在									
日本農民黨	旬刊 日本農民新聞	黨費一〇錢								
勞農民衆黨	黨費三〇錢 昭三・四現在									
關西民衆黨	純向上新聞	黨費三〇錢								
民憲黨	民憲新聞	黨費一〇錢 昭三・四現在								

獨立民衆黨	吳市本通十二丁目十五	大一四・一二・二〇	海工會	黨員 三、〇〇〇	委員長 久能寅夫 副書記長 野村隆一 林 助一	昭三・五現在	
佐世保民衆黨	佐世保市松浦町一一七	昭二・六・二六	勞愛會	黨員 二、八〇〇 支部 二	委員長 古賀德一 書記長 大石榮 組織、教育、宣傳、財務 出版、調査	昭三・四現在	
民衆進黨	横須賀市山王町四八	昭二	工友會、人組合 田浦借家		委員長 上阪保 副書記長 柏原松次郎 川島不二郎		
鮮鶴民衆黨	京都市鮮鶴町上中町三丁目	昭二・一一・二六	共立會	黨員 八〇〇	委員長 島田良藏 書記長 大谷高之助	黨費六〇錢 昭三・四現在	
德山民衆黨	山口縣德山町寺町	昭三・二・一三	燃工會	黨員 四〇〇	委員長 河野貞三 副書記長 小川次郎 清神眞	黨費六〇錢	
立憲藝南民衆黨	廣島縣加茂郡廣村中新開	昭三・一・一四	工僚會	黨員 一三〇	委員長 淵野利一 書記長 福原唯一	黨費五〇錢	
神奈川自治黨	横濱市內田町七ノ二一	昭二・八・二七	武相聯盟共和會		委員長 佐藤幸太郎 書記長 苗代澤理三郎 組織、宣傳、出版、經濟調査		
臺灣民衆黨	臺北市日新町二丁目一	昭二	四八團體	黨員 七五六 支部 一六	總務 彭幸英 政務 王鐘麟 財務 蔣水 組織、社會、宣傳、調査	旬刊 臺灣民報	昭三・四現在 讀者一萬餘

第二部統計表　第一表　勞働爭議統計（當研究所調査）

第一表（其一）昭和二年中、工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態及月別件數

1　實數

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
工業													
工場工業													
染織工業	九	二	三	三	九	三	六	一六	八	六	三	二	一八
金屬工業	二	七	二	八	三	六	三	二	二	六	二	二	二四
化學工業	三	四	一〇	八	八	一〇	四	三	四	六	三	二	七四
飲食物工業	三	一	一	三	二	一	一	一	六	一	一	一	一八
雜工業	三	四	三	一五	三	八	一〇	九	八	四	九	二	一〇五
特別工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
計	四八	二六	二六	四六	四三	三八	三四	四六	三七	二三	二九	九	四三五
家內工業及手工業	四	四	七	六	五	八	四	六	二	八	二	六	六二
計	五二	三〇	六三	五二	四八	四六	三八	五二	三九	三一	三一	一五	四九七
鑛業	二	二	一	四	二	一	三	二	一	一	一	一	一九
交通業													
水上交通業	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
陸上交通業	三	一	二	五	二	六	三	三	三	三	六	三	三六
計	三	一	四	五	二	六	四	二	四	三	六	三	四一
官公營													
通信交通業	一	一	一	一	二	一	二	一	二	一	一	一	五
工業其ノ他	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
計	一	二	三	一	三	一	三	二	三	一	一	一	一八
總計	五七	三五	七二	六二	五五	三五	四六	五六	四六	三六	三八	二〇	五七五

2　百分率

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
工場工業	二一・〇三	五・九八	二三・八七	一〇・五七	九・八八	八・七四	七・八二	一〇・五七	八・五一	五・一九	六・六七	二・〇七	一〇〇

第一表（其二）

昭和二年中、工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態及府縣別件數

	工業					鑛業	交通業	官公營	總計	百分率%
	工業（家内工業及手工業）				計					
	六・四五	一一・二九	九・六八	八・〇六	一三・九〇	六・四五	九・六八	三・二三	九・六八	一〇〇
	一〇・四六	六・〇三	一三・六七	一〇・四六	九・二五	七・六六	一〇・四六	七・八五	六・二四	一〇〇
	一〇・五三	一〇・五三	五・二六	二一・〇五	五・二六	一五・七九	一〇・五三	—	五・二六	一〇〇
	七・三二	二・四四	九・七五	二・一九	一四・六三	九・七六	—	九・七六	七・三二	一〇〇
	—	一一・一一	一六・六七	五・五六	一六・六七	五・五六	一一・一一	一六・六七	五・五六	一〇〇
	九・九一	六・〇九	一三・三五	一〇・七八	九・三	八・〇〇	九・七四	八・〇〇	六・六六	一〇〇
東京	七七	二	七九	九	八	—	九	三	九六	一六・七〇
大阪	六八	一	六九	三	—	—	—	—	七二	一二・五二
兵庫	四七	五	五二	四	—	—	四	一	五六	九・七四
神川	二五	七	三二	四	六	—	六	—	四二	七・三〇
愛知	二三	四	二七	—	—	—	—	—	二九	五・〇四
埼玉	二三	一	二四	—	一	—	一	—	二四	四・一七
北海道	二三	五	二七	二	三	—	—	—	二三	四・〇〇
福島	八	二	一〇	九	—	—	—	—	二〇	三・四八
静岡	一五	二	一七	—	—	—	—	—	一八	三・一三
長野	一七	—	一七	—	—	—	—	—	一八	三・一三
岐阜	七	七	一四	—	—	—	—	—	一五	二・六一
京都	一〇	二	一三	一	—	—	—	—	一四	二・四四
福岡	八	二	一〇	二	—	—	—	—	一三	二・二六
奈良	一〇	一	一一	—	—	—	—	—	一一	一・九一

愛知	群馬	千葉	廣島	秋田	福井	宮城	和歌山	德島	長崎	石川	三重	岩手	新潟	富山	滋賀	岡山	熊本	鳥取	栃木	山口	鹿児島	佐賀	山形	山梨	宮崎	沖縄	北海道
一	一	一	二	二	二	四	二	四	二	二	二	四	三	二	四	四	四	三	六	六	七	八	七	一	一	一	一
二	一	一	二	一	一	二	一	一	二	一	一	四	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	九	八	七	七	六	六	五	五	五	六	六	三	三	五	二	三	四	四	三	三	二	二	二	二	二	二	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	二	二	二	三	四	四	四	四	四	四	五	五	六	六	六	六	七	七	八	八	九	一〇
一・一七	一・三五	一・三五	一・三五	一・三五	一・五二	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇	一・八七	一・八七	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・二二	一・二二	一・三九	一・三九	一・五七	一・七四

第一表（其二）昭和二年中、工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態及原因別件數

	工場閉鎖	解雇反對	解雇休業要求	組合及員手當求	雇入減迫	賃銀不拂	待遇改惡反對	其他	計	賃銀値上	解雇制定手當要求	退職制定手當要求	健康保險問題キツニ	待遇改善要求	組合確認要求	感情的原因	其他	計	合計
茨城	一																		
山梨																			
島根																			
香川																			
高知																			
合計	一	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
工業																			
染織工業	五	三	五	二	七	一五	六	三	一	一七	四	一	二	一九	二	一七	二	二六	二八
金屬工業	三	六	五	五	一〇	一九	四	一	七	九	四	一	一	五	四	四	四	四	四
化學工業	六	二〇	一	四	四	四	二	二	五	九	三	一	一	二	二	二	三	三	三
飲食物工業	一	四	二	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一	八	八	八
雜工業	八	二	七	二	九	二七	五	二	一	八	二	一	三	一〇	一	一	一〇	一〇	一〇
特別工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	三	三	三
計	三四	一九	一三	三五	三五	七五	一七	八	二六四	四四	一四	二	六	六三	八	四三	八	八	八四
家內工業及手工業	一	六	一	一	一	二〇	二	一	二九	一四	一	一	一	八	一	一	一三	一三	一三
計	三七	二〇	三三	三五	九五	二七	一〇	二	三〇三	六八	一四	二	六	七一	二五	一四	一九四	一九四	一九四
交通業																			
水上交通業	一	一	一	一	一	一	一	一	二	六	一	二	三	二	一	一	一	一	一
陸上交通業	二	二	二	一	二	一	一	一	二	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	四	二	一	一	三	一〇	一	一	一	二	一	一	一	一	二
鑛業																			
合計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第一表（其四）　昭和二年中、工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態及經過別件數

		勞働者側					業主側			
		示威運動	怠業	盟休	怠業示威	計	工場閉鎖	解雇	閉鎖解雇	計
官公營	通信交通業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	工業其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計		三	七	三	三	一	一	一	一	四
		二	二	三	四	一	一	一	一	五
		六	二	一	一	一	一	一	一	八
		八	六	五	八	九	九	八	八	一
工業	染織	八	二	五	二	二	二	三	一	四
	金屬工業	一〇	六	三四	六	二四	三	一七	—	二九
	化學工業	六	一	三	—	七	五	一六	二	三
	飲食物工業	一	—	八	—	一八	一	一	二	四
	雜工業	八	五	五二	—	一〇五	八	九	二	一九
	特別工業	—	一	—	—	一	—	—	—	—
	計	三	二四	一七九	八	四三	六	六四	七	九九
	家內工業及手工業	二	五	四五	—	六二	二	五	—	七
	合計	五	二九	二三四	八	一九七	三〇	六九	七	一〇六
鑛業		一	一	一	—	二	—	五	—	五
交通業	水上交通業	—	—	—	—	—	—	五	—	一
	陸上交通業	一	二	二四	—	二六	一	三	一	三
	計	一	二	二四	—	二六	一	三	一	三
官公營	通信交通業	一	二	一	—	二	—	一	—	一
	工場其ノ他	二	二	五	—	四	—	一	—	二
	計	三	二	六	—	八	—	四	—	五

第一表（其五）　昭和二年中、工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態及結果別件數

		被傭者ニ有利解決	業主ニ有利解決	妥協	不明	計
工業	工場工業	染織工業	元	三五	三三	一二八
		金屬工業	三	四七	二五	一二四
		化學工業	一〇	一六	二〇	七四
		飲食物工業	四	五	四	一八
		雜工業	三	一五	三三	一〇五
		特別工業	—	三七	二	六
	計		四	一六二	一〇七	四三五
	家內工業及手工業		八	三	二四	六二
	合計		四二	一八〇	一三一	四九七
鑛業			二	九	—	一九
交通業	水上交通業		一	四	五	五
	陸上交通業		六	一四	六	三六
	計		六	一五	六	四一
官公營	通信交通業		—	四	一	五
	工場其ノ他		二	二	七	一三
	計		二	六	八	一八
總計			一〇三	一二四	一四五	五七五

第二表（其一）　昭和二年中同盟罷怠業工場閉鎖業態別調

第二表　勞働爭議統計（社會局調査）

	總計	三	一六	七八	一三	一三	五五	三	一一	九一	八	一三〇

		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
		件數	關係工場鑛山參加勞働者總數	件數	關係工場鑛山參加勞働者總數	件數	關係工場鑛山參加勞働者總數	件數	關係工場鑛山參加勞働者總數
機械製造業	機械製造	七	四、〇七八	—	—	—	—	七	四、〇七八
	船舶車輛製造	三	三、四一三	—	—	—	—	三	三、四一三
	其の他	三八	二、六五八	四	三、六五八	二	七	四九	三、四二三
化學工業	窯業	三〇	三、九一七	—	—	二	一九	三二	三、九三六
	製紙	七	四七〇	—	—	—	—	七	四七〇
	ゴム製造	七	四五一	—	—	—	—	七	四五一
	製油製蠟製藥	二	四七七	—	—	一	三	三	五一五
	其の他	一〇	三三九	—	—	三	二四	一三	五七五
染織工業	紡績	一〇	一六、八五六	一	一、五二四	—	—	一一	一八、三八〇
	製糸	二六	五、六一四	二	五一三	一	一七二	二九	六、二九九
	織物	一三	一〇、一〇五	—	四八三	—	一五〇	一三	一〇、一〇五
	染色加工	三二	一、五〇一	五	二五三	—	—	三七	一、七五四
	其の他	七	一、二〇八	—	一六六	—	—	七	一、二〇八
飲食物製造工業	醸造業	二	二、二一七	二	一、二四八	—	—	四	三、四六五
	煙草製造	—	—	—	五八	—	—	—	—
	其の他	二	七七九	—	—	—	—	二	七七九
雜工業	製版印刷製本	一四	五三二	—	—	—	—	一四	五三二
	木竹製品	一八	一、二六一	—	—	—	—	一九	一、二九七
	其の他	三三	三、六一三	一	一七一	三	一〇九	三七	三、八九二
	金屬山	一	一、七五四	—	一五六	—	九	一	一、七五四

第二表（其二）

昭和二年中同盟罷怠業工場閉鎖發生府縣別調

	同盟罷業			同盟怠業			工場閉鎖			計		
	件數	關係工場鑛山勞働者總數	參加人員	件數	關係工場鑛山勞働者總數	參加人員	件數	關係工場鑛山勞働者總數	參加人員	件數	關係工場鑛山勞働者總數	參加人員
鑛業 石炭	一三	二五、五〇六	三、〇三〇	—	—	—	—	—	—	一三	二五、五〇六	三、〇三〇
鑛業 其の他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瓦斯電氣事業	一	三六四	一一〇	—	—	—	—	—	—	一	三六四	一一〇
運輸業 鐵道軌道	五	四、一七三	一、三二九	—	—	—	一	一九九	一九九	六	四、三七二	一、四二八
運輸業 船員船夫	四	七、八九三	一、七六二	—	—	—	—	—	—	四	七、八九三	一、七六二
運輸業 仲仕人夫	二	四、三〇二	二、五七八	—	—	—	—	—	—	二	四、三〇二	二、五七八
運輸業 其の他	二五	七八一	六六二	—	—	—	—	—	—	二六	八四〇	七三二
通信業	一	二	六	—	—	—	—	—	—	一	二	六
土木建築 大工、左官	一六	四、三四〇	三、四五二	—	—	—	—	—	—	一六	四、三四〇	三、四五二
土木建築 其の他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土木建築 土方、窯	九	二、五六二	一、八八三	—	—	—	—	—	—	二	二、八八二	二、一五九
其の他の業務	三四六	二二、一六五	四三、六六九	一七	四、四六六	二、一九四	二〇	一、一二四	八〇九	五八三	二六、八三三	四六、六七三
計	北海道	三三	一八、六七九	三、五〇三	三	二六六	二六六	—	—	—	三三	一八、六七九	三、五〇三
	東京都	三二	一六、一七二	七、五三八	—	一四三	一三〇	—	—	—	三二	一六、一七二	七、五三八
	京都	一九	六三八	三七一	—	—	—	—	—	—	一九	六三八	三七一
	大阪	六七	一九、〇二三	五、二三八	六	一、四六八	七〇四	—	—	—	六七	一九、〇二三	五、二三八
	神奈川	八	二、四三四	二、一五一	—	—	—	—	—	—	八	二、四三四	二、一五一
	兵庫	三三	一三、三二六	六、四七九	—	—	—	—	—	—	三三	一三、三二六	六、四七九
	長崎	四	二八三	一〇二	—	—	—	—	—	—	四	二八三	一〇二

埼玉	四	一、三五	三四一	一	一	一	一	一	一	四	一、三五	三四一
群馬	四	一六六	九三	一	一	一	一	一	一	四	一六六	九三
千葉	二	一、三三	一、四二	一	六二	五六	一	一	一	二	一、三九	一、四六
栃木	二	五二二	一九〇	一	一	一	一	一	一	二	五二二	一九〇
茨城	三	九六	四八	一	一	一	一	一〇	八	四	一〇六	五六
三重	二	一、四八	三三	一	一	一	一	一	一	二	一、四八	三三
愛知	一九	四、六五五	一、九六八	一	三〇〇	三五〇	二	三〇七	一六六	三	五、一六二	一、三四四
静岡	二	四五五	一〇六	一	一、三四四	四八	一	一	一	三	一、六九九	一三三
山梨	一	八八	八〇	一	一	一	一	一	一	一	八八	八〇
滋賀	二	二九一	一六一	一	一	一	一	一	一	二	二九一	一六一
岐阜	八	一、五六六	一、三一六	一	一	一	一	一	一	八	一、五六六	一、三一六
長野	三五	四、九三五	二、六四二	一	九三	六三	二	一九一	一四六	三六	四、八四四	二、八八一
宮城	一	一	一	一	一	一	一	一九	一九	一	一九	一九
福島	六	一一、五二二	二、四六四	一	一	一	一	一	一	六	一一、五二二	二、四六四
岩手	三	八二	五〇	一	一	一	一	一	一	三	八二	五〇
山形	一	一九〇	一三三	一	一	一	一	一	一	一	一九〇	一三三
秋田	二	一、四〇七	五三一	一	一	一	一	一	一	二	一、四〇七	五三一
福井	六	三九六	二三四	一	一	一	一	一	一	六	三九六	二三四
石川	一	一五	一五	一	一	一	一	一	一	一	一五	一五
富山	三	一、一四四	四二一	一	一	一	一	一	一	三	一、一四四	四二一
鳥取	二	一四九	一一九	一	一	一	一	一	一	三	三〇〇	一四五
島根	二	一、四三五	五六六	一	一四一	三五六	一	一	一	二	一、四三五	五六六
岡山	七	四一七	三九三	一	一	一	一	一	一	七	四一七	三九三
広島	六	三九五	二四〇	一	一	一	一	一	一	六	三九五	二四〇

山口	三	八三八	七三一	—	—	—	—	—	—	—	三	八三八	七三一
和歌山	四	一三一	一〇一	—	—	—	—	—	—	—	四	一三一	一〇一
德島	六	九六〇	九五四	—	—	—	—	—	—	—	六	九六〇	九五四
香川	一	六	五	—	—	—	—	—	—	—	一	六	五
愛媛	九	一、二四〇	九五八	—	—	—	—	—	—	—	九	一、二四〇	九五八
高知	二	一六一	五七	一	四二〇	—	—	—	—	—	三	五八一	四七
福岡	五	一、三三七	七六四	—	一九九	一九九	—	—	—	—	六	一、四三六	九六三
佐賀	六	六〇六	五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	六	六〇六	五〇〇
熊本	一	一〇	一〇	—	—	—	一	一、一二四	三	二	二	四八	三三
宮崎	二	四三	二八	—	—	—	—	—	—	—	二	四三	二八
鹿兒島	一	二六二	八九	—	—	—	—	—	—	—	一	二六二	八九
計	三四六	一二、一六五	四三、六六九	一七	四、五四六	二、一九四	二〇	一、一二四	八九	三八三	一二六、八三五	四六、六七二	

第三表　昭和二年中發生小作爭議統計（昭和三年二月社會局調）

第三表　小作爭議統計

1　府縣別關係人員及耕地面積

	件數	關係地主	關係小作人	關係耕地面積 田	畑	其他	計
北海道	三九	四	五三	一、九七七	一、三三〇	二	三、三〇九
東京	—	—	—	—	—	—	—
京都	二四	三九六	一、五七三	九三四	四二	二	九七八
大阪	一四二	一、七二六	七、七〇五	四、三六八	一七	—	四、三八五
神川	一四	一三六	一、〇一三	一、二三六	一四七	—	一、三七三
奈庫	一五二	二、〇一四	八、二〇九	五、五五二	二九	—	五、五八一
兵							

長崎	一〇	九三	一、二六九	五三四	九〇	一	六四
新潟	二二	九四	五、二四	四、二六五	二六〇	一	四、四六六
埼玉	五	五七	五六	一六	一	一	一六
群馬	三	二六	六四	一六	二	一	二一〇
千葉	四	二〇	五四	三〇	一	一	三〇
茨城	四	四二	四四	四	五	一	四九
栃木	二	四五四	九五	四五	二五	一	四三
群馬	二五	一、六四	五、四五	一、六五	三	一	一、六五
三重	六六	二六	四六	二六	四	一	二四
愛知	五九	八三	四、三四	一、五〇〇	三六六	一	一、八六六
静岡	六	四四	四五	二六	二〇	一	二〇六
山梨	二九	二六	一、五三	四三	二	一	四四
滋賀	八	八	二六	一六	一	一	一六
岐阜	一四〇	二、三四	六、六四四	四、〇四〇	二四九	六	四、二五五
長野	二	一五	九〇	二八	二九	一	五四
宮城	七	八	九二	一五	五	一	八八
福島	三	三	一九	六	一	一	六
岩手	一	一	一	一	一	一	一
青森	二	九	八〇	九二	一	一	九二
山形	九	一〇	五六	六一	一	一	六一
秋田	一七	二九	九四	八八	一	一	八八
福井	二五	二四八	一、〇五六	二五二	二四	一	六九四
石川	二	六八	一〇六	一六	一	一	一七
富山	一	二	三一	五	一	一	五二

2 府縣別爭議要求別數

| | | |

京都	一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大阪	一三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川	一〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
兵庫	一二六	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長崎	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟	八九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
群馬	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茨城	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
奈良	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三重	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛知	四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
静岡	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山梨	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
滋賀	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岐阜	一三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮城	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩手	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
青森	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山形	四	一	一	二	二	一	三	一	二	三	一	一	一	一	五	一	八	一	二	一	〇	一	一
	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

秋田	五	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福井	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
石川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
富山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鳥取	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島根	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡山	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
広島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山口	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和歌山	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
徳島	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
香川	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
愛媛	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高知	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福岡	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐賀	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊本	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿児島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
沖縄	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	九四三	一四	一六二	二〇	三	三	八	二	一〇六	三	七	九二

第四表（其一）

第四表　中間階級者及婦人勞働者爭議統計（當研究所調査）

昭和二年中、中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議月別件數

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	不明	計
中間階級者	官吏	一	二												三
	公吏														
	教員														
	會社員														
	其他														
	計	一	二												三
婦人勞働者	官吏														
	公吏														
	教員														
	會社員														
	其他														
	計														
職業婦人	給仕														
	女事務員														
	藝妓														
	娼妓														
	仲居														
	其他														
	計														

第四表（其二）

昭和二年中、中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議原因別件數

		受動的原因				能動的原因								計
		解雇	俸給不拂	俸給値下反對	其他	俸給値上要求	待遇改善要求	感情	其他					不明
中間階級者	官吏													
	公吏	四		一	一		一			六				一
	教員													
	會社員													
	其他	三		二										
	計	二		四	三		三			二				一
婦人勞働者	官吏													
	公吏													
	教員													
	會社員	三		二										
	其他													
	計	三		二	三		一			二				一
	計	六		一	五		一			一				一

第四表（其三）　昭和二年中、中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議經過別件數

	盟休	怠業	示威	不明	計	閉鎖	解雇	計
職業婦人								
事務員	二	—	—	—	二	—	—	—
女給仲居	二	—	—	—	二	—	—	—
藝娼妓	—	—	—	—	—	—	—	—
計	四	—	—	—	四	—	—	—
	被傭者ノ運動					業主ノ對策		

第五表　勞働組合及組合員數（昭和二年末現在社會局調）

	團體數	團體數百分率	組合員數 男	組合員數 女	組合員數 計	組合員數百分率
機械器具	七三	一四・二	九六、一八八	九九四	九七、一八二	三一・四
化學	五七	二・三	七、九〇四	一、二〇八	九、一二二	二・九
染織	一九	三・八	七、六九五	七、八五七	一五、五五二	五・〇

第六表（其一）

産業組合累年表

	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	販賣購買組合	販賣利用組合	購買利用組合	信用販賣購買利用組合	信用販賣利用組合	信用購買利用組合	販賣購買利用組合	信用販賣購買利用組合	計
明治三十七年末	一三	一	二		三								
明治三十八年末	九八六	九二	二七三	三八	一四二	六三	三〇	四七	一一	一	一	一	
明治四十三年末	二、二三六	二一七	七七一	七八	五〇三	一三六	四六	三二	三八一	一、三九	一四	一、〇六二	二、二三六
大正四年末	三、〇一五	二三四	五三五	一三二	四六一	一四一	三七	二〇	四〇四	二、〇八三	三九	二、六〇八	三、〇一五
大正九年末	二、六五〇	二三五	四二四	一〇七	三八五	一六七	二〇	一七三	二五〇	三、〇四五	六一	三、九七五	二、六五〇
大正十一年末	二、四四一	二七五	四四九	九九	三七二	一三五	四一	一九八	二〇九	三、〇一九	八九	四、一九〇	二、四四一
大正十二年末	二、四九一	二六九	四一五	一二四	三五七	一四〇	四六	二〇三	一八二	三、九〇三	九五	四、一〇六	二、四九一
大正十三年末	二、五三六	二八二	三七九	一六二	三二二	一六三	六三	二三二	一六九	二、七七七	一〇九	三、九九二	二、五三六
大正十四年末	二、五七三	二八九	三七〇	一九五	三〇五	一五四	七一	二五三	一六六	二、六四九	一二五	三、八〇七	二、五七三

第六表　産業組合統計（昭和二年第二十三次農林省産業組合要覽に據る）

	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	販賣購買組合	販賣利用組合	購買利用組合	信用販賣購買利用組合	信用販賣利用組合	信用購買利用組合	販賣購買利用組合	信用販賣購買利用組合	計
飲食物	一三	二・六	四、五八〇	六九九	五、二七九	一・七							
雜業	八六	一七・〇	一四、二六〇	八〇一	一五、〇六一	四・九							
工業	二	二・二	一一、一九六	二	一一、一九八	三・六							
鑛業													
瓦斯電氣業	一〇	二・〇	八、八一九	六	八、八二五	二・九							
運輸交通業	六一	一二・一	一二五、四七七	七〇九	一二六、一八六	三七・六							
通信業	一	〇・二	八七一		八七一	〇・三							
土木建築業	二六	五・一	二、五六〇		二、五六〇	〇・八							
其他	一四九	二九・五	二六、九二一	七四八	二七、六六九	八・九							
計	五〇五	一〇〇・〇	二九六、四七一	一三、〇二四	三〇九、四九五	一〇〇・〇							

昭和元年末	二、五三一	二九九	三三〇	二四七	二八六	一八四	七〇	二七二	一五八
二、四八〇	一三八	三、五七八	八〇	三四一	三、三五三	一四、三七三			

〔備考〕信用事業ト他ノ組合事業トヲ兼營スルヲ得ルニ至リシハ明治三十九年四月産業組合法改正後ナリ、各種組合ノ中其ノ數最モ多キハ信用販賣購買組合ニシテ總數ノ二割四分九厘ヲ占メ信用販賣購買利用組合、信用購買組合之ニ次ク、而シテ組合增減ノ狀況ヲ見ルニ年々增加ノ趨勢ヲ示シ來リタルモ昭和元年末ニ於テハ稍減少セリ

第六表（其二）　産業組合員數及出資金額累年表

	調査組合數	組合員數	一組合平均組合員數	出資金 總額	出資金 拂込濟額	一組合員平均出資金 出資額	一組合員平均出資金 拂込濟額
明治三十七年度	五七一人	四五、一三一人	七六人	？円	九四五、三二九円	？円	二〇・九四円
明治三十八年度	八三六	六八、五六三	八二	？	一、三三八、〇八五	？	一九・三七
明治四十三年度	四、九二三	五三四、〇八五	一〇九	？	七、四七七、一九二	？	一四・〇〇
大正四年度	一〇、三七四	一、二八八、九八四	一二四	二九、七三六、三九六	三三、一八六、一六一	二三・〇六	一七・二一
大正九年度	一二、一八九	二、二九〇、二三五	一八八	八九、九四二、七一七	五五、五四二、二一七	三九・二七	二四・二五
大正十年度	一二、五三九	二、五一八、七四六	二〇一	一一五、〇六九、三六一	六七、七四九、六三三	四五・六九	二七・六九
大正十一年度	一二、六九〇	二、七三四、六九五	二一六	一四四、五三五、一〇〇	八六、四九八、四八五	五二・八五	三一・六三
大正十二年度	一二、九一九	三、〇三〇、一五七	二三四	一七三、〇六九、九一七	一〇二、七七〇、四三三	五七・一二	三三・九二
大正十三年度	一三、二一九	三、三一五、二八三	二五一	二〇二、七九七、七九四	一三三、三四四、五七八	六一・一七	三六・九〇
大正十四年度	一三、三七九	三、六三五、七四八	二七二	二三〇、八七五、六一五	一四二、五八一、七四四	六三・五〇	三九・三三

第六表（其三）　産業組合員職業別累年表

	調査組合數	組合員數 農業	林業	工業	商業	水産業	其ノ他	計	百率分 農業	林業	工業	商業	水産業	其ノ他	計
明治三十七年度	六三四	三八、七〇一人	一人	二、二六五人	四、五九六人	一、二二六人	一、四四九人	四八、二七人	八〇・四	一	四・七	九・五	二・四	三・〇	一〇〇
明治三十八年度	八三六	五六、六〇九	八六〇	一、九九一	六八、五六三	八二・六	一	三、二三四	一	四・七	八・六	二・九	一〇〇		

第六表（其四）　産業組合事業累年表

	信用組合					販賣組合			購買組合			利用組合		
	調査組合數	貸付金額	組合員貯金（年度末現在）			調査組合數	販賣價格		調査組合數	購買品賣却高		調査組合數	利用料	
明治四十三年度	四、九三七、五八八	—	二一、五六四	三四、二五七	九、一〇六	三一、五七〇		五三四、〇八五	八一・九	—	四・一	六・四	一・七	五・九
大正四年度	一〇、三七四、六四三	一、〇三二	四八、二七二	八四、七二五	二三、六七一	六四、六四一		一、二八八、九八四	八二・八	〇・一	三・七	六・六	一・八	五・〇
大正九年度	一三、一八九、七〇七	二、七六二	九五、五八二	一六五・七八二	三七、五七〇	一五〇、五八〇		二、二九〇、二三五	八〇・二	〇・二	四・一	七・二	一・七	六・六	一〇〇
大正十年度	一三、五三九、一九九、七八三	三、八六〇	一〇五、五四三	一九三、七二九	四〇、九六〇	一七七、八七一	二、五一八、七四六	七九・二	〇・二	四・二	七・七	一・六	七・一	一〇〇
大正十一年度	一三、六九〇、二、一三八、九九九	五、〇六六	一二七、七三〇	二三七、三三六	四六、二七五	二〇九、二八九	二、七三四、六九五	七七・八	〇・二	四・三	八・三	一・七	七・七	一〇〇
大正十二年度	一三、九一九、二、二九八、六〇八	五、八二三	一三四、〇五二	二七三、五四四	五〇、六九八	一六七、四三三	三、〇三〇、一五七	七五・九	〇・二	四・四	九・〇	一・七	八・八	一〇〇
大正十三年度	一三、二九、四六八、六二七	五、〇九六	一五六、二七六	三二一、八六〇	五六、八四三	三〇六、五五五	三、三一五、二八三	七四・五	〇・二	四・七	九・七	一・七	九・二	一〇〇
大正十四年度	一三、三七九、二、六八六、三〇八	五、〇九二	一七四、二八七	三六六、二七六	六四、六九一	三三九、〇九四	三、六三五、七四八	七三・九	〇・一	四・八	一〇・一	一・八	九・三	一〇〇
明治三十七年度	四三七、五八八	—	三四、二五七	九、一〇六	三一、五七〇		五三四、〇八五	八一・九	—	四・一	六・四	一・七	五・九	一〇〇
明治三十八年度	一、〇六七、六四三	一、〇三二	四八、二七二	八四、七二五	二三、六七一	六四、六四一	一、二八八、九八四	八二・八	〇・一	三・七	六・六	一・八	五・〇	一〇〇
明治四十三年度	一、八三七、七〇七	二、七六二	九五、五八二	一六五・七八二	三七、五七〇	一五〇、五八〇	二、二九〇、二三五	八〇・二	〇・二	四・一	七・二	一・七	六・六	一〇〇
大正四年度	一、九九六、七八三	三、八六〇	一〇五、五四三	一九三、七二九	四〇、九六〇	一七七、八七一	二、五一八、七四六	七九・二	〇・二	四・二	七・七	一・六	七・一	一〇〇
大正九年度	二、一三八、九九九	五、〇六六	一二七、七三〇	二三七、三三六	四六、二七五	二〇九、二八九	二、七三四、六九五	七七・八	〇・二	四・三	八・三	一・七	七・七	一〇〇
大正十年度	二、二九八、六〇八	五、八二三	一三四、〇五二	二七三、五四四	五〇、六九八	一六七、四三三	三、〇三〇、一五七	七五・九	〇・二	四・四	九・〇	一・七	八・八	一〇〇
大正十一年度	二、四六八、六二七	五、〇九六	一五六、二七六	三二一、八六〇	五六、八四三	三〇六、五五五	三、三一五、二八三	七四・五	〇・二	四・七	九・七	一・七	九・二	一〇〇
大正十二年度	二、六八六、三〇八	五、〇九二	一七四、二八七	三六六、二七六	六四、六九一	三三九、〇九四	三、六三五、七四八	七三・九	〇・一	四・八	一〇・一	一・八	九・三	一〇〇
大正十三年度	二、七六二、一、〇五一	七、二〇四、八二四	四三三、〇八七	二五、四一一、〇五一	三、八九二	一、七三一	一一、二七六、〇六七	一、三五一、八九九	一六四	?	二、九三二	一六	?	一、四四九	二三六、二六三
大正四年度	九、〇四〇	一〇六、六三九、三七九	二九、五九九、一五九	四四〇、七七七、三九九	四、五五四	一一、二七六、〇六七	一、七三一	二八、三二二、七五三	六、七三二	一五六	二、三三〇	八三五、九八二		二、五〇六	一、三二八、四六九
大正九年度	一〇、九五四	四五二、四五一、四二三	一七二、〇二四、七四七	一二六、九一二、四二六	六、三三六	一一、七四九	六、七四二	一五七、九四二、四四五	八、九一三	一五七、九四二、四四五	八、九一三	一五三、七一三、八五二		二、七六四	一、五六五、八七七
大正十年度	一一、一七三	五四八、三五七、九〇二	二〇九、三九〇、八二三	一七二、八五五、三八四	六、七四九	一二八、〇七五、〇八七	六、九七六	一三七、八五五、三八四	九、四二七	一三一、五〇〇、七八八	九、四二七	一二九、〇五二、四九三		三、〇八一	二、四五六、二七九
大正十一年度	一一、三七三	六七八、九五七、七九三	一三七、八五五、三八四	一六七、九六六、〇四九	六、九七六	一五六、四六六、〇四九	七、一三七	一七〇、一五四、六二二	九、七四二	一三八、二五二、五二一	九、七四二	一二八、二五二、五二一		三、六〇四	二、九五九、一四九
大正十三年度	一一、九七九	九六四、五一四、八〇三	二四四、七九三、五〇八	一九四、八八八、六八八	七、三九六	一九四、八八八、六八八	七、三九六	一一六、〇一七、八三六	九、八三八	一五三、七一三、八五二	九、八三八	一六〇、五六三、九〇二		四、〇六七	三、九二七、五三二
大正十四年度	一三、〇一六	一、一〇〇、四七七、九四七	四一五、一一三、六五一	二一六、〇一七、八三六	七、五九五	二一六、〇一七、八三六	七、五九五	一〇、〇四一	一六〇、五六三、九〇二	一〇、〇四一	一六〇、五六三、九〇二				